

平成30年度厚生労働省委託事業
在宅医療関連講師人材養成事業
—小児を対象とした在宅医療分野—

小児在宅医療に関する人材養成講習会

【日 時】 2019年1月27日(日) 9:00～16:00

【場 所】 日本医師会館 大講堂

【主 催】 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

【後 援】 日本医師会

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

平成30年度厚生労働省委託事業
在宅医療関連講師人材養成事業
—小児を対象とした在宅医療分野—

小児在宅医療に関する人材養成講習会

【日 時】 2019年1月27日(日) 9:00～16:00

【場 所】 日本医師会館 大講堂

【主 催】 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

【後 援】 日本医師会

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

ごあいさつ

平成30年度 在宅医療関連講師人材養成事業
(小児を対象とした在宅医療分野)



平成28年6月の児童福祉法等の改正以降、医療的ケア児に対する支援の必要性が社会的にも認知され始め、国においては、平成30年の障害福祉サービス等報酬改定や診療報酬改定で、医療的ケア児への支援拡充に向けた改定が行われるとともに、学校における医療的ケア実施の在り方についても検討が進められているところです。地方自治体においても、独自の支援策を実施するところも見られるなど、徐々に支援体制が動き出したと言えるでしょう。しかし、これらは緒に就いたばかりであり、医療的ケア児とその家族がその効果を実感し、ニーズに応じたサービス・支援を受けられるまでには至っていません。

日本医師会では、平成28年度より「小児在宅ケア検討委員会」を設置し、小児の在宅医療提供体制の整備に向け、医師会としての取り組みを進めるべく議論しているところです。また、各都道府県や各圏域・市町村毎に設置される「協議の場」には、地域の医師会も積極的に参加し、地域全体でお子さんの成長を見守っていく地域包括ケアシステムの構築に向けて努力していきたいと考えています。ぜひ、地域の医師会と連携していただきますようお願い申し上げます。

各地域における支援体制の整備は、医療的ケア児を取り巻く状況や制度等を十分に理解し、リーダーシップを発揮できる人材の育成にかかっていると言っても過言ではないでしょう。その意味で、本講習会が果たす役割は大変重要であると考えております。本講習会に参加される皆様は、まさに地域で中心となって活動していただくことが期待される方々です。医療的ケア児・家族が、地域で安心してすこやかに暮らせるよう、ご尽力賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本医師会常任理事 松本吉郎

目次

プログラム・シラバス	8
------------------	---

症例提示

水野 美穂子 三浦 清邦	12
--------------------	----

総論 1

総論 1－1	
小児在宅医療の現状と課題 前田 浩利	21
総論 1－2	
小児在宅医療に関わる機関・職種 宮田 章子	29
総論 1－3	
医療機関の役割 中村 知夫	41
(小児科診療所・在支診・後方支援病院・重心施設)	
総論 1－4	
行政の役割 奈倉 道明	71

総論 2

通所・訪問サービスの役割 小沢 浩 梶原 厚子	89
(相談支援専門員、児童発達支援、放課後デイ、特別支援学校、訪問看護、訪問リハ)	

総論 3

成人を診る在宅医との連携 和田 忠志	107
--------------------------	-----

支援

支援 1	
在宅での生活支援 前田 浩利	115
支援 2	
患者中心の多職種連携 宮田 章子	121
支援 3	
病院での退院支援 中村 知夫	135
支援 4	
在宅での生活支援 竹本 潔	149
～療育施設の役割～	

支援 5	
在宅医の緊急時対応 土畠 智幸	163

支援 6	
在宅での終末期対応 前田 浩利	175

技 術 1

技術 1－1	
呼吸に関する医療ケア 竹本 潔	183

技術 1－2	
栄養に関する医療ケア 梶原 厚子	203

技 術 2

技術 2－1	
小児在宅医療における診療報酬 大山 昇一	223

技術 2－2	
制度 奈倉 道明	237

研修会の企画・運営

研修会の企画・運営 1	
研修会の企画立案 土畠 智幸	261

研修会の企画・運営 2	
研修会のコンテンツ及び講師の選定 奈倉 道明	271

研修会の企画・運営 3	
研修会当日の運営及び事後フォローアップ 奈倉 道明	285

都道府県での体制づくり

都道府県での体制づくり 1	
医療・福祉等の地域資源の把握 奈倉 道明	293

都道府県での体制づくり 2	
医療連携体制の構築 土畠 智幸	301

平成30年度 在宅医療関連講師人材養成事業 小児を対象とした在宅医療分野

日時：平成31年 1月27日(日) 9:00～16:00

場所：日本医師会館 大講堂

主催：国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

総合司会：国立成育医療研究センター総合診療部統括部長 窪田 満

部	時間	所要時間(分)		講義名	到達目標
開会	9:00～9:10	10	開会の辞	挨拶 趣旨説明	
講義	総論				
	9:10～9:20	10	自己紹介 症例提示	各グループごとの医療職と行政職の自己紹介 症例の提示	行政と医療職が顔見知りになる 午後に検討する症例の提示
	9:20～9:50	30	総論 1-1	小児在宅医療における現状と課題	小児在宅医療における現状と問題点を理解する
	9:50～10:20	30	総論 1-2	小児在宅医療に関わる多機関・多職種連携と医療者の役割	小児在宅医療に関わる多職種連携を理解する
休憩	10:20～10:30	10			
講義	総論				
	10:30～11:00	30	総論 1-3	医療機関の役割（病院・診療所・訪問看護・児童発達支援）	医療機関の役割を理解する
	11:00～11:30	30	総論 1-4	行政の役割	行政の役割を理解する
	11:30～11:50	20	技術 2-1	関連する診療報酬について	関連する診療報酬を理解する
	11:50～12:10	20	追加	災害対策に必要なこと 北海道胆振東部地震を経験して	北海道胆振東部地震の経験を共有する
昼食	12:10～13:00	50		小講堂へ移動	
報告会	成果報告				
	13:00～13:10	10	成果報告 1	昨年度の各自治体での研修会の企画立案について	昨年度の各自治体での研修会の企画立案を共有する
	13:10～13:20	10	成果報告 2	自治体① 自治体②	
移動	13:20～13:30	10		一部大講堂へ移動	
症例検討会					
GW	症例検討				
	13:25～14:05	40		各自治体内でのディスカッション	各自治体の小児在宅の現状と、障壁となっているものを理解する 病院内の連携体制の構築（医師、看護師、MSW、その他） 地域の医療職の連携の構築（在宅医、訪問看護、訪問リハビリ、訪問歯科、薬局） 地域の福祉職・保育職・教育職との連携の構築（短期入所、通園・通所、保育、相談窓口、相談支援専門員） 多職種連携、協議の場の構築（行政における協議の場、自立支援協議会など） 行政の役割の理解（保護者・兄弟支援を含めた患者支援、医療者、福祉職への支援、協議の場の開催）
	14:05～14:10	5		グループ移動	
	14:10～14:40	30		複数の自治体間でのグループディスカッション	各自治体で話し合った内容の発表 在宅移行困難な自治体への解決策の提案
	14:40～14:45	5		グループ移動	
	14:45～15:15	30		各自治体内でのディスカッション	自治体間でのグループディスカッションで得たことの共有 今後地域で進める同職種、多職種連携について
移動	15:15～15:20	5		大講堂へ移動	
GW発表	検討結果の発表				
	15:20～15:50	30	発表	各自治体からの発表、ファシリテーターからの情報共有	各自治体の課題と、課題解決のための取り組み
閉会	15:50～16:00	10	開会の辞		

「小児在宅医療に関する人材養成講習会」 プログラム・シラバス

	講師		概要	
	所属	氏名	学ぶ内容	地域において伝達する内容
	日本医師会常任理事	松本 吉郎氏		
	厚生労働省 医政局 地域医療計画課			
	大同病院 小児科部長 豊田市こども発達センター長	水野 美穂子氏 三浦 清邦氏	行政と医療職が顔見知りになる 午後に検討する症例を共有する	
	医療法人財団はるたか会 理事長 あおぞら診療所世田谷 院長	前田 浩利氏	小児在宅医療における現状と問題点を知る	地域の小児在宅医療における現状と問題点を理解する
	さいわいこどもクリニック 院長 前日本小児科学会 副会長	宮田 章子氏	小児在宅医療に関わる多機関・多職種連携と医療者の役割を知る	小児在宅医療に関わる多機関・多職種連携と医療者の役割を理解し、実践する
	国立成育医療研究センター 総合診療部 部長	中村 知夫氏	病院の役割は、退院支援だけでなく、患者家族の在宅生活の支援であることを理解する	多くの小児在宅患者が入院、通院する病院の地域連携における役割の重要性を理解する
	埼玉医科大学総合医療センター 小児科	奈倉 道明氏	行政が小児在宅医療にかかわることの重要性、かわり方を理解する	地域が小児在宅医療の整備に積極的にかかわることの重要性を理解する
	埼玉県済生会川口総合病院 小児科部長	大山 昇一氏	小児在宅医療にかかわる診療報酬について理解する	平成30年度診療報酬改正を念頭に入れた体制の整備を行う
	医療法人稲生会 理事長 生涯医療クリニック札幌院長	土島 智幸氏	医療的ケア児の診療の中で災害対策に必要なことを理解する	災害対策を念頭に入れた体制の整備を行う
	医療法人稲生会 理事長 生涯医療クリニック札幌院長	土島 智幸氏	昨年度の各自治体での研修会の企画立案を理解する	各地域の取り組みを見直す
	医療法人 弘善会 矢木クリニック院長 大同病院 小児科部長 豊田市こども発達センター長	舟本 仁一氏 水野 美穂子氏 三浦 清邦氏		
			各自治体の小児在宅の現状と、障壁となっているものを理解する	各自治体の小児在宅の現状と、障壁となっているものを理解し、前に進める仕組みを考える
			各自治体の取り組みを知る	各地域の課題解決に各自治体の取り組みを生かす
	国立成育医療研究センター 理事長	五十嵐 隆氏		

症例提示

水野 美穂子
三浦 清邦

1 症例 3歳女児 先天性ミオパチー



顔写真については保護者からの了解を得ています。
「小児在宅医療の発展を望みます」とコメントをいただきました。

2 症例 3歳女児 A病院NICU入院中

A病院は都会の大学病院、自宅は車で1時間半。居住地域の県立B病院は、今まで小児在宅医療への移行支援の実績はないが、今後取り組みたいと思っている。

【診断】 先天性ミオパチー

【現病歴】 妊娠中から胎動が弱かったためNICUのあるA病院にて39週0日2,800g帝王切開

で出生。出生直後から啼泣が弱く、呼吸状態も不安定なため、ただちに気管挿管されて

NICUで人工呼吸器管理となった。四肢の動きも弱く、精査の結果上記診断となった。

生後1か月、自発呼吸が弱いために人工呼吸器からの離脱は困難と判断。気管切開が行われ24時間人工呼吸器管理となった。

栄養は嚥下機能が弱く誤嚥の可能性があるために胃瘻管理となった。

3年間のNICU入院後、病状がほぼ安定して急変がなくなったこと、家庭環境が整ったこと、保護者の強い希望もあり在宅移行をめざすことになった。

3 症例 3歳女児 A病院NICU入院中

【家庭環境】

核家族。第1子。両親は医療的ケアの方法を習得。

母親は育児休暇中であるが、第2子を妊娠中。1～2年後には、仕事復帰を考えている。父は就業中。

【現在の状態】

精神発達は絵本やDVDを理解して楽しんでいる。

人工呼吸器管理を行っていれば呼吸状態は安定している。

吸痰回数は3時間に1回程度。

風邪を引くと吸引回数が1時間に1回以上になる。

唾液の嚥下は可能となり、気管内への垂れ込みは少ない。

必要な医療的ケアは気管切開での人工呼吸器管理、カファシストによる排痰、気管切開カニューレからの吸痰、胃瘻による栄養管理。

【在宅移行準備】

A病院NICUから地域のB病院小児科へ転院しての在宅移行支援を目指している。

4 在宅乳児と家族の1日のスケジュール例

【在宅後の生活 1日のスケジュール】

		木	金	母	父
深夜	4:00				
	5:00				
	6:00	ミルク終了	ミルク終了	起床	
	6:30	内服・MCT・ミルク	内服・MCT・ミルク		起床
早朝	7:00				
	7:30			食事	食事
	8:00				入浴
	8:30			掃除	会社出勤
	9:00				
	9:30	洗腸・沐浴	洗腸・沐浴		
午前	10:00	MCT・ミルク	MCT・ミルク		
	10:30				
	11:00				
	11:30				
	12:00				
	12:30				
	13:00			昼食準備	
	13:30	内服・MCT・ミルク	内服・MCT・ミルク	食事	
	14:00				

平成29年度 小児在宅医療に関する人材養成講習会

2枚の表は3ヶ月の乳児例で、先天奇形・先天性心疾患をもち、経管栄養と酸素療法が必要な子どもで、ケアにかかる時間と家族の生活を24時間のタイムスケジュールに落としてみたものである。

この表でわかることは、おなじケアであっても、準備と片付けに時間を要し、それも1日に複数回に及ぶ。母の睡眠時間の確保だけでなく、家事をする時間、自分自身の時間を確保することができないことが容易に理解できる。

乳児期初期は、行政から介護のサービスも入らず、家族だけが頼りである。また引き受ける訪問看護事業所が少なく、訪問看護ステーションからサービスを受けることも、希望通りにならないことがほとんどであり、乳児期初期から介護などの福祉サービス、子育て支援の観点からも、家事援助などの子育ての支援が障害がある子どもにも入っていく必要がある。

5 在宅乳児と家族の1日のスケジュール例

	木	金	母	父
午後				
14:30				
15:00				
15:30	看護	看護		
16:00				
16:30				
17:00				
17:30	吸入・ブザー	吸入・ブザー		
18:00	MCT・ミルク	MCT・ミルク		帰宅
18:30				
19:00			夕食準備	
19:30				
20:00			食事	食事
20:30				
21:00	洗腸・マッサージ	洗腸・マッサージ		入浴
22:00	内服・MCT・ミルク	内服・MCT・ミルク		
23:00	MCT・ミルク	MCT・ミルク	入浴	
0:00				
深夜				
1:00			就寝	就寝
2:00				
3:00				
4:00				

平成29年度 小児在宅医療に関する人材養成講習会

この表からは母の睡眠は4時間ほどで、家事をする時間は少なく、殆ど母個人の時間はないことがわかる。

6 この情報で十分ですか？

・在宅移行に必要な情報は何でしょうか？

- ☐ 病状（呼吸状態）は安定していますか？
- ☐ どのような医療ケアが必要ですか？
- ☐ 準備すべき気管カニューレ 胃ろうチューブは？
- ☐ 保護者の医療的ケア手技は十分ですか？
- ☐ 家族の受け入れ態勢はできていますか？
- ☐ 保護者は緊急時の対応ができますか？
- ☐ 医療チームは準備されていますか？
- ☐ 手帳や小児慢性疾患などの公的書類は提出されていますか？

7 考えるヒント

自分たちの自治体でこの子の在宅生活を支援するために何が必要か考えてみましょう。

1. A病院NICUからB病院へ転院する前にどの職種が何をしたらよいでしょうか？
2. B病院の役割は何でしょうか？ B病院では何を行いますか？
3. この子の在宅生活を支えるための医療、福祉、行政の役割は何でしょうか？
4. B病院から在宅移行前に退院前カンファランスを開催します。どのような職種が集まり、何を話し合いますか？
5. 在宅生活を始めてみて 何か問題が生じたらどうしますか？
この子の主治医は誰でしょうか？保護者は誰に相談しますか？

8 議論して欲しいこと

自分たちの自治体で、この子の在宅生活の支援には何が必要でしょうか。

1. 病院内の在宅移行体制の構築
(医師、看護師、MSW、その他)
2. 地域の医療職との連携の構築
(在宅医、訪問看護、訪問リハビリ、訪問歯科、薬局)
3. 地域の福祉職・保育職・教育職との連携の構築
(短期入所、通園・通所、保育、相談窓口、相談支援専門員)
4. 多職種連携、協議の場の構築
(行政における協議の場、自立支援協議会など)
5. 行政の役割の理解 (保護者・兄弟支援を含めた患者支援、医療者、福祉職・教育職への支援、協議の場の開催)

9

議論における注意点

口外しない
人を批判しない
皆が意見を言う

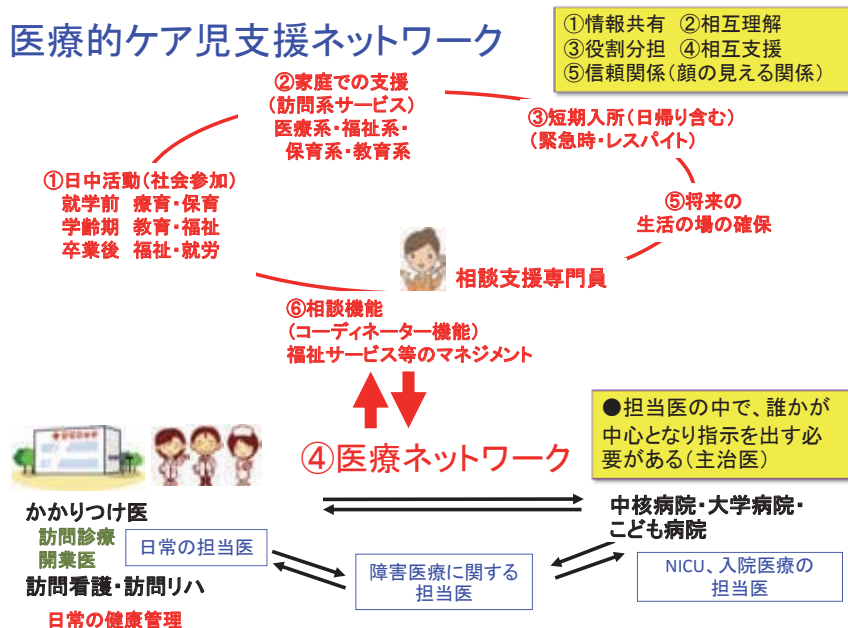
10

参考資料

参考資料

11 医療的ケア児支援ネットワーク

医療的ケア児支援ネットワーク



いくつかの医療機関に顔を売っておく必要がある。積極的にネットワークを作るべく、紹介状を書きまくる。重症児でも小さい時からかかれば診てもらえる。予防接種もしてくれる。

担当医は最低 3 人または 4 人のことも。

12 医療的ケア児（とその家族）に対する支援

医療的ケア児(とその家族)に対する支援

①日中活動(社会参加)

- ・就学前: 保育所・幼稚園、児童発達支援、日中一時支援
- ・学齢期: 学校・特別支援学校、放課後等デイサービス、日中一時支援
- ・卒業後: 生活介護、就労

②家庭での支援(訪問系サービス)

- ・医療系: 訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーション
歯科訪問診療(歯科医師・歯科衛生士)
- ・福祉系: 居宅介護・訪問入浴・重度訪問介護等・居宅訪問型児童発達支援
- ・教育系: 訪問教育
- ・保育系: 居宅訪問型保育

③短期入所(日帰り含む)(緊急時・レスパイト)

- ・医療型障害児入所施設・療養介護施設
- ・短期入所事業所(病院・有床診療所・老人保健施設等)
- ・日中一時支援

④医療機関

- ・障害専門医療(定期受診)＋日常疾患(かかりつけ、救急・入院)

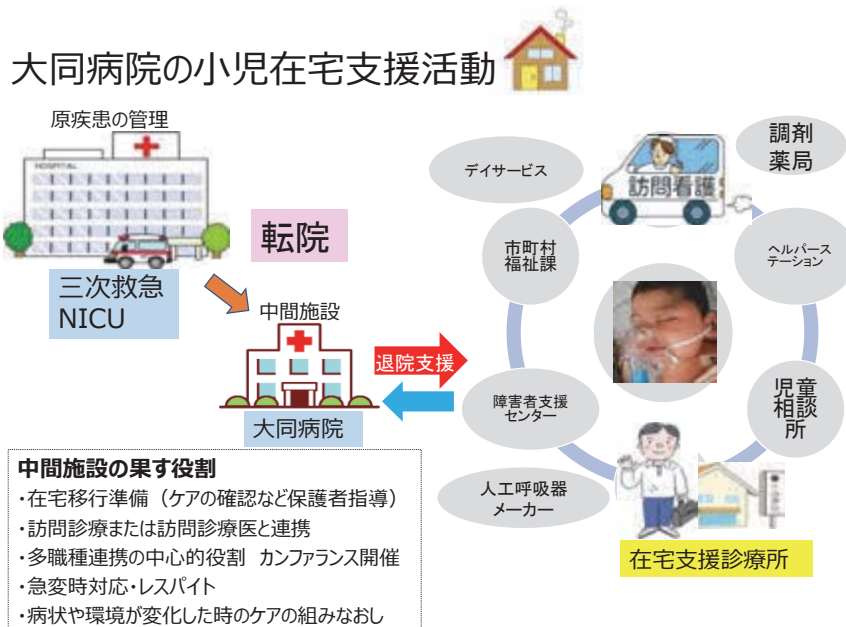
⑤将来の生活の場の確保

- ・医療型障害児入所施設・療養介護施設
- ・グループホーム・その他

⑥相談機能(コーディネーター機能)

- 相談支援専門員、医療機関のソーシャルワーカー
- 各市町村の担当者、訪問看護師・保健師らが担う

13 大同病院の小児在宅支援活動



14 退院支援カンファランスで話し合う内容（例）

退院支援カンファランスで話し合う内容（例）

- 患者情報の共有（病状 家族背景など）
- 訪問看護師の役割 訪問回数の確認
- 訪問ヘルパー役割 訪問回数の確認
- 児の生活の中に支援内容を組み込んでいく
- その他使える福祉制度の確認
- 手帳・小慢などの提出状況確認
- 緊急時の対応方法
- レスパイト先
- 保護者からの要望

総論 1

- 1 - 1. 小児在宅医療の現状と課題
- 1 - 2. 小児在宅医療に関わる機関・職種
- 1 - 3. 医療機関の役割
(小児科診療所・在宅療養支援診療所・在宅後方支援病院・重心施設)
- 1 - 4. 行政の役割
(都道府県医療部署・障害部署・保健所・市町村障害部署・保健センター・医師会)

目 標

日本における小児在宅医療の必要性について理解し、その現状と課題を把握する。

Keyword

- 超高齢社会
- 少子化
- NICU 満床問題
- 医療的ケア児
- 重症心身障害児者
- 超重症児スコア

内 容

わが国が直面する超高齢社会と少子化の問題を概観し、医療技術の進歩によって、NICU 満床問題が起き、医療的ケア児の地域移行が進んでいることを理解する。その中で、法律改正によって、医療的ケア児の存在が社会的に認知されつつある現状と、まだ課題は山積していることを理解する。

【引用情報】

- 1) 多職種連携による小児在宅医療人材育成プログラムテキスト
平成26年 3 月 平成25年度厚生労働省科学研究費補助金
- 2) 「医療依存度の高い小児及び若年成人の重度心身障がい者への在宅医療における訪問看護師、理学療法士、訪問介護員の標準的支援技術の確立とその育成プログラムの作成のための研究」総括・分担研究報告書 平成26年 3 月
- 3) NICU から始める退院&調整 在宅ケアガイドブック 前田浩利 岡野恵里香
メディカ出版 平成26年 9 月
- 4) 実践小児在宅医療ナビ 前田浩利 南山堂 2013年 5 月

■ 高齢化

世界に先駆けての65歳以上の高齢者が21%超の
超高齢社会

2016年の高齢化率(65歳以上)が26.7% 2065年は38%

人口減少と国力、経済への影響

・現在1億2,700万人、2050年に1億人を切り、2065年に8,800万人
死亡者の急激な増加

・2016年129万人、2017年134万人、人口は40万の減少

■ 少子化

・年間出生数の減少と低出生体重児の出産の増加

・子ども達は全てが稀少児

・医療依存度の高い医療的ケア児の増加

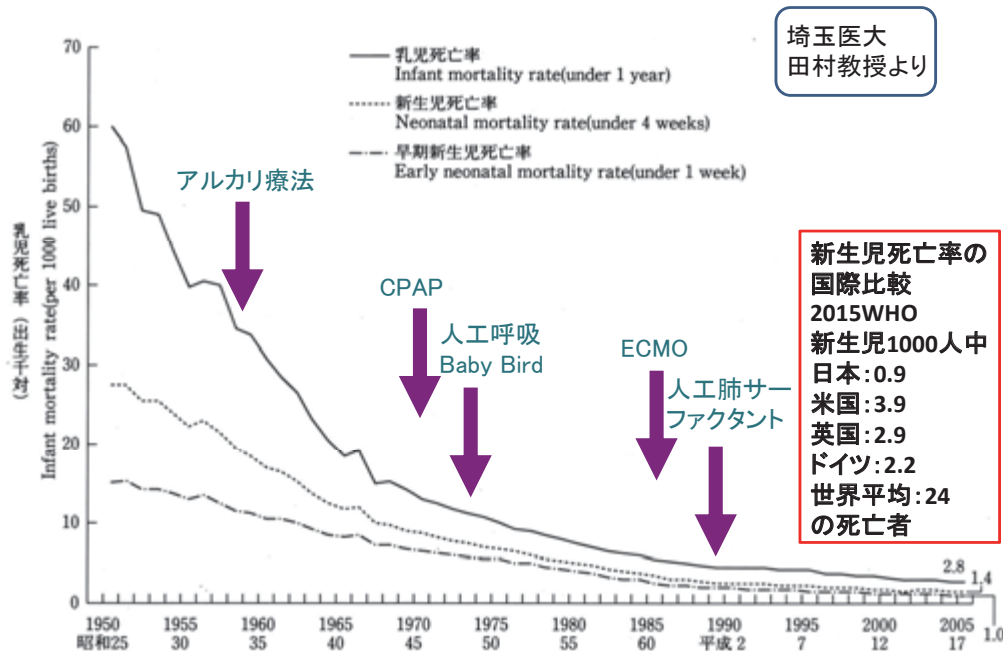
日本では世界に先駆けて、少子化、高齢化が進行しつつある。その速度はすさまじく、2016年の65歳以上の高齢化率が26.7%、2065年は38%である。65歳以上の高齢者が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会という。日本は超超高齢社会への道を進んでいる。高齢化が進むと共に、出生数も減少し2年連続で100万人を切り、11年連続で出生数が死亡数を下回り、人口減少が続いている。このままでは、人口は現在1億2,700万人、2050年に1億人を切り、2065年に8,800万人と国力、経済への影響も大きいと予測される。死亡者も急激に増加し、2016年に129万人、2017年に134万人、人口は40万の減少となる。

このように、年間出生数が減少するとともに、日本はヨーロッパ諸国を中心に、日・米を含め35ヶ国の先進国が加盟する国際機関であるOECD（経済協力開発機構）中、最も低出生体重児が多く、2011年で9.6%が2,500g未満の低出生体重児である。また1,500g未満の極低出生体重児が年間5,000人、1,000g未満の超低出生体重児が、年間3,000人生まれている。そして、500gを切る低出生体重児の半数は救命されている。その結果、医療依存度の高い医療的ケア児が増加している。

	0歳～19歳までの 死亡者数
昭和60年 (1985年)	18,488人
平成13年 (2001年)	8,069人
平成27年 (2015年)	4,834人

子どもの死亡数は減少を続け、1985年には0歳から19歳までの死亡者が18,488人に対し、2001年には8,069人、2015年には4,834人になっている。

3 新生児死亡率の推移



このグラフのように、医療技術の進歩に伴い新生児の死亡率も減少し、2015WHOの国際比較では、新生児1,000人中の死亡者が、世界平均：24人のところ、日本：0.9人、米国：3.9人、英国：2.9人、ドイツ：2.2人と、日本は世界一の救命率である。2011のデータでは日本は1人だったので、この4年間でも日本の新生児医療は進歩を続けているのである。

4 予想していなかった事態

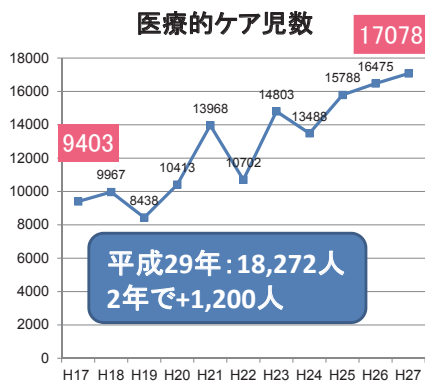
- ほとんどの子どもたちは元気に普通に生活できるようになった→退院
- しかし、一方医療機器と医療ケアに頼らなければ生きていけない子どもたちが生まれた
 - 人工呼吸器
 - 気管切開
 - 経管栄養

都立墨東事件
2008年10月
36歳 妊婦 脳出血 7医療
機関で受け入れ拒否、
その後死亡 NICU満床問題

医療的ケア児の増加と地域移行

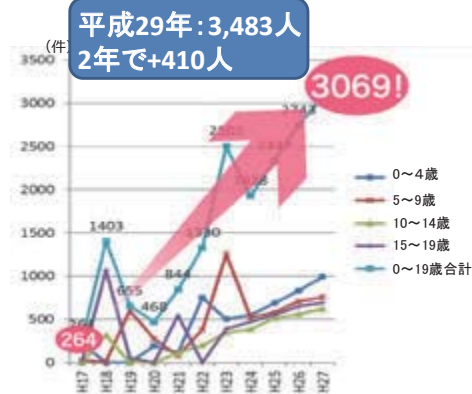
私たち小児科医が懸命に救命し、多くの子どもの命を救ってきた結果、予想していなかった事態が起きる。医療技術の進歩によって、救命されたほとんどの子どもたちは元気に普通に生活できるようになり、退院した。しかし、一方医療機器と医療ケアに頼らなければ生きていけない子どもたちが生まれた。医療的ケア児と言われる人工呼吸器、気管切開、経管栄養などが必要な子どもたちである。これらの子どもたちは、当初、なかなか退院できず、病院に長期入院していた。しかし、2008年に36歳の妊婦が脳出血を起こし、7医療機関で受け入れ拒否、その後死亡するという事件が起き、その原因がNICUの長期入院児による満床問題であると指摘され、医療的ケア児の地域移行が進められた。

医療的ケア児はこの10年で約2倍に増加



在宅人工呼吸療法を受けている小児患者は10倍に増加

19歳以下における在宅人工呼吸指導管理料算定件数の推移



現在の医療的ケア児の人工呼吸器比率は18%

埼玉医科大学総合医療センター
奈倉 道明先生

その結果、この表に示すように医療的ケア児は急速に増加し、2006年に264人だった自宅で人工呼吸器を使用しながら生活している19才以下の子ども、2015年には3,069人と10倍に増加している。そして医療的ケア児も9,400人から17,000人とほぼ倍になっている。

そして、更に平成27年から29年までの2年間で医療的ケア児は総数で1,200人増加し、人工呼吸器を使用している子どもはその2年で410人増加している。医療的ケア児の20%が人工呼吸器を使用していて、重症度、医療依存度の高い医療的ケア児が増えていることがわかる。

日常的に医療機器、医療ケアが必要な子どもたちは、制度上、法律上では地域にいない、そのような子どもたちは、病院にしかいないとされていた。

我が国の障害の概念は、身体、知的、精神、発達障害であり、日常的に医療が必要な障害という概念が無かった。従って、日常的に医療が必要な子どもをその医療の必要度に応じて支える社会的仕組みが存在しなかった。

医療的ケア児の在宅生活を支えるための最大の壁が、このような日常的に医療機器、医療ケアが必要な子どもたちは、制度上、法律上では地域にいない、そのような子どもたちは、病院にしかいないとされていたことである。つまり、我が国の障害の概念は、身体、知的、精神、発達障害であり、日常的に医療が必要な障害という概念が無かった。従って、日常的に医療が必要な子どもをその医療の必要度に応じて支える社会的仕組みが存在しなかったのである。そのことを、我々小児科医は十分認識できず、医療的ケア児たちを病院中心の医療システムの中で懸命に支えてきた。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講じよう努めなければならない。」

2016年5月24日成立・公布・施行

その日本の障害の概念を変えたのが、2016年に成立した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律である。この法律では、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講じよう努めなければならない。」とされ、ここに初めて、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害という概念が法文化された。

寝たきりの
子ども

従来の重症心身障害児
(重症児)

動ける子供

新しいタイプの子ども

これらの医療的ケア児には、従来の重症心身障害児と言われる寝たきりの子どもと、動ける子どもがいる。

- ・重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態。
医学的診断名では無く、児童福祉の行政上の措置を行うための定義
- ・現在も障害福祉制度の基盤の考え方

21	22	23	24	25	70
20	13	14	15	16	50
19	12	7	8	9	35
18	11	6	3	4	20
17	10	5	2	1	0
走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり	IQ

1, 2, 3, 4の範囲が
重症心身障害児

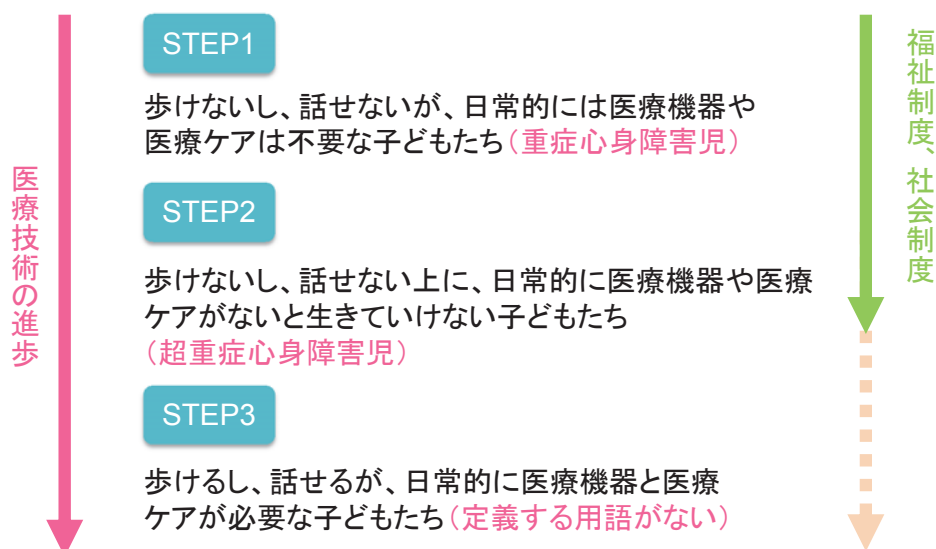
5, 6, 7, 8は周辺児
と呼ばれる

これは、従来の重症心身障害児の判断基準となる大島の分類である。
この分類には、医療ケアや医療機器が加味されていない。

超重症心身障害児：以下の超重症児スコアで判定

- ・ 大島分類に医療ケアを加味
- ・ ADLは座位まで(立てれば適応外)
- 医学的管理下に置かなければ、呼吸をすることも栄養を摂ることも困難な障害状態にある児で以下のスコア25点以上。準超重症児は10点以上
- 呼吸管理
レスピレーター(10) 気管内挿管、気管切開(8) 鼻咽頭エアウェイ(8) 酸素吸入(5) 1時間1回以上の吸引(8) 1日6回以上の吸引(3) ネブライザーの6回/日以上または常時使用(3)
- 食事機能
IVH(10) 経口全介助(3) 経管(経鼻、胃瘻)(5) 腸瘻(8) 腸瘻・腸管栄養時に注入ポンプ(3)
- 他の項目
継続する透析(10) 定期導尿、人工肛門(5) 体位交換1日6回以上(3) 過緊張で発汗し更衣と姿勢修正3回/日以上(3)

それで、大島分類に医療ケアを加味した超重症児スコアが生まれたが、これも、ADLが座位までになっていて、いくら医療ケアの点数が高くても立ち上がる子どもは対象外となる。



これまで述べたことをまとめると、確かに法律の中で、医療が必要な子どもたちを支援する方向性は示された。しかし、その具体的な現場での制度、社会資源の整備は大きく遅れているのが現状である。

歩けないし、話せない子どもたちは、重症心身障害児と呼ばれる。

歩けないし、話せない上に、日常的に医療機器や医療ケアがないと生きていけない子どもたちは、超重症心身障害児である。

しかし、歩けるし、話せるが、日常的に医療機器と医療ケアが必要な子どもたちは、まだ定義する用語がない。

このような子どもたちも包含する支援の仕組み作りはこれからの課題である。

12

まとめ

わが国の障害福祉制度では、日常的に医療機器、医療ケアが必要な医療的ケア児は、制度上では地域にいないとされてきた。



生活支援の欠如、医療と福祉、教育の断絶、医療だけが抱え込まざるを得ない現状



子どもと家族の生活の困難 (家族の孤独なケア、家族の疲弊、学校に行けない、外出できない、15歳を超えたらかかりつけの病院が無い) 医療機関の機能不全 (NICU満床問題、PICU満床問題)
災害時の問題 (避難場所、非常時の電源)

これまでの話をまとめた。

小児在宅医療の対象となる子どもたち、医療的ケア児は、制度上では地域にいないとされてきた。

その結果、生活支援の欠如、医療と福祉、教育の断絶、医療だけが抱え込まざるを得ない現状が生まれた。

そして、家族の孤独なケア、家族の疲弊、学校に行けない、外出できない、15歳を超えたらかかりつけの病院が無いなどの、子どもと家族の問題、NICU満床問題、PICU満床問題など、医療機関の機能不全も生まれた。更に、災害時の問題も大きく、東日本大震災や、熊本地震の際に、医療的ケア児の多くが避難場所が無く、自家用車の中で過ごした問題や、非常時の電源確保の問題、東日本の際の津波によって、障害者の死亡率は健常者の2倍と言われるなど避難の際の支援の問題が浮き彫りになり、今後の大きな課題となっている。

- 全ての子ども、どんな重い障害や病気をもった子どもも、一人の「人」として大切にされ、家族の絆、地域のつながりの下で、それぞれがもって生まれた「いのち」の可能性をできる限り発揮して、生き切ることができる社会を実現する。
- 在宅医療という形で、地域基盤 (community-based) の多職種連携 (multi-disciplinary) による包括的ケア (comprehensive care) を行い、Patient & Family-Centered Careを実現する。

小児在宅医療の目的、ミッションは、全ての子ども、どんな重い障害や病気をもった子どもも、一人の「人」として大切にされ、家族の絆、地域のつながりの下で、それぞれがもって生まれた「いのち」の可能性をできる限り発揮して、生き切ることができる社会を実現することであり、言い換えると在宅医療という形で、地域基盤 (community-based) の多職種連携 (multi-disciplinary) による包括的ケア (comprehensive care) を行い、Patient & Family-Centered Careを実現することである。

目 標

小児の成長発達による変化および病態・疾患の多様性から来る小児在宅医療の特徴を理解した上で、複数の医療機関同士の連携や地域での医療職、福祉、教育機関、行政など多機関・多職種との連携の必要性や意義を理解する

Keyword

小児の成長発達と疾病特殊性、在宅医と病院主治医、医療・福祉・教育の連携、コーディネーター

内 容

1. 小児在宅医療の特徴を理解

小児在宅児の基礎疾患と病態の多様性の理解、小児在宅患者の医療的ケアと数の多さを理解し、成長とともに変わるケアにも対応していく必要がある

2. 医療機関間の連携と支援会議の重要性

小児在宅児の特徴から病院主治医との関係が強く在宅医と病院主治医の連携は必須である。在宅移行に際しても事前の十分な準備と役割分担の確認のために退院支援会議の必要性、急性増悪期の緊急入院対応など、継続的な連携が重要である

3. 多機関・多職種の連携のあり方

複雑な医療、福祉、教育の仕組みの中の広域・地域の連携機関の種類と役割を理解する

4. コーディネーター

連携のためにはコーディネーターの存在が必須である
総合支援法における相談支援専門員の育成が課題である

【引用情報】

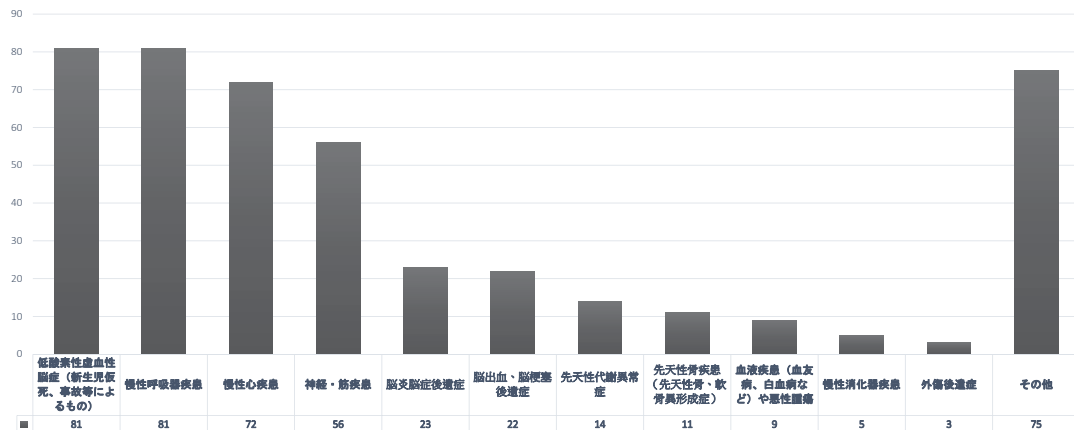
- 1) 平成27年度小児等在宅医療地域コア人材養成講習会
- 2) 平成29年度 厚生労働省委託事業 在宅医療関連講師人材育成事業
(小児を対象とした在宅医療分野) 小児在宅医療に関する人材養成研修会
- 3) 「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究」の中間報告(平成28年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業)
- 4) 医療的ケア児等コーディネーター等育成研修
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-shakaiengokyokushougaihoukenfukushibu/0000161126.pdf>

地域の医療・福祉などの連携を理解するためには成人とは違う小児の在宅児の特徴を理解した上で地域連携を構築する必要がある。

介護保険のない制度の中、医療保険と福祉制度などを組み合わせながら運営していくことや、成長に伴う環境変化に対応していかなければならない。小児在宅医療の推進のためのリーダーとなるためには、各々の専門外の領域にも理解と参加が求められる。

医療的ケアや介護の負担を軽減し持続可能な在宅生活を送るためには、成人の在宅医療との違いと小児の特徴を理解し、成長とともにかわる病態に対応した支援が必要である

医療的ケア児の基礎疾患（埼玉県）



「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究」
 （平成28年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業）

医療的ケア児の基礎疾患は多種多様で、先天性の疾患では染色体異常奇形症候群、代謝異常、神経・筋疾患など、また新生児期発症の低酸素脳症、脳出血などが多い。後天的な疾患では、脳炎脳症後遺症、外傷後遺症、悪性腫瘍、血液疾患があげられる。これらの基礎疾患の病態を理解し各々に必要な医療ケアを提供する必要があるが、在宅児の場合、医療ケアの種類が多く重症例が多いことが特徴である。

高度医療依存児のライフステージのスタートは病院から始まることが多い

常に医療が必要だが
医療と福祉・教育との連携、協働の仕組みが未成熟

教育

福祉



医療（常に必要）

病院から
地域・家庭へ
の移行期

地域・家庭で
の生活早期

就学期

就労期

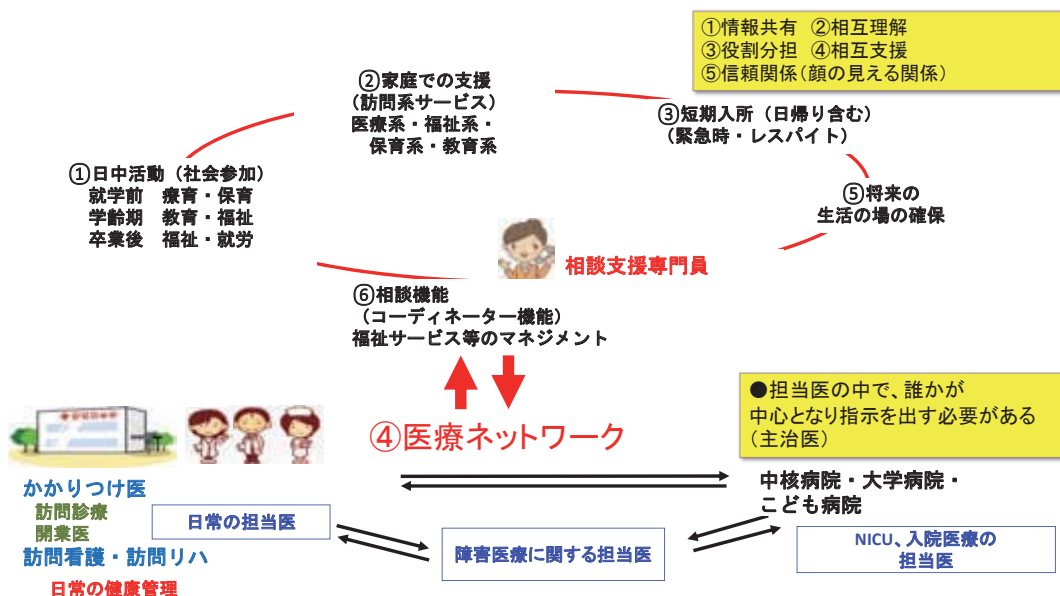
社会的自立期

終末期

医療的ケア児にとってライフステージは、病院での治療から始まる。

急性期から安定期に移行し病状が安定すれば、地域・家庭への移行を行い在宅での生活がスタートする。地域の生活は、医療のみでなく生活することが主体となるため、成長に合わせた福祉や保育・教育の連携と協働の仕組みが必要であるが、未成熟である。

病院の主治医が存在するため、医療の地域完結型とはならず病院と強い結びつきを持ちながら生活をしていく。在宅移行に際しても事前の十分な準備と役割分担の確認のために退院支援会議の必要性、急性増悪期の緊急入院対応など、継続的な連携が重要である。また退院移行だけでなく、在宅移行した後も治療の変更や状態の変化、子どものニーズを把握していくためには必要に応じて連携会議の開催をしていくことが重要である。



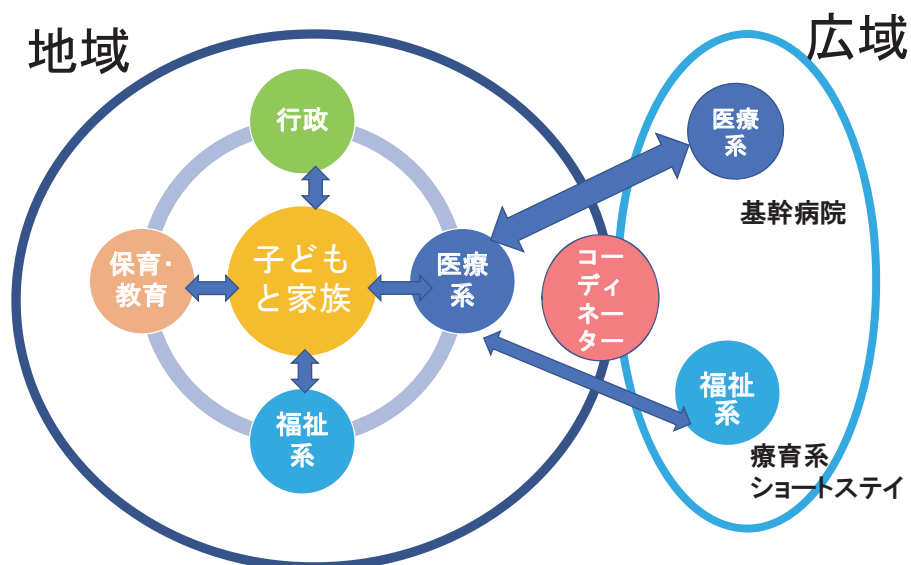
在宅小児の疾患の希少性から、健康管理をするためには専門知識をもった検査・治療などのフォローが必要であり、小児在宅患者は、二人の主治医が必要である。すなわち病院の主治医（中核病院・大学病院・小児専門病院など）と日常の担当医である。急変時には緊急入院先としても機能する必要がある。

この二人の主治医の存在は成人の在宅医療ではほとんど見られない関係である。成人の場合は一旦病院から退院した時点で主治医は在宅医となり、病院との関わりはなくなってしまう。

このように、広域の基幹病院と地域の在宅医の連携はより強く求められる。

またリハビリテーションや、レスパイトのための短期入所の利用のため、療育機関の病院との連携も必要となってくるため、多くの医療機関・療育病院が関わることとなる。

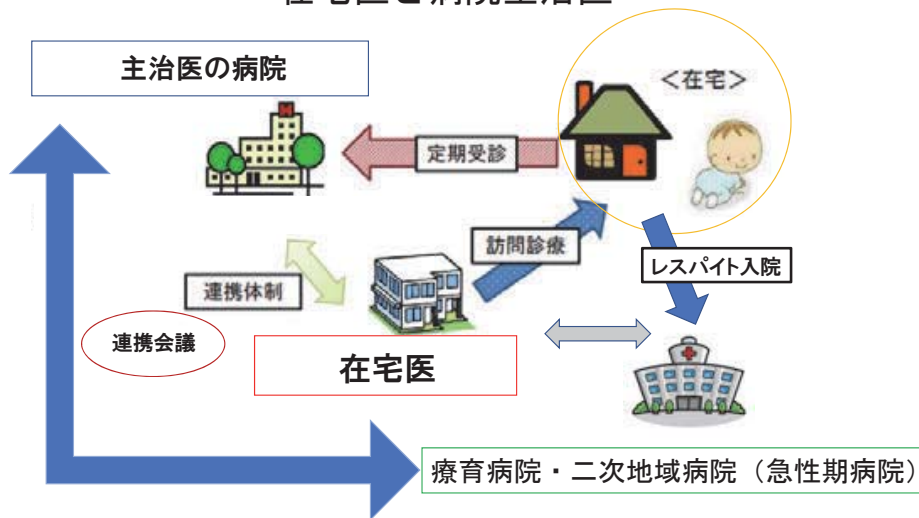
在宅療養児と家族にとって多種多様な
医療社会資源の活用が有用で、そのためには多職種の
チーム作りが必須である。



連携の形を示す。小児の場合には、連携は地域完結型ではなく、必ず広域の病院の主治医や療育施設などと連携が必要である。広域での、医療支援は基幹専門病院、病院のソーシャルワーカー、福祉系の支援は、ショートステイ、療育施設等が挙げられる。地域では、子どもと家族を核として、医療系の支援すなわち訪問診療、訪問看護、訪問歯科、訪問薬剤などが、福祉系の支援では介護、レスパイト、日中一次支援、児童発達支援など、教育関連では、幼稚園、保育園、学校が、また行政系では、障害福祉、子育て支援、保健所、児童相談所などがあげられる。地域のこれらの機関と家族の連携をコーディネートし、かつ広域の関係機関とも連携し地域とを結ぶ役割を担うコーディネーターも重要である。

医療機関の連携

在宅医と病院主治医



在宅小児は疾患の希少性から、健康管理をするためには専門知識をもった検査・治療などのフォローが必要であり二人の主治医が必要である。すなわち病院の主治医（基幹病院、小児専門病院など）と在宅の主治医である。

この二人の主治医の存在は成人の在宅医療ではほとんど見られない関係である。成人の場合は一旦病院から退院した時点で主治医は在宅医となり、病院との関わりはなくなってしまう。

広域の基幹病院と地域の在宅医の連携は小児の場合は必須である。またリハビリテーションや、レスパイトのための短期入所の利用のため、療育機関の病院を利用している場合が多いが、どちらも身近な地域に多く存在しているわけではなくそのための通院や移動は家族の負担が多い。それを調整するコーディネーターが必要である。

- ・ 周産期センター
- ・ 高次機能病院・小児専門病院・大学病院
 - ⇒ 専門医療、検査入院
 - 急性増悪時の専門治療
- ・ 地域中核病院
 - ⇒ 急性期治療、レスパイト
- ・ 医療型療育病院
 - ⇒ リハビリテーション
 - ショートステイ、入所

周産期センターでは、在宅移行する子どもたちの退院支援を行い、家族に必要なケアの教育や地域への退院支援会議を行い地域へ移行するための準備を行う。

一旦退院したら、急性増悪時の入院治療や特殊治療、検査は、高次機能病院・小児専門病院・大学病院が担い、二次的な急性疾患やレスパイトは地域中核病院が行う。また医療型の療育病院では、継続的なリハビリを行うなど、役割があり、複数の専門科と医師が関わっているため、その役割分担と情報の共有が必要となる。同時に在宅医との連携も欠かせない。

- ・訪問診療
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・訪問薬剤指導
- ・歯科訪問診療
- ・在宅患者訪問栄養食事指導
(急性期の二次治療入院病院)

地域の医療系支援の中での多職種の連携は、非常に重要である。日常の体調管理は訪問看護師と在宅医による訪問診療が担うといっている。この二つの職種の情報共有と役割分担がなければ、子どもの健康の維持は不可能である。訪問看護とのアセスメントとケアの共有化は必須である。在宅医は同時に病院の主治医との連携と知識のブラッシュアップも求められる。しかしながら小児を扱う訪問看護ステーションも在宅医も絶対数が少ないことが現状で、在宅移行をする子どもたちの増加に追いついていないことが現実である。とくに複数の医療ケアやデバイスのついた子どもの管理は知識と技術が必要なため早急に育成が求められている。訪問リハビリ、歯科も絶対数の少なさは同様で、現状は子ども、もしくは家族が向うく形が圧倒的に多い。その他、薬剤師による訪問薬剤指導、栄養士による訪問食事指導は、在宅医療を支えるチームに重要である。

12

歯科訪問診療 歯科医による病診ネットワーク

たましよしネットが考える口腔内管理の支援システムと連携ネットワーク



多摩小児在宅歯科医療連携ネットHPより

「多摩小児在宅歯科医療連携ネット」（たましよしネット）の紹介

東京多摩地区歯科医師会では、歯科医師による医療的ケア児への支援を行っている。その支援内容は、地域の歯科医院では口腔内診査やスクリーニングを行い、口腔内に疾患がないかを診査するのが主な役割とし、疾患があった場合、地域の後方支援病院の歯科に依頼し、治療を行う。治療後は地域の歯科医院でメンテナンスや予防に努める。摂食嚥下障害が疑われた場合、後方支援病院にて嚥下機能等を診査・診断し、口腔ケアや摂食機能訓練を行っていく。

13 訪問薬剤指導 地域かかりつけ薬局の役割

医療者としての支援

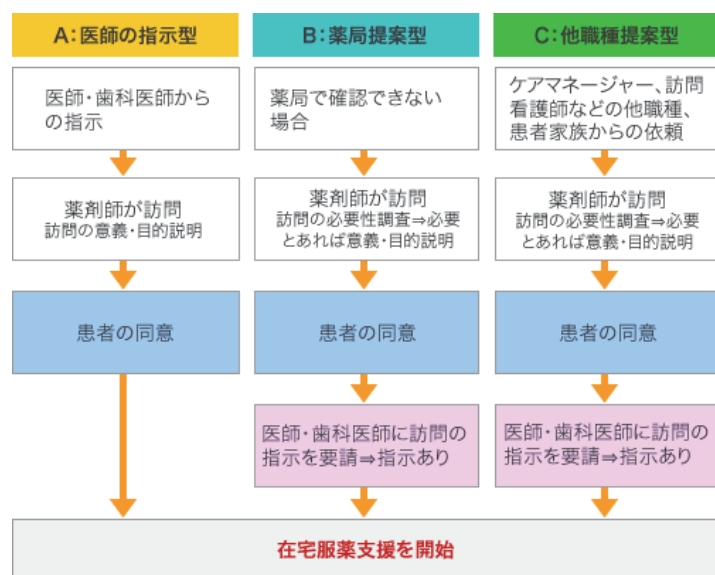
- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導
 - ◆ 処方薬が多く、内服が複雑
 - ◆ 経管投与が多い
 - ◆ 小児の特殊性を理解した服薬指導
 - ◆ 中心静脈栄養、オピオイド
 - ◆ 栄養剤、加湿水
- ・ 在宅物品の提供

生活者、保護者としての支援

- ・ こどもの状態の把握
- ・ 内服状況から子どもと、家族の状態を把握する
- ・ 相談、話し相手
- ・ 同職種・多職種間連携

成人の在宅医療では普通に行われている地域かかりつけ薬局との連携についても多くの小児科医には周知されていない。小児在宅医療でも地域の薬局が介入していただくと、医療だけでなく、生活者、保護者の視点で支援していただい、患者・家族の負担軽減につながる。

14 地域薬局の在宅支援を開始するパターン



資料：日本薬剤師会「在宅服薬支援マニュアル」より一部改編

地域薬局の在宅支援を行うためには、患者の同意と、医師・歯科医師からの指示が必要であるが、開始するきっかけは複数あり、多職種が、患者家族のくらしに寄り添い、ニーズを拾い上げることが重要である。小児在宅医療でも地域の薬局が介入していただくと、患者・家族だけでなく、医療者の負担軽減にもつながる。

- 居宅介護（ホームヘルプサービス）
身体介護、家事、通院介助
- 移動支援、意思疎通支援
- 訪問入浴サービス
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 短期入所（レスパイト）

障害者総合支援法による障害福祉サービスとしての居宅介護は介護の負担を軽くし、家族の生活の質を上げる重要なサービスの一つであるが年少児での利用が認められている地域は少ない。また生活圏が広がる集団への参加や通院などに利用できる移動支援も医ケアの多い重症児ほど利用しにくいのが現状である。幼児期になって利用できる通所型児童発達支援は地域と密着した集団参加できる療育サービスの一つであるが、医療ケアの多い在宅児は医療型通所サービスも少なく、かつ、母子分離型を利用できない場合が多い。短期入所（ショートステイ）は家族の介護疲れの解消（レスパイト）には必須のサービスであるが、人工呼吸器などの医療的な処置が多い子どもには収容の問題もあり、地域で受け入れてくれる施設が少ないことが大きな障壁となっている。

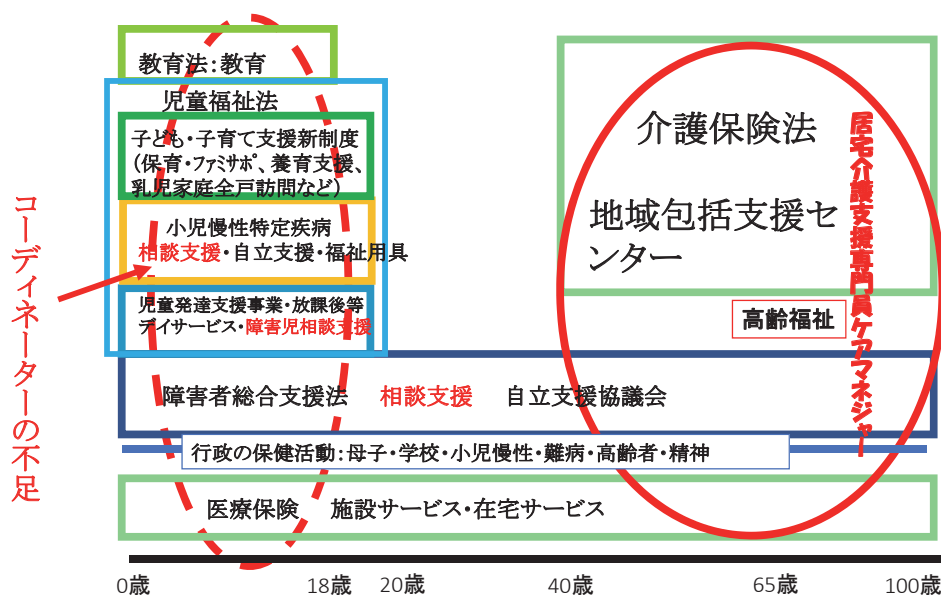
- 障害福祉課
福祉サービスの支給決定、種々の福祉手当支給
医療器械・装具購入の補助
- 保健センター、保健所
保健師
- 子育て支援関連課（子育て世代包括支援センター）
小児慢性疾患、難病手続き
子ども家庭支援センター
ファミリーサポート、家事援助
- 保育課
一時保育
- 教育委員会
- 児童相談所

地域の自治体とは、非常に密接な関係を持っている。たくさんの部署にまたがり利用できる制度やサービスがある。障害福祉関係の手当の支給や医療器械や生活介護品購入の補助、保健師の巡回や相談業務、時には彼らは地域のコーディネーターとして機能する。子育て支援センターでも、相談業務や、ファミリーサポート事業を行っており、障害があるなしにかかわらず利用できる事業がある。在宅児本人だけでなく兄弟の支援も含んで家族を支援する制度があることを知っておくと活用できる場合がある。その他、保育と教育に関係する保育課、教育委員会なども自治体内の一部の部署であり、各部署との情報共有や連携が必要となる。

- 保育園
- 幼稚園
- 小中学校
- 特別支援学級
- 特別支援学校（通学、訪問学級）
- 学童保育

小児は成長に伴い、良好な保育、教育を受ける権利を持っている。医療ケアを受けている在宅児も例外ではない。地域の保育園、幼稚園、小中学校など医療ケアに対応できる人材と環境を整えば通うことは可能である。また障害に対応できる特別支援学級や支援学校にも通学可能である。しかし医療ケアの多い場合保護者の付き添いが条件である場合や訪問学級になる場合も多く、今後の課題となっている。

高齢者の支援はおおむね介護保険法と総合支援法、医療保険でカバーされてそれをコーディネートするケアマネジャーがいるが、小児ではそれを担う職種がなく相談支援専門員が不十分ながら障害児福祉計画を作成している。



子どもの支援体制は、教育、子育て支援、小児慢性、児童福祉法、総合支援法、医療保険と、複雑でそれらの制度を精通し医療的な知識も持っていないならば地域での支援は成り立たない。そのためにはこれらの知識を持ち、かつ、多職種を調整していけるコーディネーターが必要である。現在、相談支援専門員の業務とスキルは福祉サービスに限定されている場合が多く、医療的問題を加味したコーディネートはまだ十分ではない。

小児在宅医療における コーディネーターの役割

- ・当事者と家族のニーズと希望を把握する
- ・多職種、多事業の調整、コーディネート
- ・相談支援専門員などによる相談支援計画作成とフォロー
特に医療連携の重要性
医療と福祉・教育を包括した支援と計画
- * 医療的ケア児等コーディネーターなど養成研修の開始

福祉だけでなく医療的な知識や視点も持ったコーディネーターが望ましい。また小児の在宅生活では、地域でも、介護保険でのケアマネジャー的な職種は存在しないため、障害者総合支援法に基づいた相談支援専門員が、その代わりとなる可能性があるが、本来は福祉サービスの申請の計画作成とモニタリングが仕事である。小児在宅児の場合、医療サービスも大きな比重を占める。よって福祉と医療の双方重要で、現在の相談支援計画は福祉サービスのみに注目して作成モニタリングされていることが多い。福祉サービスの中に医療サービス、教育を織り込んだ生活をイメージできる相談支援計画でなければ、本当の支援計画とはいえない。

よってコーディネーターの望ましい職種はとわれないが医療ケアについて熟知した人材が望ましい。

目 標

医療的ケア児の支援の中心となる医療機関が連携する際に、それぞれの医療機関の特徴を互いに理解し、医療機関も支援し合う体制を地域で構築する。

Keyword

- 医療機関連携
- 訪問診療
- 在支診
- 後方支援病院
- トランジション
- 診療報酬

内 容

医療的ケア児の支援において、医療機関の果たすべき役割は大きいですが、小児では、医療機関の連携も始まったばかりで、地域差も大きいことより手探りの部分も多い。

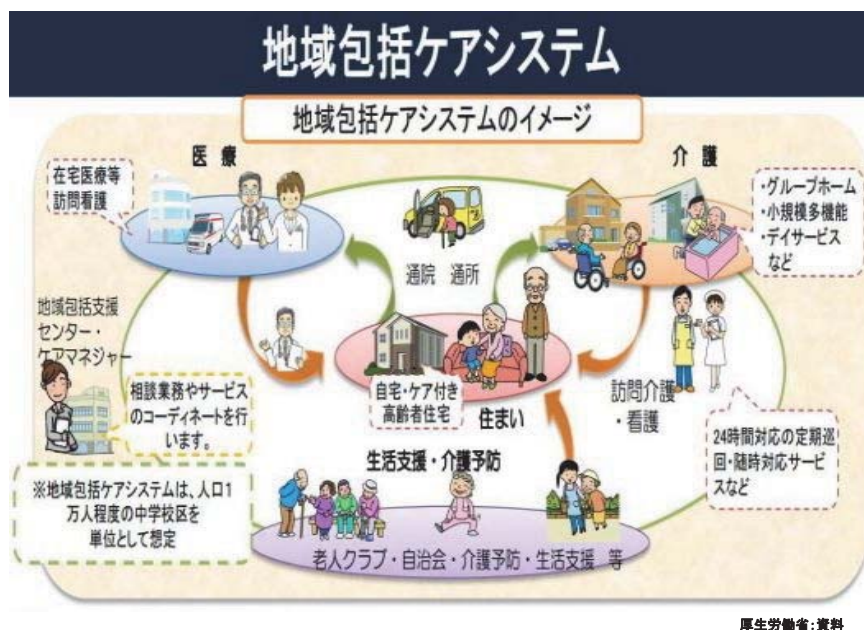
本章では、医療機関の連携するにあたり、在宅医療におけるそれぞれの医療機関の得意とする点、不得意とする点の理解、訪問診療と在宅診療報酬の理解を通じて、手を取り合って患者を支援し、問題解決を図ることの重要性について理解を深める。

【引用情報】

- 1) 平成27年度 小児等在宅医療地域コア人材養成講習会
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000114540.pdf>
- 2) 平成28年度厚生労働省委託事業 在宅医療関連講師人材育成事業（小児を対象とした在宅医療分野） 小児在宅医療に関する人材養成研修会
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Sehou-10800000-Iseikyoku/0000144811.pdf>
- 3) 平成29年度厚生労働省委託事業 在宅医療関連講師人材育成事業（小児を対象とした在宅分野） 小児在宅医療に関する人材養成講習会
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000197745.pdf>
- 4) 南条浩輝 他：小児在宅医療 実践の手引き 日総研
- 5) 前田浩利 他：在宅医療の技とところ 小児の在宅医療も始めるための29のポイント
- 6) 船戸正久 他：在宅移行中間施設としての療育施設の役割. 日本小児科学会雑誌 2017; 4: 993-999
- 7) 渡辺章充 他：重症心身障害児（者）入所施設・国立病院機構位における短期入所の全国実態調査. 日本小児科学会雑誌 2017; 4: 739-744
- 8) 船本仁一 他：日本小児医療保健協議会重症心身障害児（者）・在宅医療員会活動報告 NICUや急性期病棟から在宅への移行を支援する中間施設に関する調査. 日本小児科学会雑誌 2017; 4: 798-807
- 9) 大山昇一 他：市中病院小児科における小児在宅医療と課題. 日本小児科学会雑誌 2017; 9: 1584-1589



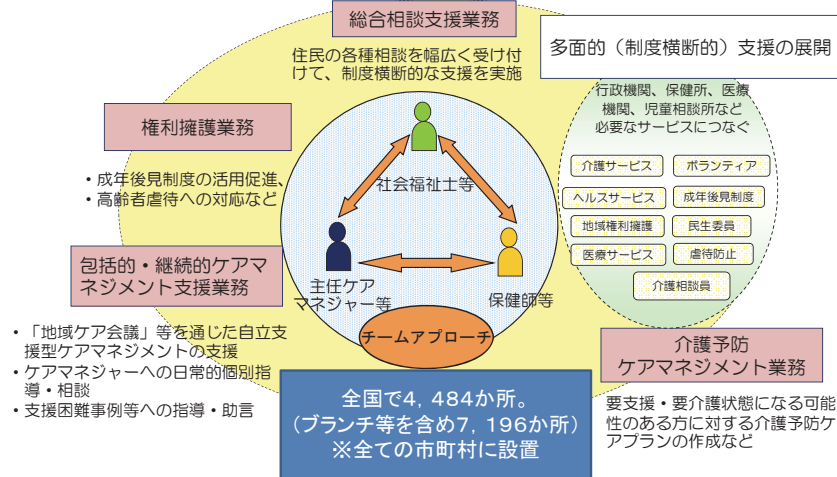
日本小児科学会は以前より、地域に求められる小児医療連携体制を提案してきた。事実、多くの都道府県で小児医療の集約化等が進んでいる。一方で、在宅移行する重症児が増える中、それらの子どもと家族を支援するには、ポイントで示す新たな小児医療連携体制の充実が望まれる。



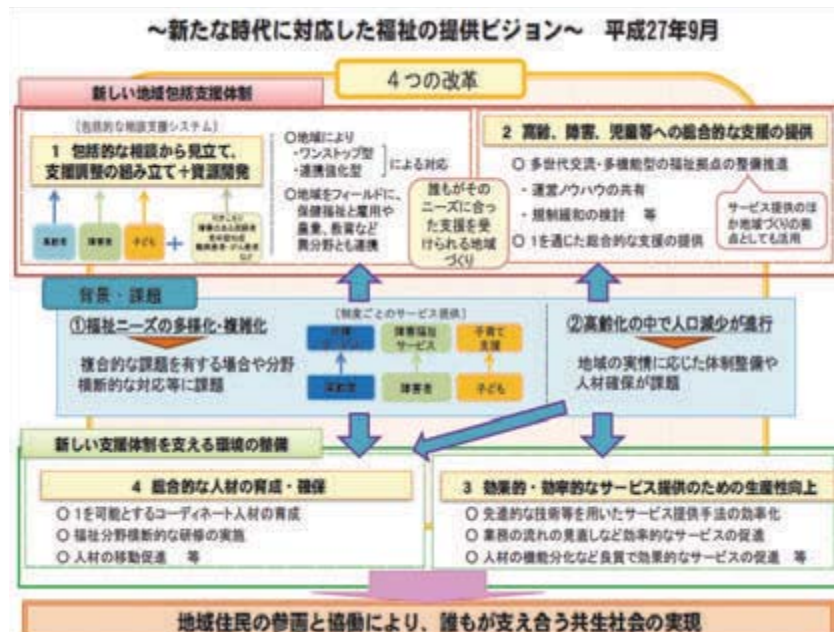
高齢者では、地域で高齢者とその家族を多職種で支援する体制の構築が行われてきた。

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の4第1項）

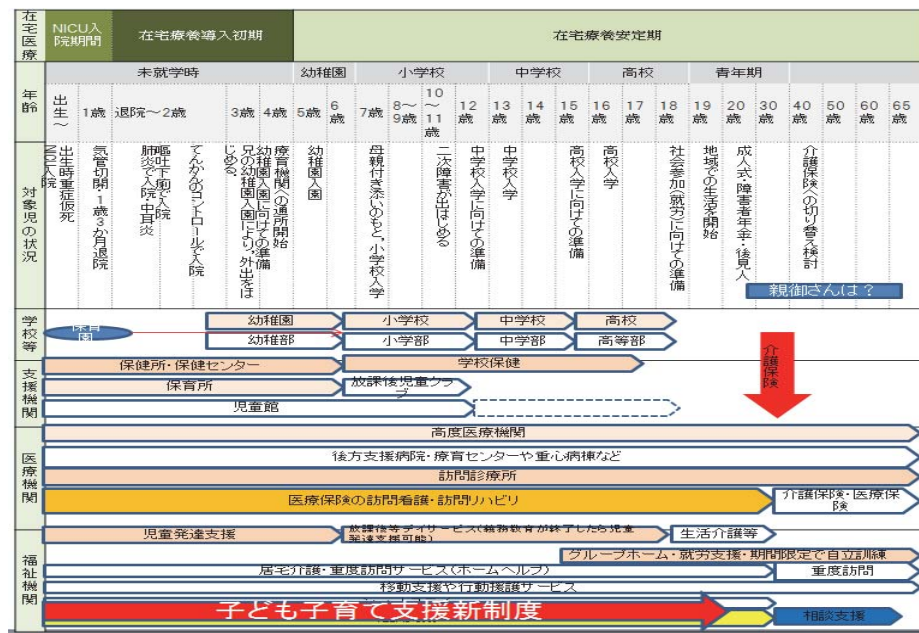


高齢ケアでは、地域で高齢者とその家族を多職種で支援する体制の中心として、地域包括ケアセンターの設置がすべての市町村で進んでいる。



これまでの高齢者だけでなく、子どもや、障害児者等の支援を必要人たちが総合的な支援を受けながら地域で暮らす共生社会の実現が今求められている。

5 育ちに応じた支援



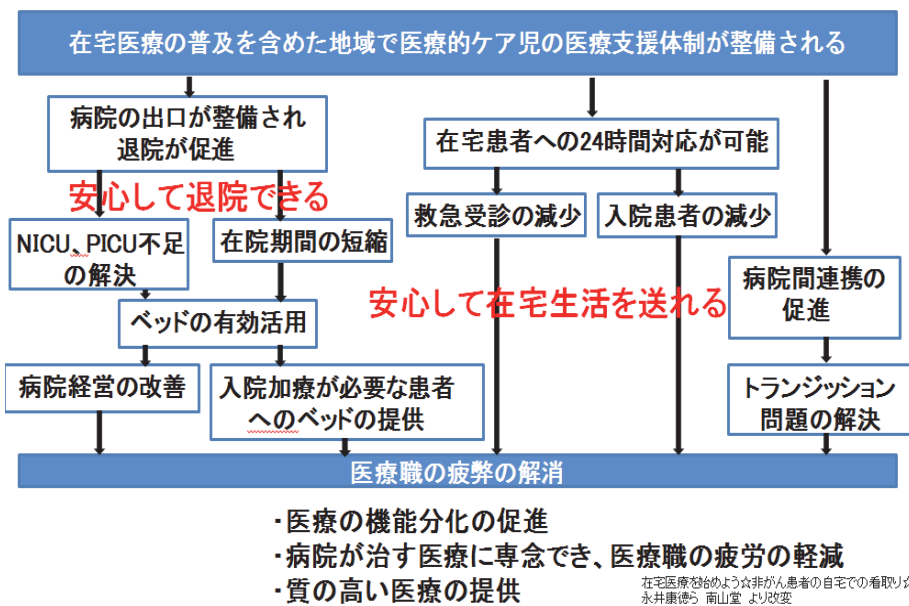
医療的ケア等が必要な子どもでは、高齢者と違い、育ちに応じた長い時間軸の中で、子育て、保育、教育、就労までも見据えた支援が必要である。

そのためには、高齢者にはない職種や、制度を組み合わせた支援が必要である。

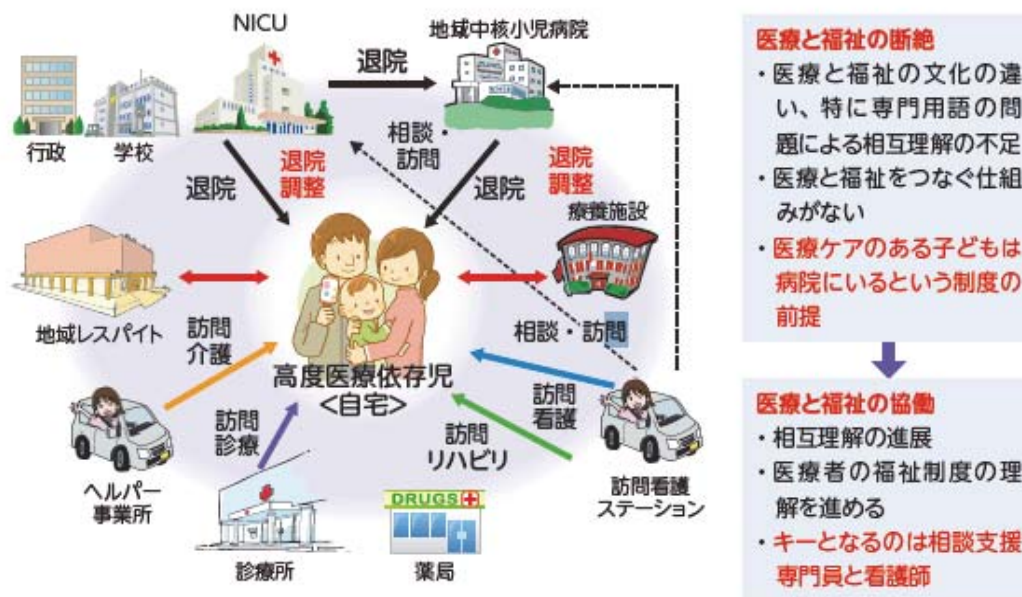
6 地域の医療資源とその役割

地域の医療資源	期待される役割
かかりつけ医(訪問医)	日常の健康管理、デバイス交換、相談、予防接種、自宅での看取り、多職種連携など
小児高度医療機関	高度な医療、検査、相談など
地域中核病院	救急、入院治療、レスパイト、検査、相談など
訪問看護師	在宅での看護、処置等の手助け、リハビリ
地域保健師	情報提供、各職種との連携や連絡
歯科医師	口腔ケア、摂食嚥下
かかりつけ薬局	訪問服薬指導、栄養剤・注射薬の配達、無菌調剤、在宅物品提供など
重心施設	レスパイト、リハビリ、相談など

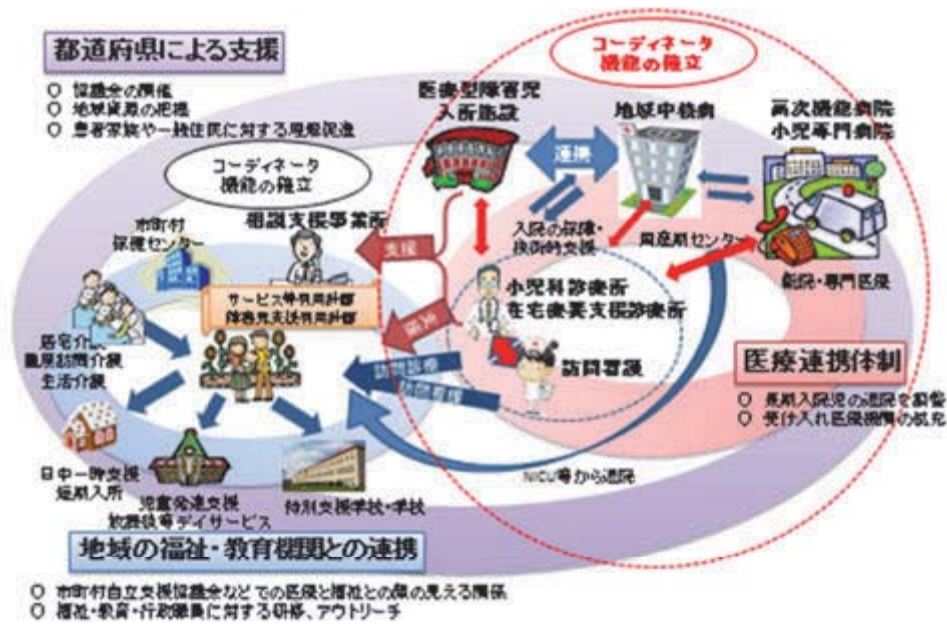
これらの医療職が、連携するネットワークを地域で構築するとともに、それぞれの医療機関の役割、得意とする点、不得意とする点、限界点を理解した上で、明確な役割分担を行いながら、常に情報交換を行い、患者・家族を支援することが重要である。



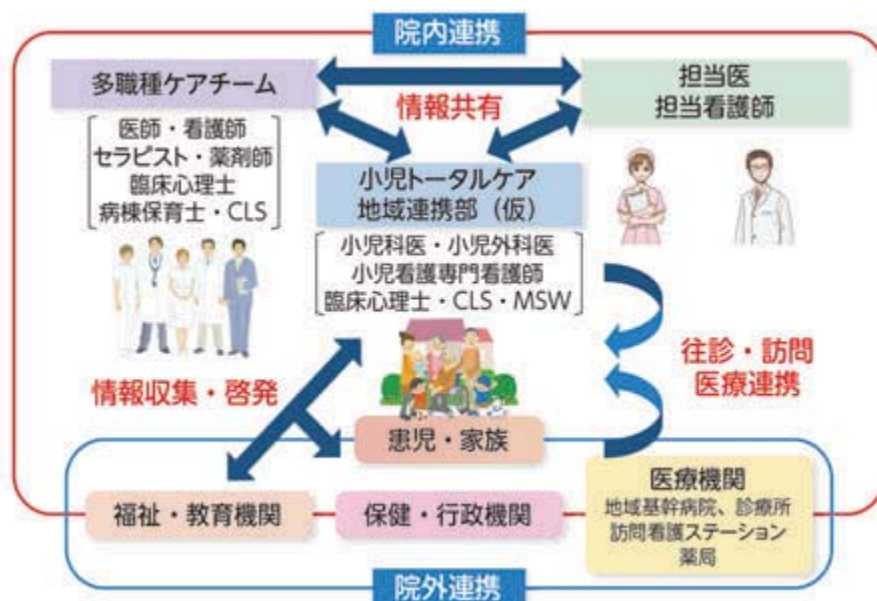
地域での医療的ケア児に対する医療支援できる人材・基盤整備が行われると、患者家族は安心して在宅医療を選択して、病院を退院することができる。また、地域で24時間対応できる支援体制が整うと、健康が維持され、遠方の病院への緊急受診や、緊急入院を減らすことができる。このことは、患者の生活の質を上げるだけでなく、家族や兄弟の生活の質の向上にもつながる。また、病院の医師も高度医療に専任でき、より質の高い病院医療の提供、過重な労働の軽減、有限な医療資源の有効活用につながると考えられる。



さらに、医療的ケア児と家族の退院後に地域で安心して暮らしてゆくためには、今まで医療的ケア児を支援する仕組みのなかった地域に医療的ケア児を支える仕組みを作ってゆくことも退院支援のためにも重要なことである。医療者だけではなく、図に示すように、障害福祉、介護、保育、教育、行政との協働も必要である。しかし、現状では医療と福祉には大きな壁があり、医療と福祉の文化の違い、特に専門用語の問題による相互理解の不足、医療と福祉をつなぐ仕組みがないことなどがあげられる。

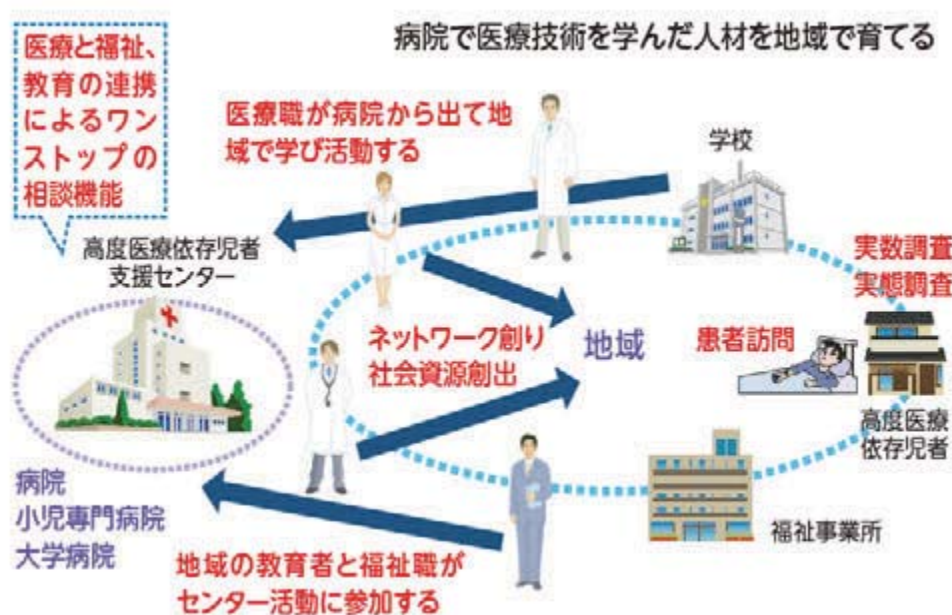


小児では、病院医師（大学病院小児科、小児高度専門医療機関、地域中核病院小児科）、在宅医、地域開業医、施設の医師（ショートステイ施設、日中お預かり、放課後デイ、保育所、学校）、重心施設の医師などとの協力が必要である。さらに歯科医師（病院、訪問、地域開業歯科医）、薬剤師（病院、在宅対応、地域）などとも情報交換が必要である。これらの医療職が、それぞれの医療機関の得意とする点、不得意とする点、限界点を理解した上で、明確な役割分担を行いながら、常に情報交換を行いながら患者・家族を支援することが重要である。



病院内外が多職種の連携が必要にもかかわらず、まだまだ支援基盤が脆弱で、多くの地域で、試行錯誤しながら在宅移行を行っているのが現状である。院内外の機関をつなぎ、必要な連携先の抽出・情報の集約化、新たな連携先の開拓を効率よく行うためには、小児高度医療機関や、大学病院内に専門部署（小児トータルケア地域連携部（仮称））を設立することが必要で、この動きは三重県をはじめ、様々な地域で始まってきている。

11 小児高度医療機関の役割



総論
1-3

小児在宅患者を支援する専門部署（小児トータルケア地域連携部（仮称））の役割は、単に院内外の機関をつなぐコーディネーター機能にとどまらず、病院と地域の壁、医療と福祉や教育の壁を越えて、地域の小児在宅患者の現状の把握、支援するネットワークの構築にとどまらず、福祉・教育機関、二次病院、かかりつけ医への医療的スキルアップ研修会などの啓発を行うことも期待される。

12 在宅医が小児在宅患者を受ける際の問題点

- ・ 病院主治医に対する依存度が高く、在宅医との役割分担が不明瞭になりやすい。
- ・ 重症度が高い上に、変化を評価することが困難なことが多い。
- ・ 指導管理料は1つしか請求できないにも関わらず、多くの在宅物品提供が必要で、收入的に厳しい。
- ・ 個々の患者の個別性が高い。
- ・ 諸制度が煩雑で分かりにくい。
- ・ 相談窓口が明確でない。
- ・ 保護者の思い入れが強い。
- ・ 成人移行を意識する必要がある。

病院側が、在宅医との連携を図る際には、小児在宅患者に関する多くの解決すべき問題点が存在することも、病院側が理解した上で、在宅医が連携しやすいシステムの構築をすべきである。

13 病院医師と在宅医と医療連携する際の問題点

- ・ 病院での高度な医療をそのまま在宅に導入しようとする。
- ・ 病院の医療者が在宅医療でどんなことができるかを把握していない。
- ・ 両方の医療に関する理解が不足しているため、お互いの理解や連携が不十分である。
- ・ 終末期、胃瘻造設、気管切開の適応等についての考え方が不明確である。
- ・ 入院早期からの退院調整や退院前カンファレンスの開催等が不十分である。
- ・ 多忙な病院医師と連絡がとりづらく、連携の基盤となる顔の見える関係がつかれない。

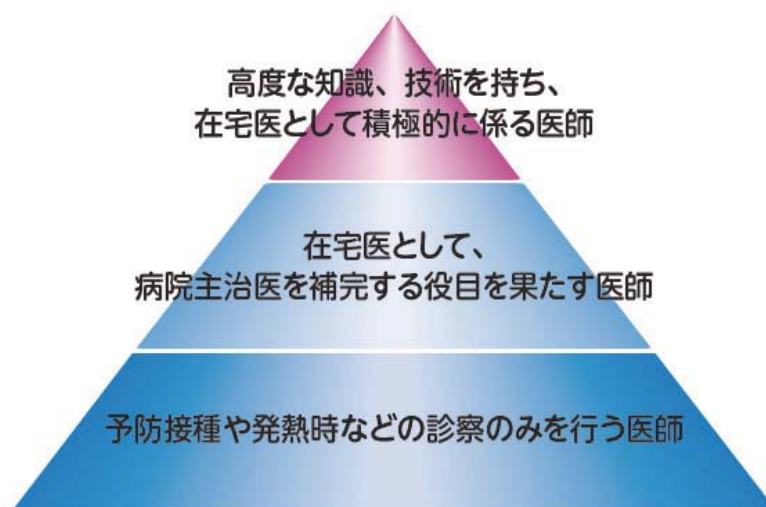
小児在宅患者は医療的ケア度が高く、多くの在宅医が小児の経験が少ない中で病院医師と在宅医との医療連携するためには、お互いが顔の見える関係性を構築する必要があるが、病院側は、在宅医療の内容を理解しないまま、病院での高度医療の実施を在宅医、家族に強制することが多く、病院医師と在宅医が協力して患者・家族に寄り添うためには、高齢者以上にお互いの理解や連携が必要である。

14 小児高度専門病院と地域医療機関と連携する上での問題点

- ・ 本気で、地域医療機関と連携する気持ちが、小児高度医療機関の医師や、患者・家族にあるのか。
- ・ 連携する地域の利用機関が行える医療と、小児高度医療機関の医師や、患者・家族の希望している医療にずれはないのか。
- ・ 連携する地域の利用機関の立場を考えた連携を行おうとしているのか。
- ・ 連携前の十分な情報交換が地域医療機関と行えているのか。
- ・ 地域の医療機関が困った時に、小児高度医療機関がいつでも十分な支援を行うのか。
- ・ 診療報酬、在宅物品などの具体的な話が地域の医療機関との間でできているのか。

小児在宅医療では、小児在宅患者の退院調整を行うことの多い、小児高度専門病院や、大学病院小児科と、地域の二次病院や、在宅医などの地域医療機関との連携は始まったばかりです。今後この連携を進めるためには、小児高度専門病院や、大学病院小児科が、診療報酬、在宅物品などの具体的なやり取りを通して、地域医療機関の立場に立った連携を進めてゆく必要がある。

15 地域で小児在宅医療に係る医師の質と量の確保



総論
1-3

医療的ケア児と家族の退院後の通院の負担を少なくするには、地域で医療的ケア児を診ていただける医療職が増えてゆく必要がある。高齢者と比較して、高度の医療的ケアを必要とする患者が多いのが小児在宅患者の特徴であり、高度な医療知識や技術を持った医療職を至急養成することも必要であるが、小児の患者にもさまざまな医療のニーズがあり、様々なレベルの医師が協力して患者を診ることは、小児在宅医療に係る医師の質と量の確保にもつながる。

16 小児在宅患者に関わる際の、小児科医と在宅医の違い

	小児科医が在宅医となる	在宅医が小児を診る
メリット	・小児に慣れている ・母親の対応に慣れている ・教育機関、病院とのつながりが強い ・予防接種が可能	・時間の確保が容易 ・24時間365日対応可能 ・在宅医療に慣れている ・デバイスに対する抵抗感が少ない
デメリット	・外来が忙しい ・24時間対応への抵抗がある ・在宅医療の経験が少ない ・デバイスに対する抵抗感がある	・小児に不慣れ ・母親の対応が苦手 ・教育機関、病院とのつながりが薄い ・予防接種ができないことがある

小児科医か、成人を主に診ている在宅医のどちらが小児在宅患者を診るにしてもそれぞれの医師にも得意、不得意な点はある。また、小児科医がいない地域や、在宅医も少ない地域もあり、お互いにの不得意な点を補完するシステムを各地域で構築する必要がある。

17 各地方医師会の取り組み

医師会の取り組み事例(大宮医師会)

<在宅医と小児科医がペアを組んで対応>

・在宅医療を行う内科医と小児科医がペアを組み、訪問は内科医が行うが、必要に応じて小児科医がアドバイスをを行うシステムを医師会が行っている。



医師会の取り組み事例(大阪府医師会・大阪小児科医会)

<小児在宅医療同行訪問研修(地域医療介護総合確保基金)>

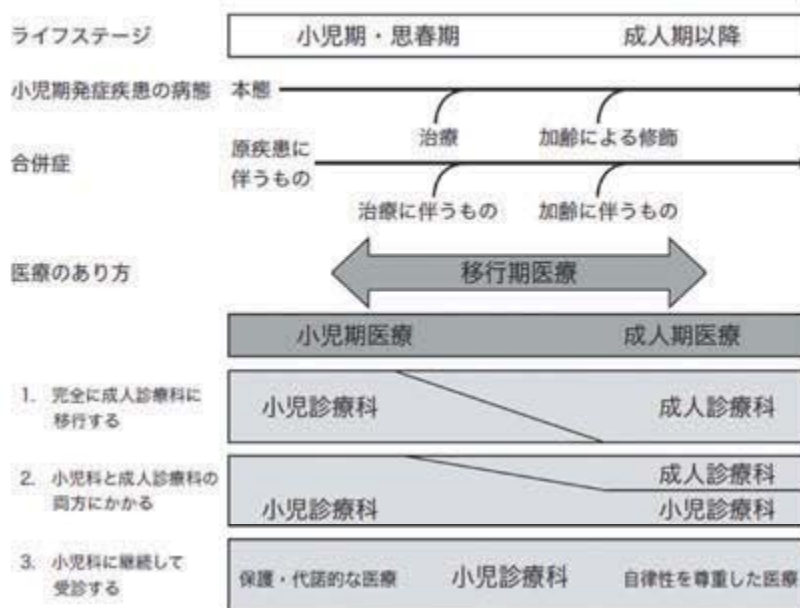
・成人移行に近い症例等で共同診療を実施し、円滑な移行及び診療を目指すもの。
大阪府医師会が「小児在宅医療研修会」に参加した同行研修を希望する会員のリストを作成、地区医師会の協力のもと、同行研修に参加する内科医を推薦する。
・大阪小児科医会が、現在行っている「在宅小児かかりつけ医紹介事業」を活用し、同行研修の指導医を紹介する。平成29年度は、10月から東大阪市布施医師会において実施予定。



日本医師会の小児在宅ケアに関する取り組みについて(日本医師会HPより)

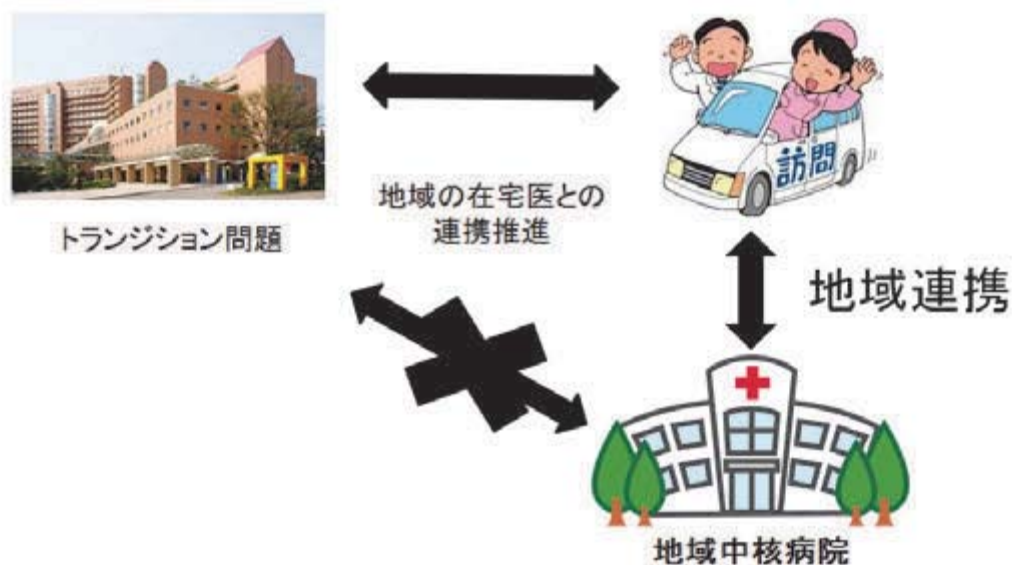
小児科医と、成人を主に診ている在宅医の不得意な点の補完、トランジションにも考慮したシステムとして、大宮医師会、大阪府医師会・大阪小児科医会の取り組みは、各地域で参考になる。

18 小児期に発症した疾患患者の成人移行（トランジション）



医療の進歩により、小児在宅患者の多くが成人期まで生きることができるようになり、小児期発症疾患患者の成人移行（トランジション）も、小児在宅医療の大きな問題となってきた。

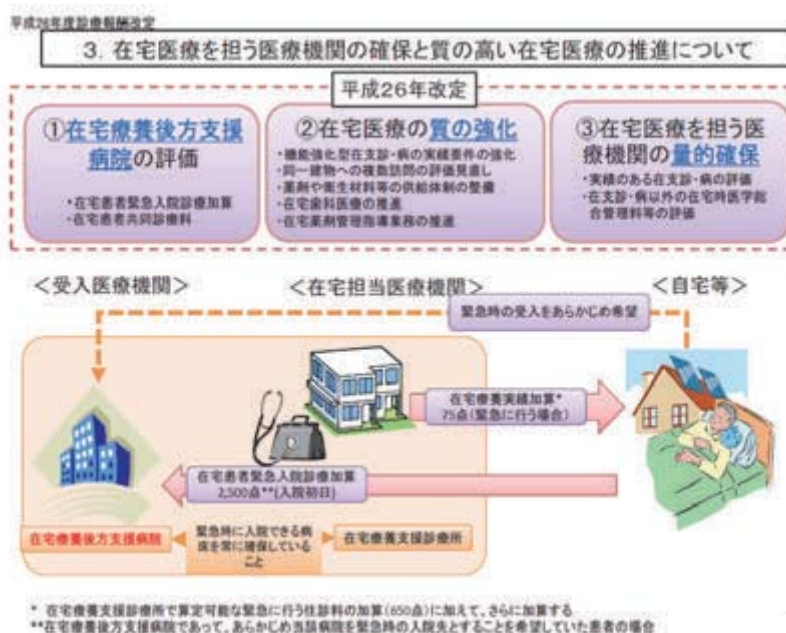
19 地域の在宅医との連携によるトランジションの解決



総論
1-3

小児期発症疾患患者の成人移行（トランジション）の問題を解決することは難しい点も多いが、成人に移行した在宅患者を診ていただく在宅医と小児期から小児在宅患者が加療を受けていた病院とが協力することで、成人期になった在宅患者を地域中核病院と在宅医が地域連携の形で来ていただけることも多いと考えられる。

20 在宅療養後方支援病院



在宅患者の緊急時の受け皿として、在宅医と連携した医療を進める上で在宅療養後方支援病院は重要な取り組みであるが、24時間対応や入院、3か月ごとの医療機関間の情報交換、年に1回、在宅療養患者の受入状況等を、地方厚生（支）局長に報告することが必要でこの取り組みを行うためには、病院全体として在宅療養後方支援病院に取り組む体制を構築する必要がある。

21 2か所の異なる医療機関での診療報酬の算定

平成26年度診療報酬改定

在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療⑩

小児在宅医療における在宅療養指導管理料の見直し

- 人工呼吸器を装着している小児等の在宅療養で算定する在宅療養指導管理料について、在宅療養を担う医療機関と後方支援等を担う医療機関で異なる管理を行う場合、それぞれで算定できるよう見直しを行う。



在支診又は在支病から患者の紹介を受けた医療機関が在支診又は在支病が行う在宅療養指導管理と異なる在宅療養指導管理を行った場合及び15歳未満の人工呼吸器を装着している患者又は15歳未満から引き続き人工呼吸器を装着しており体重が20kg未満の患者に対して、在宅療養後方支援病院と連携している医療機関が、それぞれ異なる在宅療養指導管理を行った場合には、それぞれの医療機関において在宅療養指導管理料を算定できる（在支診又は在支病と患者の紹介を受けた医療機関については紹介月に限る）。このためには、小児の人工呼吸患者であること、病院は在宅療養後方支援病院であることが必要な上、在支診では寝たきり処置は算定できず、在宅酸素療法と在宅人工呼吸器は同時に算定できないことに注意する必要がある。

22 在宅患者共同診療料

平成26年度診療報酬改定

在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療④

在宅療養における後方病床の評価②

- 在宅医療を担当する医師と在宅療養後方支援病院の医師が共同で訪問診療等を行った場合の評価を行う。

(新) 在宅患者共同診療料1 往診の場合	1,500点
2 訪問診療(同一建物居住者以外)	1,000点
3 訪問診療(同一建物居住者)	
イ 特定施設等に入居する者	240点
ロ イ以外の場合	120点

【算定要件】

- 在宅を担当している医療機関と共同で往診又は訪問診療を行う。
- 1～3までを合わせて、最初に算定を行った日から起算して1年間に2回までに限り算定する。ただし、15歳未満の人工呼吸患者若しくは15歳未満から引き続き人工呼吸を実施しており体重が20kg未満の患者又は神経難病等の患者については最初に算定を行った日から起算して1年間に12回までに限り算定する。
- 500床以上の病院については15歳未満の人工呼吸を実施している患者若しくは15歳未満から引き続き人工呼吸を実施しており体重が20kg未満の患者又は神経難病等の患者に限り算定することができる。

在宅医師と、病院の医師が共同で訪問診療を行えるが、このためには、小児の人工呼吸患者であること、病院は在宅療養後方支援病院であることが必要である。

23 在宅療養支援診療所（在支疹）と機能強化型在支診

平成28年度診療報酬改定

参考：在宅療養支援診療所の施設基準の概要

	機能強化型在支診		在支診
	単独型	連携型	
全ての在支診が満たすべき基準	① 24時間連絡を受ける体制の確保 ② 24時間の往診体制 ③ 24時間の訪問看護体制 ④ 緊急時の入院体制 ⑤ 連携する医療機関等への情報提供 ⑥ 年に1回、看取り数等を報告している		
機能強化型在支診が満たすべき基準	⑦ 在宅医療を担当する常勤医師3人以上	⑦ 在宅医療を担当する常勤医師連携内で3人以上	
	⑧ 過去1年間の緊急往診の実績10件以上	⑧ 過去1年間の緊急往診の実績連携内で10件以上・各医療機関で4件以上	
	⑨ 過去1年間の看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理の実績のいずれか4件以上	⑨ 過去1年間の看取りの実績が連携内で4件以上、各医療機関において、看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理の実績のいずれか2件以上	
在宅患者が95%以上(※)の在支診が満たすべき基準	⑩ 5か所／年以上の医療機関からの新規患者紹介実績 ⑪ 看取り実績が20件／年以上又は超・準超重症児の患者が10人／年以上 ⑫ (施設総管の件数)／(在総管・施設総管の件数) ≤ 0.7 ⑬ (要介護3以上の患者＋重症患者)／(在総管・施設総管の件数) ≥ 0.5		

※在宅患者が95%以上とは、1か月に初診、再診、往診又は訪問診療を実施した患者のうち往診又は訪問診療を実施した患者の割合が95%以上

総論
1-3

小児在宅患者を地域の在宅医師に依頼する病院側は、在宅患者の病状、ニーズに合った在宅医を見つけるためには、在宅療養支援診療所（在支疹）と機能強化型在支診についての知識も持つておく必要がある。

24 機能強化型在支診（単独型・連携型）

平成28年度診療報酬改定

在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療①

機能強化型在支診等の評価

➤ 機能強化型在支診及び在支病について、実績要件を引き上げる。また、複数の医療機関が連携して機能強化型在支診及び在支病の基準を満たしている場合について、連携している各医療機関それぞれについても一定の実績を必要とする。

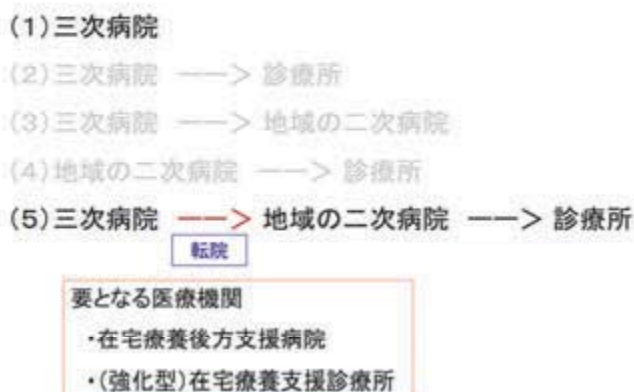
現行	改定後
在宅医療を担当する常勤医師3名以上	在宅医療を担当する常勤医師3名以上
過去1年間の緊急往診の実績5件以上	過去1年間の緊急往診の実績10件以上
過去1年間の在宅看取りの実績2件以上	過去1年間の在宅看取りの実績4件以上
複数の医療機関が連携して上記の要件を満たしても差し支えない。	複数の医療機関が連携して上記の要件を満たしても差し支えないが、それぞれの医療機関が以下の要件を満たしていること。 イ 過去1年間の緊急往診の実績4件以上 ハ 過去1年間の看取りの実績2件以上

(経過措置)

- ① 平成26年3月31日時点で届け出ている場合は、平成26年9月30日までの間、上記の基準を満たしているものとする。
- ② 経過措置①の対象医療機関であって、平成26年9月30日の時点で単独型として届け出ているものについては、過去6月間の緊急往診の実績が5件以上かつ看取りの実績が2件以上の場合は、平成27年3月31日までの間、緊急往診及び看取りの実績基準を満たしているものとする。
- ③ 経過措置①の対象医療機関であって、平成26年9月30日の時点で連携型として届け出ている場合は、それぞれの医療機関が過去6月間の緊急往診の実績が2件以上かつ看取りの実績が1件以上であって、連携医療機関全体で経過措置②を満たしているものについては、平成27年3月31日までの間、緊急往診及び看取りの実績基準を満たしているものとする。

機能強化型在支診について単独型と連携型があるが、連携型でも個々の診療所は、4件以上の緊急往診、2件以上の看取りを行わなくてはならない。

平成27年度厚労科研 前田班
小児在宅医療の推進に関する研究



平成27年度厚労科研 前田班の報告書では、小児在宅医療の主治医となりうる施設にはいくつかの組み合わせがあるものの、そのうち典型的な二つのパターンを提案している。

一つは、「大都市型」と言えるもので従来の小児在宅医療の一般的な形である。在宅医療が必要になったこどもを三次施設から直接在宅に帰し、在宅医療の主治医も三次病院がそのまま務める場合である。大阪や東京など、比較的狭い範囲に大きな三次病院が多数あり人口密度も高い場合には、在宅医療をおこなうこどもが三次病院に通院することも容易である。

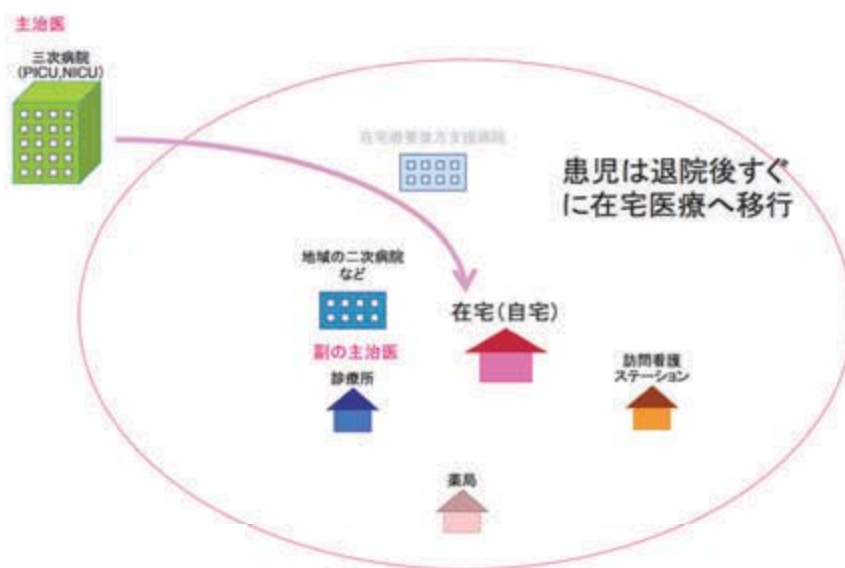
これに対して中都市型は、大都市の周辺部など三次病院からはそれなりの距離があり、在宅医療を行うこどもの自宅から近いところに二次病院がある場合である。地域における在宅医療のための社会資源は様々であり、三次病院よりは地域の二次病院の方がより具体的な情報を多く持っていると考えられ、在宅調整を行う場合には地域の二次病院の方が有利と考えられる。

そのため、在宅医療を始めようとするこどもは三次病院からまず地域の二次病院に転院して主治医を交代する。その後、転院先の二次病院が地域の診療所や在宅医療のための社会資源と連携して在宅医療の調整を行う。最終的には、地域の二次病院から自宅に帰って在宅医療を始めることになる。

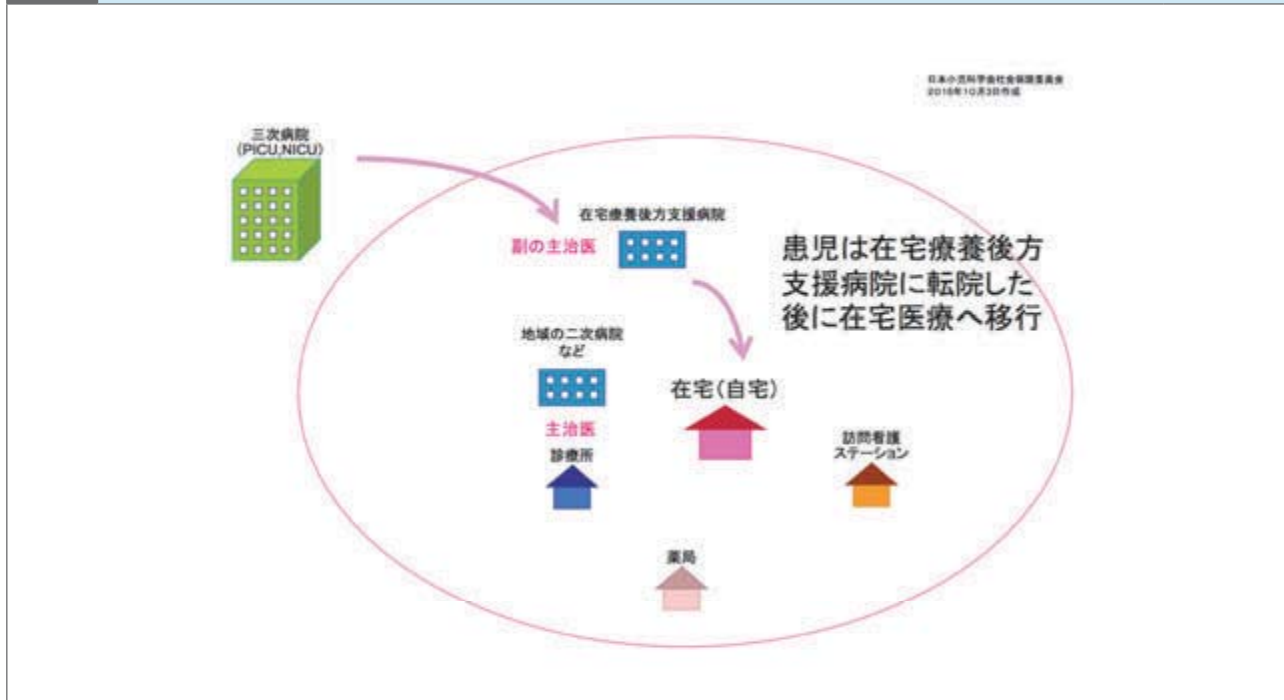
在宅医療の開始当初は、調整を行った二次病院そのものが在宅医療の主治医を務め、安定してから本格的に地域の診療所に主治医を移すことも可能である。また、地域の二次病院は緊急時の入院の受け皿としても機能する。

平成26年診療報酬改定では、このような機能を持つ二次病院として在宅療養後方支援病院が新設された。また、平成28年診療報酬改定では、地域における小児在宅医療の受け皿として在宅療養支援診療所がさらに強化された。

日本小児科学会社会政策委員会
2016年10月2日作成



大都市型の場合、地域の診療所は副主治医の在宅医として機能する場合がありますが、多くの場合には予防接種や感冒などの際の診療のみを求められることが多いと考えられる。



中都市型では、地域における二次病院が小児在宅医療の中心的な施設（在宅療養後方支援病院）として働くことが期待されている。

在宅療養後方支援病院の主な機能は、こどもの在宅移行の調整、在宅医療継続の際の主治医、在宅医療の主治医が診療所に移った場合の援助、在宅医療を行うこどもの病状が悪化した場合の入院の受け皿、在宅医療継続中のショートステイの受け皿となることである。

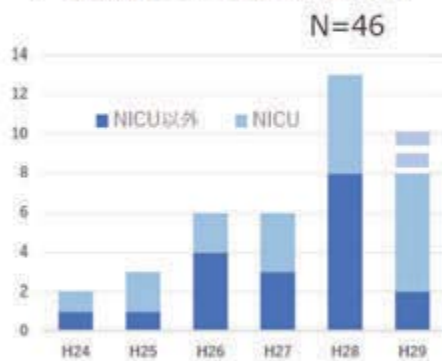


埼玉県の済生会川口総合病院小児科も、小児在宅医療の中間病床や、レスパイトベッドの確保などの問題に関して様々な取り組みを行っているが、様々な問題点が明らかになってきている。（大山昇一 他：市中病院小児科における小児在宅医療と課題）

これらの地域以外でも、岐阜県などでは、県としてレスパイトベッドの確保などの問題に積極的に関与している地域もある。



在宅療養支援患者数



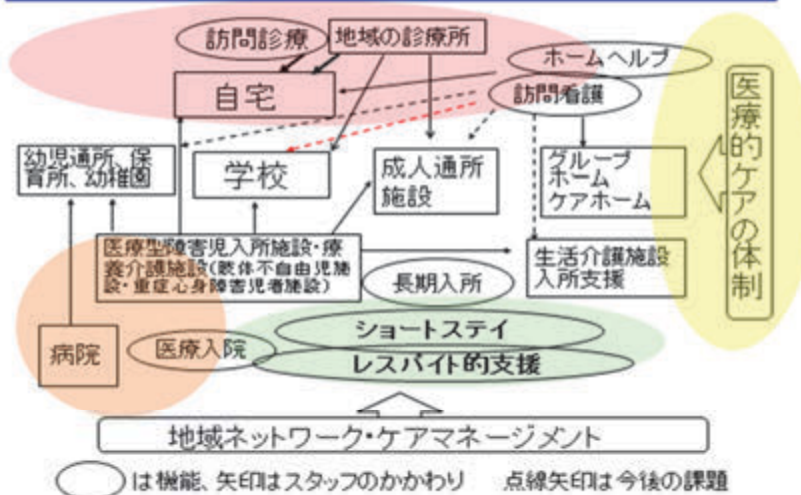
訪問診療医との連携によりH26年以降は支援する児の居住地が広がっている。概ね救急車で30分以内。



愛知県の社会医療法人 宏潤会・小児科でも、小児在宅医療の中間病床や、レスパイトベッドの確保などの問題に関して様々な取り組みを行っている。

30 心身障害児者施設の支援

日常的に医療的援助を要する障害児者への支援



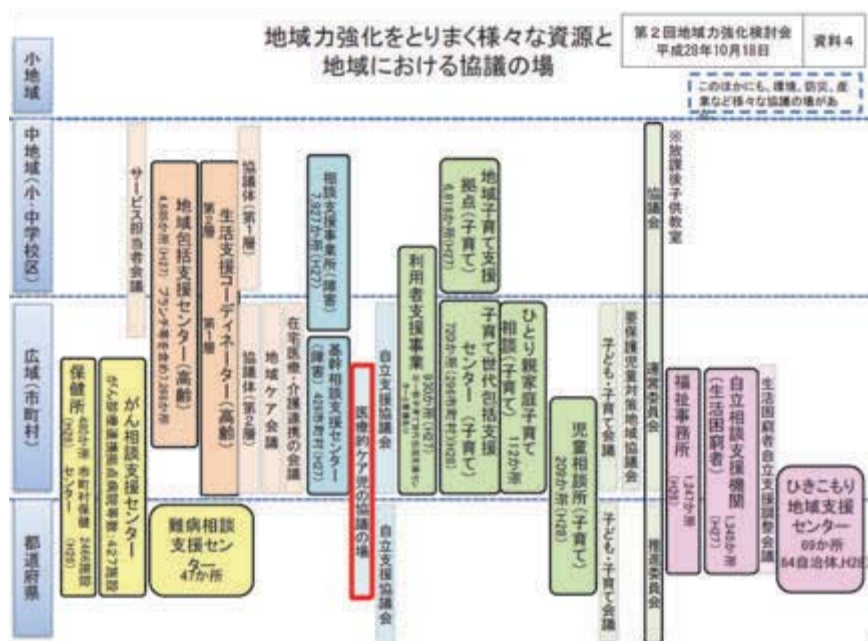
障害児支援の在り方に関する検討会ヒアリング資料より(北住映二先生)

心身障害児者施設は、障害児の支援に関しては長い歴史と経験がある。心身障害児者施設が、1. 家庭への直接の支援ー訪問支援、2. 学校教育の支援、3. 通園、保育所、放課後支援、4. ショートステイ・レスパイトサービスの拡充、5. 超重症準超重症児者の中～長期入所、6. コーディネート（ケアマネジメント）機能の促進などを行うことで、地域の医療的ケア児に対するサービスは格段に改善することが期待される。

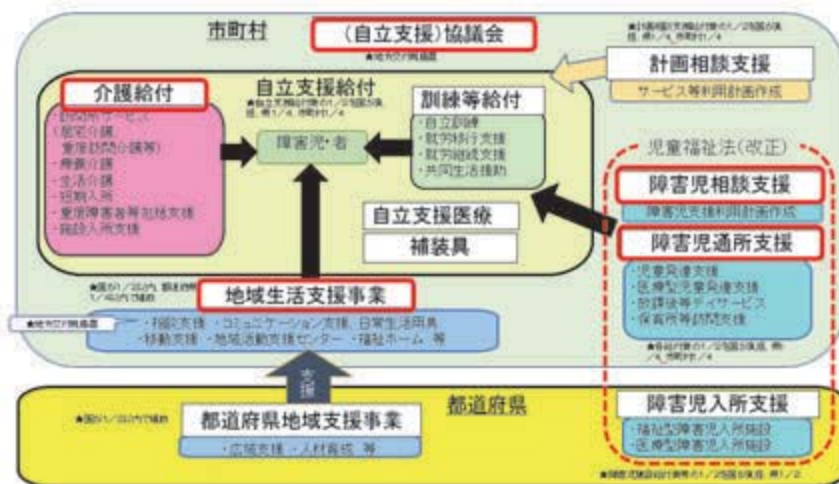


日本で最初の重症心身障害児施設として開設された島田療育センターでも、ショートステイ・デイケア、訪問診療・看護・リハビリ、相談事業、各種講演会・勉強会・教室の開催など、地域支援を積極的に行っている。

32 地域力強化をとりまく様々な資源と地域における協議の場



都道府県と市町村の役割から見た 障害者・障害児に対する福祉サービス



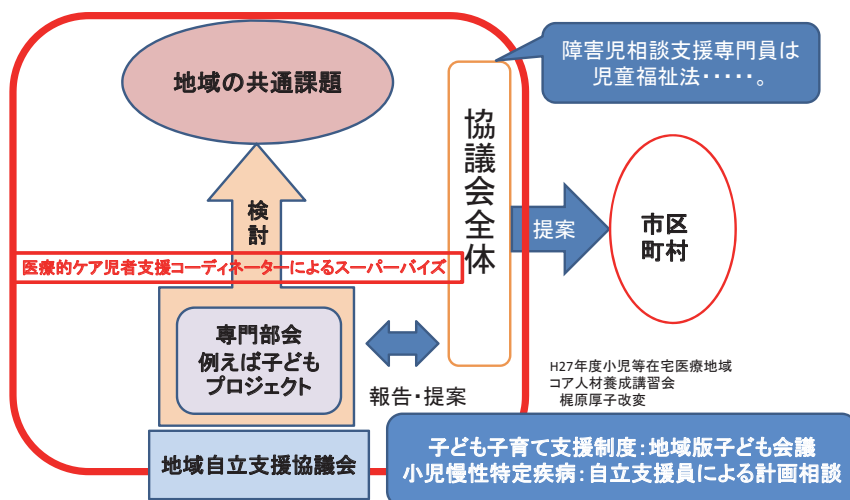
障害児の福祉サービスには、主に相談支援、介護給付、通所支援、入所支援の4つがあり、それらの中で必要なサービスをアレンジしてもらう必要がある。サービスをアレンジする役割は相談支援専門員であり、市区町村の障害福祉課との交渉を手助けしてくれる。

34 医療的ケア児についての地域での話し合いの場

①相談支援体制の基礎自治体での整理は……

選択(1): **障害児**ということに着目したら「障害者総合支援法における地域自立支援協議会における専門部会の設置→子ども部会」という形がベスト。

選択(2): **子ども**であるということに着目したら地域版子ども会議に内包がベスト。



- ・ 市区町村での医療的ケア児の担当者は、主に障害福祉担当課
- ・ しかし、市区町村の担当者は医療的ケア児を知らないことが多い
- ・ 一方、市区町村保健センターの保健師は、患者の病状を把握し、自宅を訪問することができ、地域事情を把握している



医療的ケア児を支援する医師から依頼できること:

- ・ 退院支援カンファレンスに市区町村の障害福祉担当者を招き、
患者の病状を知っていただく
- ・ 保健センターに保健師によるフォローアップを依頼する
- ・ 医療者は市区町村の自立支援協議会に参加し、地域の体制作りを協議する

市区町村の行政の在り方は、地域事情により異なる。市町村行政には、障害福祉を担当する課はあっても、医療を担当する課はない。小児在宅医療患者について話をする場合、障害福祉担当者と話をすることになる。一方で、市町村の保健センターの保健師は、地域にいるNICU後の重症児等をよく把握している。

医療的ケア児を支援する医師から市町村に依頼できることとしては、以下の3点があげられる。

- ・ 退院支援カンファレンスに市区町村の障害福祉担当者を招き、患者の病状を知っていただく
- ・ 保健センターに保健師のフォローアップを依頼する
- ・ 市区町村の自立支援協議会に参加し、地域の体制作りを協議する

36 医療的ケア児についての地域での話し合い連携の例

○区医療連携推進協議会 障害部会



○区医療的ケア連絡協議会

□ 構 成

- ・ 関係機関の代表(医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院、研究機関(国)、訪問看護ステーション、障害者施設、特別支援学校等)
- ・ 当事者の家族
- ・ 学識経験者
- ・ ○区関係者(基幹相談支援センター、総合支所、障害福祉担当部、保育担当部、教育委員会など)

□ 協議事項

- ・ ○区内における各機関の取組みに係る情報共有
- ・ 医療的ケア児・者と家族支援に係る国や都の動向に関する事
- ・ 医療的ケア児・者と家族支援に係る施策の充実に関する事
- ・ その他、医療的ケア児・者と家族支援に必要な事項

37 小児在宅医療の地域支援に関わる職種

	地域	病院	ショートステイ施設 日中預かり施設
医師 歯科医師 薬剤師	往診医・近隣開業医 訪問歯科医師 地域薬剤師	外来医師・病棟医師 病院歯科医師 病院薬剤師	担当医師
看護師	訪問看護師 複数の事業所から訪問	病棟・外来看護師	看護師
リハビリ セラピスト	訪問リハ	通院リハ	施設セラピスト 通所リハ
ヘルパー	訪問ヘルパー		介護職
ケースワーカー	診療所ソーシャルワーカー 相談支援専門員	病院ソーシャルワーカー	施設ソーシャルワーカー
教育者	特別支援学校の教員		
行政	障害福祉課、保健師		

小児では、大人の在宅医療に比べ係る職種が多いにも関わらず、コーディネーターとして介護支援専門員（ケアマネジャー）が不在である。介護支援専門員と同様な働きが相談支援専門員に求められているが、十分な資源が確保されているとは言い難い。小児での在宅支援を開始するにあたって、さまざまな職種との連携を取ることも、重要であることも病院の職員は理解しておく必要がある。

38 手を添える関係性の構築

手を添える



これらの多職種が縦割りで、互いのことを知らない、支援しない関係でなく、互いのことを知り、互いに支援し合う関係性を構築することが重要である。

平成30年度厚生労働省委託事業 在宅医療関連講師人材養成事業 小児を対象とした在宅医療分野

医療機関の役割 (病院・診療所・訪問看護・児童発達支援) 平成30年度診療報酬改定を受けて 中村 知夫

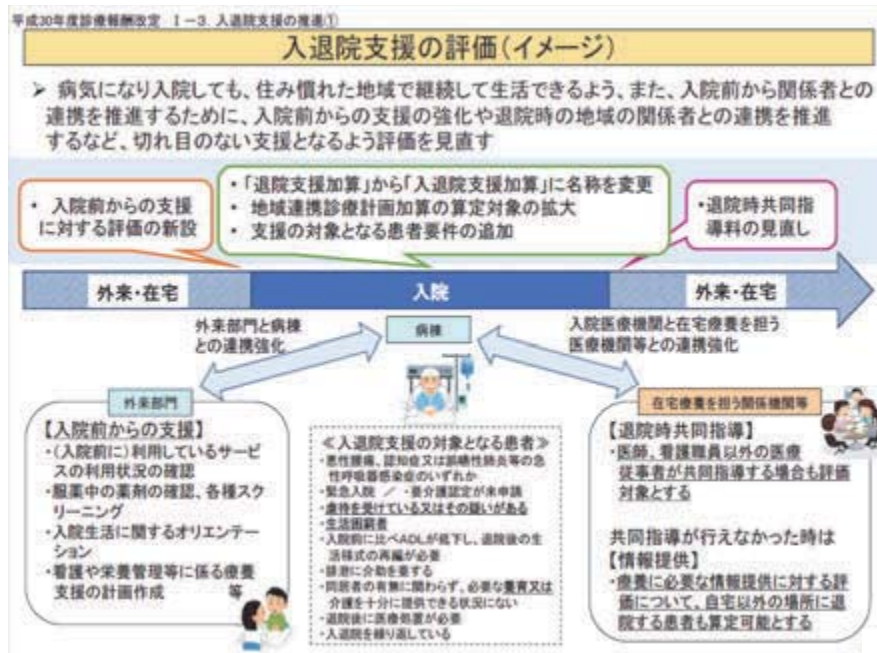
後に大山先生が詳しく述べられるが、ここでは平成30年度診療報酬改定を医療機関の役割と関連づけて概説する。

40 小児医療の充実



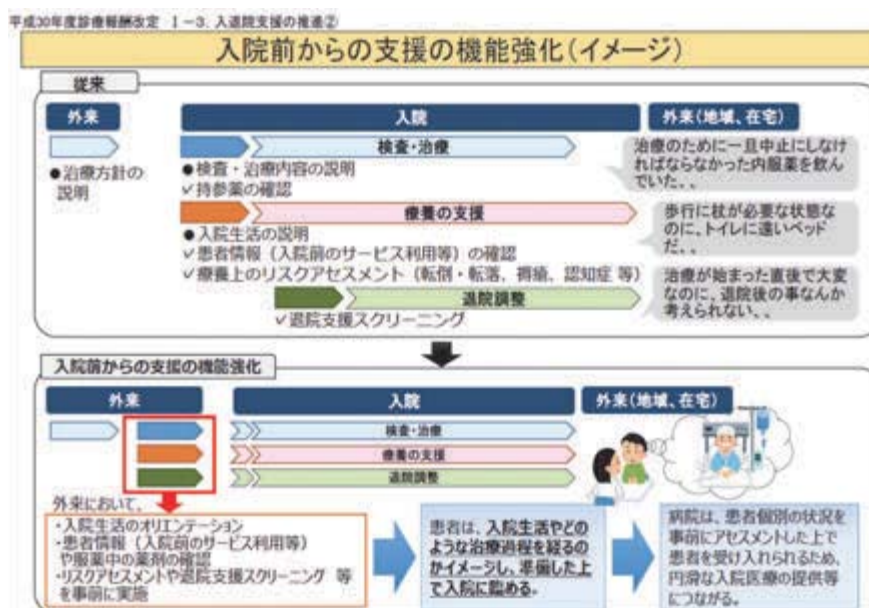
平成30年度診療報酬改定では、小児に関しても様々な改定がなされたが、その中に医療的ケア児を強く意識した改定も数多く行われた。

41 入退院支援の評価（イメージ）



退院支援加算が、入退院支援加算となり、外来部門、病棟、在宅部門の連携が求められている。

42 入院前からの支援の機能強化（イメージ）



退院支援加算が、入退院支援加算となり、外来部門、病棟、在宅部門の連携が求められている。有意義な入院、退院を目的として、外来部門による入院前からの支援が新たに導入され、小児においても児のヘルスリテラシーの獲得のためにこの様にして行く必要がある。

43 入院前からの支援を行った場合の評価の新設

平成30年度診療報酬改定 Ⅰ-3. 入院支援の推進③

入院前からの支援を行った場合の評価の新設

- 入院を予定している患者が入院生活や入院後にどのような治療過程を経るのかをイメージし、安心して入院医療を受けられるよう、入院中に行われる治療の説明、入院生活に関するオリエンテーション、服薬中の薬の確認、褥瘡・栄養スクリーニング等を、入院前の外来において実施し、支援を行った場合の評価を新設する。

入院前からの支援を行った場合の評価の新設

(新) 入院時支援加算 200点(退院時1回)

【算定対象】

- ① 自宅等(他の保険医療機関から転院する患者以外)から入院する予定入院患者であること。
- ② 入退院支援加算を算定する患者であること。

【施設基準】

- ① 入退院支援加算1、2又は3の施設基準で求める人員に加え、十分な経験を有する
 - ≪許可病床数200床以上≫
 - ・専任の看護師が1名以上 又は
 - ・専任の看護師及び専任の社会福祉士が1名以上
 - ≪許可病床数200床未満≫
 - ・専任の看護師が1名以上
 が配置されていること。
- ② 地域連携を行うにつき十分な体制が整備されていること。

【算定要件】

入院の予定が決まった患者に対し、入院中の治療や入院生活に係る計画に備え、①入院前に以下の1)から8)を行い、②入院中の看護や栄養管理等に係る療養支援の計画を立て、③患者及び入院予定先の病棟職員と共有すること。患者の病態等により1)から8)について全て実施できない場合は、実施した内容の範囲で療養支援計画を立てても差し支えないが、この場合であっても、1)、2)及び8)は必ず実施しなければならない。

- 1) 身体的・社会的・精神的背景を含めた患者情報の把握
- 2) 入院前に利用していた介護サービス・福祉サービスの把握
- 3) 褥瘡に関する危険因子の評価 / 4) 栄養状態の評価
- 5) 服薬中の薬剤の確認 / 6) 退院困難な要因の有無の評価
- 7) 入院中に行われる治療・検査の説明
- 8) 入院生活の説明

(※) 要介護・要支援状態の場合のみ実施

入院時の支援は、外来、入院、在宅が有機的に結びつくことで、各部門の負担軽減にもつながる可能性がある。

44 小児医療の充実

平成30年度診療報酬改定 Ⅱ-1-1) 小児医療、周産期医療、救急医療の充実⑤

小児医療の充実⑤

小児に対する入退院支援(再掲)

- 入退院支援加算の対象である「退院困難な要因」に、入院早期から福祉等の関係機関との連携が必要な状態及び小児における退院困難な場合を加える。

現行	改定後
【退院支援加算】【算定要件】退院困難な要因 ア〜ウ(略)	【入退院支援加算】【算定要件】退院困難な要因 ア〜ウ(略)
エ、オ(略)	エ、オ(略)
カ 同居者の有無に関わらず、必要な介護を十分に提供できる状況にないこと	カ、キ(略)
キ〜ケ(略)	ク 同居者の有無に関わらず、必要な看護又は介護を十分に提供できる状況にないこと
	ケ〜サ(略)

- 入退院支援加算1の施設基準の一つである介護支援等連携指導料の算定件数の要件を、小児を専門とする医療機関や病棟に対応する要件に見直す。また、入退院支援加算1、2に小児加算を新設する。

現行	改定後
【退院支援加算1】【施設基準】 過去1年間の介護支援等連携指導料の算定回数が、①及び②の合計を上回ること。 ①「Ⅲイ 一般病棟入院基本料等の場合」の算定対象病床数(介護支援連携指導料を算定できるものに限る。)に0.15を乗じた数 ②「ロ 療養病棟入院基本料等の場合」の算定対象病床数(介護支援連携指導料を算定できるものに限る。)に0.1を乗じた数	【入退院支援加算1】【施設基準】 過去1年間の介護支援等連携指導料の算定回数と過去1年間の療養支援専門員との連携加算(小児入院療養管理料を算定する最重に対する支援に相当。)の合計が、①、②及び③の合計を上回ること。 ①「Ⅲイ 一般病棟入院基本料等の場合」の算定対象病床数(介護支援連携指導料を算定できるものに限る。)に0.15を乗じた数 ②「ロ 療養病棟入院基本料等の場合」の算定対象病床数(介護支援連携指導料を算定できるものに限る。)に0.1を乗じた数 ③「Ⅲイ 一般病棟入院基本料等の場合」の算定対象病床数(小児入院療養管理料を算定する病棟に属する)に0.1を乗じた数

(新) 小児加算 200点(退院時1回)

平成30年度診療報酬改定では、入退院支援加算も小児を強く意識した改定がなされ、虐待、生活困窮者、不十分な養育の患者も対象となった。さらに、施設基準の改定により、小児入院管理料を取っていた病棟でも診療報酬が請求できるようになったことに加え、小児加算も新設された。

- ・ 入院の目的、入院期間の医療職と患者との共有
- ・ 無駄のない入院生活への移行
- ・ 安心で質の高い入院生活、退院後の生活の提供
- ・ 患者情報把握の簡素に伴う、入院業務の軽減と事故の防止
- ・ 不要な入院期間の短縮
- ・ 子どもに対して十分なオリエンテーションを行うことによる児のヘルスリテラシーの獲得の促進
- ・ スムーズな成人医療への移行

平成30年度診療報酬改正で新設された入退院支援加算の入院前からの支援の強化の意義としては、

- ・ 入院の目的、入院期間の医療職と患者との共有
 - ・ 無駄のない入院生活への移行
 - ・ 安心で質の高い入院生活、退院後の生活の提供
 - ・ 患者情報把握の簡素に伴う、入院業務の軽減と事故の防止
 - ・ 不要な入院期間の短縮
 - ・ 子どもに対して十分なオリエンテーションを行うことによる児のヘルスリテラシーの獲得の促進
 - ・ スムーズな成人医療への移行
- があると考えられる。

46 入退院時の関係機関の連携強化に資する見直し

平成30年度診療報酬改定 1-3. 入退院支援の推進⑤

入退院時の関係機関の連携強化に資する見直し	
➤ 入退院時の連携を評価した報酬のうち、入院医療機関が連携先の医療機関と「特別の関係」にあたる場合も算定可能となるように見直す。 【見直し対象】 (1) 在宅患者緊急入院診療加算 (4) 精神疾患診療体制加算 (7) 在宅患者緊急時等カンファレンス料 (2) 精神科救急搬送患者地域連携受入加算 (5) 退院時共同指導料1及び2 (8) 施設入所者共同指導料 (3) 入退院支援加算1 (6) 在宅患者連携指導料	
➤ 入院中の患者が退院後に安心して療養生活を送ることができるよう、関係機関間の連携を推進するため、退院時共同指導料について、医師及び看護職員以外の医療従事者等が共同指導する場合も評価対象となるように見直す。 従来（共同指導の評価対象職種） 【退院時共同指導料1】患者の在宅療養を担う医療機関の評価 医師、看護師等 【退院時共同指導料2】患者の入院中の医療機関の評価 注1 医師、看護師等 注2 医師 ※在宅療養を担う医療機関側の医師と共同指導した場合に限る 医師 ※以下のうち3者以上と共同指導した場合に限る ・在宅療養を担う医療機関の医師 又は 看護師等 ・歯科医師 又は 歯科衛生士 ・薬剤師 ・訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く） ・介護支援専門員 改定後（共同指導の評価対象職種） 【退院時共同指導料1】患者の在宅療養を担う医療機関の評価 医師、看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、社会福祉士 【退院時共同指導料2】患者の入院中の医療機関の評価 注1 医師、看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、社会福祉士 注2 医師 ※在宅療養を担う医療機関側の医師と共同指導した場合に限る 医師、看護職員等 ※以下のうち3者以上と共同指導した場合に限る ・在宅療養を担う医療機関の医師 又は 看護師等 ・歯科医師 又は 歯科衛生士 ・薬剤師 ・訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く） ・介護支援専門員 ・相談支援専門員	
➤ 退院時共同指導料2のうち、入退院支援加算を算定する患者に係る退院後の診療等の療養に必要な情報の提供に対する評価について、自宅以外の場所に退院する患者も算定可能とする。	

平成30年度診療報酬改定では、退院時共同指導料の改定も、連携できる職種が大きく拡大され、特に小児においては相談支援専門員との連携も可能となった。

47 障害福祉サービスの相談支援専門員との連携

平成30年度診療報酬改定 1-3. 入院支援の推進⑤

障害福祉サービスの相談支援専門員との連携

医療と障害福祉との連携の推進

- 医療・介護・福祉事業者間での切れ目ない連携を推進する観点から、入院支援や退院時の指導等における要件に障害福祉サービスの相談支援専門員との連携を追加する。

現行	改定後
【介護支援連携指導料】【算定要件】 当該保険医療機関に入院中の患者に対して、医師又は医師の指示を受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員と共同して、患者の心身の状態等を踏まえて導入が望ましい介護サービスや退院後に利用可能な介護サービス等について説明及び指導を行った場合に、当該入院中2回に限り算定する。この場合において、同一日に、区分番号B005の注3に掲げる加算（居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同して指導を行った場合に限る。）は、別に算定できない。 【退院時共同指導料2 注3】【算定要件】 注3 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医が、当該患者の退院後の在宅療養を助う保険医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（看護指導を除く。）又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、2,900点を所定点数に加算する。 【診療情報提供料（1）】【算定要件】 注2 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村又は介護保険法第46条第1項の規定により都道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業者等に対して、診療状況を示す文書を送り、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。 ※ 在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定要件、退院支援加算1の施設基準についても、同様	【介護支援連携指導料】【算定要件】 当該保険医療機関に入院中の患者に対して、当該患者の同意を得て、医師又は医師の指示を受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員又は相談支援専門員と共同して、患者の心身の状態等を踏まえて導入が望ましい介護サービス又は障害福祉サービス等や退院後に利用可能な介護サービス又は障害福祉サービス等について説明及び指導を行った場合に、当該入院中2回に限り算定する。この場合において、同一日に、区分番号B005の注3に掲げる加算（介護支援専門員又は相談支援専門員と共同して指導を行った場合に限る。）は、別に算定できない。 【退院時共同指導料2 注3】【算定要件】 注3 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（看護指導を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、2,900点を所定点数に加算する。 【診療情報提供料（1）】【算定要件】 注2 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村又は介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第122号）第31条の1第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第24条の2第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者等に対して、診療状況を示す文書を送り、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

総論
1-3

48 病床規模に関する要件（大病院）の見直し

平成30年度診療報酬改定

病床規模に関する要件（大病院）の見直し

紹介状なしの大病院受診時の定額負担の対象範囲の拡大

- 大病院の外来医療の機能分化を推進する観点から、紹介状なしで大病院を受診した患者等の定額負担を徴収する責務がある医療機関について、対象病院を拡大する。

現行（対象病院）	改定後（対象病院）
特定機能病院及び一般病床500床以上の地域医療支援病院	特定機能病院及び 300 400 床以上の地域医療支援病院
【経過措置】 ・自治体による条例制定が必要な公的医療機関については、条例を制定するまでの期間を考慮し、6か月間の経過措置を設ける。	

病床数500床以上を要件としている診療報酬の取扱いの見直し

- 病床数500床以上を要件とする診療報酬について、当該基準を400床に変更する。

【対象】
○ 初診料及び外来診療料 ※ 平成30年9月30日までの経過措置を設ける 初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低い場合において、他の病院又は診療所等からの文書による紹介がない患者（緊急その他やむを得ない事情があるものを除く）に関する減算規定の対象となる保険医療機関。
○ 在宅患者緊急入院診療加算 ^{※1} 及び在宅患者共同診療料 ^{※2} 算定対象が、15歳未満の人工呼吸を実施している患者若しくは15歳未満から引き続き人工呼吸を実施しており体重が20kg未満の患者又は神経難病等の患者に限られる保険医療機関。 ※1については平成31年3月31日まで、※2については平成30年9月30日までの経過措置を設ける
○ 地域包括ケア病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料を算出することができる病棟が1病棟に限られる保険医療機関。 ※ 平成30年1月1日時点で地域包括ケア病棟入院料1又は2を2病棟以上届け出ている場合、当該時点で既に届け出ている複数の病棟を維持することができる。



病床規模に関する要件の見直しで、在宅療養後方支援病院に関係した在宅患者緊急入院診療加算と、在宅患者共同診療料に関しても注意が必要である。

49 在宅療養後方支援病院



- ・ 急変時などに24時間体制で対応
- ・ 必要があれば入院を受け入れる

在宅療養後方支援病院に登録することで、患者も在宅医療機関も緊急時対応、入院対応、退院時支援が必要になった時もスムーズな連携を図ることができる。

50 在宅患者共同診療料

在宅療養後方支援病院(許可病床数が **400床未満の病院に限る**)が、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者以外の患者であって通院が困難なものに対して、当該患者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関からの求めに応じて共同で往診を行った場合に、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて2回に限り算定する。

平成 31 年4月1日より適用することとする。

在宅の医師と、在宅療養後方支援病院が共同で、患者宅を訪問する、在宅患者共同診療は、小児を診ていただける在宅医を増やすために重要な取り組みである。在宅患者共同診療料に関しては、在宅療養後方支援病院の許可病床数が500から400床未満に変更となった。これでは、医療的ケア児が退院する大規模な病院では在宅患者共同診療ができないことになってしまう。

51 在宅患者共同診療料

4 注1から注3までの規定にかかわらず、在宅療養後方支援病院が、別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者に対して行った場合には、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて12回に限り算定する。

5 往診又は訪問診療に要した交通費は、患者の負担とする。

病床数関係なく算定可

厚生労働大臣が定める疾患等

末期の悪性腫瘍
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
ハンチントン病
進行性筋ジストロフィー症
パーキンソン病関連疾患
進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)
多系統萎縮症
線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群
プリオン病
亜急性硬化性全脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症
球脊髄性筋萎縮症
慢性炎症性脱髄性多発神経炎
後天性免疫不全症候群
頭脳損傷
人工呼吸器を使用している状態
15歳未満の人工呼吸器装着患者、15歳未満から引き続き人工呼吸を実施しており体重が20キログラム未満の患者又は神経難病等の患者を対象とする場合については、当該診療料を1年に12回算定することができる。

総論
1-3

しかし、厚生労働大臣が定める疾患等であれば、病床数に関係なく、在宅の医師と、在宅療養後方支援病院が共同で、患者宅を訪問することができる。小児では、特に人工呼吸器を使用している状態の患者に活用することができる。

52 在宅患者緊急入院加算

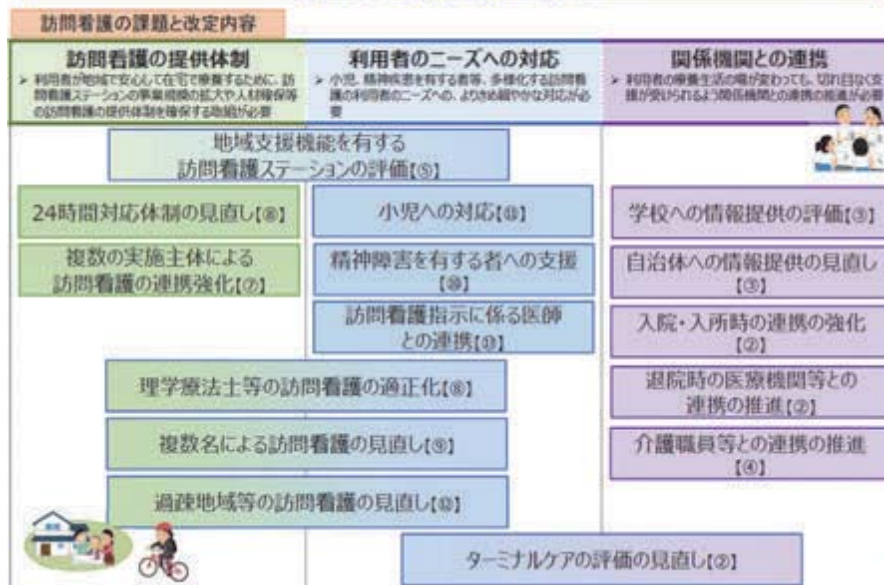
在宅療養後方支援病院(許可病床数が400床以上のものに限る。)において、別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者を入院させた場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。))又は第3節の特定入院料のうち、在宅患者緊急入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。

逆に、在宅療養後方支援病院に登録しておけば、入院初日に請求できる在宅患者緊急入院加算は、許可病床数が400床以上の在宅療養後方支援病院に限られた。

53 質の高い訪問看護の確保

平成30年度診療報酬改定 1-4. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保①

質の高い訪問看護の確保①



平成30年度診療報酬改定は、訪問看護も小児を強く意識した改定となっている。

54 質の高い訪問看護の確保

平成30年度診療報酬改定 1-4. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保⑤

質の高い訪問看護の確保⑤

地域支援機能を有する訪問看護ステーションの評価

地域での訪問看護に関わる人材育成等の一定の役割を担う訪問看護ステーションについての評価を新設する。

(新) 機能強化型訪問看護管理療養費3 8,400円(月の初日の訪問の場合)

【施設基準】

- ア 常勤の看護職員が4人以上
- イ 24時間対応体制加算の届出及び休日・祝日の対応
 - ※ 同一敷地内に同一施設者の医療機関がある場合、営業時間外の利用者・家族からの電話等による相談について、医療機関の看護員が行うことができる。
- ウ 重症患者(難病等、精神疾患、医療機器の使用)の受け入れ、又は複数の訪問看護ステーションと共同して訪問看護を提供する利用者が一定数以上
- エ 地域の医療機関の看護職員の当該訪問看護ステーションでの一定期間の勤務支援
- オ 地域の医療機関・訪問看護ステーションを対象とした研修の実施
- カ 地域の訪問看護ステーションや住民等に対する訪問看護に関する情報提供や相談の実施
- キ エの医療機関以外の医療機関との遠隔時共同の実施
- ク 同一敷地内に医療機関がある場合、当該医療機関以外の医師を主治医とする利用者が1割以上

(参考)機能強化型訪問看護ステーションの評価



機能強化型訪問看護ステーションは、今までの高齢者を中心とした居宅介護支援事務所の設置がなくても、相談支援事務所が設置されていてもよいことになった。また、重症児の受け入れも前回の診療報酬改定以降評価項目になっている。

平成30年度診療報酬改定 Ⅱ-1-1)小児医療、障害児医療、救急医療の充実3

長時間の訪問看護における医療的ケア児への対応(再掲)

現行

長時間訪問看護加算(週1日まで)

【算定対象】

(1) 15歳未満の重症児童又は重症児童

(2) 特別診療科の施設基準等別表第8に掲げる疾病等の者

(3) 特別訪問看護指導事業又は精神科特別訪問看護指導事業に係る指定訪問看護を受けている者

長時間訪問看護加算(週3日まで)

【算定対象】

上記の(1)

改定後

長時間訪問看護加算(週1日まで)

【算定対象】

(1) 15歳未満の重症児童又は重症児童
(2) 特設診療科の施設基準等が変更前に掲げる疾病等の者
(3) 特設訪問看護指導手書又は特設科特設訪問看護指導手書に係る
指定訪問看護を受けている者

長時間訪問看護加算(週3日まで)

【算定対象】

上記の(1)及び(2) ①15歳未満の小児



2016年12月31日 星期五

- [illegible]

➤ 乳幼児への訪問看護を推進するために、乳幼児加算の評価を充実する。

費用	
【訪問看護基本療養費】	
乳幼児加算・幼児加算	500円
〔在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料〕	
乳幼児加算・幼児加算	50点

決定後	
【訪問看護基本診療費】	
乳幼児加算	1,500円
【在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料】	
乳幼児加算	150点

56 質の高い訪問看護の確保

平成30年度診療報酬改定 1-4 質の高い在宅医療・訪問看護の確保は

自治体への情報提供の見直し

- ・ 指定訪問看護の状況を示す文書添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に算定

改定後

【訪問看護提供料費】

【算定要件】

- ・ **市町村等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に算定**

【算定対象】

- (1) 特設診療所の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者
- (2) 特設診療所の施設基準等別表第8に掲げる者

➤ 医療的ケアが必要な小児が学校へ通学する際に、訪問看護ステーションから訪問看護についての情報を学校へ提供した場合の評価を新設する。

(新) 訪問看護情報提供療養費2 1,500円

【算定要件】
小学校又は中学校等に入学や転学時の当該学校に初めて在籍する利用者について、学校からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合には、月1回に限り算定。

【算定対象】

- (1) 特設診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の15歳未満の小児
- (2) 特設診療料の施設基準等別表第8に掲げる15歳未満の小児
- (3) 15歳未満の重症症又は準重症症

69

目 標

医療的ケア児の支援に関する行政の部署ごとの役割を理解し、施策について適切な部署と協議することができる

Keyword

行政、部署、医療、障害福祉、保育、教育、健康、日本医師会

内 容

行政職員と医療関係者との間には、現場の状況理解と専門用語の運用方法に関して隔たりがあり、円滑なコミュニケーションを取ることがしばしば困難となる。そのため、行政職員は現場を理解し、医療関係者は行政の枠組みを理解する必要がある。平成28年度に児童福祉法が改正され、地方自治体において医療的ケア児の支援のために保健、医療、福祉、教育等の多部署が連携する努力義務が課された。これを受けて厚生労働省は「医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議」を年1回開催し、地方自治体における多部署連携の在り方を提示している。国では医療的ケア児の医療、障害福祉、保育、教育、健康を担当する課室が平成30年度に向けた政策を打ち出している。これらを踏まえた上で、各地域での医療的ケア児支援のための施策立案や遂行につき、行政職員と医療関係者とが協議していく必要がある。

【引用情報】

「平成29年度医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議」（平成29年10月16日）

- 1) 厚生労働省医政局地域医療課在宅医療推進室資料
- 2) 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室資料
- 3) 厚生労働省こども家庭局保育課・母子保健課資料
- 4) 厚生労働省健康局難病対策課資料
- 5) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課資料
- 6) 日本医師会資料

- 行政職員： 医療の現場や患者の実態を知らない
(例 気管切開のケアがどう大変なのか分からない)

➡ 現場を見た方が良い

- 医療関係者： 行政の仕組みや行政用語の使い分けが分からない
(例 医療政策の充実を市役所に訴えてしまう)

➡ 政策を所管する部署を知って交渉したほうが良い

両者がお互いの特性を知り、同じ目的を持って協力することが大切

重篤な病気の子ども

- 死亡
- 退院できない長期入院児

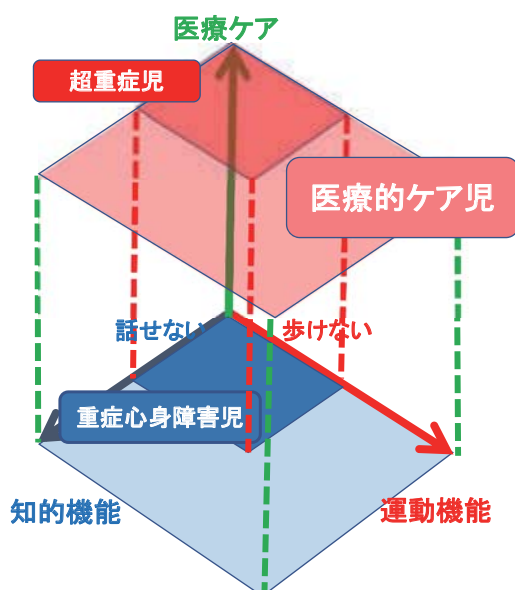
退院

身体障害 + 知的障害
= 重症心身障害児

高度な医療ケアに依存する
重症心身障害児 = 超重症児

日常的に医療ケアが必要な子ども
= 医療的ケア児

医療技術の進歩



- ・ 医療的ケア児の33%は動ける

(2015年埼玉県小児在宅医療患者生活ニーズ調査)

- ・ 動く医療的ケア児は、医療デバイスを不用意に抜去するなど生命の危険がある(特に知的障害を合併する例)
- ・ 密接な見守りなど、より手厚い障害福祉サービスが必要
- ・ しかし、**動く医療的ケア児は、準・超重症児入院診療加算や医療型の障害福祉サービスが使えない**



寝たきりの医療的ケア児



動く医療的ケア児
(野田聖子議員ブログ「ヒメコミュ」より)

ただ、医療的ケアがあるからと言って、全ての人が肢体不自由な状態にあるわけではありません。近年の医療の進歩により、医療的ケアが付いているわりには身体障害が軽い方もちらほらいます。写真の左側は従来から重心児と呼ばれる、寝たきりで知的機能がIQ35未満の子どもの例です。写真の右側は、気管切開の医療的ケアがありますが、ランドセルをしょって学校に通っている子どもの例です。このように「動ける医療的ケア児」は、医療的ケア児全体の40%くらいいるのではないかと推測されます。しかし、動く医療的ケア児は準・超重症児の定義には入らないため、ケアに手がかかるわりには準・超重症児に対するサービスを利用することはできません。

【改正の概要】

- ① 医療的ケア児支援のため、地方自治体が保健・医療・福祉等の連携体制を整備する努力義務を負う
- ② 市町村・都道府県が障害児福祉計画を定める

児童福祉法 第56条の6 第2項(新設)

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、**保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

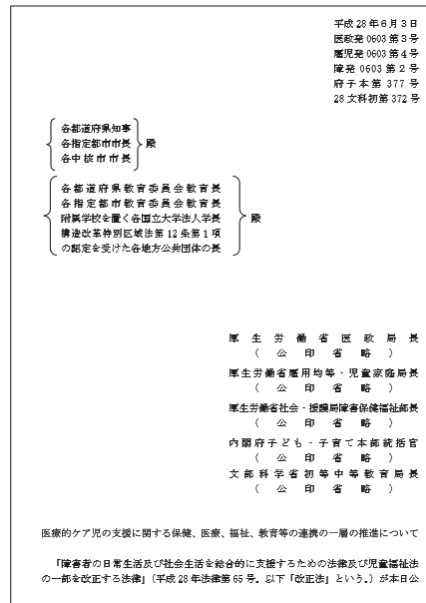
改正の概要としては、① 医療的ケア児支援のため、地方自治体が保健・医療・福祉等の連携体制を整備する努力義務を負うことになったことと、② 市町村・都道府県が障害児福祉計画を定めることになったことがあげられる。

医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について (5 部局連名通知 平成28年 6 月 3 日)

以下の3省庁5部局の連名で通知を発出

➡ これこそ行政の多職種連携です！！

- ① 医政発(医政局)
- ② 雇児発(子ども家庭局)
- ③ 障発(障害保健福祉部)
- ④ 府子本(内閣府子ども・子育て本部)
- ⑤ 文科初(文科省初等中等教育局)



法施行と同日の6月3日に、3省庁5部局から全国の都道府県、政令指定市・中核市、教育委員会に向けて通知が発出された。これだけの部局から連名で通知が出ることは、かなり異例である。医療的ケア児の支援には多方面からの協力が必要であることの証左と言える。

医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について (5 部局連名通知 平成28年 6 月 3 日)

【通知の趣旨】

各地方公共団体においては、所管内の医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて、計画的に取り組んでいただくようお願いする。

【技術的な助言】

- 保健関係** 母子保健担当者は、医療的ケア児が適切な支援が受けられるように関係課室等と情報共有
- 医療関係** **小児病棟やNICU、PICU等**から退院するに当たり療養・療育が必要な小児に対し支援を実施し、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りまで継続して**在宅医療**が行われるよう、関係機関間の連携体制構築に配慮
- 障害福祉関係** 各地方公共団体は障害福祉計画だけでなく**障害児福祉計画**を策定することが義務付けられ、これらを活用して医療的ケア児の支援の体制の確保を図る（障害児福祉計画は**平成30年4月1日より施行**）。特に、医療的ケア児を受け入れることができる**短期入所や児童発達支援**を必要としている医療的ケア児のための障害児通所支援等の確保が重要。
- 保育関係** 医療的ケア児についても保育のニーズを受け止め、**保育所・幼稚園等での受け入れや看護師の配置等**子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、全ての子どもの健やかな育ち等を等しく保障することを目指す
- 教育関係** 医療的ケア児やその保護者の意向を尊重しつつ、関係機関とも連携しながらその教育的ニーズに応える
- ① 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した**教育相談体制の整備、専門家による巡回指導、関係者に対する研修**
 - ② 医療的ケアを実施する**看護師等の配置又は活用**、看護師等を中心に教員等が連携協力した**体制整備**
 - ③ 学校において医療的ケアを行う看護師等を確保するとともに、**看護師等に必要な研修**の機会を充実
 - ④ **看護師等の養成課程**において特別支援学校等での実習を受け入れる
- 関係機関等の連携に向けた施策**
- ① 地域において**協議の場を設置**し、定期的に開催
 - ※（**自立支援**）協議会、医療的ケア運営協議会、慢性疾患児童等地域支援協議会、地方版子ども・子育て会議など既存の枠組みを活用。2次医療圏や障害福祉圏域、市区町村単位などの設置開催も想定。
 - ② 重症心身障害児者等及び医療的ケア児の支援をコーディネートする者の育成
 - ③ 地方公共団体内で保健、医療、障害福祉、保育、教育等の課室の互いの連携体制を確保

5部局連名通知の内容は多岐に渡っているが、中央官庁の発出元及び通知を受ける都道府県担当部署としては、主に地域医療もしくは障害福祉の部署が主な役割を担う。保健関係とは保健所及び市区長村保健センターを意味し、厚労省健康局や都道府県の健康担当課がこれにあたる。これらに加え、保育関係、教育関係からの支援施策も拡充しつつあるところである。

「平成30年度医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議」

日時：平成30年10月3日（水）10:30～16:40

場所：厚生労働省講堂

- ・地域における医療的ケア児とその家族の生活の質を向上させるため、医療的ケア児等の支援に係る最新の国の動向や地域での先進事例を発信する全国会議を開催しています。
- ・この会議には、全国の都道府県・指定都市の障害福祉、教育、医療、子育て、保健分野の担当者が参加し、それぞれの地域で各分野が連携した支援ができることを目指しています。

【内容】

- ① 行政説明（厚生労働省、文部科学省）
- ② 医療的ケア児とその家族への支援制度について
- ③ 好事例（栃木県宇都宮市うりずん、岐阜県かがやき総合在宅クリニック、
熊本県熊本市NEXTEP、千葉県松戸市、福井県高校教育課）
- ④ 都道府県取組報告シート

YouTubeにアップ！

※ 詳細は厚生労働省HP「障害児支援施策」

ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞障害者福祉＞障害者福祉分野のトピックス＞障害児支援施策

＞医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000191192_00004.html

在宅医療及び障害福祉サービスを必要とする障害児等を地域で支えるためには、小児等在宅医療及び重症心身障害児等支援の地域体制を各都道府県・指定都市ごとに整備していくことが重要である。

このため、国のモデル事業で取り上げられた取組を参考に、在宅医療及び障害福祉サービスを必要とする障害児等支援の連携体制をどのように構築していくかを各自治体で共有するために、担当者合同会議が平成27年度から年1回開催されている。

○ 関連する制度は多岐に渡るが、根拠法を知ることで制度を理解できる

分野	法律	医療的ケア児関連の制度
保健	母子保健法	新生児訪問指導、乳幼児健診
	児童福祉法	乳児家庭全戸訪問 要保護児童への対応
医療	医療法	医療計画における小児医療・在宅医療
	健康保険法	診療報酬
	母子保健法	未熟児養育医療給付
	児童福祉法	小児慢性特定疾病医療費助成
	難病法	難病医療費助成
	障害者総合支援法	自立支援医療（育成医療・更正医療）
福祉	地域医療介護総合確保法	基金事業による研修会、相談窓口
	児童福祉法	障害児福祉計画・障害児通所支援
	障害者総合支援法	医療型短期入所
教育	学校教育法	特別支援教育、看護師配置
保育	児童福祉法	看護師配置、保育所等訪問支援
	子ども子育て支援法	全ての子どもに健やかな育ちを保障

小児在宅医療においては、医療・福祉・教育との連携が重要。ただ、それぞれの分野で多くの制度が存在し、これらを正確に把握することは容易ではない。小児等在宅医療を積極的に担う制度を理解するためには、制度の根拠となっている法律を理解することが重要。

- ・ 都道府県庁の各部署は、それぞれ関連する国の部署から降りてきた施策を受け止め、現場に下ろす構造になっている。
- ・ このため、施策を発出した国の部署を知っておいたほうが良い。

施策	都道府県の担当課	国の所管課
救急・災害・周産期小児・在宅医療	地域医療担当課	厚労省 医政局地域医療計画課
障害児者支援、重心施設	障害福祉担当課	厚労省 障害保健福祉部障害福祉課
子育て支援、児童虐待	母子保健担当課	厚労省 こども家庭局母子保健課
小児慢性特定疾病、指定難病	健康担当課・保健所	厚労省 健康局難病対策課
特別支援学校における医療的ケア	特別支援教育担当課	文科省 初等中等教育局特別支援教育課

都道府県庁の各部署は、それぞれ関連する国の部署から降りてきた施策を受け止め、現場に下ろす構造になっている。このため、施策を発出した国の部署を知っておいたほうが良い。

医療・小児慢性特定疾病

○診療報酬改定（平成30年4月～）

- ・ 小児科療養指導料の対象として、医療的ケアが必要な小児を追加するとともに、学校との情報共有・連携を要件化
- ・ 長時間訪問看護加算を週3回算定できる対象に医療的ケアが必要な小児を追加
- ・ 医療的ケア児が学校に通学する際に、在宅で療養支援を行っている訪問看護ステーションから学校への情報提供を評価 等

○在宅医療関連講師人材養成事業（30年度予算額：2,321万円）

高齢者向け在宅医療、小児向け在宅医療、訪問看護の3つの分野ごとに、医師や看護師を対象とした人材育成プログラムの開発を行うとともに、医療従事者や行政職員等が地域で在宅医療の人材育成事業を行うための中央研修を実施。

○小児慢性特定疾病の医療費助成（30年度予算額：150.4億円）

医療費の自己負担分の一部を助成。

【対象疾病数：722疾病（14疾患群） ⇒ 平成30年4月から756疾病（16疾患群）】

○小児慢性特定疾病児童自立支援事業（30年度予算額：9.2億円）

学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ自立を阻害されている児童等について、相談支援事業や相互交流促進事業等を実施。

【趣旨】

在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で人材育成事業を支えることのできる高度人材を養成する。

【事業概要】

医師を対象とした「①高齢者向け在宅医療」、「②小児向け在宅医療」、看護師を対象とした「③訪問看護」の3分野ごとに、**研修プログラムの開発を行うとともに、相應の経験を積んだ医療従事者、団体役員等に対し、中央研修を実施する。**

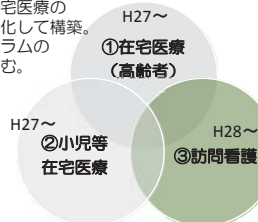
(②・③分野では、行政職員が医師又は看護師と共に研修に参加し、地域の実情に応じた研修プログラム作成に取り組む演習も実施)

国(関係団体、研究機関、学会等)

◆研修プログラムの開発

- ・職能団体、研究機関、学会等が連携し、人材育成研修プログラムを作成。

- ・プログラムは、在宅医療の主要な3分野に特化して構築。それぞれのプログラムの相互連携も盛り込む。



◆中央研修の実施

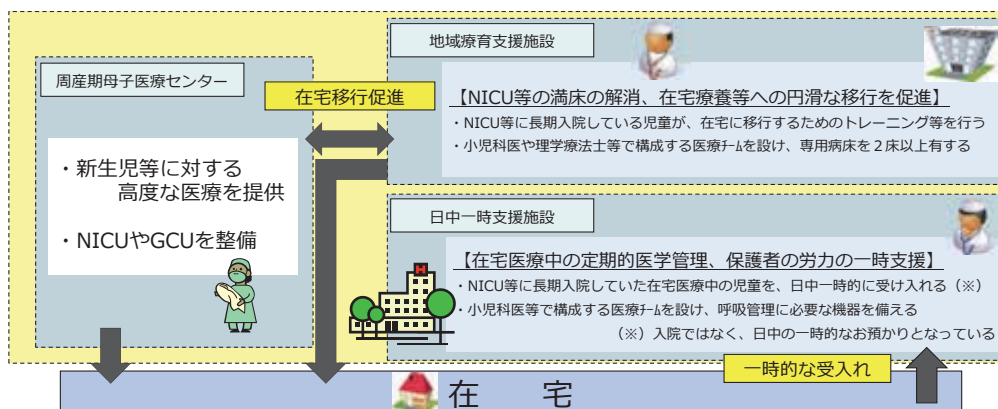
- ・開発したプログラムを活用し、中央研修を実施。

*平成29年度の全国研修の状況

- ①高齢者向け在宅医療
日時：平成30年1月14日
参加者：210名(医師)
- ②小児向け在宅医療
日時：平成30年2月25日
参加者：175名(医師118名・行政57名)
- ③訪問看護
日時：平成29年12月9日
参加者：120名(看護師92名・行政28名)

- ・受講者が、地域で自治体と連携しながら人材育成事業を運営するなど、中心的な存在として活躍することを期待。

- NICU等長期入院児の在宅移行を促進させる目的で行っている
- NICU等長期入院児支援は、①地域療育支援施設運営事業、②日中一時支援事業により医療機関への運営費の他、施設整備、設備整備に対する財政支援を行っている。



【更新履歴】

H29年1月 予算額の追記

H27年1月 新規作成

H26 地域療育支援施設：補助率1/2、8都道府県 13施設 27年度交付実績152,559千円(134億円の内数)

H26 日中一時支援施設：補助率1/3、13都道府県 31施設 27年度交付実績54,353千円(134億円の内数)

13 医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。
- 全国の医療的ケア児は約1.8万人（推計）【平成29年度厚生労働科学研究費補助金「田村班報告」】



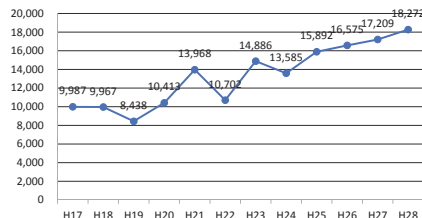
- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要例）気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

※1：重症心身障害児とは重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。全国で約43,000人（者も含まれている）。【岡田2012推計値】



* 画像転用禁止

医療的ケア児数



（平成29年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」報告）

児童福祉法の改正（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

14 都道府県別の医療的ケア児数（推計値）及び、総人口並びに20歳未満人口1万人あたりの値

（参考資料）

都道府県別の医療的ケア児数（推計値）及び、総人口並びに20歳未満人口1万人あたりの値
（平成28年10月1日現在、総務省人口推計を使用）

番号	都道府県	人口 (千人)	20歳未満 人口 (千人)	医療的ケア児 推計値	医療的ケア児 1万人あたり	20歳未満1万人 あたり
0	全国	126,933	21,820	17,058	1,344	7,818
1	北海道	5,352	837	615	1,148	7,343
2	青森県	1,293	207	101	0,783	4,891
3	岩手県	1,268	207	130	1,022	6,260
4	宮城県	2,330	399	374	1,604	9,365
5	秋田県	1,010	147	97	0,962	6,610
6	山形県	1,113	184	105	0,946	5,725
7	福島県	1,901	319	199	1,049	6,249
8	茨城県	2,905	504	402	1,382	7,968
9	栃木県	1,966	343	275	1,400	8,022
10	群馬県	1,967	344	265	1,348	7,706
11	埼玉県	7,289	1,257	664	0,911	5,280
12	千葉県	6,236	1,053	758	1,215	7,195
13	東京都	13,624	2,093	2,140	1,571	10,225
14	神奈川県	9,145	1,564	1,094	1,196	6,992
15	新潟県	2,286	379	262	1,145	6,906
16	富山県	1,061	177	115	1,087	6,516
17	石川県	1,151	204	148	1,283	7,239
18	福井県	782	143	100	1,278	6,987
19	山梨県	830	144	90	1,082	6,238
20	長野県	2,088	367	311	1,490	8,476
21	岐阜県	2,022	367	263	1,301	7,166
22	静岡県	3,688	647	559	1,516	8,639
23	愛知県	7,507	1,398	1,044	1,391	7,468
24	三重県	1,808	321	171	0,943	5,312
25	滋賀県	1,413	276	270	1,911	9,783
26	京都府	2,605	439	295	1,131	6,712
27	大阪府	8,833	1,514	1,380	1,562	9,115
28	兵庫県	5,520	975	809	1,465	8,294
29	奈良県	1,356	237	166	1,227	7,018
30	和歌山県	954	162	108	1,130	6,656
31	鳥取県	570	100	124	2,180	12,425
32	島根県	690	119	73	1,063	6,162
33	岡山県	1,915	343	345	1,799	10,044
34	広島県	2,837	509	422	1,487	8,287
35	山口県	1,394	233	131	0,943	5,640
36	徳島県	750	121	67	0,889	5,510
37	香川県	972	169	99	1,014	5,833
38	愛媛県	1,375	232	193	1,406	8,333
39	高知県	721	115	79	1,097	6,877
40	福岡県	5,104	926	796	1,560	8,598
41	佐賀県	828	157	99	1,200	6,327
42	長崎県	1,367	242	169	1,233	6,966
43	熊本県	1,774	325	264	1,487	8,115
44	大分県	1,160	199	142	1,221	7,119
45	宮崎県	1,096	201	185	1,684	9,183
46	鹿児島県	1,637	297	244	1,492	8,224
47	沖縄県	1,439	331	320	2,222	9,660

※1 平成29年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」報告書より抜粋

※2 医療機関所在地からの集計結果のため、患者の住所地とは異なる場合もあることに留意

障害福祉等

○障害福祉サービス等報酬改定（平成30年4月～）

- ・ 障害児通所支援・福祉型障害児入所施設における看護職員配置加算の創設
- ・ 障害児通所支援における医療連携体制加算の充実
- ・ 短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設 等

○介護報酬改定（平成30年4月～）

療養通所介護（重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施）において、更に地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から定員数を9名から18名へと引上げ。

○医療的ケア児支援促進モデル事業（30年度予算額：1,889万円）

事業所等において医療的ケア児の受け入れを促進し必要な支援の提供が可能となる体制を整備。（平成30年度は6自治体（予算案上の数））

○医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業（30年度予算額：6,814万円）

医療的ケア児を適切なサービスにつなぐコーディネーター等を養成。

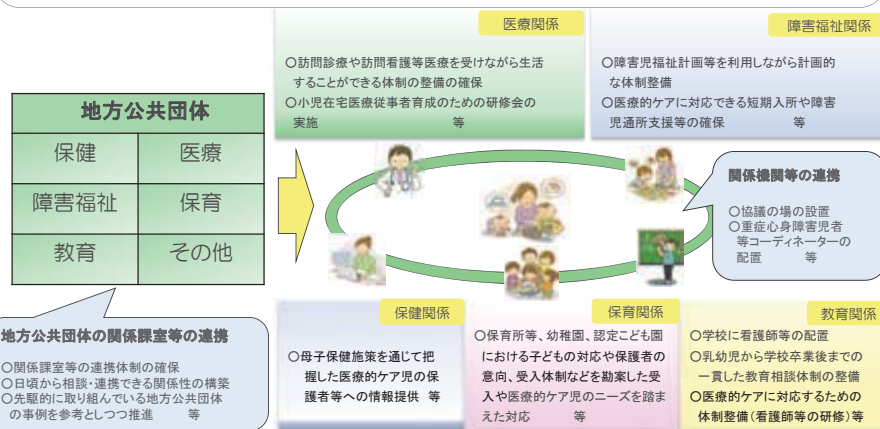
○医療型短期入所事業所開設支援（30年度予算額：493億円の内数）

医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援するため、医療機関職員の実地研修等を実施。

○医療的ケア児等医療情報共有サービス（30年度予算額：1.5億円）

救急時や、予想外の災害等に遭遇した際に、どこにいても適切な対応を受けられるよう、医療情報共有システムを構築。

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定（児童福祉法第56条の6第2項）（本規定は公布日施行）
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成28年6月3日関係府省部局長連名通知）を地方公共団体等に発出し、連携体制の構築を推進。



行政の多部署が医療的ケア児について協議・連携する場を作ることが重要であり、さらに、現場の医療・福祉・保健・保育・教育関係者が連携して医療的ケア児を支援する体制を作ることが求められている。

17 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業※地域生活支援促進事業(都道府県・指定都市)

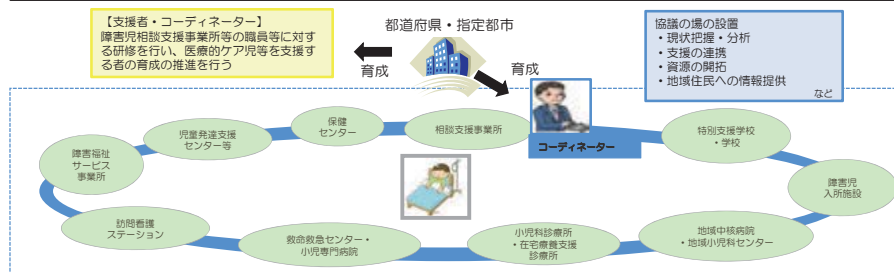
(項) 障害保健福祉費
(目) 地域生活支援事業費等補助金 平成30年度予算額：68,139千円

目 的

○ 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

事業内容

- (1) 医療的ケア児等を支援する人材の養成
地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修や、医療的ケア児等の支援を総合調整する者（以下「コーディネーター」という。）を養成するための研修を実施する。
- (2) 協議の場の設置
地域において医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置する。協議の場では、現状把握・分析、連絡調整、支援内容の協議等、地域全体の医療的ケア児等の支援に関する課題と対応策の検討等を行う。



医療的ケア児を支援する多職種をつなぐ役割としてコーディネーターが必要である。
都道府県・政令指定市ごとにコーディネーターを養成する研修事業を平成29年度から実施している。
養成する対象としては、相談支援専門員や重心施設の看護師・医師などが想定される。

18 医療的ケア児支援促進モデル事業

医療的ケア児支援促進モデル事業

平成30年度予算額：18,894千円

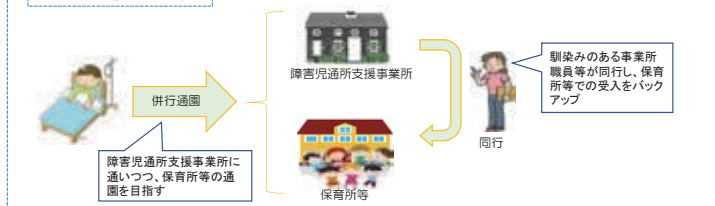
目 的

○ 医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアを必要とする障害児（重症心身障害児含む。以下「医療的ケア児」という。）は増加傾向にあるが、日中一時支援及び障害児通所支援事業所等（以下「事業所等」という。）で医療的ケアができる環境整備がされていないことや事業所等に配置されている看護師等の人材が医療的ケアに対応できない場合が多いこと等により、医療的ケア児の受入れ場所が少ない状況にある。このため、事業所等において医療的ケア児の受け入れを促進し、必要な支援の提供が可能となる体制を整備し、医療的ケア児の生活の向上を図る。

事業内容

- (1) 併行通園の促進（拡充）
障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児について、保育所や放課後児童クラブとの併行通園を提案し、受入のための調整や事前準備及び受入の際のバックアップを行い、その実施方法について検証し、手順書の作成を行う。
- (2) 人材育成
医療的ケア児等支援者養成研修の実施や聴覚吸引等研修における障害児通所支援事業所職員等の受講促進などにより、医療的ケア児の支援経験がない障害児通所支援事業所等の職員の医療的ケアの知識・技能習得を図る。
- (3) 体制整備の促進
地域の子ども・子育て会議や自立支援協議会等において、緊急時の対応マニュアルの作成、責任の所在の明確化等の医療的ケア児の日中活動の支援体制について検討を行う。

(1) 併行通園の促進の例



保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制構築を支援するモデル事業で2年目になる。
事業を実施する都道府県、市町村の手上げが必要。

平成29年度は23カ所の市町村※で実施した。平成30年度は30カ所を想定している。

※宇都宮市、坂戸市、市川市、松戸市、習志野市、浦安市、福生市、八王子市、

永平寺町、名張市、甲賀市、草津市、湖南市、近江八幡市、長岡京市、茨木市、箕面市、交野市、岬町、堺市、津山市、広島県府中市、高知県三原市

医療型短期入所事業所開設支援※都道府県事業（指定都市、中核市も可）

（項）障害保健福祉費

（目）地域生活支援事業費等補助金

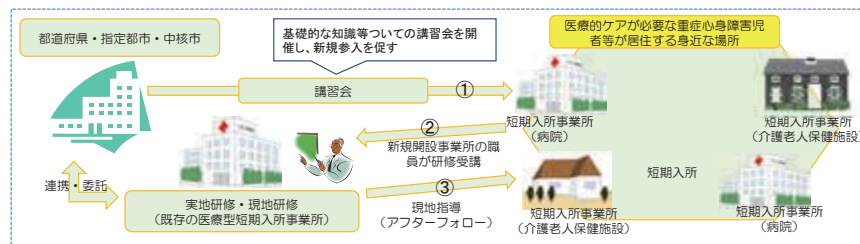
平成30年度予算額：493億円の内数

目 的

- 医療型短期入所事業の対象である重症心身障害児等が身近な地域で短期入所を利用できるよう、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援し、重症心身障害児等が在宅で安心した生活を送れるよう支援の充実を図ることを目的とする。

事業内容

- 1) 新規開設に向けた医療機関等に対する講習等
医療型短期入所事業所の新規開設に向けて、医療機関や介護老人保健施設等に対し、重症心身障害児等に対する支援の基礎的な知識や、既存施設の短期入所における支援事例などについての講習等を実施する。
- 2) 新規開設事業所の職員に対する研修等
新規開設事業所の職員に対し、重症心身障害児等の障害特性に関する知識や支援技術の習得を図るための実地研修等を実施する。
例えば、新規開設事業所と既に医療型短期入所事業を実施している施設との間で、職員を相互に交換する研修を実施することなどが考えられる。



1. 事業目的

- 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正により、平成24年4月から一定の条件の下で介護職員等によるたんの吸引等が可能となり、今後、医療的ケアのニーズに適切に対応するため、喀痰吸引等の研修修了者を更に育成することが求められる。また、同行援護や行動援護については、従業者の要件として従業者研修を受講することとしており、加えて、重度障害者支援加算等については、強度行動障害支援者養成研修を受講することを算定要件としており、これらの研修受講を積極的に促進する必要がある。
- 一方、障害福祉の現場では人材不足感が高まっており、喀痰吸引等の研修等の機会を与えることのできる人的余裕がないとの声が多く寄せられている。
- このため、障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図る観点から、障害福祉従事者が研修に参加することを促すため、研修受講中の代替要員確保のための支援を行う。

2. 事業内容

- 現任職員が専門性向上のための研修を受講している期間における代替職員の確保のための経費に対し助成する。
- 地域生活支援促進事業の都道府県任意事業として実施。

3. 事業要件

【対象者】都道府県内の事業所等の障害福祉従事者

【対象研修】喀痰吸引等研修、強度行動障害支援者養成研修 等

【助成内容】国1/2、都道府県1/2

【事業実施要件】都道府県が適当と認める事業所等



趣旨

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について

〔「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正〕

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。
 ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、これまでは、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認。

実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの
 ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
 ☆具体的な行為については省令で定める
 ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

○介護福祉士
 ☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める
 ○介護福祉士以外の介護職員等
 ☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
 ☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録
 (全ての要件に適合している場合は登録)
 ○登録の要件
 ☆基本研修、実地研修を行うこと
 ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
 ☆具体的な要件については省令で定める
 ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録
 (全ての要件に適合している場合は登録)
 ○登録の要件
 ☆医師、看護師等の医療関係者との連携の確保
 ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
 ☆具体的な要件については省令で定める
 ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

・介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
 ・障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
 ・在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
 ・特別支援学校

※医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行
 (介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)
 ○現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるように必要な経過措置

保育・母子保健

- 医療的ケア児保育支援モデル事業(30年度予算額：381億円の内数)
 保育所等における医療的ケア児の受入れが可能となるような体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。(60自治体(予算か所数))
- 子育て世代包括支援センターの整備(30年度予算額：1,188億円の内数(内閣府予算))
 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等を配置して「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、妊産婦、乳幼児並びにその保護者を対象にきめ細かな相談支援等を行う。(平成29年4月1日現在で525市区町村(1,106か所)で実施)

教育

- 医療的ケアのための看護師配置事業(30年度予算額：16億円の内数(文部科学省予算))
 学校に看護師を配置し医療的ケアの実施等を行う。(平成30年度は1,500人(予算上の人数))
- 学校における医療的ケア実施体制構築事業(30年度予算額：5,900万円(文部科学省予算))
 高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制構築や医療的ケア実施マニュアル等を作成するなど、医療的ケア実施体制の充実を図る。(平成30年度は16地域(予算上の委託数))
- 学校における医療的ケアの実施に関する検討会議(文部科学省)
 実施体制の在り方や特定行為以外医行為を実施する際の留意事項等を検討。

23 「医療的ケア児保育支援モデル事業」について

1 事業概要

30年度予算：保育対策総合支援事業費補助金 381億円の内数

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

＜対象事業＞

- ・都道府県等において、医療的ケア児の受け入れを行う保育所等に、**認定特定行為業務従事者である保育士（※1）**又は看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）を配置
- ・保育士が認定特定行為業務従事者となるための研修受講を支援
- ・配置された保育士又は看護師等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等を配置
- ・その他、医療的ケア児の受入れに資するもの

※1 平成30年度より対象を拡充

2 事業の対象

- (1) 対象児童
子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童
- (2) 対象施設
保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

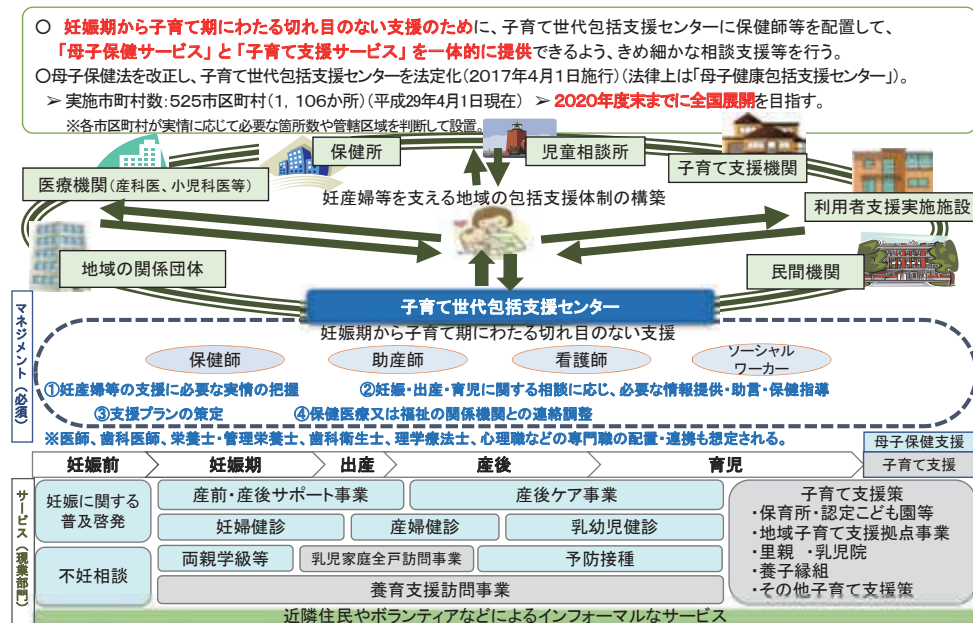
3 補助単価等

実施主体：都道府県・市町村
 予算所数：H29：30カ所（事業実施自治体数22市町村） → **H30：60カ所（応募自治体数38市町村）**
 補助単価（1カ所あたり）：
 H29：700万円 → **H30：730万円（看護師等を配置して医療的ケアを行う場合）**
 → **H30：670万円（看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合）（※2）**
 補助率：（直接補助）国1/2、都道府県・指定都市中核市1/2
 （間接補助）国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※2 平成30年度より新設

総論
1-4

24 子育て世代包括支援センターの全国展開



- 平成29年9月25日 平成32年度末までに全国展開（「おおむね」を削除）（二ノ宮）
- 平成29年11月14日 マネジメントの内容の③④を通知及びガイドラインに合わせて順番を変更（中根）
- 平成29年11月24日 実施市町村数等をH29.4.1現在に更新
- 平成30年1月26日 元号を西暦に、臨床心理士を心理職等に、認定こども園等を追加修正（中根）

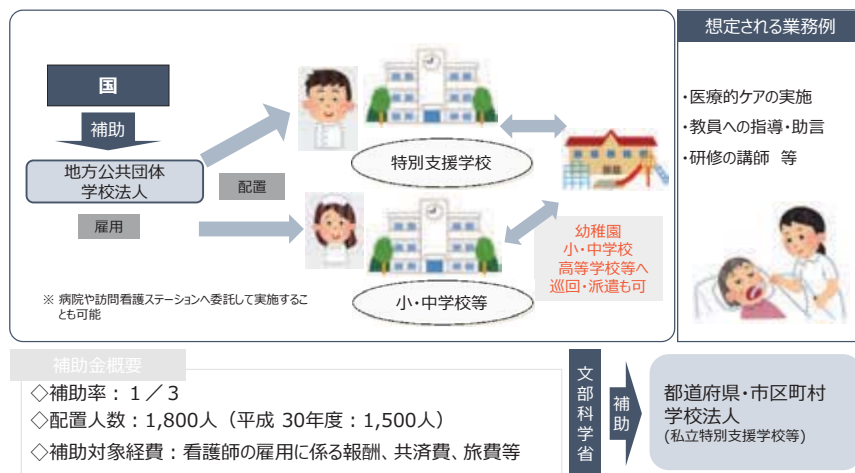
**医療的ケアのための看護師配置事業
(切れ目ない支援体制整備充実事業)**

2019年度要求・要望額 1,910百万円の内数
(前年度予算額 1,600百万円の内数)



概要

近年、学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。これらの児童生徒等の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。



- 次に平成31年度概算要求関連です。
- 「医療的ケアのための看護師配置事業」についてご説明します。
- この事業は、医療的ケアが必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、学校に看護師を配置・活用する際に必要な経費の一部を補助するものです。事業の実施主体は都道府県及び市区町村（平成29年度から市町村が文科省に対して直接申請することが可能）とし、看護師の配置先は特別支援学校及び小中学校としておりますが、幼稚園・高等学校等へ看護師を巡回、派遣していただくことも可能ですので、是非、域内の市町村に周知をお願いしております。
- 業務の一例として、医療的ケアの実施や、教員への指導・助言、研修の講師等に従事することを想定しております。

26 学校における医療的ケア実施体制構築事業

学校における医療的ケア実施体制構築事業

2019年度要求・要望額	61百万円
(前年度予算額)	59百万円)



概要

医療技術の進歩等を背景として、例えば、**酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為**が必要児童生徒等の在籍が、学校において増加している。

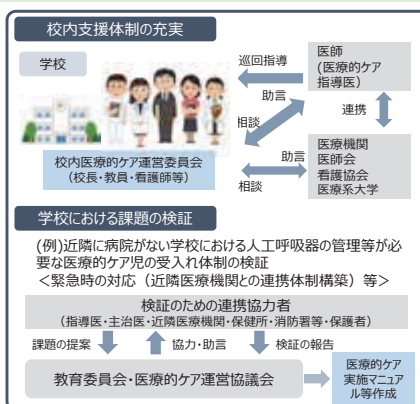
学校において、こうした高度な医療的ケアにも対応するため、**医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成**など、**医療的ケア実施体制の充実を図る**。

◆委託先：都道府県・指定都市教育委員会・市町村教育委員会 ◆委託箇所：20地域

- 医療的ケアに精通した医師を医療的ケア指導医として委嘱し、校内支援体制の充実を図る。
 - ・学校巡回指導
 - ・校内医療的ケア運営委員会での助言
 - ・医療的ケアに関する相談に対する助言等

- 人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制に応じて、指導医・医療機関・医師会・看護協会・医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る。

- 検診を踏まえ、教育委員会・医療的ケア運営協議会において、高度な医療的ケアにも対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成。
教育委員会として学校の医療的ケア実施体制の構築を図る。



- こちらも2019年度概算要求関連です。
- 学校における医療的ケア実施体制構築事業の説明をいたします。当該事業は、平成29年度から開始したモデル事業です。人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為が必要な児童生徒等の在籍が増加しており、学校において、こうした高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る事業となっております。

- まず地域医療、障害福祉、保育、教育などの担当部署と現場の関係者として定期的に協議する場を持ち、地域ごとの戦略を立てる
- 小児在宅医療関連の研修会を企画し人材育成
- 地域資源の把握
(医療的ケア児を受け入れる病院、診療所、訪問看護ステーション、医療型障害児入所施設、児童発達支援事業所、放課後デイサービス事業所、日中一時支援事業所等)
- 地域の医療的ケア児のニーズを把握
- 医療的ケア児のニーズに合った県単事業の検討
(地域医療介護総合確保基金を活用)

都道府県と医療関係者との間で協議をした上で、以下のことを実施して頂きたい。

- ・ 地域医療、障害福祉、保育、教育などの担当部署と現場の関係者として定期的に協議する場を持ち、地域ごとの戦略を立てる
- ・ 地域別の医療的ケア児数を把握
- ・ 地域資源の把握 (医療的ケア児を受け入れる病院、診療所、訪問看護ステーション、医療型障害児入所施設、児童発達支援事業所、放課後デイサービス事業所、日中一時支援事業所等)
- ・ 小児在宅医療関連の研修会を企画し人材育成
- ・ その他、医療的ケア児のニーズに合った県単位事業の検討 (地域医療介護総合確保基金を活用)

28 市区町村行政との連携

- 市区町村での医療的ケア児の担当者は、主に障害福祉担当課
- しかし、市区町村の担当者は医療的ケア児を知らないことが多い
- 一方、市区町村保健センターの保健師は、患者の病状を把握し、自宅を訪問することができ、地域事情を把握している



医療的ケア児を支援する医師から依頼できること:

- 退院支援カンファレンスに市区町村の障害福祉担当者を招き、患者の病状を知っていただく
- 保健センターに保健師によるフォローアップを依頼する
- 医療者は市区町村の自立支援協議会に参加し、地域の体制作りを協議する

市区町村の行政の在り方は、地域事情により異なる。市町村行政には、障害福祉を担当する課はあっても、医療を担当する課はない。小児在宅医療患者について話をする場合は、障害福祉担当者と話をすることになる。一方で、市町村の保健センターの保健師は、地域にいるNICU後の重症児等をよく把握している。

医療的ケア児を支援する医師から市町村に依頼できることとしては、以下の3点があげられる。

- ・ 退院支援カンファレンスに市区町村の障害福祉担当者を招き、患者の病状を知っていただく
- ・ 保健センターに保健師のフォローアップを依頼する
- ・ 市区町村の自立支援協議会に参加し、地域の体制作りを協議する

総論 2

通所・訪問サービスの役割

(相談支援専門員、児童発達支援、放課後デイ、
特別支援学校、訪問看護、訪問リハ)

目 標

医療的ケア児の支援の中心となる通所・訪問サービスの役割を理解する。

Keyword

- 障害者総合支援法
- 児童福祉法
- 児童発達支援事業
- 放課後等デイサービス
- 特別支援学校
- 相談支援専門員
- 区分判定
- 居宅介護 → 訪問看護、訪問リハビリ

内 容

在宅において通所サービスは、生活の質を向上させるうえで非常に大切である。その制度を理解し、多職種連携を進めるうえでの理解を深めていく。

児童期に利用できる障害・福祉サービスは、さまざまなものがある。

入院から在宅へ移行するために、訪問看護、訪問リハは、介護者の負担を軽減させ、在宅の生活を充実させるために必要であり、その理解をすることが大切である。

障害のある子供が利用する通所は、児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービスがある。

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業とは、小児慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減及び長期療養をしている児童の自立や成長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を行う。相談支援専門員とは、障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する。

特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行い、合わせてその障害を補うために必要な知能技能を授ける事業所をいう。学校における医療的ケアのうち、特定行為は認定された教員などが行うことができる。

【引用情報】

- 1) 医療的ケア児等支援者養成研修テキスト（中央法規・末光茂大塚晃）
- 2) 日本訪問看護財団「2015年版 訪問看護関連情報報酬・請求ガイド」
- 3) 日本訪問看護財団「療養通所介護を活用した重症心身障害児者の児童発達支援事業等事例集2013年」
- 4) 子どもが元気になる在宅ケア（南山堂・梶原厚子）

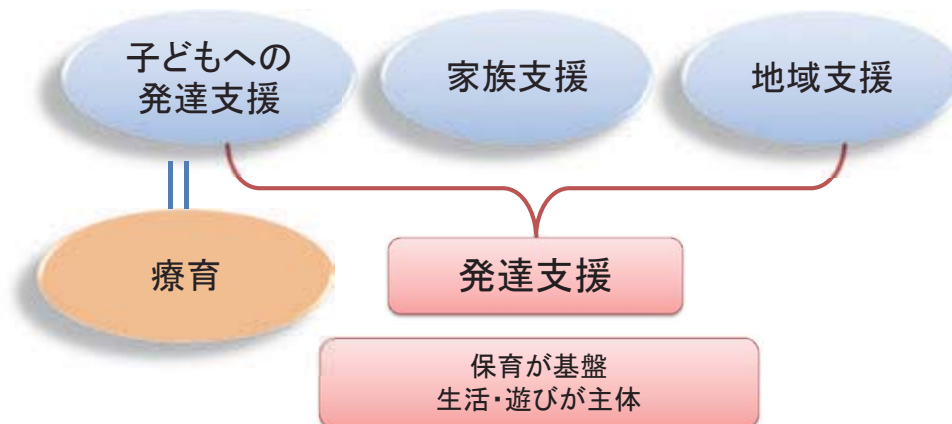
通所サービスの役割

(児童発達支援・放課後等デイサービス・特別支援学校)

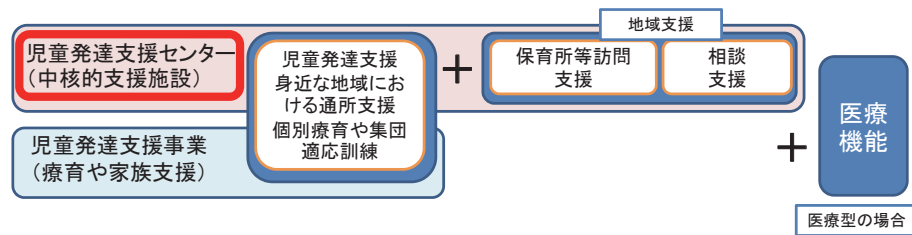
島田療育センターはちおうじ 小沢浩

通所サービスの役割について、児童発達支援・放課後デイ・特別支援学校を中心に説明します。

児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設であり、①子どもへの発達支援②家族支援③地域支援、の3つの柱に基づいた支援を、保育を基盤とした生活・遊びが主体となって実施し、就学前の子どもが対象となります。



発達支援とは、障害のある子ども（またはその可能性のある子ども）が地域で育つ時に生じるさまざまな問題を解決していく努力のすべてを指し、障害のある子どもへの直接的な支援、及びその育児支援や、子どもの発達の基盤である家庭生活へ、あるいは地域生活への支援も含み、地域での健やかな育ちと成人期の豊かな生活をその目標とする。



■放課後等デイサービス事業（就学児童）

⇒放課後利用

⇒夏休みなど長期休暇利用

⇒学校と事業所間の送迎

* 福祉を損なう恐れがあると認めれば満20歳まで可能

児童発達支援センターは、市町村から障害保健福祉圏域の範囲に1～2箇所設置のイメージです。児童発達支援事業は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。対象は、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害児を含む）医療型については、上肢、下肢または体幹機能に障害のある児童で、手帳の有無は問いません。放課後等デイサービスは、6歳から18歳の障害のある児童を対象として、放課後や夏休み等長期休業日に生活能力向上のための訓練および社会との交流促進等を継続的に提供します。

■必須事業

⇒相談支援事業

療育相談・巡回相談・ピアカウンセリング・
育成相談・学校企業などの対応

⇒自立支援員による支援

利用計画の作成フォローアップ
関係機関との連絡調整
慢性疾病児地域支援協議会への参加

■任意事業

療養生活支援事業、相互交流支援事業、就職支援事業、
介護者支援事業、その他の自立支援事業

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業とは、小児慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減及び長期療養をしている児童の自立や成長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を行うこととなりました。相談支援事業は、療育相談・巡回相談・ピアカウンセリング・自立に向けた育成相談・学校企業などの対応があり、自立支援員による支援は、利用計画の作成フォローアップ、関係機関との連絡調整、慢性疾病児地域支援協議会への参加があります。任意事業は、療養生活支援事業、相互交流支援事業、就職支援事業、介護者支援事業、その他の自立支援事業があります。

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、
肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）
に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校
に準ずる教育を行い、合わせてその障害を補うために
必要な知能技能を授ける事業所をいう。

特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行い、合わせてその障害を補うために必要な知能技能を授ける事業所をいう。

6 学校において行われる医療的ケアの例

栄養	■経管栄養（鼻腔に留置されている管からの注入） ■経管栄養（胃ろう） ■経管栄養（腸ろう） - 経管栄養（口腔ネラトン法） - IVH中心静脈栄養
呼吸	■口腔鼻腔内吸引（咽頭より手前まで） - 口腔鼻腔内吸引（咽頭より奥の気道） - 経鼻咽頭エアウェイ内吸引 ■気管切開部（気管カニューレ内）からの吸引 - 気管切開部（気管カニューレ奥）からの吸引 - 気管切開部の衛生管理 - ネブライザー等による薬液（気管支拡張剤等）の吸入 - 経鼻咽頭エアウェイの装着 - 酸素療法 - 人工呼吸器の使用
排泄	導尿（介助）
その他	

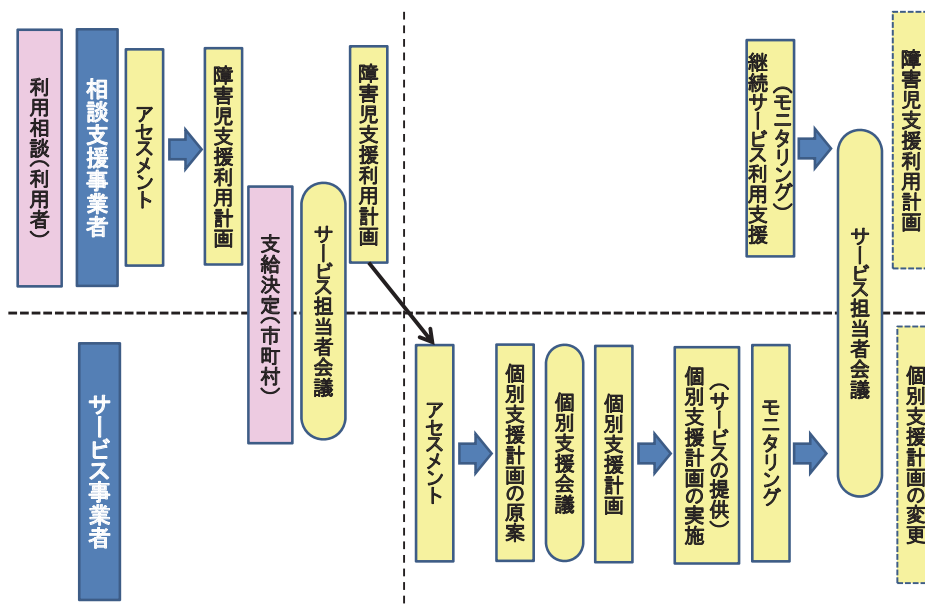
学校において行われる医療的ケアの例を示します。■は特定行為といい、認定された教員などが行うことができます。

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する。

※相談支援事業を実施する場合は、相談支援専門員を置く必要がある。

※小児慢性疾患特定疾病児童等自立支援事業とは異なる。

相談支援専門員とは、障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、障害児支援利用計画を作成します。

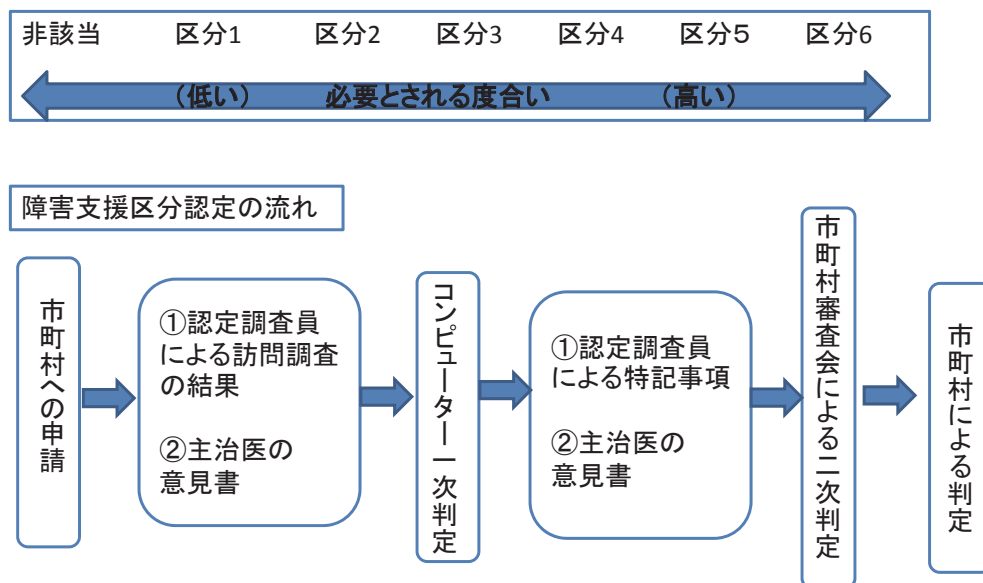


2012年4月の改正障害者自立支援法施行により、市区町村は、障害福祉サービス利用者全てに対し、サービス等利用計画等を作成することになりました。そのため、相談支援事業所を開設し、障害者の地域生活を支える基本的な相談を行い、障害児支援利用計画の作成を相談支援専門員が行うことになりました。上記事業者が作成する計画案に代えて、指定特定相談支援事業者（また指定障害児相談支援事業者）以外の方が作成する「セルフプラン」を提出することができます。

障害の多様な特性その他の心身の状態
に応じて必要とされる標準的な支援の度
合を総合的に示すもの
高校卒業時に必要になる

第2章4支援のスライド21～23参照

移行期の時期になり、児童福祉法から障害者総合支援法の対象になる場合に、障害者支援区分が必要になる。



障害支援区分は、透明で公平な支給決定を実現する観点から、(ア) 身体障害・知的障害・精神障害の特性を反映できるよう配慮しつつ、3 障害共通の基準とする。(イ) 調査者や判定者の主観によって左右されにくい客観的な基準とする。(ウ) 判定プロセスと判定に当たっての考慮事項を明確化するとしています。判定は、IADL（手段的日常生活動作）と生活項目の合わせて106項目で判定されます。

①～⑦のサービスについて次のスライド参照

	サービス名称	概要	利用可能年齢	根拠法
在宅	①居宅介護	身体介護・家事・通院など介助(通院・公的機関での手続き・施設見学等)	未就学～成人	障害者総合支援法(介護給付)
	②重度障害者等包括支援	介護程度が著しく高い障害児者などに居宅介護などの福祉サービスを包括的に提供	原則15歳以上	障害者総合支援法(介護給付)
	③居宅訪問型保育	地域型保育 障害や疾患などの個別ケアや保育維持	0歳～2歳児	児童福祉法
それ以外	④行動援護 ⑤同行援護	行動障害のある人 視覚障害がある人	未就学～成人 未就学～成人	障害者総合支援法(介護給付)
	⑥移動支援	目的地までの誘導、移動。車両を用いた支援も可能	未就学～成人	障害者総合支援法(地域生活支援事業)
	⑦意思疎通支援	聴覚、視覚、知的、発達、重度身体障害などがある		障害者総合支援法(地域生活支援事業)

* 地域生活支援事業は市町村で適応年齢や運用などを決めることが出来る

①居宅介護

⇒身体介護:居宅における入浴、排泄、食事等の介助

⇒家事援助:居宅における掃除洗濯などの家事

⇒通院介助:居宅から医療機関の通院や官公署への相談・手続き、その結果生じた障害福祉サービス見学に際した外出支援(通院乗降介助(通院介助と同様の外出時にヘルパー自ら運転する車両への乗車または降車の介助))

②重度障害者等包括支援(原則15歳以上)

介護の必要性がとても高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。児童は児童相談所の意見で支給決定され15歳以上が対象

③居宅訪問型保育

地域型保育：保育所より少人数の単位で0～2歳児の子どもを保育する事業にあるサービス。障害や疾患などで個別ケアが必要な場合や必要な場所や施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに保護者の自宅で1対1で保育を行う

④行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難があるものに対し行動する際に生じ得る危険回避のために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事などの介護を行う

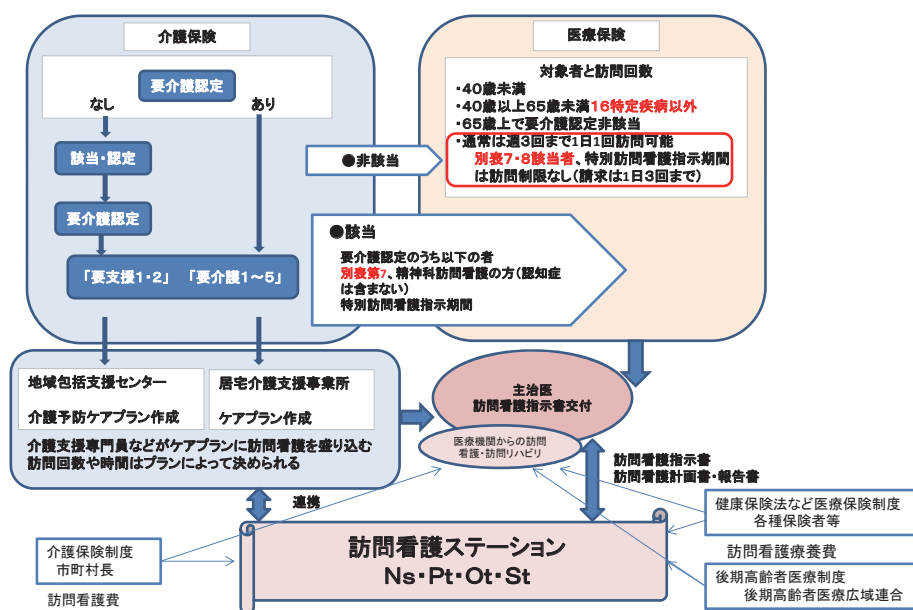
⑤同行援護

移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚情報の支援（代筆・代読を含む）。移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動・排泄、食事など介護の援助
移動支援

⑥余暇活動など社会参加などに使われることが多く、外出前後に付随するヘルパー業務を含む場合がある。地域格差はあるが、通学、通園に移動支援を認めている場合がある。サービス形態には個別支援型（ヘルパー1対利用者1）グループ支援型（ヘルパー1対複数利用者）

⑦視覚言語音声機能その他の障害のために意思疎通困難その他、日常生活を営むのに支障がある障害者等の円滑なコミュニケーションを図り自立と社会参加の促進を促す

15 小児若年成人など介護保険非該当者は医療保険で訪問看護を利用する

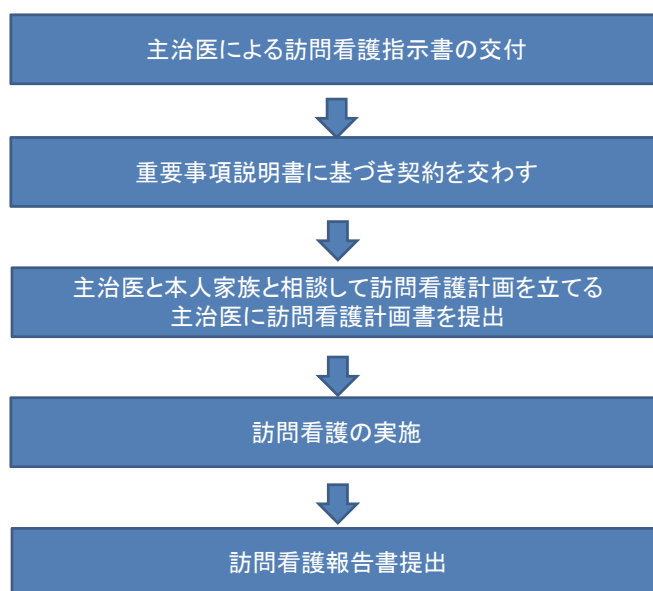


40歳未満は医療保険の訪問看護を利用する。

40歳以上は1号2号被保険者は介護保険が優先される。

訪問看護とは、居宅を訪問し本人や家族の意志やライフスタイルを尊重してQOLが向上するよう予防的支援から、成長発達、看取りまでを生活面、医療面を支えて行く医療と福祉と教育と保護等の多職種連携の中心的な役割を担う。

16 医療保険による訪問看護ステーションの利用



医療保険で訪問看護を受ける場合は、主治医と訪問看護ステーションに申し込み、主治医から訪問看護指示書が交付される。利用者は訪問看護ステーションと利用に関する取り決めが書かれている重要事項説明書で説明を受けた後に、契約を交わす。

本人ご家族の訪問に対する希望や主治医の意見などを参考に訪問看護計画立案し訪問看護を実施する。

訪問看護ステーションは、概ね1か月で訪問看護報告書を作成し主治医に提出する。

特掲診療料の施設基準等・別表第7

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症 ⑨パーキンソン病疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る） | <ul style="list-style-type: none"> ⑩多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群） ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑱後天性免疫不全症候群 ⑲頸髄損傷 ⑳人工呼吸器を使用している状態（夜間無呼吸のマスク換気は除く） |
|--|---|

別表第8

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- ④真皮を越える褥瘡の状態にある者
- ⑤在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

別表第8に該当に該当する方も、訪問看護が毎日利用できるなど特別な配慮があります。

19 安定した暮らしに寄り添う訪問看護の利用

安定した暮らしに寄り添う訪問看護の利用を在宅療養の場面で示す
①～⑬について次のスライドを参照



20 安定した暮らしに寄り添う訪問看護の利用①②③

- ①退院時共同指導(医・退院時共同指導加算)
退院するにあたり病院の医師と看護師、訪問看護師などが
共同で在宅療養生活の指導を行い、文書で指導内容を提供した
場合に算定ができる。(別表第7・第8該当者は2回算定可能)。
さらに別表第8の該当者には加算が付く。
- ②外泊時訪問看護(医・訪問看護基本療養費Ⅲ)
在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者で、別表第
7・第8 又は、訪問看護が必要と認められるものに対して
算定ができる。
- ③退院した当日訪問看護(医・退院支援指導加算)
別表第7・第8又は、退院当日の訪問看護が必要で
あると認められたものに対して算定ができる。

21 訪問看護利用は年齢や状態・疾病等で違いがある

0歳	40歳	65歳	100歳
訪問看護指示書の交付・主治医家族と相談のうえ計画書作成・報告書			
特別指示期間最長14日間医療保険の訪問看護を毎日複数回			
精神訪問看護（認知症は除く）毎日複数回（障総法に規定する施設又は福祉ホームなど訪問可）			
1週間に3日で1日1回（0歳～65歳）	16特定疾病：2号被 保険者：介護保険	1号被保険者：介護保険	
別表第8：毎日複数回	16特定疾病：2号被 保険者：介護保険	1号被保険者：介護保険	
別表第7：毎日複数回			

22 安定した暮らしに寄り添う訪問看護の利用④⑤

④訪問回数

医療保険の訪問看護は通常1日に1回（医・訪問看護基本療養費ⅠまたはⅡ）
週に3日までだが、別表第7・第8に該当する利用者、特別指示期間は毎日、訪問が可能
別表第7、第8、特別指示期間は難病等複数回訪問として1日に複数回の訪問看護が受けられる（但し請求は3回まで、同一の訪問看護ステーションに限る）

⑤訪問時間

医療保険の訪問看護は30分以上90分未満。それを超える訪問の依頼を受けた場合はステーションごとに設定した料金を利用者が自費で支払って利用できる
別表第8と特別指示期間に該当する利用者は長時間訪問看護（90分越え）が1回/週受けられる。

* 91分で請求したり120分で請求するなどステーションごとに対応は様々。長時間訪問看護加算を請求すると自費の延長料金は請求できない。15歳未満の超重症児・準重症児と別表8該当児は3回/週まで長時間訪問看護加算が請求できる。

⑥乳幼児、幼児への訪問(医・乳幼児加算・幼児加算)
乳幼児(3歳未満)幼児(3歳以上6歳未満)への訪問看護
には乳幼児加算を算定

⑦特別な管理が必要な場合(医・特別管理加算)
気管切開や胃ろうなどで計画的な管理を行うなど、特別
な管理が必要な場合(別表第8の利用者)には特別管理
加算が算定できる

⑧-1複数の事業所からの訪問看護と訪問リハビリ
訪問看護ステーションと医療機関からの訪問看護と訪
問リハビリテーションの併用について下記の表に示す

表4-8 訪問看護ステーション・医療機関などからの看護とリハビリテーションの併用(医療保険)

	訪問看護ステーション からの 訪問看護	訪問看護ステーション からの リハビリテーション	診療所など医療機関 からの 訪問看護	診療所など医療機関 からの リハビリテーション
訪問看護ステーションから の訪問看護	同日条件つきで○ 同月条件つきで○	同日× 同月条件つきで○	条件つきで○	○
訪問看護ステーションから の訪問リハビリテーション	同日× 同月条件つきで○	同日× 同月条件つきで○	○	同月○ 同日×
診療所など医療機関から の訪問看護	条件つきで○	条件つきで○	期限または条件つきで ○	○
診療所など医療機関から の訪問リハビリテーション	○	同月○ 同日×	○	×

⑧-2

2か所の訪問看護ステーションからの看護・リハビリ
テーションの併用

別表第7・第8に該当し、週4日以上 of 訪問看護が計画
されていると1か月に2か所(週に7日訪問が計画され
ていると3か所)の訪問看護ステーションが利用できる。
特別指示期間は週に4日以上 of 計画で2か所の訪問
看護ステーションが利用できる(加算算定には制限あ
り)ただし、同日の2ステーションからの訪問は算定で
きない

医師の指示や訪問看護計画に基づき、緩和ケアや褥
瘡ケアの専門研修を受けた看護師と同一日に共同指
導を行う場合は訪問看護療養費をそれぞれが算定で
きる。

⑨複数名による訪問

別表第7・第8、特別指示期間、必要と認められた場合
複数名の訪問が可能。看護職員と看護師等(看護師・
理学療法士や作業療法士など)は1回/週、看護補助
者は週に3日/週、訪問可能で別表第7・第8の該当児
は毎日複数回、看護師との複数名訪問が可能

- ⑩医療的ケア(医・看護介護職員連携強化加算)
喀痰吸引等(特定行為業務)を行う介護保育職員など同行
訪問し実施、計画書報告書の作成、緊急対応の助言、実施
の確認や連携体制にかかわるケア会議などの出席。
- ⑪利用者と家族が24時間365日安心できる訪問看護体制
24時間訪問できる体制(医・24時間対応体制加算)
- ⑫緊急時の訪問看護 (医・緊急訪問看護加算)
状態が変化した利用者に対して訪問する
- ⑬在宅患者連携指導 (医・在宅患者連携指導加算)
文書などにより共有されたなどを利用者や家族に指導し多
職種にも情報提供した場合に算定

- ⑭緊急時などカンファレンスの実施(医・在宅患者緊急時等カン
ファレンス加算)
医療者等が利用者宅でカンファレンスを開いて療養するうえで
必要な指導を行う
- ⑮情報提供(医・訪問看護情報提供療養費)
この療養費には3種類あり市町村など・義務教育諸学校・保健
医療機関などである
- ⑯ターミナルケア～自宅での見取り(医・訪問看護ターミナルケ
ア療養費)
訪問看護ステーションが死亡日及び死亡前14日以内2日以上
の訪問看護を実施し在宅で死亡した利用者(24時間以内に在
宅以外で死亡した者も含む)の死亡月に訪問看護ステーション1
か所のみが算定できる

29 機能強化型訪問看護ステーション要件

機能強化型1	機能強化型2	機能強化型3
・いずれかを満たすこと - ターミナルケア件数が年に20以上。 - ターミナルケア件数を合計した数が年に15以上、かつ超・準重症児の利用数を合計した数が常時4人以上 - 超・準重症児の利用者を合計した数が常時6人以上（15歳未満）	・いずれかを満たすこと - ターミナルケア件数が年に15以上 - ターミナルケア件数を合計した数が年に10以上、かつ超・準重症児の利用数を合計した数が常時3人以上 - 超・準重症児の利用者を合計した数が常時5人以上（15歳未満）	・別表7, 8該当利用者が10人以上
・居宅支援事業所又は障害児相談支援事業所が設置されていること。 - かつ、当該居宅介護支援事業所により居宅サービス計画、又は特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所によりサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成されているものが1割程度以上であること	機能強化型1に準ずる	同一敷地内の医療機関がある場合はその医療機関以外の主治医の利用者が1割以上であること

その他の要件として地域への活動などや研修会の実施などがある

30 訪問看護関連事業による児童の通いの場所

- ・療養通所介護を活用した児童発達支援等
主に重症心身障害児・者の障害福祉サービスとして、都道府県知事の指定を受けた療養通所介護事業者は「児童発達支援事業」「多機能型事業（児童発達支援＋生活支援事業）」「放課後等デイサービス」を行うことが出来る
- ・看護小規模多機能型居宅介護
「通所」「訪問」「宿泊」機能を兼ねた地域密着型サービスで、共生型サービスという位置づけで介護保険事業所が一部の障害児者福祉サービスを提供できる仕組み

総論 3

成人を診る在宅医との連携

目 標

在宅療養への円滑な移行と地域の在宅医療へのつなぎ

Keyword

成人を診る在宅医、訪問看護ステーション、退院支援、トランジション

内 容

成人を診る在宅医との連携につき、次のことを述べる。

(1) 地域移行の課題

1. 退院支援のあり方
2. 小児在宅医療を提供・支援する地域資源へのつなぎ
3. 児の重症度による課題
4. 在宅医療開始時期

(2) 「成人を診る在宅医による小児在宅医療」への病院連携支援体制

【引用情報】

- 1) 吉野真弓 他:H17勇美財団研究助成「利用者が作る在宅ケアシステムの実証研究」2006
- 2) 前田浩利 他:小児の訪問診療も始めるための29のポイント 南山堂2016

在宅医療関連講師人材養成事業
小児を対象とした在宅医療分野 研修会

成人を診る在宅医との連携

和田忠志
日本在宅ケアアライアンス有識者委員
いらはら診療所 在宅医療部

成人を診る在宅医との連携の要点

(1) 地域移行の課題

(2) 成人を診る在宅医による、小児在宅医療での 病院連携支援体制

地域の小児医療拠点病院と、郡市区医師会が連携し、小児在宅医療体制が構築されることが期待される。

(1) 地域移行の課題

- 小児在宅医療対象者は病院で発生する
- 病院スタッフが自宅に帰すことを発想
- 在宅医療に熟練した専門職に相談
- 障害福祉制度、訪問看護・訪問薬剤管理指導などの活用

前田浩利他:小児の訪問診療も始めるための29のポイント 南山堂2016

小児在宅医療対象者は病院で発生する。

「病院スタッフが自宅に帰すことを発想」して、在宅療養の可能性が切り開かれる。

病院の連携担当者は、在宅に帰す知識・技能を有することが望ましい。

退院支援時に、病院担当者が、在宅医療に熟練した専門職に相談することは、近道である。

在宅療養開始にあたり、障害福祉制度、訪問看護・訪問薬剤管理指導などの活用が推奨される。

- ・ 訪問看護ステーションにアプローチ
- ・ 訪問看護師に在宅医を推薦してもらう方法
- ・ 薬剤師や、障害者ケアマネジメント従事者の導入
- ・ 患者・家族が、自宅で、「次第に安心感を獲得」することで在宅療養は安定化

吉野真弓、吉野浩之、太田秀樹：
H17勇美財団研究助成「利用者が作る在宅ケアシステムの実証研究」2006

訪問看護ステーションにアプローチする方法は得策である。力量を有するステーションは小児を看ることが多い。地域での小児を看るステーション養成が重要である。

「訪問看護師に在宅医を推薦してもらう方法」は推奨される。小児科医の在宅医も存在するが、在宅医は必ずしも小児科医である必要はない。トランジションへの準備を含めて成人を診る在宅医を探す。

訪問指導を行う薬剤師や、障害者ケアマネジメント従事者導入も推奨される。

患者・家族が、自宅で療養生活を続けるうちに、「次第に安心感を獲得」することで在宅療養は安定化する。

- ・ 成人を診る在宅医
患者に自発呼吸があり、経口摂取可能なら
診療可能なことが多い。
- ・ 熟練した在宅医
人工呼吸器装着、経管栄養実施の場合でも、
診療可能なことが多い。

患者に自発呼吸があり、経口摂取可能であれば、ベッド上全介助の児であっても、成人を診る在宅医が診療することは、通常可能である。

人工呼吸器装着、経管栄養実施の場合でも、在宅医療に熟練した在宅医なら、診療可能なことが多い。

- 自宅退院時が一つの機会。そのときに、訪問看護は開始することが理想である。
- 「小児を診る意欲をもつ在宅医」との連携は、いつ開始してもよい。
- 郡市区医師会が在宅医に関する情報を持っていることも多い。
- 在宅医あるいは訪問看護師の意見を聞きながら、在宅移行の時期と方法を探りたい。

開始時期としては、最初の自宅退院時が一つのチャンスになる。少なくとも訪問看護を開始することが理想である。

「小児を診る意欲をもつ在宅医」との連携は、その後のどのステージで開始してもよい。

郡市区医師会が在宅医に関する情報を持っていることも多い。郡市区医師会によっては、在宅医の得意分野や診療の領域に関する情報を保有している。

在宅療養のインフラ整備や病院の支援体制が重要な要素となる。在宅医の意見を聞きながら、在宅移行の時期と方法を探りたい。

(2) 「成人を診る在宅医による小児在宅医療」への 病院連携支援体制

- 病院による在宅医支援は重要である。
- 病院医師と在宅医の併診は有意義である。
- 病院の支援活動として、特に重要なのは、
 1. 急性増悪時の24時間入院等受け入れ態勢
 2. レスパイトケアへの応需

病院による在宅医支援は重要である。その重要性は、在宅医が何科の医師でも、変わりはない。

病院医師と在宅医の併診は有意義である。病院医師の診療は頻回である必要はない。

病院の支援活動として、特に重要なのは、「急性増悪時の24時間入院等受け入れ態勢」「レスパイトケアへの応需」である。

支援

1. 在宅での生活支援
2. 患者中心の多職種連携
3. 病院での退院支援
4. 在宅での生活支援
～療育施設の役割～
5. 在宅医の緊急時対応
6. 在宅での終末期対応

目 標

小児在宅医療の生活支援の実際を理解する。

Keyword

- 医療的ケア児者
- 重症心身障害児
- 医療者の視点
- 生活者の視点

内 容

病院から地域、在宅に移行した後の生活支援、訪問診療の実際について学ぶ。

小児のライフステージに添った支援の必要性を理解する。

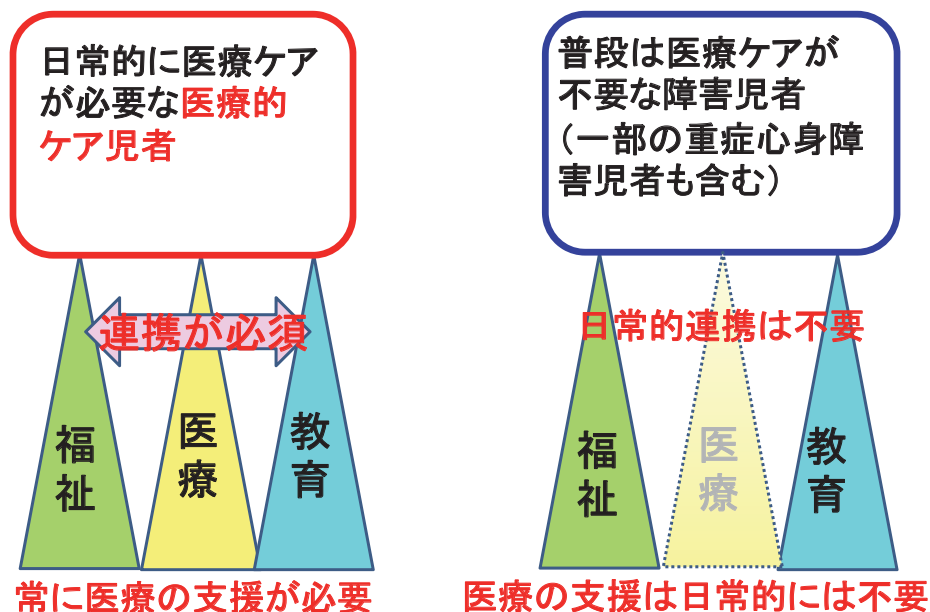
多職種連携、特に福祉と医療との連携の重要性を理解し、多職種連携の項目につなぐ。

【引用情報】

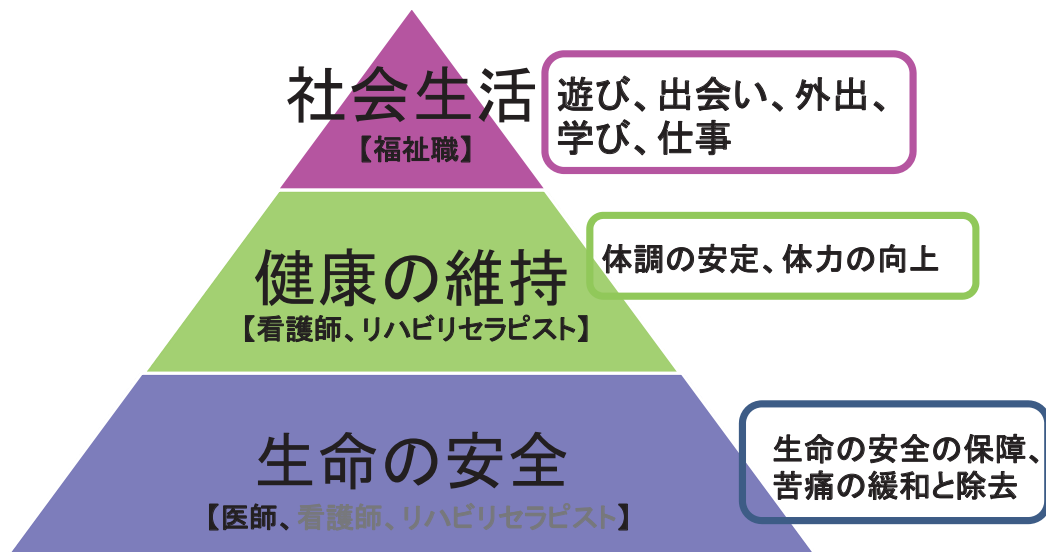
- 1) 多職種連携による小児在宅医療人材育成プログラムテキスト
平成26年 3 月 平成25年度厚生労働省科学研究費補助金
- 2) 「医療依存度の高い小児及び若年成人の重度心身障がい者への在宅医療における訪問看護師、理学療法士、訪問介護員の標準的支援技術の確立とその育成プログラムの作成のための研究」総括・分担研究報告書 平成26年 3 月
- 3) NICUから始める退院&調整 在宅ケアガイドブック 前田浩利 岡野恵里香
メディカ出版 平成26年 9 月
- 4) 実践小児在宅医療ナビ 前田浩利 南山堂 2013年 5 月

- ・ 医療依存度が重い子どもの増加（低年齢ほど重くなる）
- ・ 医療の進歩に伴い対象が変化する
- ・ 成長に伴う新たな問題（呼吸器を自分ではずす）
- ・ 青年期に達し管理病院が曖昧になった患者の支援
- ・ 医療ケアがあるがゆえの家族生活の困難
 - － 移動手段がない
 - － 家族が休めない、家族の病気、祭事に対応できない
 - － 相談するところがない
 - － 地域に居場所（ベビーカーで行けて話せる場所）がない
- ・ 災害時対策の困難（避難場所、連絡方法、電源）

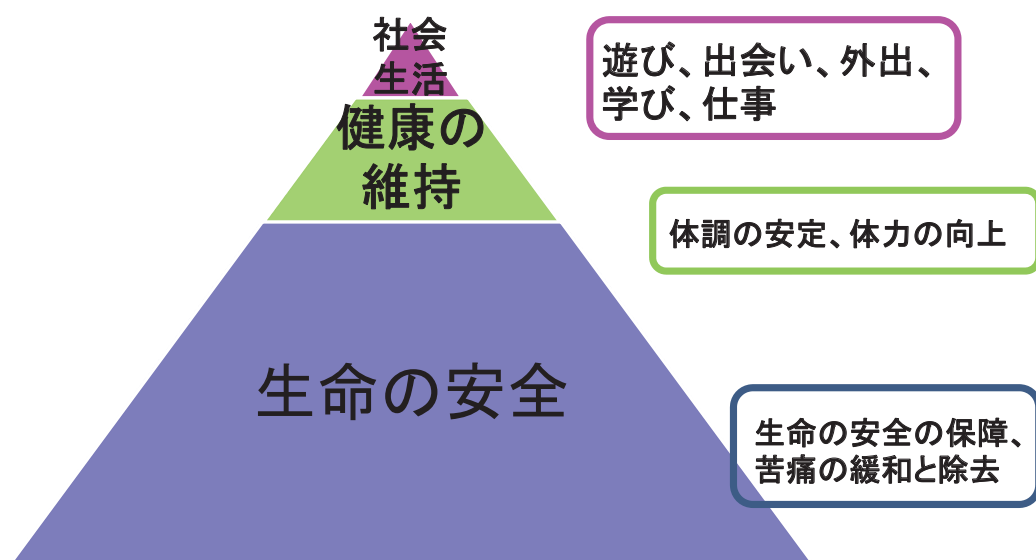
小児在宅医療の対象となる医療的ケア児者は上記のような特徴がある。特に医療依存度が重いこと、それが重複すること、問題が年齢に伴いどんどん変化していくことが特徴である。特に大きな問題は、青年期に達して、メインの病院があいまいになった患者の支援であるが、本日はあまり触れることができない。また医療ケアがあるが故の家族の生活の困難は大きい。また、災害時にもこのような子どもたちは災害弱者として行き場所が無く、支援が遅れる傾向にある。



普段は医療ケアが不要な障害児者（一部の重症心身障害児者も含む）では、医療の支援は日常的には不要である。これは従来の重症心身障害児もそうであった。しかし、今、小児在宅医療の対象となる医療的ケア児は日常的に医療が必要な子どもであり、医療の支援が途切れることは無く、朝、昼、夕、外出時、学校などあらゆる生活の場、時間で医療が必要である。そこに問題が生まれる。

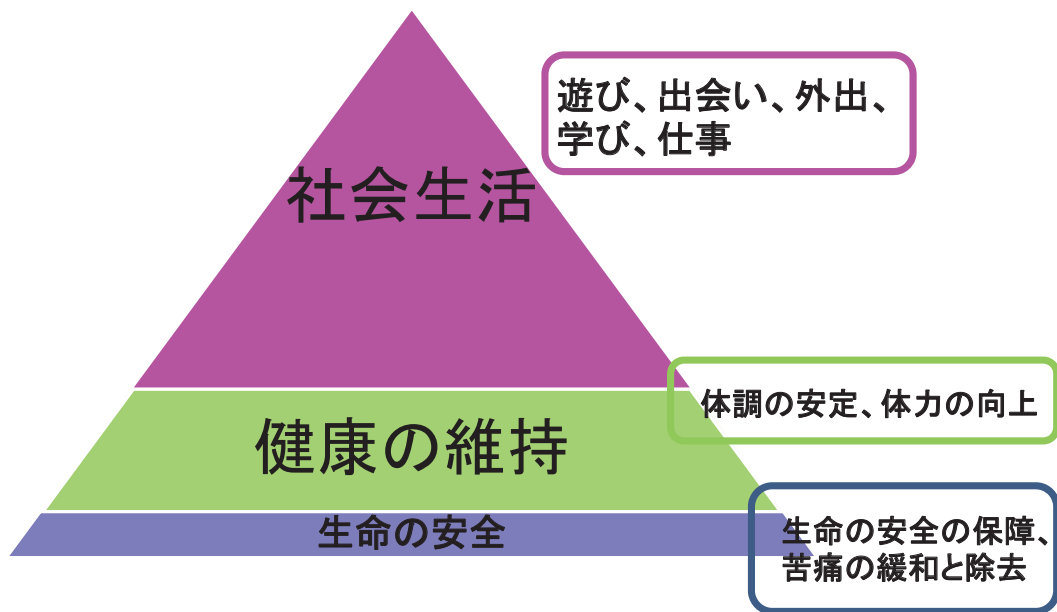


これは、私たちが考える医療と福祉の専門職のそれぞれの役割である。医師が基本となる生命の安全を守り、同時に呼吸の苦痛や、痙攣など様々な苦痛を薬物や医療機器を使って緩和する。その土台の上に、看護師やリハビリスタッフが、子どもを健康にする。NICU退院直後や、大きな心疾患の手術の後で、十分に体力のない子どもを日々のケアで、体調を安定させ、体力をつけていく必要がある。そして、命が守られ、体力がついたところで、学び、出会い、様々な体験をして、人生の時間を豊かにする。そして、日々の日常生活を支える、これが、福祉職の役割である。



医療者の視点では、生命の安全が最優先され、生活の視点は軽視される。

5 在宅患者の生活を支える要素 生活者の視点

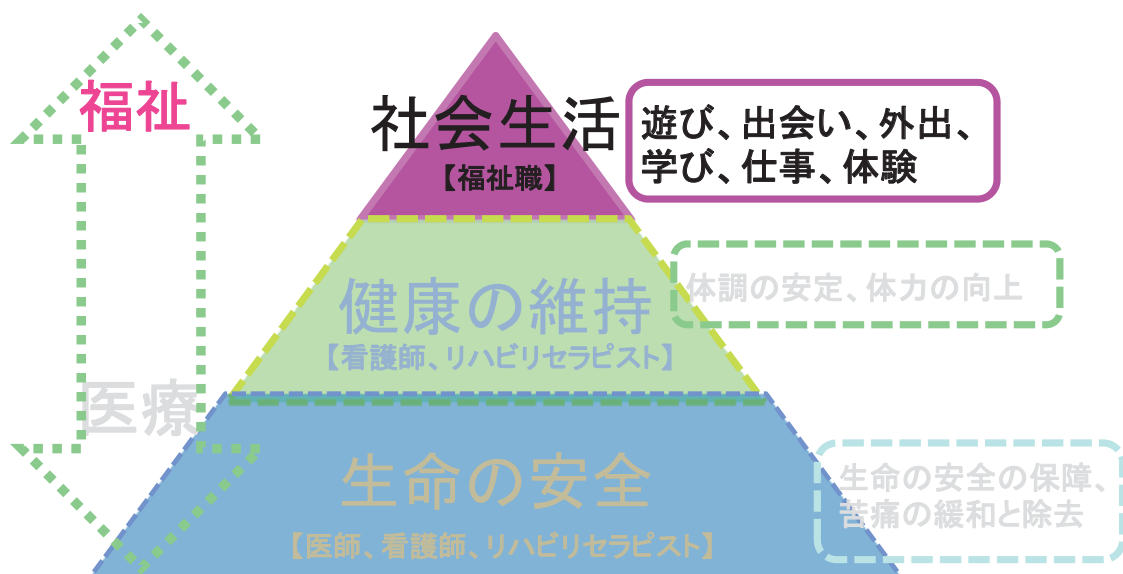


一般の方には生きているのは当然で、生活の質の方が優先される。

従って、医療者と生活者、一般の方は、文化が違い、言語が違い、発想が違うということになる。

これは、医療者と福祉関係者にも同じことが言える。医療者と福祉関係者は文化と言語が異なる全く違う文化圏に生きながら、一人の医療的ケア児を支援することになるのである。

6 医療的ケア児者以外の障害者支援



医療が日常的には不要な障害者の支援を考えると、医療的ケア児の支援の特徴が理解できる。

日常的に医療が必要でない障害者支援においては、社会生活の支援が主となり、福祉職が中心となる。医療職との連携は部分的になり、常に必要なものではない。

- 2歳3か月、主治医より自宅に退院してはどうかと提案される
- 両親は、家族が一緒に暮らせることを喜んでいるが、不安も大きい
- 準備3か月、2歳6か月で退院となる
- 1回目の退院前カンファレンスは医療職のみで開催されたが、福祉サービスの利用をしたほうがよいと提案があり、福祉職と連携しながら退院支援を進めることとなった

在宅での生活支援を考える際に重要なことは、子どもたちのライフステージの変化ということである。子ども自身も成長に伴い、体と心が変わってゆく。また、その環境も変わる。また、家族の状況も変わる。それを一つの事例を通して考えてみたい。事例は2歳3か月で、気管切開、人工呼吸器を着けたお子さんである。

2歳3か月、主治医より自宅に退院してはどうかと提案された。

両親は、家族が一緒に暮らせることを喜んでいるが、不安も大きいようであった。

準備3か月、2歳6か月で退院となった。

1回目の退院前カンファレンスは医療職のみで開催されたが、福祉サービスの利用をしたほうがよいと提案があり、福祉職と連携しながら退院支援を進めることとなった。

NICU入院期間			在宅療養導入初期				在宅療養安定期																					
年齢	未就学時				幼稚園		小学校				中学校			高校			青年期		壮年期		中年期		高齢					
	出生	1	2	3	4	5	6	7	8-9	10-11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	30	40	42	50	60	65			
対象児の状況	出生時重症低酸素血症	NICU入室	気管切開	3か月	在宅療養に向けて準備開始	退院 在宅療養開始	肺炎により入院	外出開始	療育機関への通所開始	幼稚園入園	幼稚園入園	小学校入学	母親付き添いのもと	移動教室	二次障害がはじめる	中学校入学に向けて準備	中学校入学	高校入学に向けて準備	高校入学	修学旅行	修学旅行	社会参加を支援し準備	地域での生活を開始	成人式	介護保険への切替検討	看取りへの準備	後期高齢者療養制度	
学校等					普通学校		幼稚園		小学校							中学校		高校										
					特別支援学校		幼稚園		小学部							中学部		高等部										
支援機関	保健所・保健センター								放課後児童クラブ																			
	保育所																											
医療機関	児童館																											
福祉機関																												
家族の状況																												

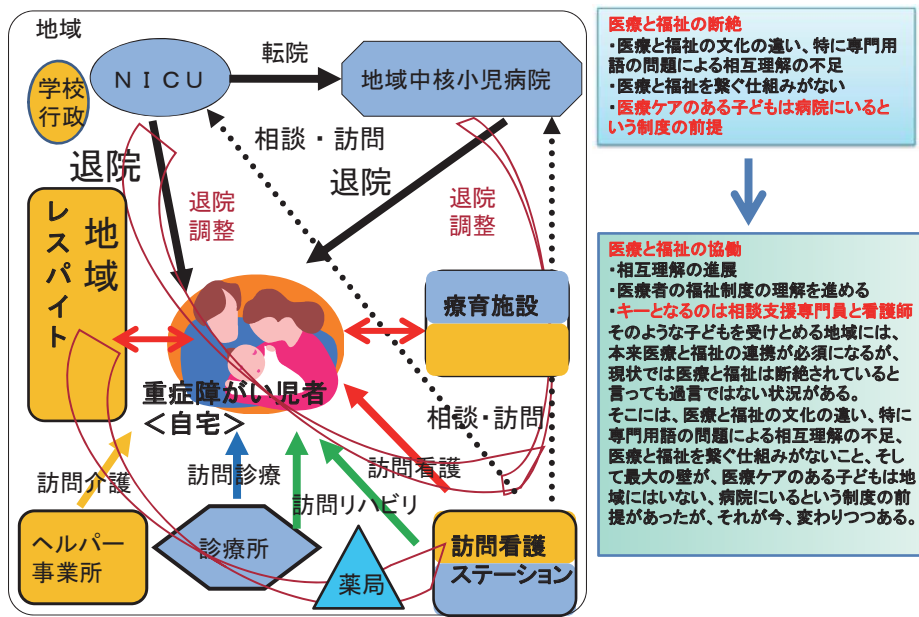
このケースのライフステージをこのような表にした。

NICUから退院した後、いかに入院を減らし、自宅で安定して生活できるようにするかが支援のポイントである。そこでは、呼吸管理と緊急時の対応が鍵になる。

その後、本人の安定に伴い、児童発達支援への通所を開始する。

成人期への移行は現在大きな課題である。小児科から成人科への移行のプロセスは、いまだ確立されておらず、それぞれのケースで試行錯誤されているのが現状である。医療機関の役割が成人の在宅医療と小児の在宅医療では異なることは、理解しておいた方がよい。成人では在宅医療の適応は通院困難であり、在宅医療が入っている患者では、在宅医が主治医であり、病院への定期通院は原則的に無い。入院治療が必要な場合のみ、病院に受診する。小児では、病院に定期通院しながら、在宅医療を受けているケースが多く、主治医も病院医師であると患者家族が考えている場合が多い。成人科への移行には、患者家族や医師の考え方の切り替えも必要である。しかしながら、在宅医が主治医として責任を持って診療を行っても、小児科から継続する脳性麻痺や、難病などの慢性疾患は成人科の病院の受け入れが困難な場合も多く、在宅医への負担は大きい。この負担を軽減する制度的な仕組みも今後、検討していく必要がある。

また、40歳になると16種の特定疾病があると、2号被保険者として介護保険が利用できるもので、可能かどうか検討する。また、身体障害者手帳1、2、3級、療育手帳Aがあると65歳から後期高齢者医療制度が使える。これらの仕組みを使うことを想定せざるを得ないほど、人工呼吸器を使用している子どもの生命予後は改善しつつある。



そのような子どもを受けとめる地域には、本来医療と福祉の連携が必須になるが、現状では医療と福祉は断絶されていると言っても過言ではない状況がある。

そこには、医療と福祉の文化の違い、特に専門用語の問題による相互理解の不足、医療と福祉を繋ぐ仕組みがないこと、そして最大の壁が、医療ケアのある子どもは地域にはいない、病院に在るという制度の前提があったが、それが今、変わりつつある。

- 医療依存度が高い子どもの生活を安定させる
 - 医療デバイスを状況に応じ使用し入院頻度を減らす
 - 呼吸管理が重要で、加湿と排痰がポイント
- 成長に従って変化する病態に対応する
 - 重症児の二次障害など
- 本人とのコミュニケーションを重視し、重症児であっても豊かな内面を持っていることに留意する
- 24時間介助者が必要、主介護者の身体、精神状況、家族の状況に留意する。
- 成長(体験を増やす、できることを増やす)のため通所、通外の支援が必要

小児在宅医療における生活支援のポイントを以下のようにまとめた。

医療依存度が高い子どもの生活を安定させるためには、医療デバイスを状況に応じ積極的に使用し入院頻度を減らす、特に呼吸管理が重要で、そのためには気道の加湿と排痰がポイントである。

重症児の二次障害など、成長に従って変化する病態に対応する必要がある。

本人とのコミュニケーションを重視し、重症児であっても豊かな内面を持っていることに留意する。

24時間介助者が必要なことを忘れず、きょうだいの通園や病院受診、主介護者の息抜きが困難な場合が多いことに留意し、身体、精神状況、家族の状況に十分配慮する。

成長、体験を増やす、できることを増やすため通所、通外の支援が必要である。

目 標

在宅で生活するためには、何が課題となっていて、どのようなサポートが必要であるかを知り、地域での患者中心の多職種連携が 線（時間軸）と面（多機関）で行われるべきであることを理解する

Keyword

介護負担、医療・福祉・教育の連携、レスパイトケア、コーディネーター

内 容

1. 家族の介護負担の重さを理解する
家族の介護負担の重さを知る
介護負担軽減のための多職種サポートの必要性を知る
2. 成長にともなって変わる生活、教育環境
3. 患者と家族を取り巻く、地域の多職種のチーム作り
地域の実情を把握し、それぞれに応じた必要な連携を考えてみる。
特に不十分な条件のなかで工夫していく多職種連携やチーム作り、保育・教育領域の連携は小児領域では重要である
4. レスパイトケア
医療的ケアの多さのため介護負担は大きく、軽減のため、介護者の休息のためにはレスパイトケアサービスは重要である。その仕組みと種類を知る
5. コーディネーター
医療系と福祉サービスを包括する相談支援計画の必要性
相談支援専門員から 医療的ケア相談支援専門コーディネーターの養成へ

【引用情報】

- 1) 平成27年度小児等在宅医療地域コア人材養成講習会
- 2) 平成29年度 厚生労働省委託事業 在宅医療関連講師人材育成事業
(小児を対象とした在宅医療分野) 小児在宅医療に関する人材養成研修会
- 3) 「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究」の中間報告（平成28年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業）
- 4) 医療的ケア児等コーディネーター等育成研修
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-shakaiengokyokushougaihoukushibu/0000161126.pdf>

医療的ケアが必要な小児が在宅生活を続けるために家族、特に母は家事、育児以外に医療ケアのために時間を費やすことになる。
医療ケアの種類が多ければ多いほど、かけなければならない時間が増えていき、大きな負担となる。

医療的ケアが必要な小児が在宅生活を続けるために家族、特に母は家事、育児以外に医療ケアのために時間を費やすことになる。医療ケアの種類が多ければ多いほどかけなければならない時間が増えていき、大きな負担となる。

○ 経管栄養、気管切開、人工呼吸器等が必要な児童のうち約9割がNICU・ICU（PICU含む）の入院経験があり、NICU等退院児の約6割以上が吸引や経管栄養を必要としており、約2割が人工呼吸器管理を必要とするなど特に高度な医療を必要としている。

NICU等の入院経験の有無
(N=894)

区分	人	%
NICU・ICU（PICU含む）への入院経験あり	797	89.2
NICU・ICU（PICU含む）への入院経験なし	86	9.6
無回答	11	1.2

NICU等退院児の状態像

(N=797（複数回答）)

内容	人	%	内容	人	%
吸引	520	65.2	パルスオキシメーター	319	40.0
吸入・ネブライザー	326	40.9	気管切開部の管理（バンド交換等）	321	40.3
経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）	580	72.8	人工呼吸器	159	19.9
中心静脈栄養	25	3.1	服薬管理	649	81.4
導尿	121	15.2	その他	124	15.6
在宅酸素療法	265	33.2	無回答	6	0.8
咽頭エアウェイ	19	2.4	計	797	100.0

平成27年度厚生労働省社会・援護局委託事業「在宅医療ケアが必要な子どもに関する調査」速報値

吸引、経管栄養、気管切開、人工呼吸管理など医療的ケアが必要な小児のうち、約9割がNICU、ICUの入院経験があり、その退院時の6割以上が吸引、経管栄養を必要としており、約2割が人工呼吸管理など特に高度な医療を必要としている。

3 人口呼吸児、及び広義の呼吸管理児

- 人工呼吸児（在宅人工呼吸器を使用する児）は71人（17%）
- 広義の呼吸管理児（呼吸器又は気管切開）は143人（35%）
- 平成26年調査ではそれぞれ103人、218人が把握されている。
ともに70%弱の回収率といえる。

うち24時間装着 42人

3-6.医ケア		人数	% (408人中)
気管切開＋人工呼吸器		71	17%
マスクによる人工呼吸		19	5%
気管切開のみ		54	13%
在宅酸素療法	呼吸器併用	53	13%
	呼吸器なし	124	30%
気管内・口腔内吸引		227	56%
体位交換		128	31%
経管栄養		261	64%
定期導尿		21	5%
中心静脈栄養		4	1%
その他		24	6%

（参考）
H26埼玉県実数調査の結果

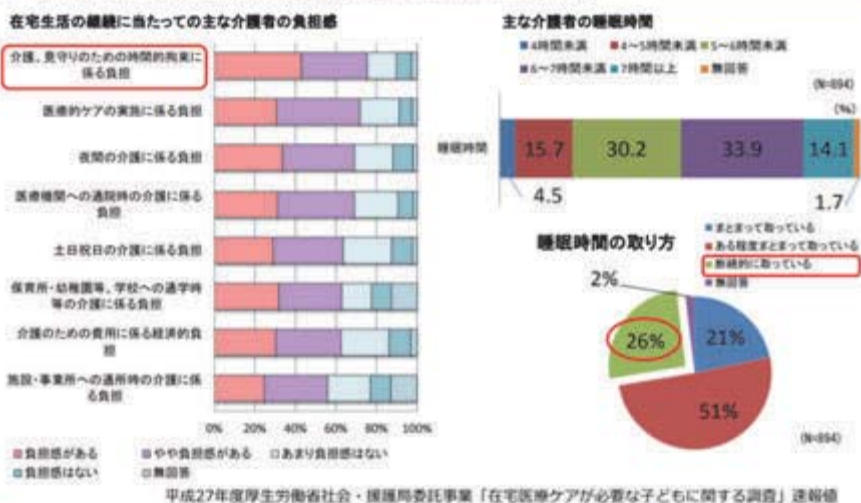
H26実数調査	人数
気管切開＋人工呼吸	103
マスクによる人工呼吸	15
気管切開のみ	100

「医療的ケア児に対する実態調査
と医療・福祉・保健・教育等の連携
に関する研究」
（平成28年度厚生労働科学研究費
補助金障害者政策総合研究事業）

平成26年度埼玉県の実態調査によると、在宅児の中で、呼吸器を装着している20才未満の小児は22%で、酸素療法は43%、気管口腔内吸引は56%、経管栄養は全体の約2/3、64%にのぼる。在宅で生活している小児の医療ケアの重症化、複雑化が認められる。

4 介護者の負担感

- 主な介護者の負担感では、「介護、見守りのための時間的拘束に係る負担」について「負担感がある」「やや負担感がある」と答えた者が約8割となっている。
- また、主な介護者の睡眠時間は「5～6時間未満」「6～7時間未満」でそれぞれ3割であるが、睡眠時間の取り方については約1/4の介護者が「断続的に取っている」状況。

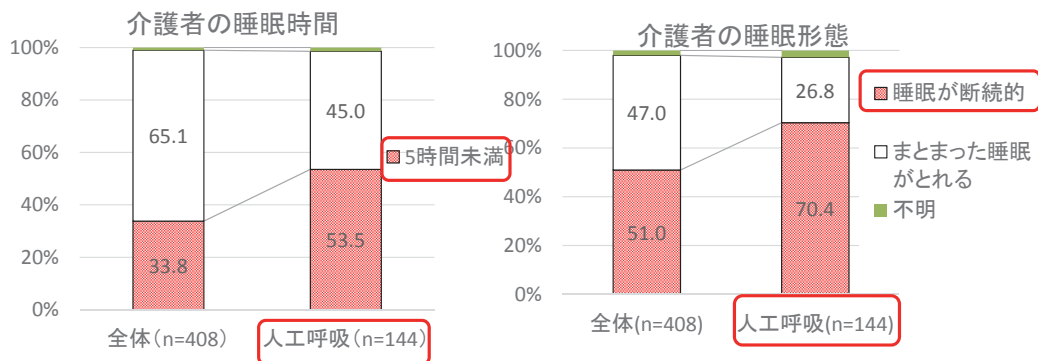


主な介護者の負担感では「介護者の見守りのための時間的拘束にかかる負担」が8割「医療ケアの実施にかかる負担」が7割となっている。

また、主な介護者の睡眠時間は6時間未満が半数で、断続的な睡眠が26%となって介護負担は大きい。

5 人工呼吸児の介護者の睡眠状況

○ 人工呼吸児の介護者の睡眠時間は短くしかも断続的



「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究」
(平成28年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業)

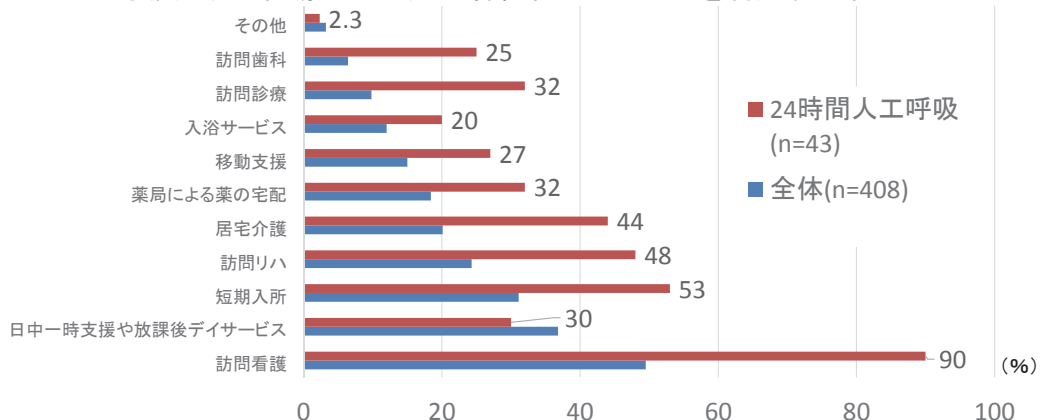
人工呼吸管理に特化すると5時間未満の睡眠の割合は53.5%で、半数の介護者は常に睡眠不足であり、もし睡眠がとれたとしてもまとまった睡眠時間をとることがむずかしく、人工呼吸児では70.4%は断続的な睡眠しかとれてないと答えている。

6 医療的ケア児が利用する在宅サービスの現状

○ 24時間人工呼吸児のほとんどが、訪問看護を利用している。
○ 24時間人工呼吸児が在宅サービスを利用する率は比較的高いが、50%以下
○ 人工呼吸児は入浴介助が必要だが、入浴サービスをあまり利用していない

(埼玉県)

人工呼吸児及び医療的ケア児が各種在宅サービスを利用する率



「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究」
(平成28年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業)

20才未満の医療的ケア児が受けている医療・福祉サービスの割合だが、訪問看護が45%で、デイサービス、訪問リハ、居宅サービス（ヘルパー）と続いている。訪問診療、訪問歯科の利用はまだ低く10%未満である。人工呼吸装着児になると、訪問看護、訪問診療と医療系のサービスが増加し、90%、32%になってくるが、人工呼吸器装着の児でさえ6割の子どもたちは訪問診療を受けないで在宅生活を送っていることになる。

7 在宅乳児と家族の1日のスケジュール例（1）

年齢3か月 先天奇形、先天性心疾患 在宅酸素、経管栄養

	木	金	母	父
深夜				
4:00				
5:00				
6:00	ミルク終了	ミルク終了	起床	
6:30	内服・MCT・ミルク	内服・MCT・ミルク		起床
7:00				
7:30			食事	食事
8:00				入浴
8:30			掃除	会社出勤
9:00				
9:30	流腸・沐浴	流腸・沐浴		
10:00				
10:30	MCT・ミルク	MCT・ミルク		
11:00				
11:30				
12:00				
12:30				
13:00				
13:30			昼食準備	
14:00	内服・MCT・ミルク	内服・MCT・ミルク	食事	

2枚の表は3か月の乳児例で、先天奇形・先天性心疾患をもち、経管栄養と酸素療法が必要な子どもで、ケアにかかる時間と家族の生活を24時間のタイムスケジュールに落としてみたものである。

この表でわかることは、おなじケアであっても、準備と片付けに時間を要し、それも1日に複数回に及ぶ。母の睡眠時間の確保だけでなく、家事をする時間、自分自身の時間を確保することができないことが容易に理解できる。

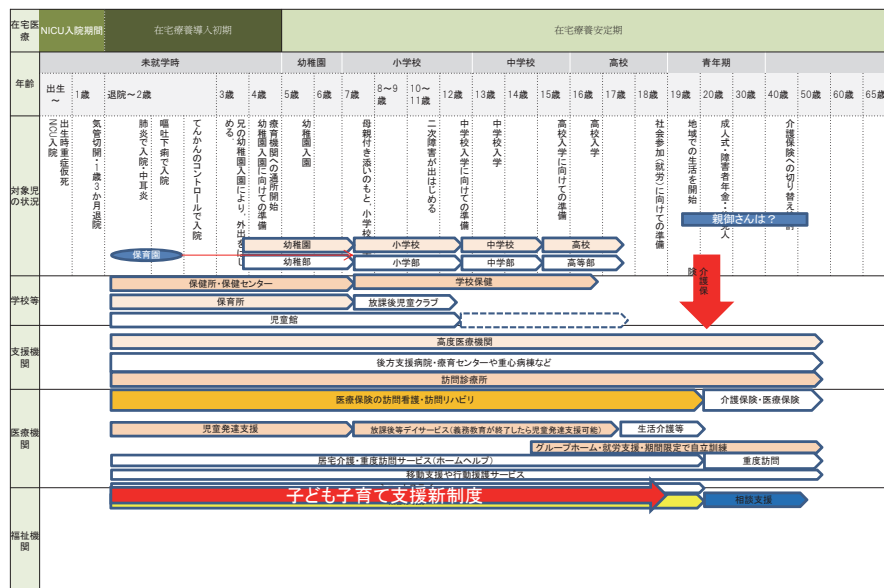
乳児期初期は、行政から介護のサービスも入らず、家族だけが頼りである。また引き受ける訪問看護事業所が少なく、訪問看護ステーションからサービスを受けることも希望通りにならないことがほとんどであり、乳児期初期から介護などの福祉サービス、子育て支援の観点からも、家事援助などの子育ての支援が障害がある子どもにも入っていく必要がある。

8 在宅乳児と家族の1日のスケジュール例（2）

	木	金	母	父
午後				
14:30				
15:00				
15:30	看護	看護		
16:00				
16:30				
17:00				
17:30	吸入・ブザー	吸入・ブザー		
18:00	MCT・ミルク	MCT・ミルク		帰宅
18:30				
19:00			夕食準備	
19:30				
20:00			食事	食事
20:30				
21:00	流腸・マッサージ	流腸・マッサージ		入浴
22:00	内服・MCT・ミルク	内服・MCT・ミルク		
23:00	MCT・ミルク	MCT・ミルク	入浴	
0:00				就寝
深夜				
1:00			就寝	
2:00				
3:00				
4:00				

この表からは母の睡眠は4時間ほどで、家事をする時間は少なく、殆ど母個人の時間はないことがわかる。

小児の場合は在宅移行後も成長・発達をと
げ、体も大きくなると同時に生活環境も年齢と
ともに変化していく。



子どもは成長に伴って生活環境は変化していく。幼児期初期までは自宅で家族と共に生活し、その後母子分離と集団への参加のための保育の保障、就学と続いていく。障害があっても、親から離れ、友達や親以外の人との交流は必要である。そのための支援機関は環境に応じたケアやサービスに変更していかなければならない。

医療も小児専門から成人の医療機関の参加または移行を、在宅医も小児だけでなく成人の対応に精通した在宅医との協働も検討していくことになる。

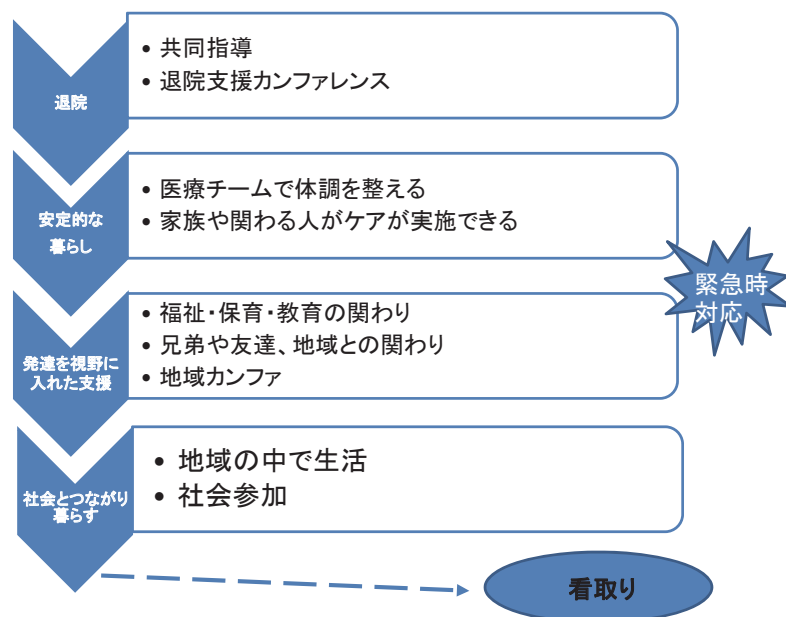
このように、地域で年齢に応じた健康を支える医療、保健、生活の質を支える保育・教育が、生活を支える介護（福祉）が相互に連携していくことが、子どもの成長を支えることになる。

患者と家族が地域で暮らしていくために、まわりの助けなしで暮らすことは不可能である。そのために彼らを取り巻く、医療、福祉、教育、行政などを巻き込んだチーム作りが重要である。

保護者が子どものケアに終始するのではなく子育てを感じられることを支援することであり、また、家族に関わるチームもそれを意識する。

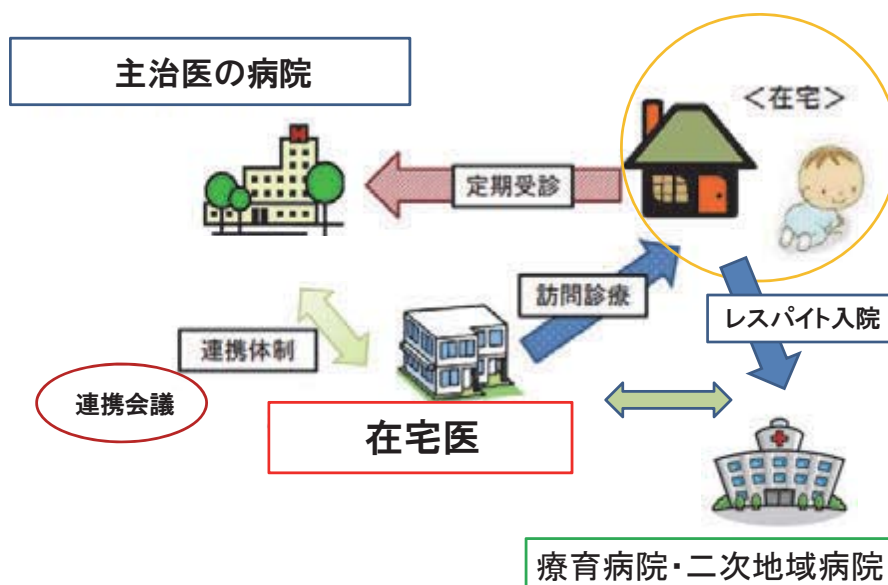
親にとって、子どもは患者ではなく家族の一員である。医療ケアを行っていて治療を続けている子どもを見ると、親にとっても、ケア優先となり子育てという感覚を忘れてしまいがちである。家族の一人として認められ、家庭で一緒に生活していることを感じられるようになることが重要である。また、関わるチームも病気のケアをするだけでなく、子どもの育ちを支援することを意識しなければならない。

13 退院から在宅安定期 成人へ



退院できたこと、そのものが子どものゴールではなく、在宅移行したときから生活が始まる。そのためにも、退院後の体調の安定化は、重要である。この時期は医療チームが主に体調を支える力となる。急性変化の対応なども、時折必要となってくる。極力入院を減らし体調を整える努力をすることにより成長を促し、家族の中で成長していけるよう支援する。安定してくると、発達を視野に入れた支援に移行していく、この時期になると療育保育、教育といったチームの関わりが強くなって自宅から地域との関わりが多くなっていく、医療チームは成長を予測した体調の維持に努める。成長や教育の節目には地域のチーム内で方向性を確認する話し合いが必要となる。思春期から成人を迎え親から離れ地域の中で支えられるような生活支援に変化していく。

14 医療機関の連携 在宅医と病院主治医



在宅移行しても病院の主治医への通院は続き、リハビリテーションや、レスパイトの短期入所の利用のため、療育機関の病院を利用している場合が多いが、どちらも身近な地域に多く存在しているわけではなくそのための通院や移動は家族の負担が多い。広域の基幹病院と地域の在宅医の連携は小児の場合は必須である。

15 地域における医療的ケア児の支援体制の整備（1）

医療的ケア児支援促進モデル事業

平成29年度予算案：23,708千円

目的

- 医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアを必要とする障害児（重症心身障害児含む。以下「医療的ケア児」という。）は増加傾向にあるが、日中一時支援及び障害児通所支援事業所等（以下「事業所等」という。）で医療的ケアができる環境整備がされていないことや事業所等に配置されている看護師等の人材が医療的ケア児に対応できない場合が多いこと等により、医療的ケア児の受入れ場所が少ない状況にある。このため、事業所等において医療的ケア児の受け入れを促進し、必要な支援の提供が可能となる体制を整備し、医療的ケア児の生活の向上を図る。

事業内容

- （1）事業所等での受け入れ促進
事業所等における看護師や聴覚・言語聴覚士の配置を促進し、受入体制を構築する。
- （2）併行通園の促進
障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児について、保育所等との併行通園を促進し、受入のための調整や事前準備及び受入の際のバックアップを行う。
- （3）人材育成
医療的ケア児の支援経験がない事業所等の職員に対して、医療的ケアの知識・技能習得のための研修を実施する。
- （4）体制整備の促進
地域の子ども・子育て会議や自立支援協議会等において、医療的ケア児の日中活動支援について検討することを推進する。その他、緊急時の対応マニュアルの作成、主治医指示書の取決め等についての検討も推進する。

（2）併行通園の促進の例

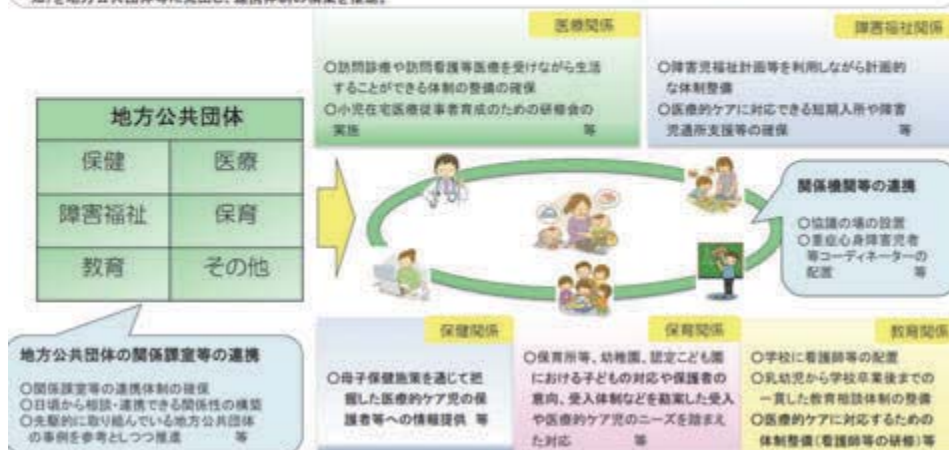


<http://www.mhlw.go.jp/topics/2017/01/dl/tp0117-k02-03-06p.pdf>

医療ケアを行っている子どもの保護者や支援者は、障害を意識し医療ケアを重視するあまり看護優先になりがちで本来の母子の愛着関係を忘れがちとなる。医療、福祉だけでなく、子育てを支援する視点を持った連携も必要で、保護者に子育て感を実感できるようになる支援体制が整われるべきである、地域の子育てネットワークも利用し、積極的に地域の保育園、公共施設に出かけていけるような体制作りも重要である。

16 地域における医療的ケア児の支援体制の整備（2）

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に對し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受け入れることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定（児童福祉法第56条の6第2項）（本規定は公布日施行）
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成28年6月3日関係府省部局長連名通知）を地方公共団体等へ発出し、連携体制の構築を推進。



<http://www.mhlw.go.jp/topics/2017/01/dl/tp0117-k02-03-06p.pdf>

各自治体は、医療的ケア児が、保健、医療、福祉、教育などの支援を円滑に受けられるよう関係機関の連絡調整を行う。

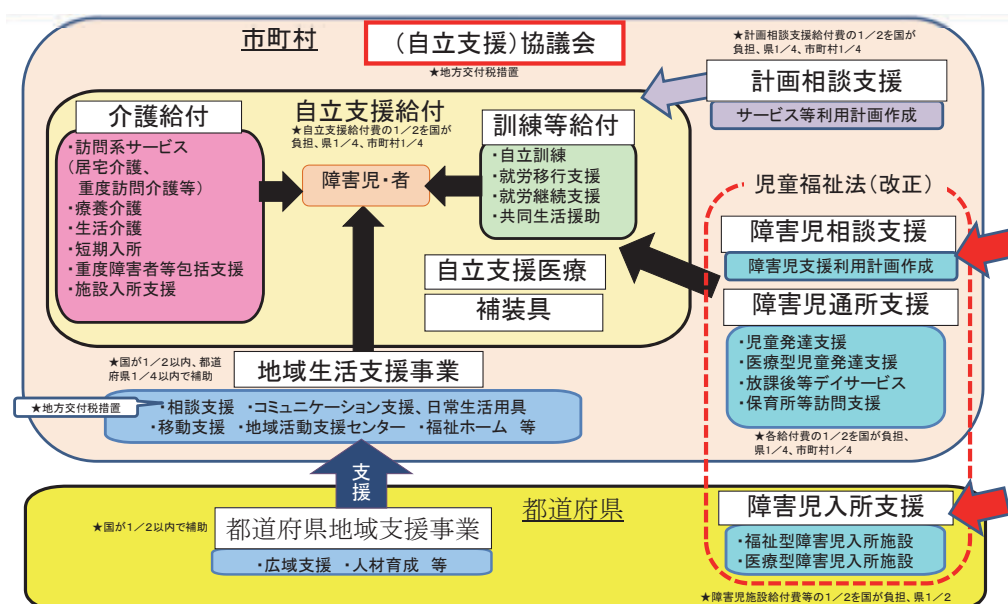
- 保健関係、子育て支援→情報提供、育児支援事業利用
ファミリーサポート
保健師による赤ちゃん訪問
家事援助
- 保育関係→ニーズをふまえた体制の強化
保育園、
一時保育、
- 教育関係→一貫した教育相談体制
医療ケアのできるスタッフの配置・教育
幼稚園
小、中学校
特別支援学級、学校

地域での保健、子育て支援機関では、医療的ケア児の情報収集に基づいた保健に関する相談、情報提供だけでなく、育児支援事業の利用のサポートをおこない、保育関係では、医療的ケア児の受け入れのための体制の強化、教育関係では、幼児期から連続した教育の相談体制と医療的ケアができるスタッフの配置及び教育を積極的に推進して地域で暮らす医療的ケア児のための体制と連携を切れ目なく行うことが必要である。

家族の生活を支え継続させるためには、
介護者の休息の確保が必要である。

現在コーディネーターとして、支援計画を作成する相談支援専門員の存在はあるが、子どもの支援体制は複雑で、教育、子育て支援、小児慢性、児童福祉法、総合支援法、医療保険と複雑でそれらの制度を精通し医療的な知識をもち、多職種を調整をしていけるコーディネーターとしては不十分でかつ不足している。

20 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの体系



障害福祉サービス体系における、小児の福祉サービスは児童福祉法の元で、障害児相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援が位置づけられている。

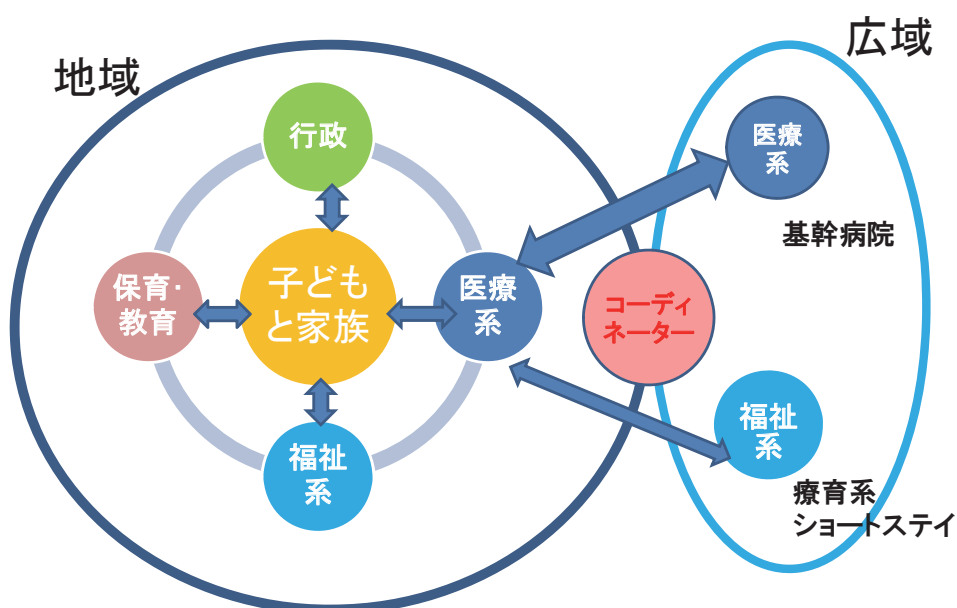
しかし、医療ケアの必要な小児の適切な福祉サービスを提供するためには医療サービスを念頭に置いた福祉サービスを提供できなければならない。

21 医療的ケア児の障害福祉サービス等の利用状況等



医療的ケア児の約6割は障害福祉サービスを利用せず介護者のみでのケアを行っている。また在宅生活における生活療育など全般の相談先は一本化されず介護者が複数の窓口を相談してコーディネートしている。

22 広域と地域をつなぐコーディネーターの必要性



小児の場合には、連携は地域完結型ではなく、必ず広域の病院の主治医や療育施設などと連携が必要である。広域での、医療支援は基幹専門病院、病院のソーシャルワーカー、福祉系の支援は、ショートステイ、療育施設等が挙げられる。地域では、子どもと家族を核として、医療系の支援すなわち訪問診療、訪問看護、訪問歯科、訪問薬剤などが、福祉系の支援では介護、レスパイト、日中一次支援、児童発達支援など、教育関連では、幼稚園、保育園、学校が、また行政系では、障害福祉、子育て支援、保健所、児童相談所などがあげられる。地域のこれらの機関と家族の連携をコーディネートし、かつ広域の関係機関とも連携し地域とをつなぐ役割を担うコーディネーターも重要である。

- ・ 当事者と家族のニーズと希望を把握する
- ・ 多職種、多事業の調整、コーディネート
- ・ 相談支援専門員などによる相談支援計画作成
特に医療連携の重要性
医療と福祉 教育を包括した支援と計画

→医療的ケア児等コーディネーター養成研修
事業のスタート

福祉だけでなく医療的な知識や視点も持ったコーディネーターが望ましい。また小児の在宅生活では、地域でも、介護保険でのケアマネジャー的な職種は存在しないため、障害者総合支援法に基づいた相談支援専門員が、その代わりとなる可能性があるが、本来は福祉サービスの申請の計画書作成とモニタリングが仕事である。小児在宅児の場合、医療サービスも大きな比重を占める。よって福祉と医療の双方重要で、現在の相談支援計画は福祉サービスのみに注目して作成モニタリングされていることが多い。福祉サービスの中に医療サービス、教育を織り込んだ生活をイメージできる相談支援計画でなければ、本当の支援計画とはいえない。

- ・ 入院時からの本人・家族の意思決定の支援を医療機関と協働で行う
- ・ 医療的ケア児のニーズに合った相談支援
 （基本相談、ソーシャルワーク、
 医療と福祉を組み合わせた計画相談）
- ・ 本人の成長と発達を支援し、その子ども
 なりの自立ができるように支援する
- ・ 養育者が障害を持つ子どもの親となれる
 よう支援する
- ・ 本人・家族の人生の伴走者

地域に移行するためには、入院中から地域のサービスの現状に合わせた退院支援が必要であるため、コーディネーターは入院時から、病院側へ地域の持っているサービスの情報を伝え、本人・家族の意思決定の支援を協働でおこなう。医療ケアの知識を持ち重症児などへ相談支援業務を行い、地域の他職種との調整を行う。

目 標

病院の役割は、退院支援だけでなく、退院後の患者家族の在宅生活の支援であることを理解した上で、多くの小児在宅患者が入院、通院する病院の地域連携における役割の重要性を理解する。

Keyword

- 生活支援
- 多職種連携
- 退院前カンファレンス
- 退院時共同指導料
- 退院支援パス
- 中間病床

内 容

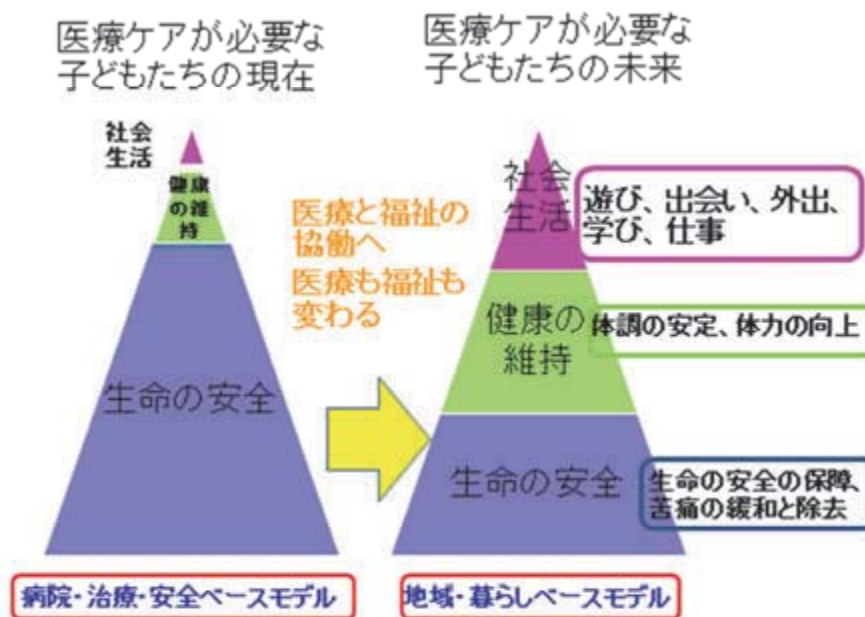
医療的ケア児の退院支援を行うためには、病院の医療職が中心となって病院内外の多職種と連携し、退院支援パスの利用や、退院前カンファレンスを繰り返すことによる明確な役割分担、進行状況や問題点の共有を行うこと、同時に、医療だけでなく、生活支援の視点も重要である。さらに、各地域で、在宅移行、レスパイトのための中間施設の重要性について理解を深め、整備してゆく必要がある。

【引用情報】

- 1) 平成27年度 小児等在宅医療地域コア人材養成講習会
行政、病院、施設との連携 岩本 彰太郎（三重大学医学部附属病院）
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-lseikyoku/0000114501.pdf>
- 2) 平成28年度厚生労働省委託事業 在宅医療関連講師人材育成事業（小児を対象とした在宅医療分野）小児在宅医療に関する人材養成研修会
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Sehou-10800000-lseikyoku/0000144811.pdf>
- 3) 平成29年度厚生労働省委託事業 在宅医療関連講師人材育成事業（小児を対象とした在宅分野）小児在宅医療に関する人材養成講習会
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-lseikyoku/0000197745.pdf>
- 4) 南条浩輝 他：小児在宅医療 実践の手引き 日総研
- 5) 前田浩利 他：在宅医療の技とこころ 小児の在宅医療も始めるための29のポイント 南山堂
- 6) 前田浩利：地域で支えるみんなで支える 実践！！ 小児在宅医療ナビ 南山堂
- 7) 奈倉道明 他：NICUからはじまる小児在宅医療. 周産期医学. 東京医学社. 43.11: 2013
- 8) 船戸正久 他：在宅移行中間施設としての療育施設の役割. 日本小児科学会雑誌 2017; 4: 993-999
- 9) 船本仁一 他：日本小児医療保健協議会重症人身障害児（者）9・在宅医療員会活動報告 NICUや急性期病棟から在宅への移行を支援する中間施設に関する調査. 日本小児科学会雑誌 2017; 4: 798-807
- 10) 大山昇一 他：市中病院小児科における小児在宅医療と課題. 日本小児科学会雑誌 2017; 9: 1584-1589

退院支援
↓
在宅生活支援
子どもと家族のくらしに寄り添う

病院においては、退院支援を行うことで、早期退院を目指す傾向にあるが、小児在宅医療においては、児の発達にも考慮した子どもと、家族のくらしに寄り添った「在宅生活支援」を丁寧に行うことが重要であることを肝に銘じておくべきである。



病院での、医療行為を行うことが生活の多くの部分を占める病院・治療・安全ベースモデルから、医療は、あくまでも社会生活を送るための生命・健康維持のための黒子であるという地域・暮らしをベースとしたモデルを、病院スタッフと家族・患者が共通の意識を持つことが必要である。

1. 病院スタッフとご家族との在宅医療に向けての意識の共有

- 病院スタッフへの在宅移行への意識づけ
- 家族の在宅移行への意識づけ
- 家族との在宅移行への意識の共有

2. 親自らが児のケアをする環境への移行の決断

- 予後を含めた、児の疾患に対する十分な理解
- 在宅生活に関する十分な説明と理解
- 児と、家族を支援し続けるという医療者の態度
- 家族への精神的支援を含めた十分な支援

在宅医療の必要な子どもの退院支援を行うためには、前提として、病院スタッフとご家族との在宅医療に向けての意識の共有と、親自らが児のケアをする環境への移行の決断を行うことが必要である。

1. 患者・家族に対する効果

人として生きてゆくことを選択できる幸福

- 患者が、社会の中で生きてゆくことの保証
- 子どもとしての当たり前の経験を積む
- 生き方を選択できる
- 医療、福祉、教育、就労を関係づける

2. 医療に対する効果

- 高度医療、先端医療の保証
- 有限な医療資源の利用
- 難病・小児慢性疾患支援
- 医療費の抑制

小児在宅医療では、人の基本的権利である選択の自由がある生活を家族・患者は追及できる可能性がある。その一方で、医療に関しても様々な効果が期待される。

1.医療的支援

- ・緊急受診、緊急入院先の確保
- ・レスパイト先の確保
- ・地域での医療的支援ネットワークの構築
- ・継続した医療的ケア内容の見直し

2.経済、福祉的支援

- ・地域での福祉ネットワークの構築
- ・医療費補助、手当等経済的支援

3.精神的支援

- ・コーディネーター、相談窓口の明確化

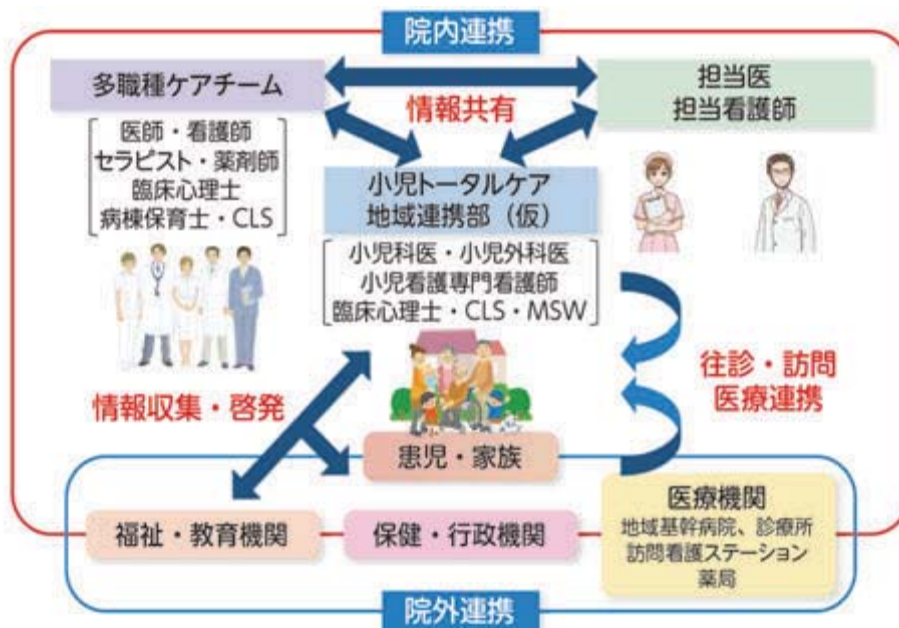
一方で、在宅生活は過酷な面があることも事実であり、厳しい現実と日々向き合わないといけない在宅医療を、患者・家族が選択する気持ちになるには、十分な医学的、経済的・福祉的、精神的支援が確保されていることも必要である。家族の負担を軽減し、レスパイト先を増やすためにも、訪問診療、訪問看護などと情報交換をしながら、医療内ケアの簡素化のための継続した見直しも重要である。



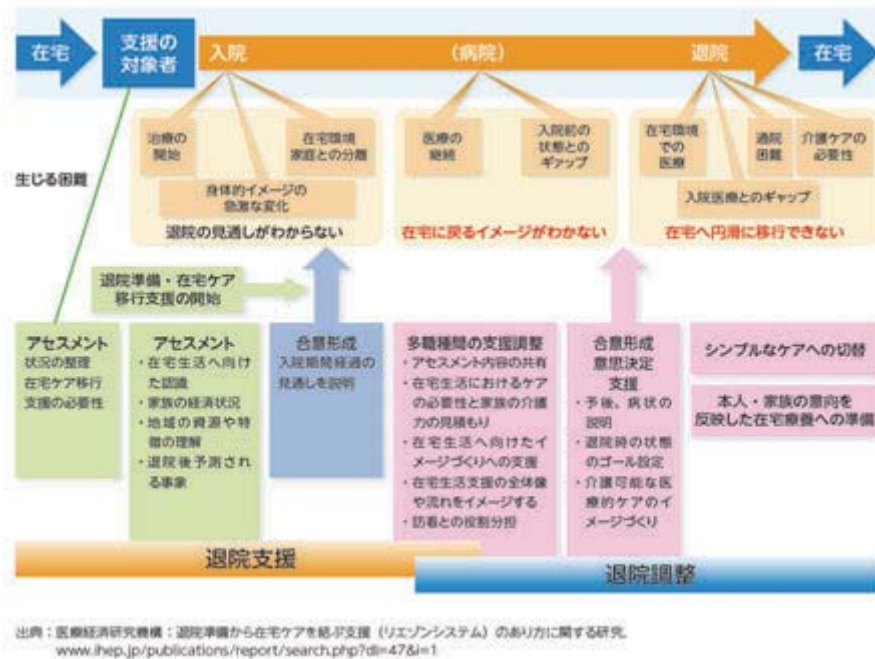
地域で小児在宅医療に係る医師の質と量の確保、多職種チームを作ることも重要であるが、その前に患者・家族、さらに院外が多職種を支援するために、病院内にも医療的ケアが必要な子どもたちを支援する多職種のチームを構築することも重要である。

	地域	病院	ショートステイ施設 日中預かり施設
医師 歯科医師 薬剤師	往診医・近隣開業医 訪問歯科医師 地域薬剤師	外来医師・病棟医師 病院歯科医師 病院薬剤師	担当医師
看護師	訪問看護師 複数の事業所から訪問	病棟・外来看護師	看護師
リハビリ セラピスト	訪問リハ	通院リハ	施設セラピスト 通所リハ
ヘルパー	訪問ヘルパー		介護職
ケースワーカー	診療所ソーシャルワーカー 相談支援専門員	病院ソーシャルワーカー	施設ソーシャルワーカー
教育者	特別支援学校の教員		
行政	障害福祉課、保健師		

小児では、大人の在宅医療に比べ係る職種が多いにも関わらず、コーディネーターとして介護支援専門員（ケアマネジャー）が不在である。介護支援専門員と同様の働きが相談支援専門員に求められているが、十分な資源が確保されているとは言い難い。小児での在宅支援を開始するにあたって、さまざまな職種との連携を取ることも、重要であることも病院の職員は理解しておく必要がある。



病院内外の多職種の連携が必要にもかかわらず、まだまだ支援基盤が脆弱で、多くの地域で、試行錯誤しながら在宅移行を行っているのが現状であり、院内外の機関をつなぎ、必要な連携先の抽出・情報の集約化、新たな連携先の開拓を効率よく行うためには、小児高度医療機関や、大学病院内に専門部署（小児トータルケア地域連携部（仮称））を設立することが必要で、この動きは三重県をはじめ、様々な地域で始まってきている。



一般的に在宅移行期は、退院支援と調整が必要といわれている。退院支援とは患者が自分の病気や障害を理解し、退院後も継続が必要な医療や看護を受けながらどこで療養するのか、どのような生活を送るのかを自己決定するための支援といわれ、退院調整とは患者の自己決定を実現するために、患者・家族の意向を踏まえて環境・ヒト・モノを社会保障制度や社会資源につなぐ等のマネジメントの過程と定義されている。

スライドは、小児在宅移行期のどの時点から多職種連携を開始すべきか、連携に際し、どのような項目を医療機関と協働すべきかについて示している（ピンクの矢印、ピンクの□で囲まれた箇所）。コストの問題や医療機関・地域の考え方で地域によって多職種の介入時期は異なっている。



退院支援をいつ開始するかは、一人一人の患者・家族によって異なるが、重要なことは入院した時から、医療者も患者・家族も目標としての退院の意識を持つことが重要である。入院した時から、退院支援は始まっているともいえる。

13 在宅に移行するまでに医師が書く書類、指示書

- ・ 診療情報提供書
- ・ 訪問看護・訪問リハビリ指示書
- ・ 特別訪問看護指示書
- ・ 保険薬局向け診療情報提供書
- ・ 身体障害者手帳申請のための指定医師の診断書
- ・ 療育手帳（基本的には児童相談所で判定になります）
- ・ 小児慢性特定疾病の医療費助成申請の医師の意見書
- ・ 特別児童扶養手当の申請のための医師の診断書
- ・ 障害者福祉手当の申請のための診断書
- ・ 医療的ケア指示書（児童発達支援及びデイケア、特別支援学校、保育園、療育センターなど）
- ・ 在宅に使用する医療機器の医師の依頼・指示内容の分かる書面
- ・ 介護職員等吸引等指示書
- ・ 学校生活管理指導表

小児在宅患者の退院支援のためには医療職の介入や、サービス利用、補装具などの申請のために多くの医師が作成すべき書類がある。車いすなどは判定までの時間、選定、製作、納入の時間などに時間を必要とするため、先を見越した書類を作成をすることが必要である。

14 退院前カンファレンス



退院支援が進む中で、退院後の連携を円滑に行う上でも、現在の状態、治療方針、今後の見通し、問題点などを共有し、今後の方針を確認するための情報交換の場として、多職種連携の会議が開催される。参加者は子どもの保護者、病院の主治医とケースワーカー、地域の在宅医、複数の訪問看護ステーションの看護師、ヘルパー、保健師、障害福祉担当のケースワーカー、学校の教師などである。

15 退院前カンファレンス時の情報の共有 1

The form is divided into several sections:

- 患者情報 (Patient Information):** Includes name, date of birth, sex, and admission date.
- 病歴 (Medical History):** Details past illnesses, surgeries, and medications.
- 現在の状態 (Current Condition):** Describes the patient's current health status, including vital signs and symptoms.
- 退院後の生活希望 (Post-discharge Life Expectations):** A section for discussing the patient's and family's expectations for life after discharge.
- ケアプラン (Care Plan):** A table for planning daily care, including meals, medication, and other activities.

退院前カンファレンス時には、入院中の経過、児の状態や問題点、家族の児の病気の受け入れを含めた様子、問題点、退院後の生活希望、ケアプラン、必要としている医療的ケアと家族の習得度、家族のケア力、緊急時対応、週間スケジュールなどの情報の共有が必要である。

16 退院前カンファレンス時の情報の共有 2

This form is a continuation of the pre-discharge conference information sharing process. It includes:

- 患者情報 (Patient Information):** Basic demographic and admission details.
- 病歴 (Medical History):** Comprehensive history of the patient's medical journey.
- 現在の状態 (Current Condition):** Up-to-date information on the patient's health.
- ケアプラン (Care Plan):** A detailed daily schedule table for the patient's care after discharge.

退院前カンファレンス時には、1日のスケジュールを提示して、そのスケジュールで家族が暮らしてゆけるか、どこでどのような支援を入れるべきかなどを検討することも必要である。

17

退院前の自宅環境のチェック

住宅設備チェックシート (ご家庭用)

年 月 日

調査員氏名 _____ 電話番号 _____

下記調査結果は、別途スタッフで付添った説明書に、資料資料として添付させていただきます。
記入の煩わしさをため、調査結果をご記入していただく必要はありません。

下記調査するものにチェックを記入してください。

スタッフコンプライアンス欄は住宅設備に該当するため、未記入をお願いします。

項目	調査内容	チェック欄
1	① 設備の種類 ・ 1階建て ・ フラットもしくはワンタンク () 階 ② エレベーター 有/無 階段 有 () 無	
2	③ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
3	④ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
4	⑤ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
5	⑥ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
6	⑦ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
7	⑧ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
8	⑨ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
9	⑩ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
10	⑪ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
11	⑫ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
12	⑬ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
13	⑭ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
14	⑮ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
15	⑯ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
16	⑰ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
17	⑱ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
18	⑲ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
19	⑳ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
20	㉑ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
21	㉒ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
22	㉓ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
23	㉔ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
24	㉕ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
25	㉖ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
26	㉗ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
27	㉘ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
28	㉙ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
29	㉚ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
30	㉛ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
31	㉜ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
32	㉝ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
33	㉞ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
34	㉟ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
35	㊱ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
36	㊲ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
37	㊳ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
38	㊴ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
39	㊵ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
40	㊶ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
41	㊷ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
42	㊸ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
43	㊹ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
44	㊺ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
45	㊻ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
46	㊼ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
47	㊽ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
48	㊾ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
49	㊿ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	
50	㊿ 設備の種類 ・ 浴室の種類 ・ 洗面の種類 ・ 脱衣所 ・ 玄関 ・ その他 ()	

5. 図面 (1) 下記図のように記入をお願いします。

医療的ケア度の高い子どもが退院する前には自宅環境のチェックが重要である。車いすでの移動が必要な子どもの場合は、道幅、道から入口の段差の有無、アパートの場合、何階に住んでいるか、エレベーターの有無、玄関の広さ、廊下の幅のチェックも重要である。さらに、生活導線としての、ベッド位置、ベッド回りの医療的ケア物品の配置、入浴場所と方法、介護者のスペースの有無、人工呼吸や加湿器などの医療機器が多い時は、十分な電源が確保されているか、緊急時対応はどうするかなども検討することが必要である。

18

入退院時の関係機関の連携強化に資する見直し

平成30年度診療報酬改定 1-3. 入院支援の推進③

入退院時の関係機関の連携強化に資する見直し

➤ 入退院時の連携を評価した報酬のうち、入院医療機関が連携先の医療機関と「特別の関係」にあたる場合も算定可能となるように見直す。

【見直し対象】

(1) 在宅患者緊急入院診療加算	(2) 精神科救急圏連患者地域連携受入加算	(3) 入院支援加算1
(4) 精神疾患診療体制加算	(5) 退院時共同指導料1及び2	(6) 在宅患者連携指導料
(7) 在宅患者緊急時等カンファレンス料	(8) 施設入所者共同指導料	

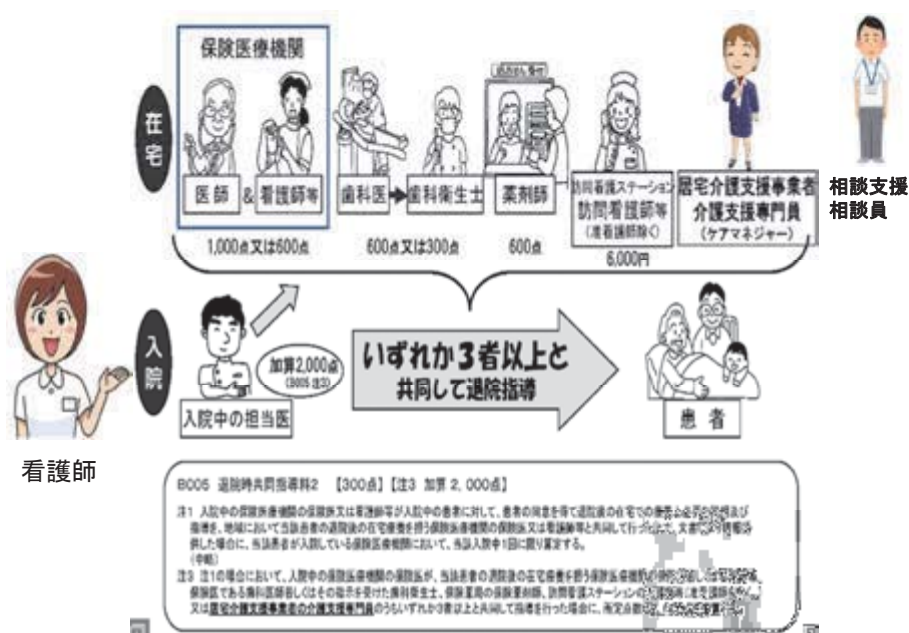
➤ 入院中の患者が退院後に安心して療養生活を送ることができるよう、関係機関間の連携を推進するため、退院時共同指導料について、医師及び看護職員以外の医療従事者等が共同指導する場合も評価対象となるように見直す。

実行（共同指導の評価対象職種）	決定後（共同指導の評価対象職種）
【退院時共同指導料1】 患者の在宅療養を担う医療機関の評価医師、看護師等 【退院時共同指導料2】 患者の入院中の医療機関の評価医師、看護師等	【退院時共同指導料1】 患者の在宅療養を担う医療機関の評価医師、看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士・作業療法士・言語療法士、社会福祉士 【退院時共同指導料2】 患者の入院中の医療機関の評価医師、看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士・作業療法士・言語療法士、社会福祉士
注1 医師、看護師等 注2 医師 ※在宅療養を担う医療機関側の医師と共同指導した場合に限る	注1 医師、看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士・作業療法士・言語療法士、社会福祉士 注2 医師 ※在宅療養を担う医療機関側の医師と共同指導した場合に限る
注3 医師 ※以下のうち3者以上と共同指導した場合に限る ・在宅療養を担う医療機関の医師 又は 看護師等 ・歯科医師 又は 歯科衛生士 ・薬剤師 ・訪問看護ステーションの看護師等（看護師を除く） ・介護支援専門員	注3 医師、看護師等 ※以下のうち3者以上と共同指導した場合に限る ・在宅療養を担う医療機関の医師 又は 看護師等 ・歯科医師 又は 歯科衛生士 ・薬剤師 ・訪問看護ステーションの看護師等（看護師を除く） ・介護支援専門員 ・相談支援専門員

➤ 退院時共同指導料2のうち、入退院支援加算を算定する患者に係る退院後の診療等の療養に必要な情報の提供に対する評価について、**自宅以外の場所に退院する患者も算定可能とする。**

平成30年度診療報酬改定で入退院時の関係強化が見直され、より幅の広い職種との連携が可能となった。

19 退院時共同指導料 2



この指導料は、地域で在宅患者を受ける訪問診療機関と、患者が入院している保険医療機関が、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養に必要な説明及び指導を、共同して行った際に、入院中の保険医療機関が得ることのできる指導料である。地域で在宅患者を受ける職種（在宅保健機関、歯科、薬剤師、訪問看護、介護支援専門員、相談支援相談員）のうち3職種以上が共同して行くと、加算が申請できる。小児では、相談支援相談員は必須であり、薬局や歯科も小児においても重要な地域連携のパートナーである。

20 障害福祉サービスの相談支援専門員との連携

平成30年度診療報酬改定 Ⅰ-3. 入退院支援の推進

障害福祉サービスの相談支援専門員との連携

医療と障害福祉との連携の推進

➤ 医療・介護・福祉事業者間での切れ目ない連携を推進する観点から、入退院支援や退院時の指導等における要件に障害福祉サービスの相談支援専門員との連携を追加する。

適用	改定後
【介護支援連携指導料】【算定要件】 当該保険医療機関に入院中の患者に対して、患者の同意を得て、医師又は医師の指示を受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員と共同して、患者の心身の状態等を踏まえて導入が望ましい介護サービスや退院後に利用可能な介護サービス等について説明及び指導を行った場合に、当該入院中2日に限り算定する。この場合において、同一日に、区分番号B005の注3に掲げる加算(居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同して指導を行った場合に限る。)は、別に算定できない。 【退院時共同指導料2 注3】【算定要件】 注3 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医が、当該患者の退院後の在宅療養を行う保険医療機関の保険医若しくは看護婦等、保険医である歯科医師若しくはその他の指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等(准看護婦を除く。)又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、2,000点を所定点数に加算する。 【診療情報提供料(1)】【算定要件】 注2 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村又は介護保険法第46条第1項の規定により都道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業者等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。 ※ 在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定要件、退院支援加算1の施設基準についても、同様。	【介護支援連携指導料】【算定要件】 当該保険医療機関に入院中の患者に対して、当該患者の同意を得て、医師又は医師の指示を受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員又は相談支援専門員と共同して、患者の心身の状態等を踏まえて導入が望ましい介護サービス又は障害福祉サービス等や退院後に利用可能な介護サービス又は障害福祉サービス等について説明及び指導を行った場合に、当該入院中2日に限り算定する。この場合において、同一日に、区分番号B005の注3に掲げる加算(介護支援専門員又は相談支援専門員と共同して指導を行った場合に限る。)は、別に算定できない。 【退院時共同指導料2 注3】【算定要件】 注3 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医又は看護婦等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護婦等、保険医である歯科医師若しくはその他の指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等(准看護婦を除く。)、理学療法士、作業療法士若しくは言語療法士、介護支援専門員又は相談支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、2,000点を所定点数に加算する。 【診療情報提供料(1)】【算定要件】 注2 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村又は介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第122号)第31条の1第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第26条の2第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

特に小児においては、相談支援専門員との協働が様々な場面で重要である。

- ・ 補装具：車いす、座位補助装置
- ・ 日常生活用具：電動式痰吸引器、パルスオキシメーター

などの申請が必要と予想される患者に関しては、障害者手帳、補装具・日常生活用具申請、納入に時間がかかるために、計画的な在宅移行を進めるためには、早い時期から申請できる準備を進めてゆく必要がある。

実際の在宅移行を行う際には、院内院外の職種との協働も重要であるが、車いす、座位補助装置、電動式痰吸引器、パルスオキシメーターが必要な患者の支援を行う時には、保護者が子どもの障害の受容できた時点で時間を要する障害者手帳の申請、補装具・日常生活用具申請を速やかに開始しないと、これらのことが在宅移行までの律速となることがある。特に、制作に時間を要する車いすには注意すべきである。

- ・ 病院主治医に対する依存度が高く、在宅医との役割分担が不明瞭になりやすい。
- ・ 重症度が高い上に、変化を評価することが困難なことが多い。
- ・ 指導管理料は1つしか請求できないにも関わらず、多くの在宅物品提供が必要で、收入的に厳しい。
- ・ 個々の患者の個別性が高い。
- ・ 諸制度が煩雑で分かりにくい。
- ・ 相談窓口が明確でない。
- ・ 保護者の思い入れが強い。
- ・ 成人移行を意識する必要がある。

小児の経験が少ない在宅医が、小児在宅患者を受取る際には多くの解決すべき問題点が存在することも、病院側が理解すべきである。

- ・ 病院での高度な医療をそのまま在宅に導入しようとする。
- ・ 病院の医療者が在宅医療でどんなことができるかを把握していない。
- ・ 両方の医療に関する理解が不足しているため、お互いの理解や連携が不十分である。
- ・ 終末期、胃瘻造設、気管切開の適応等についての考え方が不明確である。
- ・ 入院早期からの退院調整や退院前カンファレンスの開催等が不十分である。
- ・ 多忙な病院医師と連絡がとりづらく、連携の基盤となる顔の見える関係がつかれない。

小児在宅患者は医療的ケア度が高く、多くの在宅医が小児の経験が少ない中で病院医師と在宅医との医療連携するためには、お互いが顔の見える関係性を構築する必要があるが、病院側は、在宅医療の内容を理解しないまま、病院での高度医療の実施を在宅医、家族に強制することが多く、病院医師と在宅医が協力して患者・家族に寄り添うためには、高齢者以上にお互いの理解や連携が必要である。

- ・ 在宅、入所施設への移行を支援する施設
- ・ NICUやPICUなどから主に在宅を結ぶ施設
- ・ 医療的ケアの簡素化、在宅での医療ケアの方法、在宅に必要な医療・福祉資源の利用法などを保護者などに学んでいただくことが可能な施設

病院と、在宅医を含めた小児在宅患者を受け入れる地域と溝を埋めることを目的として、日本小児科学会では中間病床の確保が重要であるとしている。



大阪発達総合療育センターでの

- ・ NICU 後方支援在宅移行支援プログラム
- ・ ショートステイ・デイケア事業
- ・ 訪問看護・訪問リハ・訪問診療

ショートステイ連絡協議会

機関名・職種

(委員)

堺市立重症心身障害者（児）支援センター ベルデさかい

センター長 児玉 和夫

四天王寺和らぎ苑 施設長 山野 恒一

枚方総合発達医療センター

ケースワーカー主任 諏訪田 克彦

大阪発達総合療育センター

フェニックス園長 船戸 正久

つくし医療福祉センター 副院長 飯塚 忠史

大阪市立住吉市民病院 院長 舟本 仁一

淀川キリスト教病院ホスピス・こどもホスピス病院

院長 鍋谷 まこと

愛染橋病院 小児科部長 隅 清彰

愛仁会リハビリテーション病院

障害児病棟部長 李 容桂

大阪府立母子保健総合医療センター

在宅医療支援室長 位田 忍

大阪府では、長年にわたり小児在宅医療の問題に病院、医師会、行政が取り組んできており、中間病床や、レスパイトベッドの確保に関しても様々な取り組みを行っている。

目 標

在宅移行後の日常生活に必要な支援を理解し、提供できる。そのためには、退院に際して療育施設と十分連携をとっておく。また、地域において不足している支援を把握し、整備できるよう努める。

Keyword

- 療育施設
- 児童発達支援
- リハビリテーション
- 短期入所・レスパイト
- 相談支援

内 容

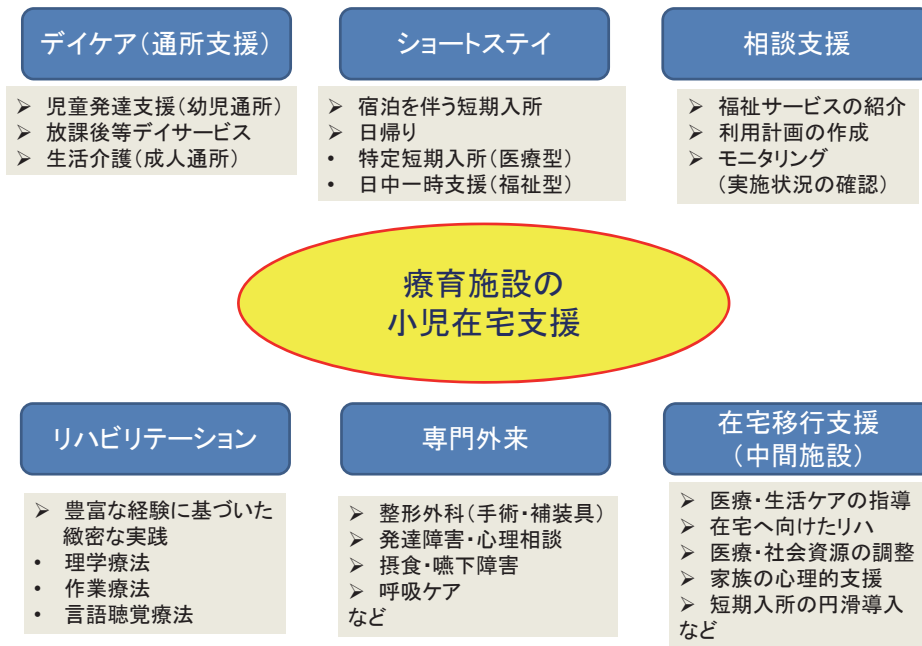
- 療育施設の担う役割
- 児童発達支援センターの保育を基盤とした生活・遊びの実際
- リハビリテーション（PT・OT・ST）の目標と実際
- 補装具・自助具・補助具について
- 短期入所・レスパイトの現状と課題
- 相談支援事業について

【引用情報】

- 1) 児童発達支援ガイドラインー厚生労働省, 2017.
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukenfukushibu/0000171670.pdf>
- 2) 在宅医療及び障害福祉サービスを必要とする障害児等への支援について, 厚生労働省会議資料, <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukenfukushibu/0000118084.pdf>
- 3) 脳性麻痺のリハビリテーション実践ハンドブック: 梶浦一郎、鈴木恒彦 編集, 市村出版, 東京, 2014.
- 4) 短期入所、レスパイトの現状と問題点, 竹本潔, 小児内科: 47 (12): 2137-2143, 2015
- 5) 療育施設におけるショートステイの現状と課題 (総説), 竹本潔、船戸正久、馬場清ら, 日児誌・118 (5): 755-761・2014
- 6) 日本小児科学会小児医療委員会・長期入院児の移行問題ワーキンググループ 森俊彦、荒井洋、梅原実、他: 重症児の一般病院小児科における短期入所 (入院) の実態と課題, 日児誌118 (12) 1754-59、2014
- 7) NICU卒業生を支える・つなぐ もっと知りたい! フォローアップ vol17 相談支援専門員の立場から, 近藤正子、NeonatalCare(30)970-73, 2017.
- 8) 病気をもつ子どもと家族のための「おうちで暮らすガイドブック」医療的ケア・サポートが必要な子どもとの生活のヒント: 監修 前田浩利、メディカ出版、大阪市、2016

1

小児在宅支援において療育施設が担う役割

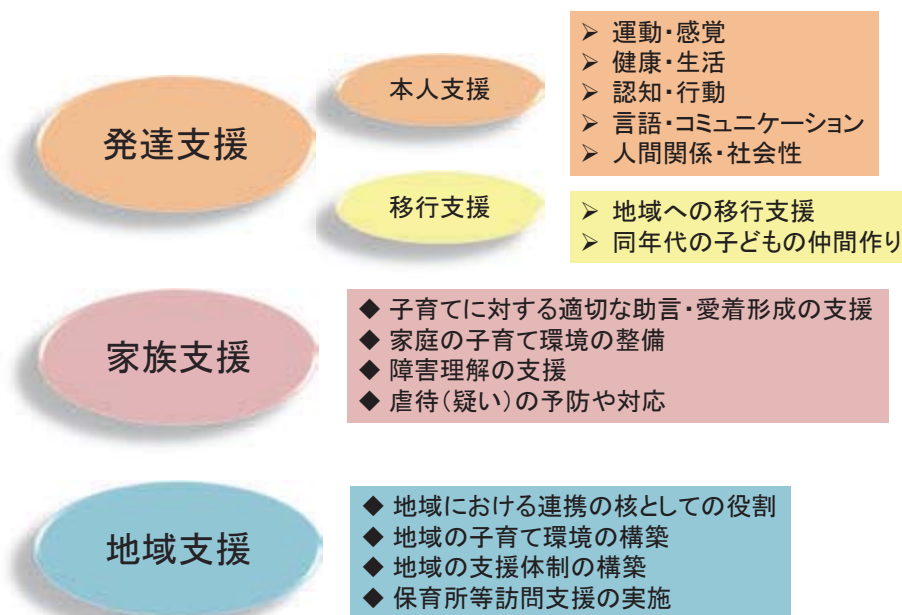


小児在宅医療において療育施設(重症心身障害児施設)が担う役割を示す。従来からのリハビリテーションや整形外科に加えて、最近はデイケアとショートステイが大きな柱となっている。また、相談支援や、病院から在宅への移行期を担う中間施設の役割にも力を入れる施設が増えてきた。

病院からの在宅移行に際しては地域の療育施設と十分な連携をとることが大変重要である。

2

児童発達支援の内容



児童発達支援とは、障害のある子ども(またはその可能性のある子ども)が地域で育つ時に生じるさまざまな問題を解決していく努力のすべてを指す。家族や地域への支援も含み、地域での健やかな育ちと成人期の豊かな生活を目標とする。保育所等訪問支援とは、専門的な知識・技術を有する職員が地域の保育所等に訪問して支援する事業で、訪問先施設からではなく保護者からの依頼に基づく事業である。

3 福祉型児童発達支援センター「ふたば」の一日

10:30 登園・健康チェック
10:40 保育・年齢別、たてわり など
11:20 給食・食後、順次降園



- 0・1才児(ももぐみ)
・お子さまとふれあいながら、好きな遊びや楽しいことを見つける
・遊びが取り組みやすい姿勢設定などの検討
- 2・3才児(れもん・ぶどうぐみ)
・道具を使った製作やお友達を意識した集団遊び
・就園に向けた準備
- 4・5才児(りんご・めろんぐみ)
・集団の一員として役割を担った取り組み
・就園・就学に向けた準備

個別保育

保育士と1対1で
保育を行い、
各々の課題に応
じた遊びを提供
し、発達を促す

たてわり保育

0歳児～5歳児まで一緒
の保育。集団遊びや季
節に応じた遊び、テー
マ別の遊びなど異年齢
のお友達と一緒に遊ぶ
楽しさを体験する。

地域交流

地域の保育園との
合同保育を定期的
に実施したり、卒業
生とその父兄を招
いてピアカウンセリ
ング座談会を実施。

併行通園

地域の保育園・幼
稚園と児童発達支
援を併行通園をし
ているお子さま対
象のクラス。

大阪発達総合療育センターの福祉型児童発達支援センター「ふたば」での実際の保育内容を示す。
地域交流、併行通園は家族支援・地域支援として重要である。

4 子どもたちが楽しめるいろんな遊び

運動に制限があっても、医療的ケアがあっても楽しめる遊びがあります！



スライム遊び



シーツブランコ



泡絵の具(石けん)遊び



ボールプール



砂あそび



プール遊び

十分な安全配慮と工夫で、運動に制限があっても、気管切開や人工呼吸器があっても楽しめるいろんな遊びがある。遊びは子どもの発達になくてはならないものである。

5 サポートブックって？

インターネットでダウンロード
できる書式を利用してよい
し、**メモ帳のように自由に作成
してもよい**



自由に作成した例

地域の保育所や就学などの地域移行の際にサポートブックがあるとわかってもらいやすい。サポートブックの例を示す。
既定の書式にとらわれず、メモ書きのように自由に作成してもOK！写真やイラストを入れるのもよい方法である。

6 小児のリハビリテーション：総論

- 成人の障害と異なって、**姿勢コントロールの発達の未熟性に由来する機能障害**のため、小児では理学療法(PT)、作業療法(OT)、言語聴覚療法(ST)の境界を設定しにくい。
- 児に対する直接的セラピー効果よりも、主体的に育児にかかわる**養育者によるハンドリング(扱い方)の影響が大きい**場合が想定される。
- このため、**個別的な問題解決のための指示と、家庭や保育所でのハンドリングや補装具・自助具を含めた包括的支持**の二面性を踏まえたリハビリテーションが必要。
- 具体的なリハビリテーションの指示として以下の2点が必要。

・ADL介助の方法

介助者にとって簡便な効率的介助方法を目指すのではなく、児の現在抱える発達の問題を解決し、能力向上につながる介助方法を展開するための工夫を指示

・姿勢コントロール

発達指標に従った順序を追いかけた発達の指示ではなく、未発達の姿勢コントロールによって損なわれている運動・姿勢を支援するハンドリングや補装具の使用、環境設定(遊び等)を指示

小児のリハビリテーションの総論を示す。リハは通院または訪問で実施される。リハが入ることで、介助の負担や心配が減り、「暮らしやすくなる」事例を数多く経験する。

- 乳幼児期のリハは、発達初期の運動と感覚を学習する意味で重要
- **さまざまな姿勢や、目と手と口を使った感覚遊び等**を通して、身体の動き(筋活動)を援助し、発達を促す。
- **養育者に具体的な身体の動かし方・姿勢変換方法などを伝達**する。



両足を前後に揺らし
全身の抗重力方向
の活動を実施。



座位からの踵に体重
をかけて立ち上がりの
練習に挑戦。



家庭でできるよう、人形
を用いて具体的な身体
の扱い方を説明。

理学療法 (PT) について示す。養育者へ具体的な身体の動かし方・姿勢設定などを伝達することが大切である。

- 基本的な姿勢や運動能力を日常生活場面に応用し、**遊び、食事、着替え、トイレ、入浴など必要とされる具体的な生活動作がうまくできるよう取り組む。**
- できるだけ少ない介助で適切な動きを誘導する。
- 生活動作が容易に継続できるよう、**使用する道具や椅子、机、補装具などを工夫する。**



座位姿勢で本読み



箱椅子の作製



型はめ遊びで左手の
つまみ練習

作業療法 (OT) について示す。興味を引き出すことや、使用する道具や補装具などの工夫・作製も重要である。

- 言語機能、聴覚機能などのコミュニケーション機能障害や摂食嚥下機能障害に対する支援
- 経口摂取できない児に対しても指などで口腔への感覚刺激を行い、異物への慣れや咀嚼・嚥下運動を促す。
- 言葉の発達、知的能力、口の運動障害の状態に応じて、姿勢の安定を図りながら口の動き、発音・発声を練習し、コミュニケーション手段の獲得を支援。
- 気管切開例ではスピーチバルブ装着での発声練習も。



指しゃぶりで口腔刺激

オーラルコントロール
全身の姿勢管理も重要スピーチバルブを用いた
発声練習

言語聴覚療法（ST）は、コミュニケーション機能障害に対する支援と、摂食嚥下機能障害に対する支援に大別される。タブレット型PCも有用な手段である。嚥下機能評価には、嚥下造影検査（VF）や嚥下内視鏡検査（VE）などがある。

補装具とは、障害児者の身体機能を補完、又は代替し、かつ長期間に渡り継続して使用されるもの。身体障害者手帳（肢体不自由）で補助が受けられる。



各種補装具を示す。日常生活においてバギーなどの移動手段は必須であるが、退院までに作製が間に合わないことが多いのが課題である。SRC歩行器や起立保持具は、自立位がとれない児でも歩行や抗重力筋活動が体感できる補装具である。

11 補装具の例



短下肢装具



動的脊柱装具プレーリーくん
(側弯矯正装具)



外転装具



入浴補助具(お風呂椅子)



PCW(歩行器)



座位保持機能付き車いす

補装具の例を示す。

動的脊柱装具プレーリーくんは従来の装具と異なり、軽量でしなる素材を用いた、ゆるやかな保持で自律的矯正を促進する側弯矯正装具で、脳性麻痺をはじめとする症候性側弯患者に広く使用されている。特に座位姿勢の安定性には定評がある。

12 自助具・補助具の例



ペンを握り続ける工夫



ホースを切ったものにマジック
テープを通して作製



斜面台
目線と手もとを一致させる



スプーンの工夫



はめ込み椅子(学校用)

自助具・補助具の例を示す。日常生活において重要な役割を担っているが、作製に公的補助は原則受けられない。

13 短期入所

家族にとって、必要不可欠な支援であり、小児在宅医療を推進していくにあたって最も必要とされる重要な支援のひとつ

【表9】平成22年度に実施した実態調査結果による「地域で安心して暮らし続けるうえで必要と感じているサービス等」

ニーズ(サービスの内容)		割合
短期入所事業所の増		60.2%
重症心身障がい児者を診察してくれる専門医の増		52.7%
医療機関による短期入所の実施		45.1%
医療的ケアに対応できる事業所の充実	ホームヘルプ(※)	40.8%
	ケアホーム	40.2%
	生活介護	37.0%
医療型障がい児入所施設等(旧重症心身障がい児施設)の増		39.6%
相談支援体制の充実		39.3%
訪問看護の充実	利用料の軽減	26.6%
	事業所の増	24.8%

大阪府障がい者自立支援協議会 重症心身障がい児者地域ケアシステム検討部会による重症心身障がい児者地域ケアシステム検討報告書 平成25年3月より

大阪府の調査によると、家族が地域で安心して暮らし続けるうえで最も必要と感じているサービスは短期入所事業所の増加であった。

短期入所は今後小児在宅医療を推進するにあたって必要不可欠な支援である。

14 短期入所・レスパイト

➤ 短期入所(ショートステイ): 障害者総合支援法に基づく「福祉」事業

- ・ 介護者の精神的・肉体的休養のため、あるいは病気やご家庭の事情により一時的に介護ができなくなった場合に、施設に短期間入所し、日常生活の支援や必要な医療的ケアなどを受けること。
- ・ **医療型**と**福祉型**に分かれる。医療型は病院、診療所、介護老人保健施設で実施される短期入所で、**日中のみの日帰り型(特定短期入所サービス)**もある。福祉型は医療型以外の施設で実施される(基本的に医師不在)。

➤ レスパイト入院: 「医療」に基づく入院

- ・ 「福祉」としての介護者の休息が主目的ではあるが、副目的として、人工呼吸器の条件設定や栄養状態などの在宅医療管理の評価・修正を行う「医療」がある場合。**医療評価入院**とも呼ばれる。

両者は区別されるべき用語であるが、混同されることも多い。
レスパイト入院は副目的の「医療」を名目に、各施設毎に柔軟に対応している実情がある。

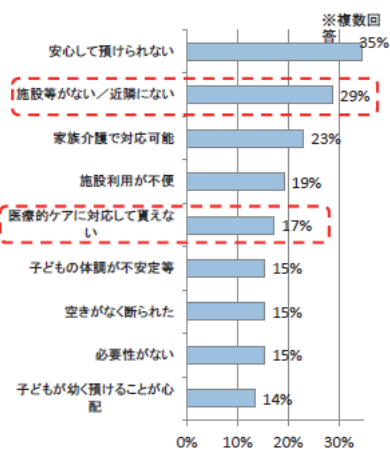
短期入所とレスパイト入院の違いを示す。短期入所(ショートステイ)は障害者総合支援法に基づく「福祉」事業であるのに対して、レスパイト入院は「医療」に基づく入院である。

さらに、福祉事業である短期入所(ショートステイ)も、医師が常在する施設(病院等)で実施される「医療型」と、それ以外の施設で実施される「福祉型」に大別され、報酬が異なる。

15 医療型短期入所事業所を利用していない理由等

○ 人工呼吸器の管理を要する障害児が医療型短期入所を利用していない理由の一つとして、「施設等がない/近隣にない」や「医療的ケアに対応して貰えない」とする回答が一定程度みられた。

＜人工呼吸器の管理を要する児が医療型短期入所を利用していない主な理由＞



出典：平成27年度厚生労働省社会・援護局委託事業「医療的ケアが必要な子どもに関する調査」速報値

＜医療型短期入所事業所の設置状況＞

都道府県	力所数	(参考)※医療機関数	都道府県	力所数	(参考)※医療機関数
北海道	18	485	滋賀県	3	49
青森県	3	79	京都府	6	158
岩手県	5	75	大阪府	15	487
宮城県	4	113	兵庫県	18	317
秋田県	2	54	奈良県	4	71
山形県	5	52	和歌山県	5	78
福島県	7	104	鳥取県	6	36
茨城県	8	154	島根県	7	43
栃木県	5	89	岡山県	10	147
群馬県	6	114	広島県	11	209
埼玉県	16	289	山口県	6	117
千葉県	7	247	徳島県	3	98
東京都	16	580	香川県	6	78
神奈川県	25	288	愛媛県	3	124
新潟県	7	108	高知県	4	112
富山県	4	85	福岡県	28	376
石川県	6	82	佐賀県	5	93
福井県	3	58	長崎県	6	124
山梨県	2	51	熊本県	9	172
長野県	11	113	大分県	10	132
岐阜県	22	90	宮崎県	3	118
静岡県	10	150	鹿児島県	3	208
愛知県	8	280	沖縄県	5	76
三重県	6	87	合計	382	7,250

出典：力所数は平成27年度障害児・発達障害者支援室調べ（平成27年4月1日時点）
医療機関数は平成26年度医療施設調査（平成26年10月1日時点）
（一般病院のうち一般病床を有する病院の数）

短期入所を利用していない理由の中には、近隣に施設がない、医療的ケアに対応してもらえない、という回答が一定数あった。

出典：在宅医療及び障害福祉サービスを必要とする障害児等への支援について。厚生労働省会議資料

16 全国で短期入所・レスパイトを実施している施設とその概況

1) 日本重症心身障害福祉協会加盟の公立・法人立の重症心身障害児施設

「福祉」としての短期入所を実施している最大母体。

実態調査によると、全国の加盟129施設のうち平成28年度の1年間に重症児者の宿泊を伴う短期入所を実施したのは123施設で、延べ44,048人が、延べ182,268日利用していた。

2) 重心病棟を持つ独立行政法人国立病院機構

国立病院機構重症心身障害協議会平成25年度報告書によると、全国の国立病院機構の計74施設のうち66施設で、平成25年度の1年間で延べ8,430人に対して、延べ37,196日の短期入所が実施されていた。

3) いわゆる多機能型事業所などの福祉事業所

医師不在であり医療面での対応や緊急時の対応等に不安がある

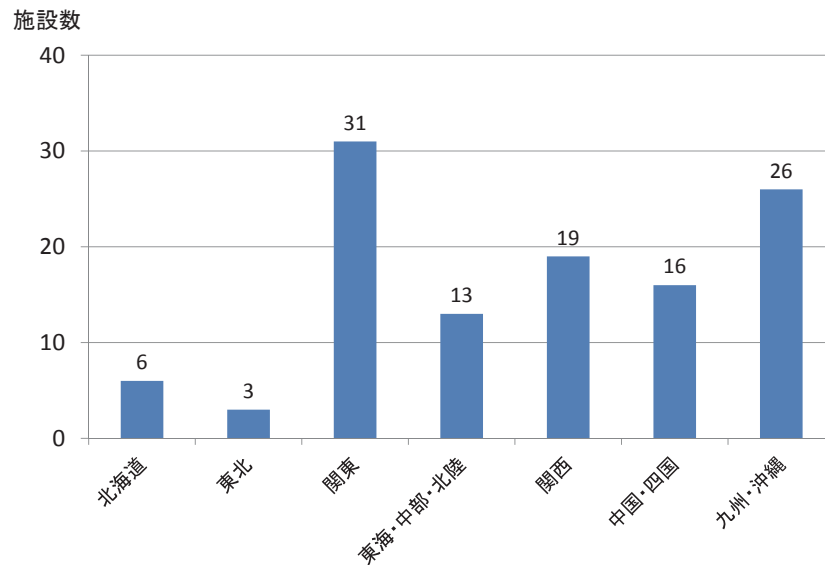
平成26年2月の国保連のデータによると、重症児の割合は少ないと考えられるが、身体障害、知的障害、精神障害のいずれかで短期入所を実施しているのは全国で3,679事業所あり、34,163人が利用していた。

4) 一般病院小児科

日本小児科学会の調査（平成25年12月）によると、空床を利用する形で全国135施設でレスパイト入院を実施しており、中央値は5例/年であった。

全国で短期入所・レスパイトを実施している施設とその概況を示す。重症心身障害児施設（医療型障害児入所施設）は短期入所を実施している最大母体である。平成26年度から28年度の2年間で、延べ利用人数は9.5%、延べ利用日数は8.7%増加していた。

一般病院小児科が短期入所・レスパイトへの参画にあたり、最も不安に感じる点は、介護者の付き添いが点であろう。



(平成27年度全国重症心身障害児者施設実態調査: 日本重症心身障害福祉協会. 平成27年7月. の資料より作成)

H26年度に重症児者の短期入所を実施した日本重症心身障害福祉協会加盟の公立・法人立の重症心身障害児施設数を示す。

地域別に見ると、関東が31施設で最も多く、東北が3施設で最も少なかった。

- **家庭と全く同じやり方を求められることの戸惑い**
(医療的ケアの方法、姿勢設定、摂食介助のコツなど)
またその情報をスタッフ間で正確に伝達することの難しさ
⇒初回利用時に写真を撮ってケアシートを作成し職員間で正確に伝達する
- **主治医や病院によって医療的ケアのやり方が違うこと**
気切部のケア、気管吸引の方法など主な基幹病院と連携し、手技の統一を図る
- **多種多様の持参物品の確認の手間、紛失・破損した場合の対応**
入退所時の物品チェック等は病棟事務員が担う
- **利用後の感想や苦情の対応**
情報を職員全体で共有して対策を検討する
- **急変時や体調不良時の対応**
新規登録時や入所時に具体的な対応(発熱時など)をできるだけ確認しておく。
短期入所の約20%に何らかの追加診療が必要であったとの報告あり。
(竹本ら、日重障誌42:405-409. 2017)

短期入所の課題と対策例を示す。医療的ケアの手技を統一すると混乱が少ないと思われる。体調不良時の対応は、予め家族と確認しておくことが望ましい。

19 短期入所の姿勢設定に関するケアシートの1例



短期入所の姿勢設定に関するケアシートの1例を示す。タオルやクッション等の位置が細かく設定されており、ベッドサイドに写真で示すと確認しやすい。

20 短期入所の課題と対策例(2)

● SpO2モニターに関して

短期入所中は、家のように常に介護者が傍にいて、様子を肌で感じることはできない。呼吸や緊張が不安定なケースだけでなく、気管切開例はSpO2モニター監視が望ましい。

● 流行性疾患の感染防止対策:特にインフルエンザとノロウイルス

入所時の問診や健康状態の確認は大変重要だが、発熱や嘔吐は感染以外でもよく認められ鑑別は難しい。特に入所後48時間以内の発症は要注意!

● 短期入所の供給不足対策(モデル事業含む)

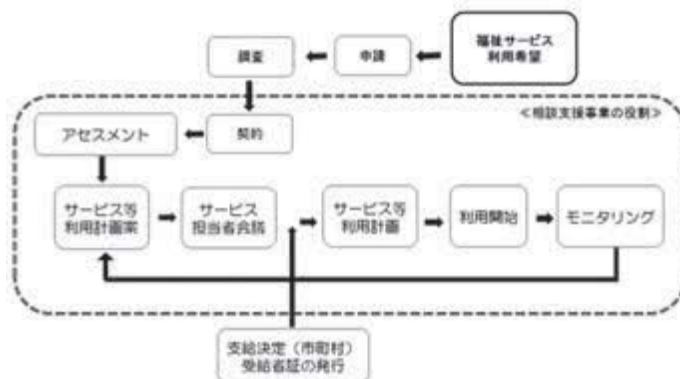
- 1) 行政主導による短期入所の実施:急性期病院の空きベッドを利用した医療型短期入所(通常入院との収益差額を行政が補助する等)
- 2) 療育施設同士の横の連携による空床の有効活用
- 3) 訪問レスパイト(在宅レスパイト):医療的ケアに対応可能な介護士・ヘルパーが自宅へ長時間訪問
- 4) 診療所における日中一時支援、小規模多機能施設・居宅介護事業所での短期入所など

- 今後は、介護者のレスパイトだけではなく、**児本人にとって楽しく有意義な短期入所(日中活動やリハの実施など)への取り組みも大切となる。**

短期入所の課題と対策例を示す。流行性疾患、特にインフルエンザとノロウイルスの施設内感染防止は大変重要である。ショートステイは、供給量の確保がまず喫緊の課題であるが、今後必ず質の問題へ移行してくる。すなわち、単に児を安全に預かるだけでなく、児がそこでどう過ごしているか中身が問われるようになる。娯楽、創作活動、散歩、行事参加など滞在中の過ごし方が求められてくるであろう。

21 相談支援事業

地域で生活するには訪問看護や訪問診療などの医療サービスだけではなく、様々な福祉サービスを適切に利用することが重要。相談支援専門員は介護保険でのケアマネージャーのような役割を担う。



相談支援事業所を利用する際の流れ

- ◆ 必要なニーズをアセスメントし、活用できる障害福祉サービスの情報を広く提供
- ◆ 総合的な支援計画（サービス等利用計画）を作成
- ◆ 計画に沿ってサービスを調整し、一体的・総合的なサービス提供を確保

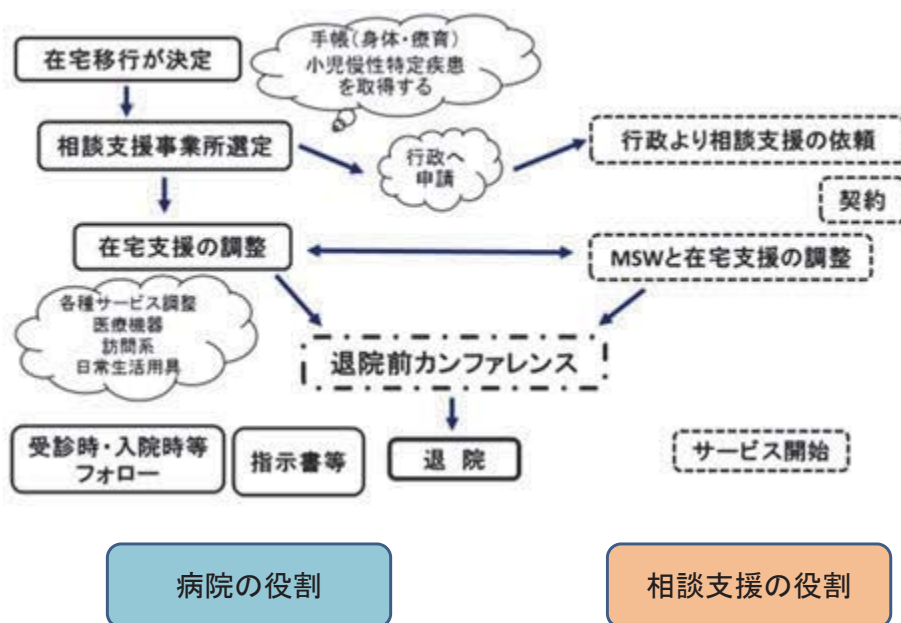
相談支援事業とは地域で生活する障がいのある方や家族、関係機関からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援する事業をいう。図の点線内が相談支援専門員の役割となる。

22 介護支援専門員（ケアマネジャー）と相談支援専門員の機能の違い

- ケアマネジャーは訪問看護をコーディネートできる。
- 在宅療養支援診療所もケアマネジャーに報告すると介護保険から報酬がある
- ケアマネジャーは、医師、看護師も含めたケア担当者会議を招集できる
- ケアマネジャーは、毎月患者宅を訪問し、モニタリングすることになっている

介護支援専門員（ケアマネジャー）と相談支援専門員の機能の違いを示す。ケアマネジャーに比べて、相談支援専門員は権限や報酬の点で及んでいない。

23 在宅移行する際に相談支援事業を利用する場合のイメージ

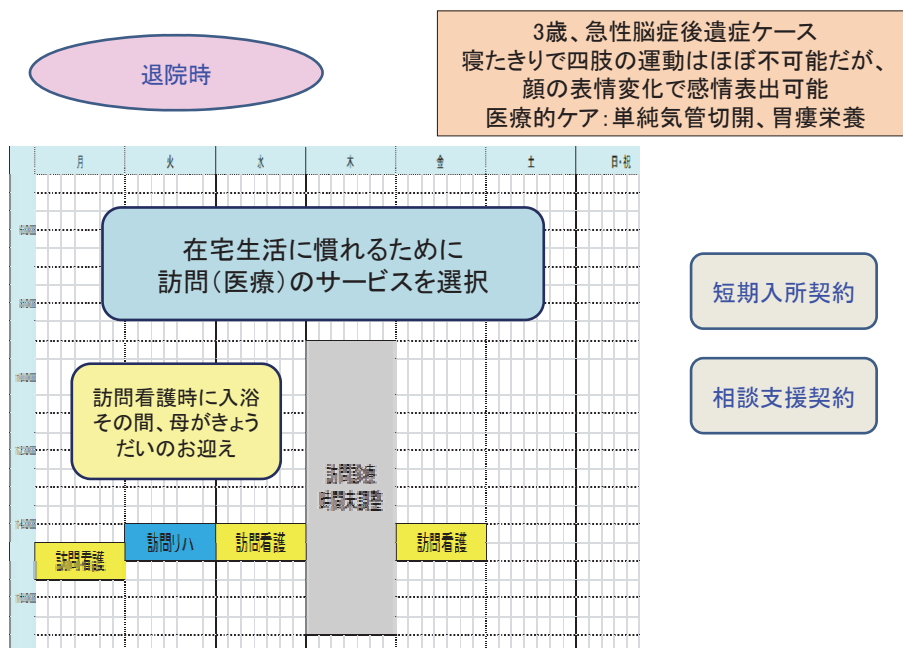


在宅移行する際に相談支援事業を利用する場合のイメージを示す。

在宅移行する場合、訪問診療や訪問看護等の医療サービスが先行し、手帳要件が必須となる福祉サービスは遅れることが多い。

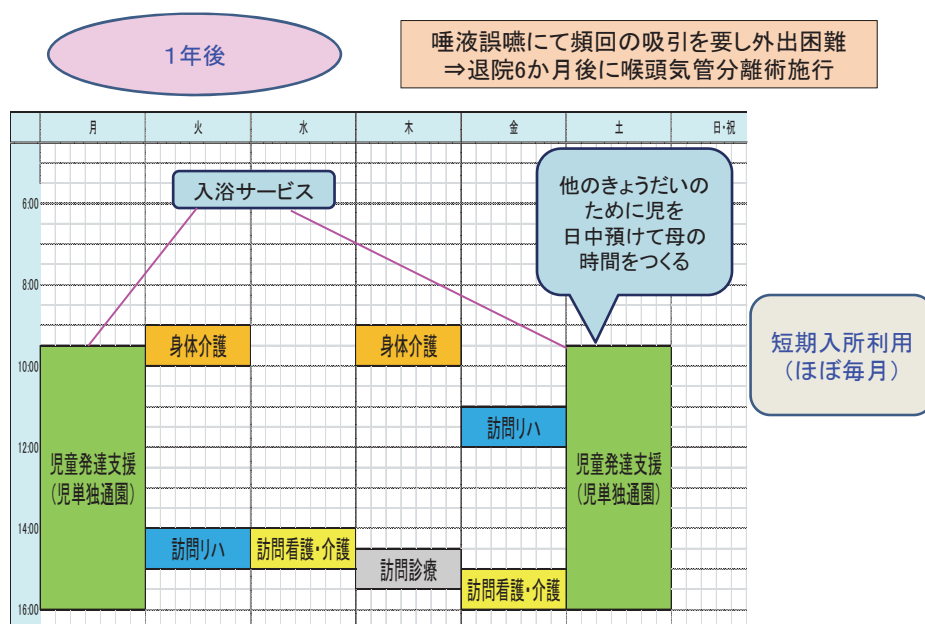
福祉サービスを利用するために、相談できる相談支援事業所を探しておくことは必要である。

24 在宅移行後の1週間のスケジュールの変遷例 ～退院時～



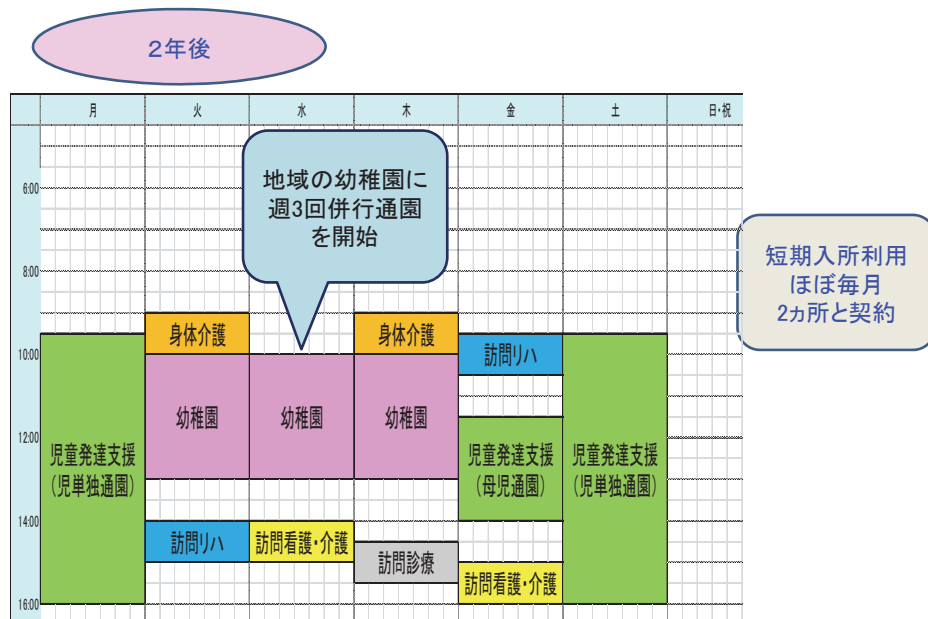
3歳で在宅移行した、生来健康であった児の急性脳症後遺症ケースの1週間のスケジュールの変遷を示す。退院当初は週1回の訪問診療、3回の訪問看護（入浴）、1回の訪問リハでスタート。MSWの勧めで短期入所と相談支援の契約をした。

25 在宅移行後の1週間のスケジュールの変遷例 ～1年後～



喉頭気管分離術後は吸引回数が激減したため外出がしやすくなり、当センターの児単独通園（児童発達支援）にも週2回通園開始した。発熱頻度も大きく減少した。本人・家族ともに生活満足度が上がり、本ケースで喉頭気管分離術の実施は大変適切な判断であった。（このようなケースは多い。）

26 在宅移行後の1週間のスケジュールの変遷例 ～2年後～



母の付き添いが必要ではあるが、地域の幼稚園にも週3回併行通園を開始した。年々福祉・教育資源が入っている様子が見える。

目 標

在宅医が小児患者での緊急時対応、予防ができるようになる

Keyword

- 実質的違法性阻却
- 災害時小児周産期リエゾン

内 容

- 緊急事態の考え方：病院と在宅の違い
- 医行為／医療的ケア／緊急避難的行為
- 呼吸器系：窒息、呼吸不全、気胸
- 循環器系：突発的な心停止、不整脈、心不全、肺高血圧、気管腕頭動脈瘻出血
- その他：敗血症、けいれん重積、腸閉塞
- 緊急事態を想定した話し合い
- 虐待
- 災害

【引用情報】

- 1) 「医行為」について. 厚生労働省ホームページ.
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/02/s0203-2g.html>
- 2) 全国訪問看護事業協会（編）. 改訂介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト. 中央法規出版, 2015年
- 3) 小児周産期災害リエゾン活動実績と今後の課題. 第5回 周産期医療体制のあり方に関する検討会.
<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000129283.pdf>
- 4) 第7次医療計画における周産期医療体制について. 全国周産期医療連絡協議会. 平成29年7月17日. 厚生労働省会議資料.
<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/643558.pdf>

緊急事態への対応の考え方：

- 病院：医師が即座に対応できる
- 在宅：医療者が即座に対応できない

※学校やデイサービスなどでは、家族もそばにいないことがある

⇒ 在宅では「予防」と「シミュレーション」が重要

- ・予測される緊急事態についてはあらかじめ対策を検討しておく
- ・在宅移行前のカンファレンスで確認する

緊急事態への対応については、医師などの医療者が常駐する医療機関と異なり、在宅ではすぐに医療者が対応することはできない。また、学校やデイサービスなどにおいては、家族もそばにいないことがある。在宅では、より「予防」と「シミュレーション」が重要となる。

予想される緊急事態とそれへの対応については、在宅移行前のカンファレンスにおいて関係者間であらかじめ確認しておく。

- ・医師法第17条「医師でなければ医業をなしてはならない」
- ・医業：医行為を反復継続する意思をもって行うこと
- ・医行為：医師の技術および判断をもってするのでなければ危害を生ずるおそれのある行為

※絶対的医行為：医行為のうち、原則として医師のみが行うもの
(気管内挿管、カニューレ挿入など)

⇒ 気管カニューレ事故抜去時には看護師等が再挿入できないか？

⇒ 反復継続しない「緊急避難的行為」は「医業」にあたらないとする
解釈だった

⇒ 2018年3月16日 緊急時のカニューレ再挿入は「臨時応急の手当て」
とする通知を発出

医師の技術および判断をもってするのでなければ危害を生ずるおそれのある行為はすべて「医行為」と規定される。医行為を反復継続する意思をもって行うこと(1回のみではないということ。金銭的对価を得るかどうかは問わないのでボランティアの場合も同様)が「医業」と規定され、第一義的に医師しか行うことができないとされている。ただし、医師の指示の下に、看護師などの医療職が行うことのできる医業の範囲が徐々に拡大してきた。

気管カニューレ挿入については「絶対的医行為」として医師のみが行う行為とされているが、特別支援学校やデイサービスなど、医師がいない状況で事故抜去が発生し、窒息症状などを呈している場合には、「緊急避難的行為」として許容されると解釈されていた。

2018年3月16日に厚生労働省より、気管カニューレの事故抜去時の再挿入についての通知が発出され、看護師は「臨時応急の手当て」として実施できるとの解釈がなされた。

実質的違法性阻却

- ・ 医療的ケア児が日常生活を送るのに必要な医行為を、本人の代わりに家族が行うことは「実質的違法性阻却」※とされる

※形式的には医師法違反となるが、それなしでは日常生活を送ることができないので違法性を問わないとする運用

- ・ 介護職員による痰吸引、経管栄養
⇒ 平成24年4月より一定の条件の下で「医業」として行うことが可能となった

医療的ケア児に対する家族による医行為は、それがなければ日常生活を送ることができないということで、「実質的違法性阻却」とされる。

たんの吸引および経管栄養については、社会福祉士および介護福祉士法改正によって平成24年4月より、一定の条件の下（①一定の研修を修了して都道府県知事より認定を受ける、②所属する事業所が実施施設として登録する、③医師の文書による指示がある）、「日常生活に必要な行為」として介護職員等が「医業として」実施することが可能となった。

	医師	看護師	家族	介護職 など
医療的ケア （痰吸引、経管栄養）	○	○	○ ※	○ 要研修
医療的ケア 以外の医行為	○	○	○ ※	×
絶対的医行為 （気管カニューレ挿入等）	○	△ *	○ ※	×
緊急避難的行為	○	○	○	○

* 事故抜去時の気管カニューレ再挿入は臨時応急の手当として可
(2018.3.16～)

※は実質的違法性阻却

看護師であっても、気管内挿管や気管カニューレ挿入などの「絶対的医行為」（原則として医師のみが行うとされている医行為）は行わないが、大学院で研修を受けるなどして「特定行為」として行う場合もあり、行為の内容や状況によって異なることに注意が必要である。気管カニューレの事故抜去時の再挿入については、2018年3月16日に厚生労働省より通知が発出され、「臨時応急の手当て」として実施可能となった。

家族については、どのような医行為であっても、「実質的違法性阻却」として許容される。

介護職などについては、一定の研修を受けた場合は痰吸引、経管栄養といった「医療的ケア」の実施が可能となる。

心肺停止時の心臓マッサージなどは「緊急避難的行為」としてそこに居合わせた人（バイスタンダー）が行うことが許容される。気管カニューレ事故抜去についても、窒息症状が出ている場合などはこれに該当するものと考えられる。

1. 窒息

- ・ 排痰困難（神経筋疾患など）：
吸引、機械式排痰補助装置（カフアシストなど）
 - ・ 誤嚥：吸引、機械式排痰補助装置
 - ・ カニューレ閉塞：
吸引、カニューレ交換（ワンサイズ小さいものを用意しておく）
- ※ カニューレ事故抜去

在宅で頻度の高い呼吸器系の緊急事態としてはまず「窒息」があげられる。小児在宅医療でよく遭遇する窒息は、神経筋疾患などにおける排痰困難と、誤嚥である。排痰補助装置を在宅で用いている場合にはそれを使用したのち吸引する。気管切開後の患者においては、痰などでカニューレが閉塞することがある。この場合、カニューレ内腔を吸引しても固くなった痰がこびりついていて吸引しても改善しないことがあり、その場合はカニューレを交換する。気管孔が狭小化して再挿入が困難になることがあるため、ワンサイズ小さいカニューレをあらかじめ用意しておく。

※ カニューレ事故抜去による窒息

- ・ 気管軟化症がある場合、呼吸不全あるいは窒息を起こすリスクがある
⇒ カニューレ再挿入が必要
- ・ 喉頭気管分離後では、カニューレが完全抜去ではなく
抜けかかった状態になった場合、気道確保ができず
窒息することがあり注意
⇒ 夜間はSpO₂モニター装着が望ましい

在宅においては、カニューレ事故抜去による呼吸状態の悪化に注意する必要がある。気管軟化症があると、カニューレが抜けたことで気道内に陽圧がかからなくなって呼吸不全あるいは窒息を起こすリスクがあり、カニューレ再挿入が必要となる。喉頭気管分離後では、カニューレが完全抜去ではなく抜けかかった状態となった場合、カニューレの先端が気管壁にあたるなどし、さらに上気道からの通気がもともと無いため、窒息するリスクがある。夜間についてはSpO₂モニター装着が望ましい。

2. 急性呼吸不全

- ・ 慢性呼吸不全の急性増悪：
- ・ 日中も人工呼吸器装着することで在宅加療可能な場合もあり
- ・ 酸素を併用する場合は、高炭酸血症の合併に留意
- ・ 肺炎などの気道感染症：
- ・ 発熱が無いケースもあるため注意
- ・ 酸素併用していると対処が遅くなる場合があり注意
- ・ 無気肺：カフアシスト、体位ドレナージ、改善無ければ病院へ

急性呼吸不全に対して酸素投与で対応する場合、SpO2だけでなくpCO2にも留意する必要がある。

3. 気胸

- ・ 突発的な胸痛については気胸の可能性を考える
- ・ 陽圧換気中の気胸は軽度でも急速に悪化するリスクあり
要注意
- ・ 症状が強かったり、緊張性が疑われる場合は救急搬送

気胸については、陽圧換気中の場合は急速に悪化するリスクがあり早めの受診あるいは救急搬送を考慮する。

1. 突発的な心停止／不整脈

- ・ 1～3年に1回程度のホルター心電図が望ましい
- ・ カルニチン欠乏に留意
- ・ リスクの高いケースでは、あらかじめ胸骨圧迫の位置を確認

緊急事態としてやはり想定しなければいけないのは、循環器系である。不整脈については、カルニチンなどの栄養素欠乏との関連もあり注意する。リスクに応じて定期的にホルター心電図を行うことが望ましい。先天性心疾患術後などで高リスクの場合は、あらかじめ胸骨圧迫の位置を確認しておくことも重要である。

2. 心不全

- ・ 筋ジストロフィーでは定期的な心エコー検査を
- ・ 呼吸不全との区別が難しいことがあり注意する
- ・ 末梢循環の悪化が無いか確認する

3. 二次性肺高血圧

- ・ 先天性心疾患や肺低形成などでPH傾向がある場合は注意
- ・ PH crisisにより循環不良となっている場合は入院加療が必要

心不全については、呼吸不全との区別が難しいことがあるため、末梢循環の悪化に注意する。先天性心疾患や肺低形成などでPH傾向がある場合は注意。心内シャントがある場合はよいが、ない場合はPH crisisの状態となることがあり、その場合は入院加療が必要となる。

4. 気管腕頭動脈瘻による気管出血

- ・ 発症してしまうと致命的となるリスクが高い
- ・ 在宅で発症したら、気管カニューレのカフを高圧にして搬送するしかない
- ・ 気管切開患者では、年齢に応じて1～2年に1度程度の検査が望ましい
（耳鼻科医による気管内のチェック、頸部～胸部CT、疑わしければ3D-CT）

小児在宅医療で最も恐ろしい合併症は、気管腕頭動脈瘻による気管出血であり、在宅で発症した場合には非常に死亡率が高い。とにかく予防することが重要であり、小学校高学年以降の気管切開後の児については、年1回程度は耳鼻科、CT検査が望ましい。気管狭窄が3mm以下と高度な場合、カニューレ先端が腕頭動脈に近接している場合、気管内から腕頭動脈の拍動が認められる場合には、腕頭動脈バイパスなどの外科的介入についても検討する。

敗血症：

- ・ 急速に進行する場合には在宅での経静脈抗菌薬による加療よりも入院加療が望ましい
- ・ 膀胱バルーン留置例などでは、尿路感染症の頻度が高い

小児在宅医療においては時折、敗血症に遭遇する。在宅での経静脈抗菌薬で加療するバイアスもあるが、免疫不全がある場合、ステロイドを長期内服している場合などは急速に悪化する可能性があるため、入院治療への切り替えが遅れないように注意する。

13 緊急事態：その他（2）

けいれん重積：

- ・ もともとてんかんのある場合、ダイアップ（ジアゼパム坐剤）を用意し、使用する基準を決めておく
- ・ 用意ができればミダゾラム点鼻も有効
- ・ もともと中枢神経障害がなく、てんかんの基礎疾患が無い場合は、即座に救急要請する

腸閉塞：

- ・ やせ、神経筋疾患、側弯症などでは上腸間膜動脈症候群の頻度が高い
- ・ 早くに病院受診とするが、経鼻胃管あるいは胃瘻が留置されている場合は開放した状態で受診させる。

小児在宅医療においては基礎疾患としててんかんを有する患者が多く、けいれん重積時のためにあらかじめダイアップを処方されている場合は使用する基準を決めておく。もともと中枢神経障害がないなどの場合は、往診ではなく救急搬送したほうがよい。

腸閉塞に遭遇することも多い。一般的には珍しいとされている上腸間膜動脈症候群による十二指腸閉塞に遭遇することも多い。腸閉塞を疑ったら早めに病院受診とする。

14 緊急事態を想定した話し合い（考え方）

医療的ケア児については、もともと医療依存度が高く、病態も不安定であることも多いため、急変のリスクが高い。

がんなどの終末期はもとより、平時においても突発的な緊急事態を想定して、その際にどのような処置を行うかということを本人、家族と相談しておくことが望ましい。

ただし、家族の不安や葛藤が強い状況で無理に決定を強いることには注意が必要である。

近年、高齢者を中心として、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）という考え方が広まりつつあり、「事前医療・ケア計画」「患者の意思決定支援計画」などと言われることもある。医療依存が高く、病態が不安定であることが多い医療的ケア児においても、平時から緊急事態を想定した話し合いを行っておくことが望ましい。ただし、家族の不安や葛藤に配慮し、適切な時期、状況で話し合いを行うべきであり、無理に決定を強いることには注意が必要である。

15 緊急事態を想定した話し合い（注意点）

- ・ 小児領域では、相談する相手が患者本人ではなく保護者（両親）であることが多い
- ・ 権利擁護の意味でも、年齢や知的機能に応じて本人の意思を尊重することが必要

小児領域では、事前の意思決定をするのが本人ではなく家族の場合が多いこと、患者本人の意思を確認することが難しい場合が多いことなどに配慮し、子どもの最善の利益を追求する必要がある。

16 緊急事態を想定した話し合い（具体例）

- ・ 心臓マッサージ、気管内挿管、末梢ルートキープ、強心剤の使用、中心静脈ルートの留置
- ・ 血液透析、人工心肺、外科手術など

※ 脳腫瘍などのがん患者については必須。最近では、18トリソミーなどの染色体異常でも、在宅移行前に病院医師との間で話し合われることも多くなっている。

シミュレーション

- ・ 適切なタイミングで、心臓マッサージやアンビューバッグによる人工換気など、保護者に緊急時の対応方法を指導する

具体的には、心臓マッサージや気管内挿管などの処置についてあらかじめ家族（年齢・発達段階・状況に応じて本人）と話し合っておくことが望ましい。脳腫瘍のがん患者など、終末期の状態については必須である。最近では、18トリソミーなどの染色体異常においても、在宅移行前に病院医師と家族の間で話し合われることが多くなっている。想定される事態と対応について、アンビューバッグなどの器具の使い方も含め、家族とともにシミュレーションを行っておくことが望ましい。

虐待：

- ・ 育児におけるストレスは極めて高いと考えられるが、医療職などとも関わっている他者も多いため、虐待の発生数は多くはない
- ・ 兄弟姉妹がいる場合などでは、さらにストレスが増え、医療的ケア児のニグレクトや、兄弟姉妹への虐待につながってしまうこともある
- ・ 次子出産の際に負担が多くなりがちであるため、保健師に介入を依頼することが望ましい
- ・ 医療的ケア児、兄弟姉妹に及ぶ危険性が高いと判断される場合は、児童相談所へ通報する義務がある

医療的ケア児についても虐待が発生する場合がある。とくに多いのは、必要なケアを行わないニグレクトである。予防策としては、保護者にかかる負担をなるべく減らすことと、リスクの高いケースでは保健師やソーシャルワーカーなどに介入を依頼することである。次子出産の際には保護者、とくに母親に大きな負担がかかるため、あらかじめ介入を依頼することが望ましい。医療的ケア児においては、必要な医療的ケアを行わないといったニグレクトは生命の危機に直結する。医療的ケア児、兄弟姉妹に及ぶ危険性が高いと判断される場合には、在宅医の責任で児童相談所に通報する必要がある。

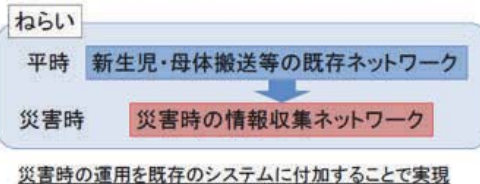
18 災害時小児周産期リエゾン

災害時小児周産期リエゾンとは？

災害時に小児周産期医療ニーズへ対応して、災害対策本部の下で適切な助言を行うコーディネーターを指す。日本小児科学会他9学会が連名で災害時小児周産期リエゾン設置の要望書を提出(2016年2月)⇒2017年2月に第1回養成研修が開催。各都道府県より2-3名の産科・新生児科・小児科医が参加。今後継続して実施され増員される予定。

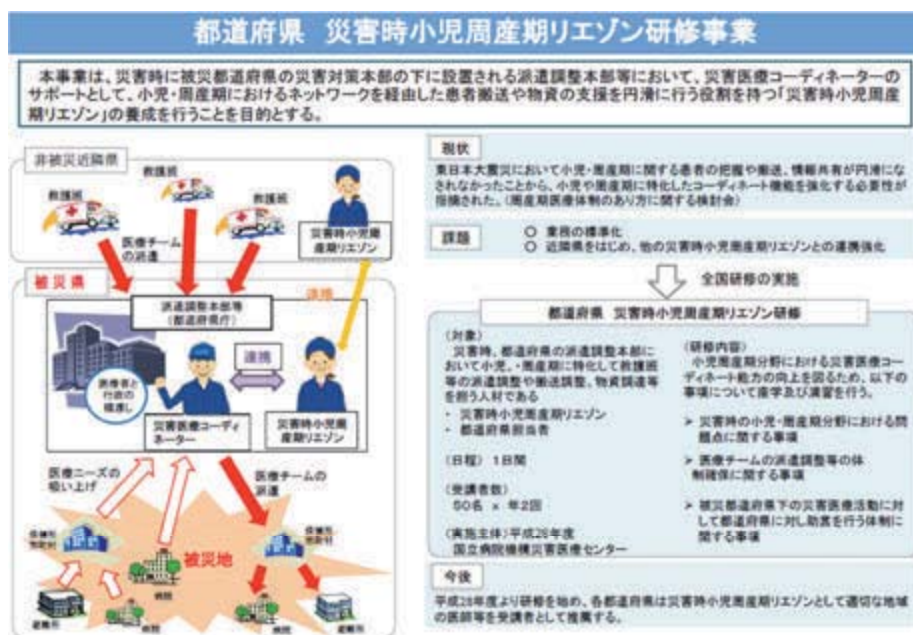
小児周産期災害リエゾン 活動要領

- ・ 東日本大震災の教訓から必要性が検討
- ・ 災害時のコーディネーター的役割
- ・ 平時のネットワーク形成に貢献
- ・ 訓練などを通じてDMATなどとの日常的な連携



災害時小児周産期リエゾンは東日本大震災の教訓より必要性が高まり、2017年2月に第1回養成研修が開催された。各都道府県より2-3名の産科・新生児科・小児科医が参加し、今後継続して実施され増員される予定である。災害対策本部でDMATと連携して、災害時の小児周産期医療ニーズ（妊婦、新生児、在宅医療的ケア児など）に対して適切な助言・コーディネート（受診・搬送の指示など）を行う。平時より地域での医療ネットワークを形成しておくこと、また訓練等を通してDMAT、都道府県の災害対策部署と連携しておくことが重要である。

19 災害時小児周産期リエゾン研修事業



災害時小児周産期リエゾン研修事業の概要を示す。

引用元：第7次医療計画における周産期医療体制について、全国周産期医療連絡協議会、平成29年7月17日、厚生労働省会議資料。

20 大阪府での実施例

大規模地震時医療活動訓練（2017年7月29日、内閣府主催、災害対策本部大阪府）で、在宅医療的ケア児の緊急レスパイト訓練を実施

熊本地震での状況

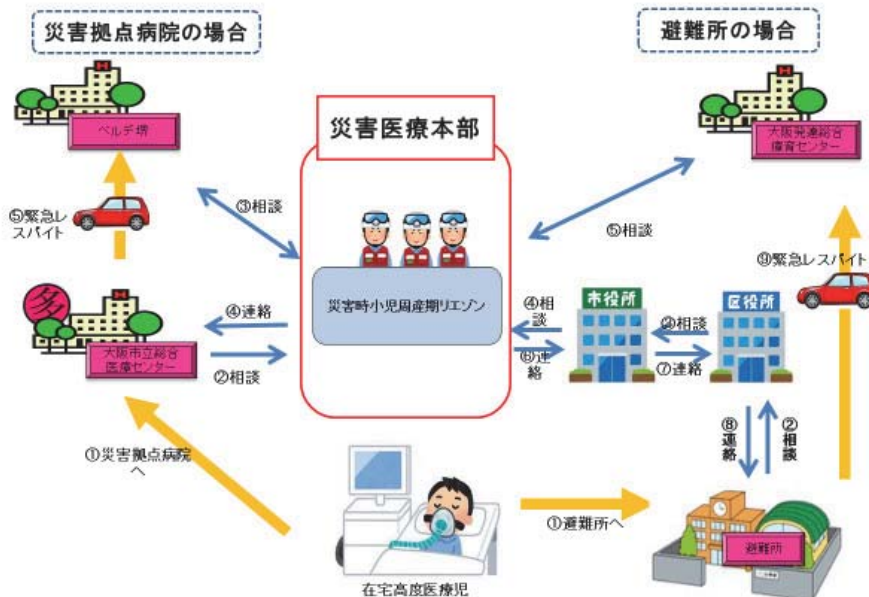
- ・ 平時から機能している重症児ネットワークが中心に、避難が必要な在宅重症児を施設へ緊急レスパイトした。
- ・ 福祉避難所は、有効に機能しなかった。
- ・ 日頃ショートステイを利用している施設が最も安心して避難できる場であった。

方針	・ 医療的ケア児（特に人工呼吸器装着児）は日頃からショートステイを利用するため、レスパイト施設に登録していることを活用する。 ・ 平時の延長上で連携ができるよう、大阪ショートステイ連絡協議会（事務局：大阪発達総合療育センター）を活用し、災害時の在宅高度医療依存児の支援体制を構築する。
7.29. 訓練	【情報集約訓練】大阪ショートステイ連絡協議会参加13施設（8病院、5療育施設）がEMIS（広域災害救急医療情報システム）を活用し、施設のライフラインの状況、緊急ショートステイ受け入れ可能人数等を入力し、府庁災害医療本部でリエゾンが集約する。 【受入調整訓練】その情報を活用し、①災害拠点病院に、電源確保目的で母がバギングしながら自家用車で来た在宅重症児、②避難所に電源確保を求めて来た在宅重症児、を大阪ショートステイ連絡協議会の施設への緊急レスパイトをコーディネートする。（今回は人工呼吸器の電源確保が主目的で、急性期医療を必要としない児を想定）

2017年7月29日に大阪府で実施された内閣府主催大規模地震時医療活動訓練で、災害時小児周産期リエゾンが中心となり在宅医療的ケア児の緊急レスパイトシミュレーション訓練を実施した。

既存のネットワークである大阪ショートステイ連絡協議会（13施設：5療育施設＋8病院、事務局：大阪発達総合療育センター）を活用し、EMIS（広域災害救急医療情報システム）を活用した情報集約訓練と、在宅人工呼吸器例の電源確保目的の緊急レスパイト受入調整訓練を実施した。

在宅医療的ケア児の緊急レスパイト訓練



大阪府での在宅医療的ケア児の緊急レスパイト訓練の流れを示す。今回は情報伝達が目的のシミュレーション訓練である。

- ①災害拠点病院に、電源確保目的で母がバギングしながら自家用車で来た在宅重症児
- ②避難所に電源確保を求めて来た在宅重症児を大阪ショートステイ連絡協議会の施設への緊急レスパイトをコーディネートするシミュレーション訓練を実施した。

今回は人工呼吸器の電源確保が主目的で、急性期医療を必要としない児を想定した。

22 大阪府での実施例：訓練の成果と今後の課題

今回の訓練の成果と今後の課題

【成果】

- ・EMIS(広域災害救急医療情報システム)にて大阪ショートステイ連絡協議会の各施設の被災状況や、緊急レスパイトの受け入れ可否情報を災害対策本部で共有できるようになった。(今回の訓練を機に、療育施設もEMISにログインできるよう大阪府が対応)
- ・避難所を訪れた医療的ケア児に対して、市区町村から府の対策本部を通してリエゾンに情報を上げてもらう、という情報伝達シミュレーション訓練ができた。
- ・災害拠点病院を受診した電源確保以外に緊急性のない医療的ケア児を、リエゾンを通して緊急レスパイトに繋げるシミュレーション訓練ができた。

【課題】

- ・13施設中3施設がEMISに入力できなかった⇒事前連携不足、入力忘れ、救急部門による上書きで記載情報が消失
- ・平時からの施設間の連携が大切
- ・災害時に電話以外でも連絡が取れるよう、メーリングリスト等の連絡手段を平時から確立しておくことが重要
- ・各都道府県において、妊婦・新生児に加えて在宅医療的ケア児にも対応できるように災害時小児周産期リエゾンは備えておく必要がある。

療育施設もEMISにログインできるようになった点、避難所や災害拠点病院からリエゾンに在宅医療的ケア児の情報伝達訓練ができた点は成果として評価できる。

平時からの施設間の連携と、緊急時にも使用可能な連絡手段の確立が重要である。

各都道府県で、妊婦・新生児のみならず在宅医療的ケア児にも対応できるよう、災害時小児周産期リエゾンは備えておく必要がある。

目 標

小児在宅医療における緩和ケアの実際を理解する。

Keyword

- 小児在宅緩和ケア
- 小児がん
- わが国の在宅での終末期医療
- 症状緩和
- 疼痛緩和
- 疼痛の評価

内 容

わが国の在宅での終末期医療を概観し、小児在宅医療における緩和ケアの実際を理解する。

小児緩和ケアの定義、小児在宅医療における看取りのケアの位置づけ、その重要性を理解する。

小児の在宅緩和ケアは、成長と発達と家族を支えるケアであると理解する。

【引用情報】

- 1) 「医療依存度の高い小児及び若年成人の重度心身障がい者への在宅医療における訪問看護師、理学療法士、訪問介護員の標準的支援技術の確立とその育成プログラムの作成のための研究」総括・分担研究報告書 平成26年 3 月
- 2) NICUから始める退院&調整 在宅ケアガイドブック 前田浩利 岡野恵里香
メディカ出版 平成26年 9 月
- 3) 実践小児在宅医療ナビ 前田浩利 南山堂 2013年 5 月

- ・死亡：**173例**（1999/4～2017/12）
- ・在宅での看取り：**72例**（**42%**）
- ・死亡患者の疾患
 - 悪性腫瘍：**62例**
（自宅看取り42人 **68%**）
 - 非悪性腫瘍：**111例**
（自宅看取り30人 **27%**）

小児在宅医療においても、終末期医療は重要である。

小児在宅患者における死亡数は、先行する研究も調査もないため、正確な実態は不明だが、筆者の法人での経験ではこれまで約700人以上の小児在宅患者のうちで、173人の死亡例を経験している。そのうち、在宅での看取りは72例で死亡例のうち42%になる。

死亡患者の疾患で62人は悪性腫瘍であり、42人、68%が自宅で看取り、非悪性腫瘍111人、そのうち30人、27%を自宅で看取っている。悪性腫瘍の方が在宅看取りが可能になる率が高いのは、在宅緩和ケアに積極的に取り組んでいる高齢者、成人対象の在宅療養支援診療所と同様の傾向である。

2014年のがん死亡 37万人（全死亡126.9万人）全死因で第1位

2011年	がん死	全死因
病院 （緩和ケア病棟含む）	90.1%	78.5%
緩和ケア病棟	8.2%	2.4%
施設（老人保健施設、 老人ホーム）	1.5%	5.4%
自宅	8.2%	12.5%

在宅緩和ケアの充実⇒在宅死を増やす、施設死亡を増やす
緩和ケア病棟の在院日数の短縮
現在39.5日（一般病棟は17.5 全病床でも平均31.2）

出典 ホスピス終末ケア白書2013
平成26年人口動態統計月報年計

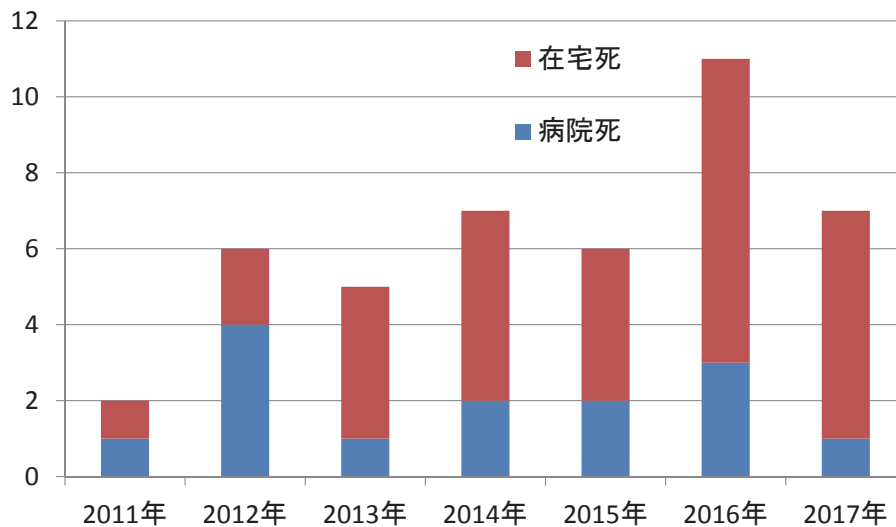
まず、成人も含めて、わが国の在宅での終末期医療を概観する。

2014年の全死亡126.9万人のうち、がん死亡が37万人で全死因で第1位であるが、がんの在宅看取りは少なく、大きな課題になっている。

また、施設での看取りも少なく、多くの老人の方は、亡くなる直前に病院に搬送され、そこで亡くなっているという状況がある。

3

医療法人財団はるたか会のがんの子どもの在宅看取り数の推移

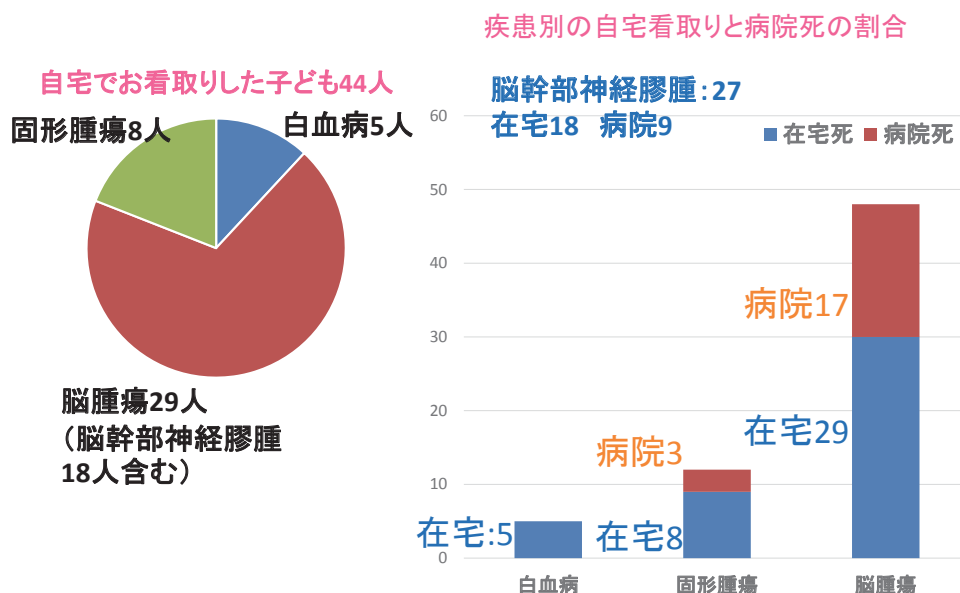


医療法人財団はるたか会のがんの子どもの在宅看取り数の推移を示した。

当法人でも、徐々にがんの子どもの看取りが増え、医療機関同士の連携が進み、がんの子どもの在宅緩和ケアが地域で根付きつつある。がんの子どもの在宅緩和ケアは我が国でも実施可能であり、今後、これが日本のどの地域でも実施可能となるようシステムの整備を進める必要がある。

4

医療法人財団はるたか会のがんの子どもの在宅医療



私どもの法人のがんの子どもの終末期医療に関して、白血病、固形腫瘍、脳腫瘍でわけた。

最も多いのは脳腫瘍で、全体が46人、そのうち29人（63%）を自宅で看取っている。

次に多いのは固形腫瘍、全体で11人で、8人（72%）を自宅で看取っている。

最も少ないのは白血病で、5人だが、全員を自宅で看取っている。

- 小児在宅緩和ケアの中でがん疾患の重要性は高い
- がんの中でも、小児のがんで最も多い白血病は在宅緩和ケアに至るケースが少なく、脳腫瘍のケースが多かった
- 小児在宅緩和ケアにおいてがんの方が非がんより在宅看取り数が多く、これは成人の場合と同様の傾向
- 当院で経験したケースでは多彩な薬剤を用い、症状コントロールが非常に困難なケースが多かった。また、家族が治療を諦めきれず、**緩和ケアへのギアチェンジが困難で、訪問看護導入が困難。訪問リハビリの導入から行うとスムーズにいくことが多い。**

小児の在宅緩和ケアの特徴は以下のようである。

一般的に小児緩和ケアにおいて非ガン疾患の重要性は高いが、当法人の経験であるように、小児在宅緩和ケアの中でがん疾患も軽視できない。がんの中でも、小児のがんで最も多い白血病は在宅緩和ケアに至るケースが少なく、脳腫瘍のケースが多い。

小児在宅緩和ケアにおいてがんの方が非がんより在宅看取り数が多く、これは成人の場合と同様の傾向である。

当院で経験したケースでは多彩な薬剤を用い、症状コントロールが非常に困難なケースが多かった。また、家族が治療を諦めきれず、緩和ケアへのギアチェンジが困難で、訪問看護導入が困難なことが多い。看護師のケアは親のケアと重なることが多く、看護師の介入は自分が面倒見切れず、子どもの死を予感する親が多いからであろうと思われる。親の気持ちに添って、無理のない導入が必要で、訪問リハビリから導入するとスムーズにいくことが多い。

今後は非がん疾患の在宅看取りも増えていくことが予想される。

- 病のキュア（治癒）ではなく、症状の緩和を第一目標とする。
- 死ぬ事ではなく、残された時間をより良く生きることを大事にする。
- 患者の生活の重視
- 家族ケアの重視
- コミュニケーションの重視

緩和ケアは在宅、施設にかかわらず、以下の特徴があると言われる。

病のキュア（治癒）ではなく、症状の緩和を第一目標とする。

死ぬ事ではなく、残された時間をより良く生きることを大事にする。

患者の生活の重視

家族ケアの重視

コミュニケーションの重視

- ・ 小児のための緩和ケアは特別なものである一方で、成人に対する緩和ケアとも密接に関連している。WHO(世界保健機関)は小児とその家族に対して適切な緩和ケアについて、以下のように定義しており、これらは**原則的に小児の慢性疾患について適応される。**
- ・ 小児緩和ケアは子どもたちの**身体、精神、spiritに対するトータルケア**であり、**家族への支援**も含まれている。
- ・ **病気の診断の時から始まり**、子どもたちが病気に対する直接の治療を受けているか否かにかかわらず継続される。
- ・ 医療者は、子どもたちの抱える**身体的、精神的、社会的苦痛**を評価し、それを緩和しなければならない。
- ・ 効果的な緩和ケアのためには、**多くの専門分野にわたったアプローチ**を必要とする。そこには家族も含まれ、適当地域資源を利用して行われるが、たとえそうした資源が限られていても緩和ケアをうまく行うことはできる。
- ・ こうしたケアは高次医療機関でも、地域の病院でも、たとえ子どもたちの自宅であっても提供されるべきものである。

<http://www.who.int/cancer/palliative/definition/en/>

WHOの小児緩和ケアの定義は以下のである。

- ・ 小児のための緩和ケアは特別なものである一方で、成人に対する緩和ケアとも密接に関連している。WHO（世界保健機関）は小児とその家族に対して適切な緩和ケアについて、以下のように定義しており、これらは原則的に小児の慢性疾患について適応される。
- ・ 小児緩和ケアは子どもたちの身体、精神、spiritに対するトータルケアであり、家族への支援も含まれている。
- ・ 病気の診断の時から始まり、子どもたちが病気に対する直接の治療を受けているか否かにかかわらず継続される。
- ・ 医療者は、子どもたちの抱える身体的、精神的、社会的苦痛を評価し、それを緩和しなければならない。
- ・ 効果的な緩和ケアのためには、多くの専門分野にわたったアプローチを必要とする。そこには家族も含まれ、適当地域資源を利用して行われるが、たとえそうした資源が限られていても緩和ケアをうまく行うことはできる。
- ・ こうしたケアは高次医療機関でも、地域の病院でも、たとえ子どもたちの自宅であっても提供されるべきものである。

ポイントは、緩和ケア、終末期医療はがん、非がんにかかわらず、提供されるべきであり、痛みなど症状のコントロールが重要であり、在宅でのケアが重要であることである。

A(Assumption)

- ・ 痛みがあると仮定する

Q(Question in Children)

- ・ 子ども本人に聞く

U(Use Pain Rating Scale)

- ・ ペインスケールを用いる

E(Evaluation Behavior)

- ・ 自己申告できない子どもは心拍、呼吸などを評価する

S(Sensitive Parents)

- ・ 両親の評価にも注意する 両親を巻き込む

T(Take Action)

- ・ 実際に鎮痛薬を使用する

Connie Morain Baker et al 1987 前田改変

子どもの痛み、苦痛の評価は難しく、成人のようにはいかないのが実際である。

しかし、それにも、原則があり、我々は、Connie Morain Baker らが1987に出した評価のプロセスQ.U.E.S、Tを改変して以下のように使用している。

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| A (Assumption) | ・ 痛みがあると仮定する |
| Q (Question in Children) | ・ 子ども本人に聞く |
| U (Use Pain Rating Scale) | ・ ペインスケールを用いる |
| E (Evaluation Behavior) | ・ 自己申告できない子どもは心拍、呼吸などを評価する |
| S (Sensitive Parents) | ・ 両親の評価にも注意する 両親を巻き込む |
| T (Take Action) | ・ 実際に鎮痛薬を使用する |

この中で、最も重要なことは最初に痛みや苦痛があると仮定することで、子どもは大人以上に苦痛や痛みの表出が困難な場合が多いことに留意するべきである。

9 WHOのガイドライン（2012）：4つの原則

using a two-step strategy

- 2段階戦略を用いる

dosing at regular intervals (by the clock)

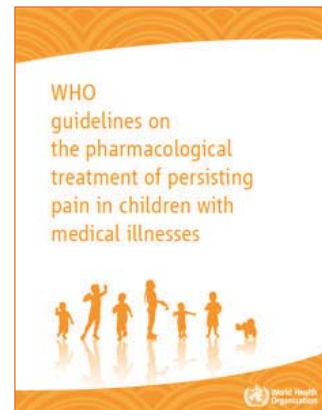
- 定期的な用法で

using the appropriate route of administration

- 適切な投与経路で

tailoring treatment to the individual child

- 個々の子どもに合わせた治療法で



http://www.who.int/medicines/areas/quality_safety/guide_perspainchild/en/index.html

2012年にWHOから小児の疼痛のガイドラインを出しているのをご紹介したい。そこでは、4つの原則を提唱している。4原則の中で、最初が鎮痛薬の選択で、2段階戦略である。第1段階が、非ステロイド系抗炎症薬、第2段階が強オピオイドである。成人は、非ステロイド系抗炎症薬と強オピオイドの間に弱オピオイドが入る3段階だが、小児では弱オピオイドが不要とされている。その他に、定期的に投与する、適切なルートを用いる、個々の子どもに合わせた治療を行う、であり、これは成人と同様である。このガイドラインは日本語訳も出版されている。

10 小児の在宅緩和ケア

小児の在宅緩和ケアは、 成長と発達と家族を支える 緩和ケア



小児の緩和ケアにおいて、もっとも重要なことは、たとえ、終末期であっても、子どもは成長し、変化し続けること、そして、その子どもの成長を見守り、子育てすることが親の喜びであり、希望であるということとを感じる。小児の在宅緩和ケアは、成長と発達と家族を支える緩和ケアなのである。

技術 1

1 - 1. 呼吸に関する医療ケア

1 - 2. 栄養に関する医療ケア

目 標

在宅で必要な呼吸ケアについて理解し、管理・指導できる。

Keyword

- 在宅酸素
- 気管切開
- 人工呼吸管理（NPPVを含む）
- カフアシスト
- 呼吸リハビリテーション

内 容

- 在宅酸素療法（HOT）の実際
- 小児の気管切開ケアの実際
- 在宅人工呼吸器ケアと排痰補助装置について
- お家でできる重要な呼吸リハビリテーション（リラクゼーションと姿勢管理）

【引用情報】

- 1) 小児在宅医療実技講習会マニュアル. 日本小児連絡協議会（日本小児科学会、日本小児保健協会、日本小児科医会、日本小児期外科系関連学会協議会）重症心身障害児（者）・在宅医療委員会研修担当ワーキンググループ（編）平成27年5月
- 2) 実践！！小児在宅医療ナビ. 前田浩利 編. 南山堂. 東京. 2013.
- 3) NPPV（非侵襲的陽圧換気療法）のすべて これからの人工呼吸. 石川悠加 編. 医学書院. 東京. 2008.
- 4) 竹本潔. 重症心身障害児の慢性期呼吸リハビリテーション（総説）. 日小呼誌：27（1）：47-52. 2016
- 5) 竹本潔. 排痰目的の機器の選択と工夫（総説）. 日小呼誌：28（1）：144-49. 2017
- 6) 日本リハビリテーション医学会：神経筋疾患・脊髄損傷の呼吸リハビリテーションガイドライン、東京：金原出版. 2014：47-49.
- 7) 重症心身障害のあるこどもへの排痰ケア ～筋緊張亢進を主症状とする場合～：呼吸器ケア2016年11月号. 榎勢道彦
- 8) 理学療法 MOOK 17理学療法技術の再検証. 重症心身障害児に対する理学療法技術の検証. 榎勢道彦, 三輪書店. 2015

1 在宅酸素療法（HOT）の実際

1. 酸素の供給源（自宅用設置型）

1) 吸着型酸素濃縮器

窒素の吸着剤を入れた容器を加圧・減圧を繰り返し、約90%と高濃度酸素を発生。機器の消音化が進み、加湿機能も付属。供給能力：機種により2～13 L/分。



2) 液体酸素

常に100%の高濃度酸素が供給可能。外出時には、携帯用ポンベに酸素を充填し使用可。電気を必要としないため災害時に有用。定期的に補充が必要。

2. 酸素の供給源（外出用携帯型）：ほとんどの公共機関に持ち込み可能

1) 携帯用酸素ポンベ

各種サイズあり、最大約500L。外出時には必要量を計算して、途中で無くならないように注意！

2) 携帯用酸素濃縮装置

最近登場。約2.5kgと小型軽量で、多種の電源に対応可。ただし連続流量は最大0.5L/分まで。



<呼吸同調装置>

患者の呼吸に同調して、吸気時のみ酸素供給を行う
酸素使用量が軽減できる利点（約2～3倍消費時間を延長）
鼻でしっかり呼吸が出来ない乳幼児や、人工呼吸器では使用できない

在宅酸素療法（HOT）の実際を示す。

自宅設置用には、吸着型酸素濃縮器と液体酸素があり、携帯型は従来酸素ポンベが主流であったが、最近携帯用酸素濃縮装置も登場した。

2 小児におけるHOT導入時の注意点

1) 酸素濃縮器の設置箇所に注意！（火気、直射日光など）

2) SpO₂目標値

肺高血圧抑制の観点からはSpO₂ ≥ 95% 維持が推奨される。

心肺機能に大きな問題がない安定した年長児例ではSpO₂ ≥ 90%が目安

連続パルスオキシメトリーを実施して、測定時間の95%でSpO₂が
必要最低値以上に保たれているか確認。

3) 気道感染罹患時には肺高血圧悪化の可能性があるため定期的に

肺高血圧の評価が推奨される。（特にCLD例）

4) 全ての家族がケア/管理できるようにする。

5) 緊急時に対応できるような地域連携の構築が望まれる。（特に災害時）

小児におけるHOT導入時の注意点を示す。

母親だけではなく、全ての家族がケア/管理できるようにしておく。

3 小児の気管切開の適応

1. 気道狭窄

喉頭軟化症
気管軟化症
抜管困難症
(気管粘膜肉芽、声門(下)狭窄)

2. 長期人工換気の必要性

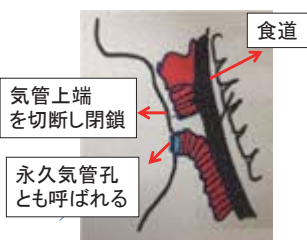
小児 数か月
成人 1-3週間

3. 気管吸引が必須(嚥下障害、咳嗽力低下)

気道分泌物が多く、気管吸引しないと呼吸が安定しない例
確実な誤嚥防止には、誤嚥防止術(喉頭気管分離術や声門閉鎖術など)が選択される

小児の気管切開の適応を示す。誤嚥防止術は喉頭気管分離術(Lindeman変法)が一般的であり、喉頭摘出術は、異常のない器官を摘出することや、術後の嚥下機能低下の懸念から、小児ではあまり実施されていない。輪状軟骨鉗除を併用する声門閉鎖手術(鹿野法)は、安定した気管孔の形成が可能で、高位に位置するため気管腕頭動脈瘻のリスクを回避できる利点がある。

4 気管切開(分離術)の術式と特徴

単純気管切開術		喉頭気管分離術 (Lindeman変法)
		
逆U字切開	縦切開	誤嚥の危険消失
成人の代表的術式	・乳児で多用 ・軟骨フレームが残り 気管径が維持される	気管口は軟骨輪で 確実に開存維持
将来の狭窄化が 少なく、安定性が高い	・気管軟化症に有用 ・後に閉鎖し易いが、 挿入困難の可能性あり	・気道分泌物が減少 ・症例によっては気管 カニューレが不要になる

「日本小児医療保健協議会小児在宅医療実技講習会マニュアル」より引用、一部改変

気管切開(分離術)の術式と特徴を示す。

喉頭気管分離術によって気道分泌物が劇的に減少し、生活が非常に安定する例があることを理解しておく。

5

気管切開児の不便

1. 上気道の気流の低下・消失
→発声困難、**嗅覚低下、副鼻腔炎**
2. 喉頭の固定→嚥下機能低下
3. 気道抵抗の消失→**生理的PEEPの消失**
気管軟化症による気道の虚脱が高度なら人工呼吸器依存の可能性あり
4. **声門を閉鎖して胸郭を一つのコンパートメントとして「イキむ」ことができない**
→便秘、上肢に力が入らない

気管切開による不便を示す。発声困難が有名だが、スライドに示す様々な不便が存在することを理解しておく。

6

気管カニューレについて

材質：ポリ塩化ビニールまたはシリコン

シリコンの方が柔らかい

機能的に分類すると

1. 単管 vs 二重管
2. カフ無し vs カフ付き
3. 側孔無し vs 側孔付き
4. カフ上部吸引管無し vs カフ上部吸引管付き



・カフは「陽圧換気」の“リーク”を防ぐためにあり、**誤嚥防止には限界がある。**

・カフ上部管は誤嚥防止に一定の効果が期待できるが、主に成人用の内径の大きなカニューレにしか付属しない

「日本小児医療保健協議会小児在宅医療実技講習会マニュアル」より引用、一部改変

機能的には、スライドに示す4つの機能の有無で分類すると理解しやすい。

カフは「陽圧換気」の“リーク”を防ぐためにあり、誤嚥防止には限界があることを理解しておく。

7 カニューレの固定と気管切開孔管理のバリエーション



たすき掛け固定



カニューレ無し



レティナによる管理



レティナフレームで固定

- ・筋緊張の強い児では、首の後屈や不意の動きで、事故（自己）抜去する可能性あり⇒肩から脇の下へ、「たすき掛け固定」が有用。たすき掛け専用固定板と、長尺の固定ひもが市販されている。
- ・喉頭気管分離術後ではカニューレ無しで管理可能な場合がある。
- ・「レティナ」という気切孔を保持するための製品がある。挿入には少しコツが必要。
- ・側彎が強く気管軸と体軸が平行でない児での固定は、カニューレによる気管壁の圧排を避けるため、固定の工夫が必要⇒固定翼が回転する気管カニューレや、レティナフレームを工作して固定する方法がある。
- ・自発呼吸管理の場合は、加湿目的で人工鼻が一般的に用いられる。人工鼻加算1500点/月が算定可能。



「日本小児医療保健協議会小児在宅医療実技講習会マニュアル」より引用、一部改変

カニューレの固定と気管切開孔管理のバリエーションを示す。通常はマジックテープ式気管カニューレホルダーが真田紐が用いられる。計画外抜去が危険な例は真田紐で固結びして固定しておく。筋緊張亢進や頸部後屈による反り返り、常同運動としての首振りなどを認める例では、たすき掛け固定も有用である。たすき掛け固定用フレーム（ささえフランジ固定板・泉工医科）が発売された。「喉頭気管分離術」後で自発呼吸が安定していれば、カニューレ無しで管理可能な場合がある。側彎が強く気管軸と体軸が平行でない児では、無理に固定すると気管肉芽が必発であり工夫が必要。レティナフレームを工作して気管カニューレに装着し、そちらで固定する方法等がある。

8 気管カニューレ交換と気管吸引

- ・カニューレ交換は安全な例が大半だが、危険度の高い症例もあり、常に細心の注意で実施
- ・カニューレ交換のリスク判定を予め行っておく
 - ・低リスク群：自宅でも安全にできる。
 - ・中リスク群：医療スタッフが実施すべき
 - ・高リスク群：緊急事態に備えて、医療施設での実施を考慮。
- ・カニューレ交換の頻度は個人差・体調によって判断する。カニューレ内腔が痰で詰まらない程度に実施。在宅管理では2週～1か月毎の交換が一般的である（交換時期のエビデンスはない）
- ・在宅での気管吸引について

在宅では簡略化した管理方法が一般的であり、以下に一例を示す。

 - ・手洗いの素手（アルコール擦式消毒剤でも可）で操作。
 - ・吸引後の痰を洗浄するための水（水道水で可）を入れた容器と、使用後のカテーテルを乾燥した状態で保管するための容器の2つを用意。
 - ・吸引カテーテルは口鼻腔用とは共用せず、1日1本程度で交換。

「日本小児医療保健協議会小児在宅医療実技講習会マニュアル」より引用、一部改変

気切カニューレの交換の中には、ときに危険性の高い症例がある。カニューレ交換に当たっては、そのリスク判定を事前に行っておくことが重要であり、高リスク例は在宅ではなく医療施設での交換を考慮する。カニューレ交換は、在宅管理では2週～1か月ごとの交換が一般的であるが、実際には1週～2か月程度と幅がみられる。交換時の気切孔周囲の皮膚消毒は不要であり、清拭のみでよい。在宅での気管吸引に関しては、定まった指針は存在しないが、院内と違い簡略化した管理方法が一般的であり、施設間で相違はあると思われるが、代表的な一例を示す。操作前の手洗いは、目に見える汚れがなければアルコール擦式消毒剤で問題ない。

9

カニューレ交換の高リスク群

1. 気管軟化症の強い乳幼児例
処置に伴う緊張や啼泣で気管攣縮が起こり、カニューレ挿入困難になる危険あり
2. 乳幼児の単純気管切開でカフ付きカニューレ使用例
孔が狭く、カフによる抵抗で挿入しにくいことが多い
3. 筋緊張が強い例や体動・興奮が激しい例
4. 自発呼吸がなく、常時人工呼吸器＋酸素が必要な例
できるだけ短時間でカニューレ交換をする必要がある

＜対応＞

- ・細いカニューレやカフなしタイプ、挿管チューブ等を準備しておく。
- ・救急蘇生バッグやフェイスマスクも準備しておく。
- ・事前に充分酸素化しておく。
- ・できれば医師複数で実施。

「日本小児医療保健協議会小児在宅医療実技講習会マニュアル」より引用、一部改変

カニューレ交換の高リスク群を示す。

気管軟化症では気管そのものが細く、攣縮してカニューレの再挿入が極めて困難なことがある。1 サイズ小さめのカニューレや挿管チューブも準備しておくことよい。挿管チューブは先端が斜めにカットされているので通常の気管カニューレより入れ易い。緊急時はまず気切孔から挿入を試みるとよい。

10

気管切開のトラブル

1. 抜ける： 事故（自己）抜去

カニューレが抜けると急変する可能性あり（大丈夫な例もあります）

- ・気切口周辺の皮膚・粘膜が、吸気時に引込まれ開口部が狭窄！
- ・気管軟化症では、急激な気管狭窄を来す
- ・自発呼吸が無い例では直ちに呼吸不全に陥る

2. つまる： 痰や肉芽によるカニューレの閉塞

3. 出血する： びらん、肉芽、気管腕頭動脈瘻など



有茎肉芽による吸気時の閉塞



粘調な痰による完全閉塞
スタイレットで押し出したところ

気管切開のトラブルを示す。抜ける、つまる、出血する、が3大原因である。

気管カニューレ閉塞時に備えて、常に予備のカニューレは準備（携帯）しておくようにする。

11 急変時は、まず気管カニューレ抜去の有無を確認！

- ・必ずガーゼをめくって確認する！
(ガーゼに隠れてわかりにくいことがある)
- ・抜けていれば、落ち着いて気管カニューレを再挿入する
 - ・原則抜けた気管カニューレを再挿入する
 - ・乾燥して摩擦で入りにくいことも多いので、できるだけ潤滑剤を使用。そのため、児の近くにゼリーかワセリンを常備しておく。緊急時は水道水で可。
- ・緊急時の挿入困難が予想される例では、使用しているものより細めのカニューレや、カフなしタイプを予備で渡しておく
- ・カニューレ再挿入が容易でない場合(学校内など)、気切口を手でしっかり広げて(右図)、速やかに医療者に繋ぐ。
- ・気管カニューレ抜去時に(准)看護師が緊急に再挿入することは問題ない。(事後速やかに医師に報告すること。)



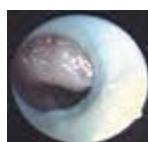
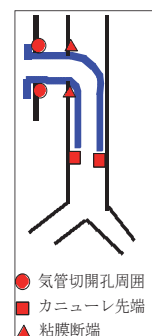
急変時は、まず気管カニューレが抜けていないかチェックすることが最も重要である。

気管カニューレ抜去の発見の遅れは時に致命的となるため、学校等ではマニュアルを作成しておくことが望ましい。

気管カニューレの交換は実施にあたり研修の受講を要する特定行為に指定されているが、緊急時の再挿入は問題ない。(厚労省医政局看護課長通知、医政看発0316第1号)

12 気管肉芽

- ・気管切開孔は元々「傷」であるため、修復しようと肉芽が増殖。
- ・カニューレが常時当たる先端や気管入口周囲は物理的刺激のため、肉芽ができやすい。
- ・肉芽には血管が豊富に分布。刺激で容易に出血する
- ・気管切開孔の肉芽は、カニューレの再挿入を困難にする
- ・気管内の肉芽は気管内出血や気道閉塞の原因となる
- ・治療はステロイド軟膏(カニューレに塗って挿入)や、カニューレの種類を変更して対応。カニューレが肉芽を超えるよう長くするか、もしくは触れないように短くする。
- ・定期的に内視鏡でチェックして早期の対応が望ましい



カニューレ先端付近の肉芽



長さが調節できるカニューレは肉芽管理に有用

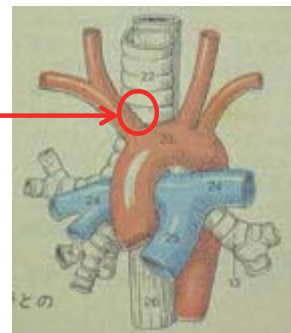
「日本小児医療保健協議会小児在宅医療実技講習会マニュアル」より引用、一部改変

気管肉芽形成には、不適切なカニューレの選択や固定方法などが関与する場合も多く、工夫することである程度予防可能である。

長さが調節できるアジャストフィットネオは肉芽管理に大変有用である。

13 気管腕頭動脈瘻

- ・気管切開の最も怖い合併症
- ・解剖学的に気管前面を腕頭動脈が横切り、かつ両者が胸骨や椎体に挟みこまれ、狭いスペースに存在する。
- ・気管カニューレで内腔から持続的に圧排されると、気管粘膜面にビランや潰瘍が生じ、時に瘻孔形成へと進展する。
- ・最大の予防策はカニューレを入れないこと
- ・もし大出血したらカフ付き挿管チューブで圧迫止血しつつ緊急手術(腕頭動脈離断術)の可能性を判断する。



(人体解剖図説Ⅱ 文光堂)

気管腕頭動脈瘻について示す。予防が最も重要であり、そのためには定期的な内視鏡での観察が望ましい。気管前壁の拍動する肉芽は要注意である。

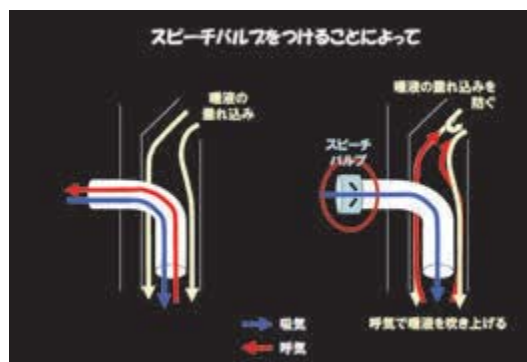
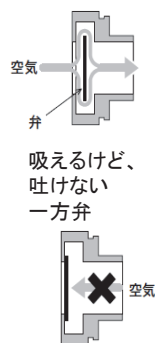
14 スピーチバルブの活用

- ・単純気管切開で、自発呼吸が確立している児が適応
- ・喉頭気管分離術後や、上気道狭窄のある児には絶対禁忌！
- ・睡眠中は使用しないこと！
- ・加湿機能はない

期待される効果

- ・発声
- ・唾液の誤嚥防止
- ・気管吸引回数減少
- ・嚥下機能改善

スピーチバルブ



医療法人はるか会 前田浩利先生のスライドより引用

単純気管切開管理では、スピーチバルブが有用な例があり、発声のみならず、唾液誤嚥防止による気管吸引回数の減少や、嚥下機能の改善が期待できる。

ただし、喉頭気管分離術後や上気道狭窄がある例では絶対禁忌である。呼吸困難の発見が遅れる可能性があり、睡眠中は使用すべきではない。

また、加湿機能がないため、痰が粘調になり排痰困難から気道閉塞の危険性があることを理解しておく。

過去に不十分な理解による誤使用で死亡例もあり、厚労省から注意喚起通知が出ている(平成20年1月18日)。実際の使用に際しては、使用中の呼吸状態の観察と、呼吸困難時の迅速な対応(まずスピーチバルブを外す)を介護者に十分指導しておく必要がある。

15 気管切開ケアのまとめ

1. 気管切開術式を確認しておく(特に単純気切か？分離術か？)
2. カニューレの①サイズ②素材③機能をよく知る
3. カニューレの固定は確実に
4. 喉頭気管分離例は、カニューレ無しも考慮してみる
5. カニューレ交換ではその症例ごとのリスク管理を
6. カニューレの事故(自己)抜去はいつでも起こりえると認識
(学校などでのカニューレ抜去時の緊急対応を確認しておく)
7. 定期的な肉芽のチェックが望ましい
8. カニューレ挿入児の危急疾患⇒気管腕頭動脈瘻
9. スピーチバルブが有用な例がある

「日本小児医療保健協議会小児在宅医療実技講習会マニュアル」より引用、一部改変

気管切開ケアのまとめを示す。

16 小児の在宅人工呼吸管理の原因となる呼吸障害の病態

1. 中枢性の無呼吸・低呼吸

重度脳障害、中枢性肺胞低換気症候群(CCHS)など

2. 気道の問題

分泌物の増加・貯留による気道狭窄、気道抵抗増大 ←嚥下障害、咳嗽力低下

上気道狭窄: 喉頭軟化症、舌根沈下など

下気道狭窄: 気管・気管支の狭窄・軟化症、炎症など

3. ポンプ機能の問題

呼吸筋の筋力・持久力低下⇒神経筋疾患など

4. 肺実質・胸郭の問題

肺実質: 下気道感染の反復、無気肺による酸素化の悪化 ←嚥下障害、咳嗽力低下

胸郭: 筋緊張亢進、胸郭の変形・拘縮による胸郭容量・可動域の低下

腹部膨満による肺容量低下など

小児の在宅人工呼吸管理の原因となる呼吸障害の病態を示す。

中枢性の問題、気道の問題、ポンプ機能の問題、肺実質・胸郭の問題に分類すると理解しやすい。嚥下障害と咳嗽力低下は気道の問題にも、肺実質の問題にも大きな原因となる。

17 主な在宅用人工呼吸器



近年小型化、バッテリー性能向上、消音化が進んでいる
 その地域での業者(代理店)の
 ・日常対応のフットワークの良さ
 ・緊急時の対応力
 は大変重要

主な在宅用人工呼吸器を示す。

近年小型化、バッテリー性能向上、消音化が進んでおり、機種による性能差は小さくなってきた。
 複数の換気設定を使い分けたい例では、複数設定がプリセットできる機種を選択する。

18 呼吸弁使用回路（アクティブ回路）とリークポート使用回路（パッシブ回路）

呼吸弁使用回路(アクティブ回路):
 呼吸弁がある回路。呼吸は呼吸弁から排出される。回路構成はシングルとダブルがある。



吸気(青)と呼気(白)のダブル回路
 呼気が呼吸器に戻るなので、トリガーが鋭敏となり、より詳細な呼吸管理が可能

リークポート使用回路(パッシブ回路):
 呼吸を排出するためのリークポートがある回路。最低限のPEEP(EPAP)が必須となる。



リークポートを塞がないように注意

呼吸弁使用回路（アクティブ回路）が従来からの最も一般的な回路構成である。シングル回路は途中に呼吸弁があり、通常 2 本の圧測定チューブ（気道内圧用と呼吸弁用）が付随する。ダブル回路は呼吸弁は呼吸器に内蔵されている。リークポート使用回路（パッシブ回路）は呼吸弁がなく、圧測定チューブもない 1 本のシンプルな回路である。呼吸はリークポートから圧勾配で排出させるため、最低限（通常 4hPa）の回路内の陽圧、つまり PEEP（EPAP）が必須となる。

19 人工呼吸器の換気条件の設定について

- 換気モードの選択: 従量式か従圧式か？
 - それぞれ長所と短所がある。
 - 複数設定(圧の高低、従量式と従圧式など)をプリセットしておいて状況に応じて使い分ける事が可能(日中と夜間、体調不良時用、朝の離脱前のウィーニング用など)
- 換気量(圧または量、呼吸回数)の設定
 - 適正換気の指標: ・SpO₂ ・CO₂分圧 ・見た目の胸郭の上り／拡がり
 - 適正換気でもSpO₂<95%であれば酸素素使用考慮
- 自発呼吸との同調: 適切な吸気トリガの調節
 - 回路内の陰圧を感知する⇒圧トリガ
 - 定常流の減少を感知する⇒フロートリガ
 - ・トリガが鋭敏⇒回路の揺れ等で吸気が開始してしまう(オートトリガ)
 - ・トリガが鈍感⇒自発呼吸を感知してくれない(ミストリガ)
- PEEP(positive end expiratory pressure: 呼吸終末陽圧)の調節
 - 気管切開例では生理的PEEPの代用として肺泡虚脱防止目的で4hPa程度かけておく
- アラームの設定⇒ 在宅ではアラームの設定が大変重要！
 - 回路外れで確実に鳴ることを必ず確認
 - 逆に不要なアラームは極力鳴らないように調節
 - アラーム音量も適切に調節しておく。

人工呼吸器の換気条件の設定について押さえておくべきポイントを示す。

アラーム設定は大変重要である。特に回路外れで確実に鳴ることは、生命の安全に直結する最重要事項である。細い気管カニューレごと事故抜去した場合、低分時換気量アラームなどを併用しておかないと、回路外れアラームだけでは鳴らないことがあるので要注意。(特にフィリップス・レスピロニクス社トリロジーの場合)

20 人工呼吸器のモード：従量式か？従圧式か？

	従量式 (VC:Volume Control)	従圧式 (PC:Pressure Control)
長所	・1回換気量・分時換気量が保証される	・自発呼吸への同調性に優れる ・圧プルトーがある⇒換気分布を改善し酸素化を改善する ・同じ換気量なら最高気道内圧は低い⇒圧損傷のリスクが低い
短所	・気道内圧上昇のリスク ・自発呼吸との同調性の悪化 ⇐設定量と自発呼吸での吸気流速・1回換気量の過不足による ・リークがあると換気量が保証されない	・換気量が保証されない ⇒気道抵抗・胸腔内圧が上がると低換気になる

- ・小児では圧倒的に従圧式が選択されることが多い(カフなしカニューレが多いのも一因)
- ・換気量が低下した場合に、目標とする1回換気量まで自動的に圧を上げる換気量保証従圧式という設定もある。

人工呼吸器のモード設定：従量式と従圧式の特徴について。

筋緊張が大きく変動する児や気道分泌物が常に多い児では、カフ付き気管カニューレに変更し、従圧式から従量式に変更すると非常に安定するケースがある。

21 加温加湿器について

- 病院と違って家は室温が低く、加湿および結露対策は在宅人工呼吸管理の最重要課題である！通常小児の人工呼吸器管理では人工鼻ではなく、加温加湿器を用いる。
- ＜理由＞①小児は気道やカニューレが細いため、加湿不足では痰が粘調になり、無気肺やカニューレ閉塞の危険が高まる
- ②小児ではカフなしカニューレが多く人工鼻が呼気を全部トラップできないため、絶对的に加湿不足となる
- ③人工鼻だと冬季は低体温の危険が高い
- 人工鼻は外出時の一時的な使用とする場合が多い。
- 人工鼻使用時は以下の可能性に注意
- 従圧式換気では気道抵抗の上昇で換気量が低下する
- 吸気のトリガ感度が低下して自発呼吸への同調性が低下し疲労する
- 回路内径と定常流量は加湿に影響する。太径より細径、リークポート回路より呼気弁回路の方が加湿効率はよい。
- 回路内吸気を電熱線で加温した方が絶対湿度は確実に上昇するが、同時に結露対策も重要となる。回路内熱線より、外巻き熱線回路（エンベッドヒーターワイヤ回路）の方が均一に加温されるため結露が非常に少ない。
- 呼吸器回路の交換に関しては特にエビデンスや指針はない。2-4週毎が一般的。



加温加湿器



外出時の人工鼻使用例



エンベッドヒーターワイヤ回路

在宅人工呼吸管理において適切な加温・加湿は大変重要である。小児では人工鼻ではなく、加温加湿器を用いる場合が多い。

加温・加湿は、痰の粘調度や体温に大きな影響を与えるばかりでなく、回路内結露が多いとその対応に追われ、介護者の睡眠を妨げることにもなる。

外巻き熱線回路（エンベッドヒーターワイヤ回路）は、回路内が比較的均一に加温されるため結露が少なく有用である。

22 NPPVについて

- NPPV: noninvasive positive pressure ventilation: 非侵襲的陽圧呼吸管理
- ⇒ 鼻や口を覆うインターフェイス(マスク)を介して行う陽圧式人工呼吸
- 二相性陽圧換気(Bilevel PAP: positive airway pressure)が主流。1本の回路で2つの圧を交互に切り替える装置。この圧較差が患者の圧補助換気となる。
- デュシェンヌ型筋ジストロフィーや脊髄性筋萎縮症(SMA)Ⅱ型などの神経筋疾患が最もよい適応。
- 重症心身障害児では、慢性肺胞低換気(CO2高値)、気道クリアランス障害(排痰困難)、重症の閉塞性睡眠時無呼吸症候群(OSAS)で夜間のNPPV管理が有用な場合がある。
- 胸郭可動性の維持・改善(胸部理学療法効果)も併せて期待できる。
- 慢性期NPPVのマスクフィッティングはとても大切。適切なマスクを選択。口鼻マスクでは嘔吐と分泌物貯留に注意が必要。
- 神経筋疾患では病状の進行により終日NPPV管理が必要となる。

NPPV専用人工呼吸器



バイパップA40



NIPネーザルV

NPPVのマスク



鼻マスク



鼻ビロー/プラグ



口鼻マスク

NPPVは、二相性陽圧換気(Bilevel PAP: positive airway pressure)が主流であるが、通常の呼気弁換気も可能である。従来神経筋疾患が良い適応であったが、重症心身障害児者やNICUからの在宅移行例での使用が増加している。

慢性期NPPVでは適切なマスクの選択が大変重要である。マスクには、①鼻マスク、②鼻ビロー/プラグ、③口鼻マスク(フルフェイス)、④トータルフェイス(顔全体を覆う)があるが、特に在宅での③④の使用は、嘔吐や気道分泌物貯留時に速やかな対応が必要となる点に十分注意する。

バイパップ(BiPAP)がNPPVの同義語として使用されるが、厳密にはBilevel PAPから流用された商品名である。

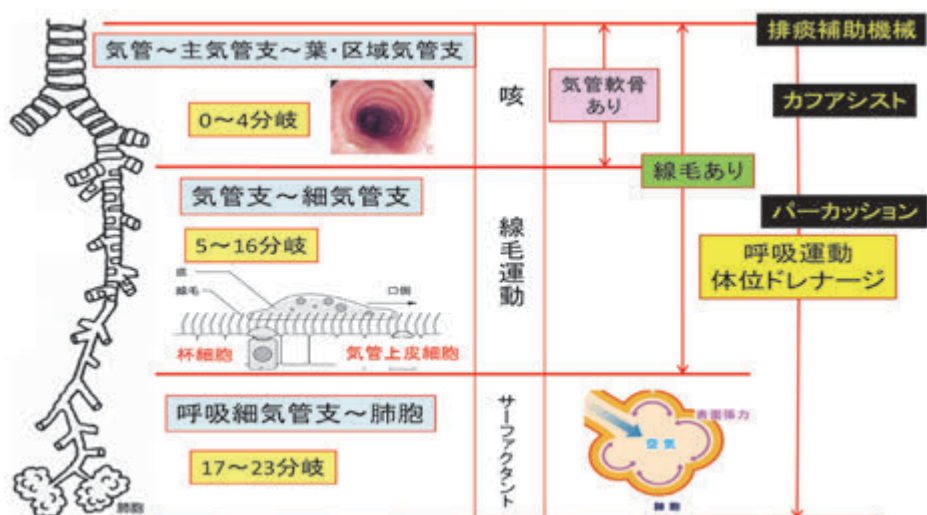
23 二相性陽圧換気（Bilevel PAP：positive airway pressure）の換気モード

	相当する一般的換気モード	特徴	設定するパラメーター
S(spontaneous)モード	PS (Pressure Support)	自発呼吸を圧補助する 無呼吸のあるケースでは 使用しない	IPAP、EPAP ライズタイム
T(timed)モード	従圧式のCV	自発呼吸に関係なく設定 した呼吸回数で 調節換気を行う	IPAP、EPAP、ライズタイム、 呼吸回数、吸気時間
S/Tモード	バックアップ換気 付きのPS	自発呼吸を圧補助するが、 一定時間自発呼吸がなければ バックアップ換気を行う	IPAP、EPAP、ライズタイム、 バックアップの呼吸回数と 吸気時間

・S/Tモードがよく使用されるが、**神経筋疾患ではTモードが効果的な場合も多い**。
理由は、①吸気努力が不要になり筋疲労が軽減、②吸気・呼気トリガーの不適切な作動による低呼吸・多呼吸を防げる、ことによる。

二相性陽圧換気（Bilevel PAP：positive airway pressure）の換気モード、設定パラメーターについての説明。
一般にS/Tモードがよく使用されるが、神経筋疾患ではTモードが効果的な場合も多い。

24 排痰の問題：痰の貯留部位によって異なる排痰機序



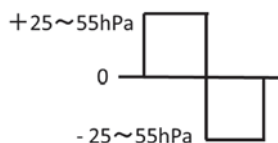
・パーカッションには、経気道的な肺内パーカッションベンチレータ(IPV)と、経胸壁的なRTXレスピレータの排痰モード、スマートベスト、コンフォートカフの胸壁振動などがある。

生理的な排痰は、中枢気道は咳、末梢気道は線毛運動が主役であり、排痰補助機械としては、中枢気道はカフアシスト、末梢気道はパーカッションが有用である。呼吸運動と体位ドレナージは全ての部位で有効である。

25 排痰補助装置：カファシスト

- **MI-E: Mechanical insufflation-exsufflation**と呼ばれる。在宅で最も使用される排痰補助機器。在宅人工呼吸管理(NPPV含む)を実施している神経筋疾患(筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、ALS、ミオパチーなど)、脳性麻痺、脊髄損傷等が対象。
- 陽圧により十分な吸気量を得た後に、陰圧に変換することで生じた気流で痰を移動・喀出させる機器。フェイスマスクか気管カニューレに接続して使用。
- 個々の症例で、胸郭・肺コンプライアンス、呼気時のピークフロー、有効性、受け入れに關しての忍容性等を考慮して適切な吸気/呼気の圧・時間設定を行う。
- 痰の移動は気道内の圧力差ではなく、発生する呼気流量(CPF)によるので、**低圧で吸気量が小さいと排痰効果は期待できない。**
- 合併症として、気胸、循環動態の変化、腹部膨満などが起こる可能性があるため、特に以下の病態での実施に關しては十分注意する。
 - 1) 気胸の既往、ブラ・プレブの存在
 - 2) 心不全、複雑心奇形などの不安定な循環動態、不整脈
 - 3) 強い気管・気管支軟化症

カファシストE70
(フィリップス・レスピロニクス社)



カファシスト実施時の気道内圧例

痰の移動は気道内の圧力差ではなく、発生する呼気流量(CPF: cough peak flow)による。設定吸気圧が低くて吸気量が小さいと排痰効果は期待できない。肺胞にかかる圧(経肺圧)＝気道内圧－胸腔内圧、なので、胸郭が硬い症例ではある程度高い吸気圧(40hPaかそれ以上)で実施しないと有効な排痰効果は得られないことが多い。気管切開例では、CPF>90L/分が有効に排痰できるひとつの目安となる。

26 カファシストの処方例

- 吸気/呼気圧は開発者のBachは±40mmHg(54hPa)を推奨しているが、一般的には±40hPaがよく使用される。もちろん胸郭が固く効果が乏しい場合は～±54hPa程度まで上げてよい。逆に胸郭が柔らかい幼小児では±30hPa程度で十分効果的な場合もある。
- 吸気/呼気時間は1-3秒の範囲で調節することが多い。
- 使用頻度は、**基本は痰貯留時に排痰目的で適宜使用する。**痰が喀出されるまで休憩しながら繰り返す。**過換気予防の観点から1回に連続5サイクル以上は控える。**
- 呼吸リハとして使用する場合は、1日3回程度使用する。深呼吸による無気肺予防や胸郭可動域訓練として有効。
- 気管切開のない児ではカファシストの受け入れが困難なことがある。その場合は、吸気トリガー機能(カフトラック)を使用して、吸気流量を低めに設定し、上気道の開存を保持した適切なマスクフィットで、できるだけリラックスした姿勢で行うとよい。側臥位や腹臥位での実施も有用。
- オシレーションの有効性は定まっていないが、粘調痰の遊離には効果が期待できる印象あり。

カファシストの処方例を示す。

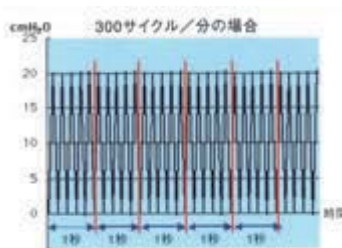
排痰だけではなく、深呼吸による無気肺予防や胸郭可動域訓練の呼吸リハとして使用することも有用である。

27 肺内パーカッションベンチレータ (IPV : intrapulmonary percussive ventilation)

- 経気道的パーカッションによる排痰補助機器。
- 加湿された小換気噴流を高頻度 (100～350サイクル/分) で気道に送り込むことで、痰を流動化・遊離し、さらに層状向流を生み出すことで、末梢から中枢気道へ痰の移動を促す機器。
- 在宅処方も可能だが、通常の人工呼吸器との併用は (保険請求が) できない。
- 実施後の呼吸抑制、気管カニューレの振動による肉芽の増悪に注意が必要。



在宅用IPV



IPV実施中の気道内圧

ネブライザーで加湿された小換気噴流を高頻度 (100 ～ 350回/分) で気道に送り込むことで、痰を流動化・遊離させ、末梢から中枢側へ移動させる機器である。粘液栓などの気道閉塞を穿破して再開通させることが得意な印象がある。IPVに引き続きカフアシストを実施することで、遊離・移動した痰を喀出させる相乗効果が期待できる。自発呼吸で管理している例では、実施によって換気量が増加するために、CO₂低下による呼吸抑制が現れることがあり注意を要する。

28 救急蘇生バッグ (アンビュバッグ・バッグバルブマスク) について

- 気管切開例は、呼吸状態の急変時 (気道閉塞も含む) に直ちに使用できるように、自己膨張式の救急蘇生バッグを側に準備しておく。特に人工呼吸器管理中は、呼吸器の故障に備えて外出時も常に携帯すること。
- 緊急時は (人工呼吸器では状態が悪化する時を含む) は躊躇せず救急蘇生バッグで換気を行う。
- 肺が十分拡張する適切なサイズの救急蘇生バッグを選択する。
(乳児用・小児用・成人用がある。)
- 乳児用・小児用には、安全のため過圧制限弁 (40cmH₂Oの設定が多い) が付いている。このため、強い閉塞時 (粘調な痰詰まりなど) には換気不能になることがあり要注意！必要時は過圧制限弁を押し込んで換気する。(図1)
- 気管軟化症等で高めのPEEP管理が必要な児には、救急蘇生バッグに外付けPEEP弁を装着して5-20cmH₂OのPEEPをかけることができる。(図2)
- 救急蘇生バッグは故障がないよう日常から点検し、練習しておくことが望ましい。

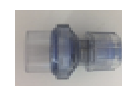
過圧制限弁



図1



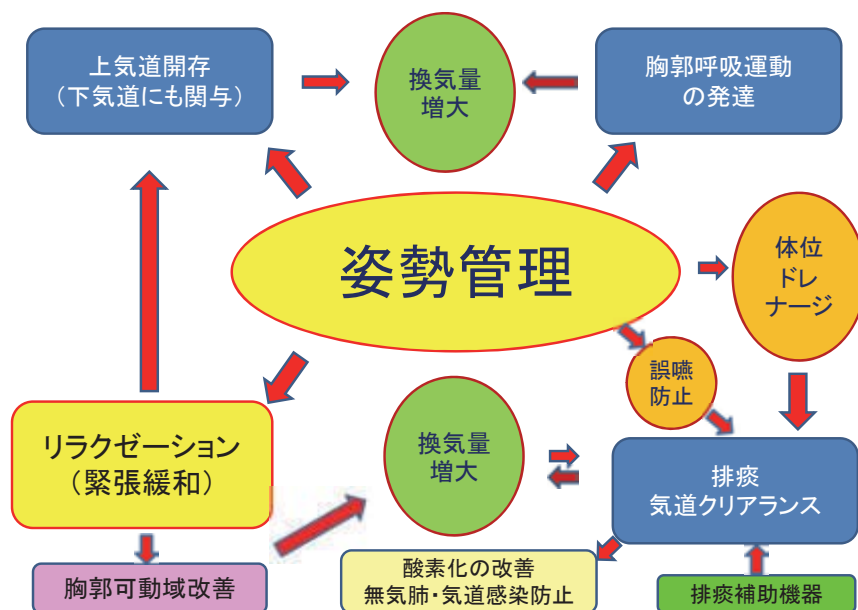
図2



外付けPEEP弁

気管切開例では、自己膨張式の蘇生バッグを常に側に準備しておき、いつでも使えるように指導・練習しておく。気切ではないが、NPPV管理中の神経筋疾患も同様である。過圧制限弁やPEEP弁についても理解しておく。通常バッグ換気程度の吸気流速が痰を押し込んで呼吸状態を悪化させることは心配しなくてよいので、呼吸状態悪化時 (痰による気道閉塞を含む) は、躊躇せず救急蘇生バッグで換気を行う。

29 お家でできる呼吸リハビリテーション



姿勢管理と、それによって得られるリラクゼーション（緊張緩和）は最も効果的で重要な呼吸理学療法である。リラクゼーション以外にも、姿勢管理（腹臥位）は下顎後退による上気道狭窄の軽減や、大血管の気管への圧排による下気道狭窄の軽減が得られる。

また、体位ドレナージ効果や誤嚥の軽減・防止によって、排痰・気道クリアランスに有効である。

さらに、次のスライドで示すように胸郭呼吸運動の発達も期待できる。

30 姿勢管理による胸郭呼吸運動の発達

- ヒトは出生から経時的に背臥位、腹臥位、側臥位、座位と姿勢を獲得することで、胸郭呼吸運動を発達させてきた。

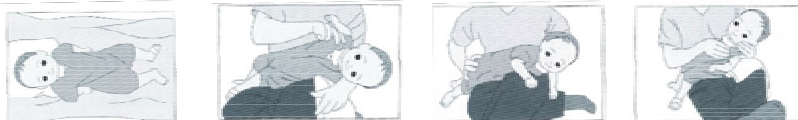
背臥位：上肢の多様な運動⇒上部胸郭の拡張
骨盤や下肢の拳上による腹筋群の収縮⇒胸郭の拡張、横隔膜の下降

腹臥位：脊柱の伸展、肋骨の上下運動の増加

側臥位：上側の胸郭の伸展、運動性の増加

座位：重力の作用と胸郭が支持面から解放されることにより、肋骨が下降し横隔膜の収縮が強化し、胸郭の運動性が増加。

- このような生理的発達を経ずにきた児が、多様な姿勢がとれるようにすることは、胸郭呼吸運動の改善が期待できる重要な呼吸リハビリテーションである。できる限り、背臥位だけでなく、腹臥位、側臥位、座位がとれるようにすることが望ましい。

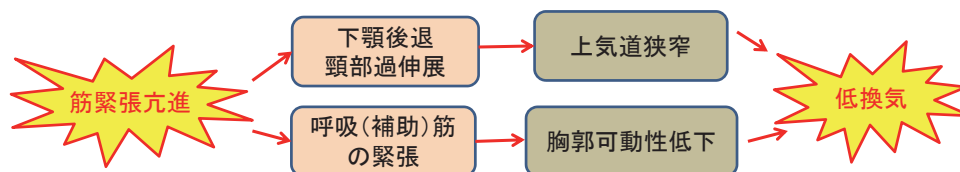


「理学療法MOOK 17 理学療法技術の再検証」より引用（榎勢，2015）

いろんな姿勢がとれるようにすることは、胸郭呼吸運動の発達を促す重要な呼吸リハビリテーションである。できる限り、背臥位だけでなく、腹臥位、側臥位、座位がとれるようにすることが望ましい。

31 リラクゼーションが重要な呼吸リハである理由

筋緊張亢進が引き起こす病態を解除できることで換気量が増加する



呼吸(補助)筋は、姿勢を支える筋としても機能しているが、リラクゼーションによって、これらの筋肉は呼吸補助に専念できる！

呼吸 主動作筋	吸気	横隔膜、外肋間筋
呼吸 補助筋	努力性吸気	斜角筋、胸鎖乳突筋、僧帽筋上部繊維 大胸筋 腰方形筋 脊柱起立筋
	努力性呼気	内肋間筋 腹直筋 内・外腹斜筋(腹筋群)

リラクゼーションにより、上気道狭窄が解除され、胸郭可動性が向上することで、換気量が増大する。
呼吸(補助)筋は、姿勢を支える筋としても機能しているが、姿勢管理によるリラクゼーションによって、これらの筋肉は姿勢を支える必要がなくなり、呼吸補助に専念できるようになる。

32 リラクゼーション

リラクゼーション = 支持面積を広くすること

- 具体的には、下図のようにバスタオルやクッション等で隙間を支えることで、最適な身体の支えが得られるように工夫する。



「日本小児医療保健協議会小児在宅医療実技講習会マニュアル」より引用

- ポイントは、姿勢の矯正ではなく、身体各部の重さを支えてリラクゼーションを得ることにある。非対称変形が進行した胸郭では下図のように三角クッション等で支えて、**回旋しようとする力のモーメントを修正することが将来の脊柱や股関節の非対称変形(側弯、股関節脱臼)の予防に繋がる。**



リラクゼーション=支持面積を広くすること、である。
何も難しいことではなく、隙間をクッションやバスタオルで埋めることがリラクゼーションに繋がる。

33 腹臥位の有用性

1) 換気量が増大

- ・舌根沈下による上気道狭窄の改善
- ・容量が大きい背側肺が、支持面、心臓の重力、腹部臓器による横隔膜運動の制限から解放される(図1)
- ・リラクゼーション効果(適切なポジショニングの併用が重要)

2) 換気・血流比の改善

長期臥床によって生じた慢性的な背側の無気肺が上側になり、正常の腹側肺が下側になることで、換気・血流比が改善し、酸素化が改善(図2)

3) 体位ドレナージ効果で背側無気肺の改善が期待できる

4) 誤嚥の減少

- ・口鼻腔の分泌物が重力で前方に流出
- ・胃食道逆流の減少(胃食道接合部は通常背側寄りに位置するため)

- 腹臥位の設定は、多くの場合平らな床面では困難で、適切なポジショニングが必要となる。気道の確保には十分配慮すること。腹臥位での睡眠は突然死との関連が指摘されており、睡眠時はモニター装着が望ましい。



図1: 容量が大きい背側肺のコンプライアンスが改善

図2: 腹臥位では換気・血流比が改善する

姿勢管理のなかでも、腹臥位は呼吸ケアに関して特に有用性が高い。

換気量の増大と、換気・血流のミスマッチが改善し、腹臥位にするだけでSpO2が上昇する例が多い。

ただし、関節拘縮等により多くの例では平らな床面では困難で、適切なポジショニングが必要となる。また、気管切開や人工呼吸器例では、気道の確保には十分配慮する必要がある。

34 腹臥位設定の例



ウレタンクッションを加工して個々の身体に合わせて作製
気管切開・人工呼吸器例ではカニューレや回路に慎重な配慮が必要



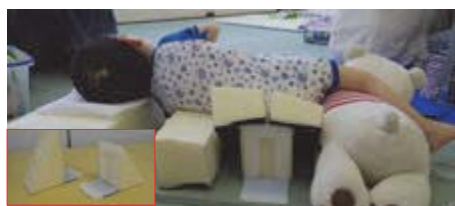
腹臥位でのリハ

腹臥位設定の例を示す。

関節の拘縮により平らな平面での腹臥位は困難な場合が多く、ウレタンクッションを加工して個々の身体に合わせて作製する必要がある場合が多い。

気管切開・人工呼吸器例ではカニューレや回路に慎重な配慮が必要である。

35 側臥位・座位設定の例



ウレタンクッションで作製
ブックエンドを利用する方法も



クッションを使用した側臥位



訪問リハでの座位姿勢保持



家庭の子ども椅子での前もたれ座位姿勢
背中が伸びて胸郭が広がる効果あり

側臥位・座位設定の例を示す。

ウレタンフォームで加工して、手作りで試作しながら作製することが多い。側臥位ではクッションを用いたり、ブックエンドを利用する方法もある。

何も特別なものを作らなくても、身体を支えて座位の姿勢をとってあげたり、家庭の子ども椅子に反対向きに座って前もたれ座位姿勢をとることもよい手段である。

目 標

在宅での栄養管理と必要な医療デバイスについて理解する。

Keyword

- 栄養評価
- 微量元素
- ミキサー食
- 胃瘻
- 経腸栄養、経静脈栄養

内 容

栄養状態の評価方法と適切な栄養管理について理解する。微量元素の欠乏にも注意が必要である。胃瘻・経腸栄養・経静脈栄養について必要なデバイスが扱え、それぞれの適応、合併症について理解する。

【引用情報】

- 1) 小児在宅医療実技講習会マニュアル. 日本小児連絡協議会 (日本小児科学会、日本小児保健協会、日本小児科医会、日本小児期外科系関連学会協議会) 重症心身障害児 (者) ・在宅医療委員会研修担当ワーキンググループ (編) 平成27年5月
- 2) PDN レクチャー: <http://www.peg.or.jp/lecture/index.html>
- 3) 静脈経腸栄養ガイドライン第3版: http://minds4.jcqhc.or.jp/minds/PEN/Parenteral_and_Enteral_Nutrition.pdf
- 4) 牛尾実有紀ら. 胃瘻造設症例に対するアンケート調査 - 胃瘻は重症心身障害児者のQOLを改善するか - Medical Nutritionist of PEN Leaders 1(2): 115-123 2017
- 5) 経腸栄養 vol.27 No.5 2012 重症心身障害児の栄養 びわこ学園医療福祉センター草津病院 口分田政夫 永江彰子
- 6) 子どもの食と栄養 改定第2版 健康なからだところを育む小児栄養学 (治療と診断社: 水野清子 當仲香 南里清一郎 長谷川智子 藤澤良知 上石明子)
- 7) 子どもが元気になる在宅ケア (南山堂: 梶原厚子)

●考え方

⇒子どもは成長期にある

⇒より生理的に栄養を取りこめるようにする

⇒「食の支援」は本人と家族の成長発達の過程を支援することである。多職種連携で取り組む。

●ライフステージを考えた関わり方が必要

⇒乳児期:母子とこの相互作用(アタッチメント)により人間関係の基礎を作る時期である。低体重児が増加しておりその未熟の程度に応じて合併症や栄養上の問題が生じる可能性があることを理解する。

⇒幼児期:子ども期の栄養・食生活は生涯にわたる健全な生活の基礎を作る。情緒の発達により気になる食事行動が出現する。摂食能力や栄養の消化吸収機能は未熟であることを理解する。

⇒学童期・思春期:性の成熟過程が始まり、消化吸収機能が高まり運動機能も発達し食欲旺盛。欠食、不適切な間食、夜食、買い食い、ダイエットなどが不定愁訴や貧血、ミネラル欠乏などを引き起こすことも多い。学校給食の果たす役割は大きい

●小児の1日の必要エネルギーの設定

計算式: $E = BMR \times R + \alpha$

⇒エネルギー必要量E

=基礎代謝量(BMR) × R(活動指数 × ストレス
係数) + エネルギー蓄積量 α

* BMRとは基礎代謝基準量 × 目標体重である

* α とは成長期にある小児の組織増加分に必要なエネルギーである

小児の1日の必要エネルギー量の算定方法を示す。

小児の戸笈長は組織増加分のエネルギーを+することと、体格や運動量に個人差が大きく目標体重の設定もその状態に合わせて判断していく

基礎代謝基準量とエネルギー蓄積量は次のスライドのとおりである。

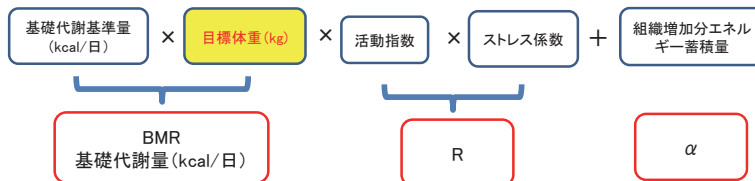
4 基礎代謝基準量とエネルギー蓄積量

厚生労働省・日本人の食事摂取基準・2010年度版

年	男性			女性		
	基礎代謝 基準値 (Kcal/kg/日)	エネルギー 蓄積量 (Kcal/日)	基礎代謝 量 (kcal/日)	基礎代謝 基準値 (Kcal/kg/日)	エネルギー 蓄積量 (Kcal/日)	基礎代謝 量 (kcal/日)
0～5か月		120	$92.8 \times \text{体重} - 152$		120	$92.8 \times \text{体重} - 152$
6～8か月		15			15	
9～11か月		15			15	
1～2歳	61.0	20	710	59.7	15	660
3～5歳	54.8	10	890	52.2	10	850
6～7歳	44.3	15	960	41.9	20	920
8～9歳	40.8	15	1120	38.3	25	1040
10～11歳	37.4	35	1330	34.8	30	1200
12～14歳	31.0	20	1490	29.6	25	1360
15～17歳	27.0	10	1580	25.3	10	1280

5 小児の1日のエネルギー必要量

小児の1日のエネルギー必要量



目標体重設定

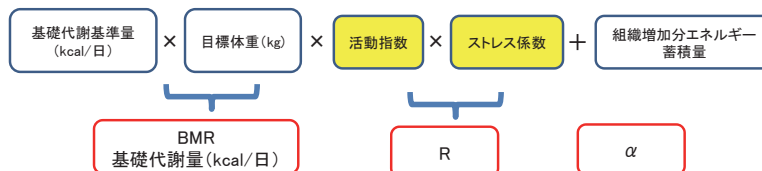
⇒現在の体重を使用する

⇒痩せすぎ、太りすぎの場合は、BMI(体重kg÷(身長m)² または日本内分泌学会・日本小児の体格評価 身長と体重の標準値 平均身長・平均体重およびその標準偏差と案的成長曲線を参考にとすると良い

* BMIの標準値は22とされているが重症心身障害児の場合15～18程度が標準(アトピー型16くらい痙直型は18程度)にも留意する

6 小児の1日のエネルギー必要量

小児の1日のエネルギー必要量



活動指数

活動指数	活動量
1.0	寝たきり(意識低下の状態)
1.1	寝たきり(覚醒の状態)
1.2	ベット上安静
1.3～1.4	ベット外活動
1.5～1.7	通常活動

ストレス係数

状態	ストレス係数
飢餓状態	0.6～0.9
手術	術後合併症なし1.0 小手術1.2 中等度1.2～1.3 大手術1.3～1.5
外傷	骨折1.1～1.3 多発外傷1.4
感染症	軽度1.2～1.4 中等度以上1.5～1.6
熱傷	熱傷1.2～2.0 60%熱傷2.0
発熱	1℃ごとに+0.1

活動指数とストレス係数を掛け合わせた数字をRとする。

重症心身障害児係数・R

(R=体重あたりの必要栄養摂取量/年齢別体重あたりの標準基礎代謝量)

	A:高エネルギー消費群 ($R \geq 2$)	B:低エネルギー消費群 ($R \leq 1$)	C:中間群 ($1 < R < 2$)
臨床的特徴	- 筋緊張の変動が激しい不随意運動あり - 皮下脂肪が薄く筋肉量が多い - 刺激に対する反応性が高い - アトピー混合型脳性麻痺 - 移動能力がある - 努力性の呼吸 せき込み多い	- 筋緊張の変動がない - 皮下脂肪が厚く、筋肉量が少ない - 痙直型脳性麻痺 - 移動しない - 刺激に対する反応少ない - 気管切開 人工呼吸器の装着 - 呼吸に努力を要しない	($1 < R < 1.5$)まで - 経管栄養のケース (経口摂取よりエネルギー効率が良いと考えられる) - B群の特徴をいくつか持っている ($1.5 < R < 2$) - 経口摂取 - A群の特徴をいくつか持っている

* 呼吸器に依存する超重症児でB群:0.6とすることもある

静脈経腸栄養Vol.27 .No.5 2012 重症心身障害児の栄養管理 口分田政夫 永江彰子

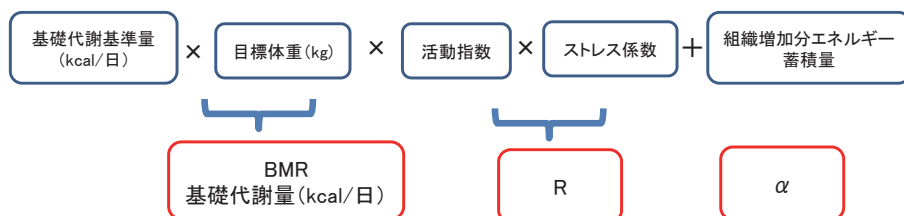
重症心身障害児者の栄養管理は、体脂肪の検討からアトピー群と非アトピー群での栄養の課題が異なっていると推論され個別的に対応していく。

その栄養所要量の臨床的な特徴を示し、重症心身障害児係数Rを示す。

やせすぎや太りすぎ、急な体重の増減、養育者からの情報との不一致の時など、判断に困ったときの指標として栄養療法を開始してPDCAサイクルを活用していく。

8

例：重症心身障害児者の必要エネルギー必を求める (kcal/日)



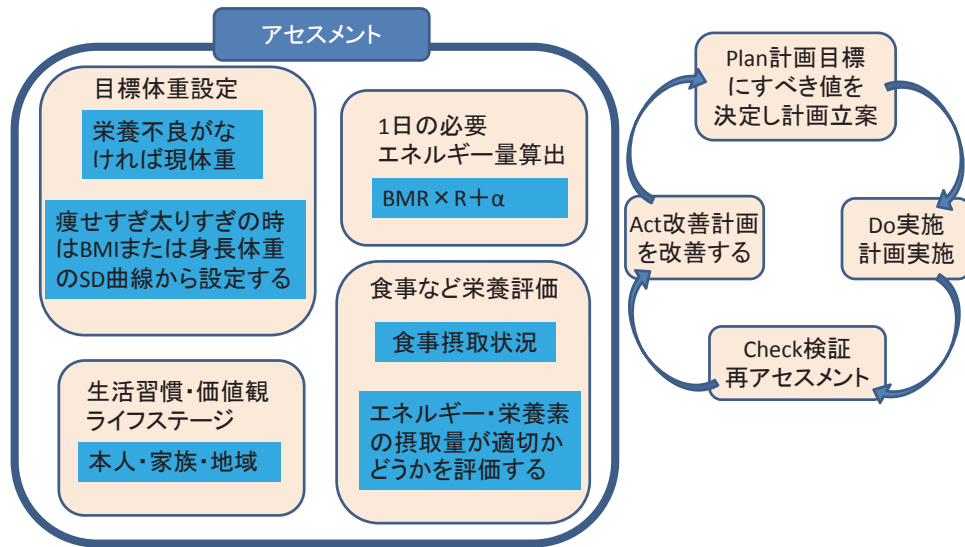
⇒事例4歳男児: 現体重13kg
 $BMR 54.8 \times 13 \times R(2) + \alpha 10 = 1435 \text{kcal}$
 エネルギー蓄積量10
 臨床的な特徴Aの状態R2

⇒事例4歳男児: 現体重13kg
 人工呼吸器に依存している。
 $BMR 54.8 \times 13 \times R(0.6) + \alpha 10 = 437 \text{kcal}$
 エネルギー蓄積量10
 臨床的な特徴Bの状態で反応が殆どなく人工呼吸器に依存しているR0.6

Rの係数を用いて、事例を示す。

重症心身障害児では、寝たきりの状態であっても活動指数1.1ではなく、高エネルギー消費群ではRは2で計算する。低エネルギー消費群の中でも人工呼吸に依存している子どもはエネルギー過多は急激な体重増加につながりやすい。体重が20キログラム程度の体重に対して500～1,500kcalという摂取カロリーに幅があることや同じく1,000kcal 摂取していてもその結果として体重12～44キログラムという体重の個人差が出るという報告がある。

●PDCAサイクルの活用



栄養の評価にはフィードバックが重要になる。

SD曲線によって、過去から将来への見通しを立てて、推定必要エネルギーを算出し、それをその子や家庭に合わせて食事そのものが実際に提供され摂取可能な環境調整を行う。

実際に行われた内容を再度アセスメント、検証し改善しながら進めていく。

●栄養の摂取経路

①経腸栄養：経口摂取・経鼻胃管・経鼻十二指腸管・胃瘻・腸瘻・食道瘻

②経静脈栄養：中心静脈栄養・末梢静脈栄養

⇒経口摂取をするか否か、どのような方法を選択するかなどは、本人が楽しめるように、介助される側もする側もハッピーな環境調整を目指しつつ多職種で検討する。

栄養の摂取経路には経腸栄養と経静脈栄養とがあるが、その実際について述べる。

- 誤挿入による肺炎、呼吸不全のリスク
- 咽頭、喉頭の刺激による苦痛、分泌増加、嚥下への悪影響
- 鼻にチューブという外見上の問題。
- 鼻粘膜障害
- 細い管となるため、ミキサー食が困難
- 挿入困難による苦痛

「日本小児連絡協議会小児在宅医療実技講習会マニュアル」より引用、一部改変

経鼻経管栄養から胃瘻にすることで改善する問題点を示す。
多くの問題点が改善する可能性がある。

- 胃瘻造設に全身麻酔が必要。
- 胃壁の腹壁への固定により十二指腸への通過障害や、嘔吐、逆流を誘発する場合がある。
- 側弯や筋緊張亢進により胃食道逆流症（GERD）の合併が多く、噴門形成術（ニッセン手術）の実施が必要な例も多い。
- 側弯等による体幹の変形で、胃が左肋骨弓下に位置することも多く、腹腔鏡下でも胃瘻造設が困難な例もある。
- バルーン型のボタンが大半である。

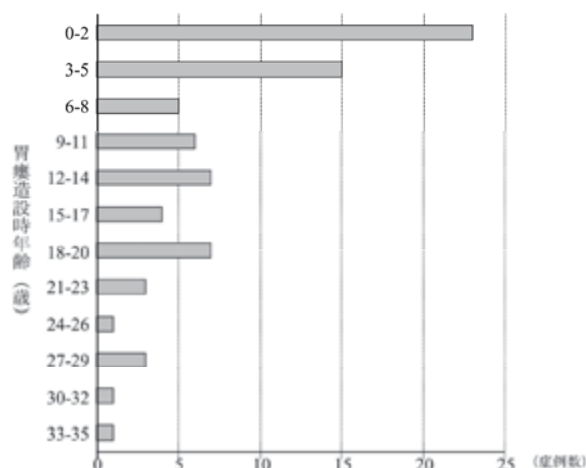
「日本小児連絡協議会小児在宅医療実技講習会マニュアル」より引用、一部改変

小児の胃瘻の問題点、考慮すべき事を示す。

小児ではバンパー型ではなくバルーン型のボタンが大半である理由として、小児では内視鏡下より腹腔鏡下での造設が多く、胃壁と腹壁の固定が造設直後よりしっかりしているために、交換が容易なバルーン型が選択されることが多い。

13 胃瘻造設時の年齢について

技術
1-2

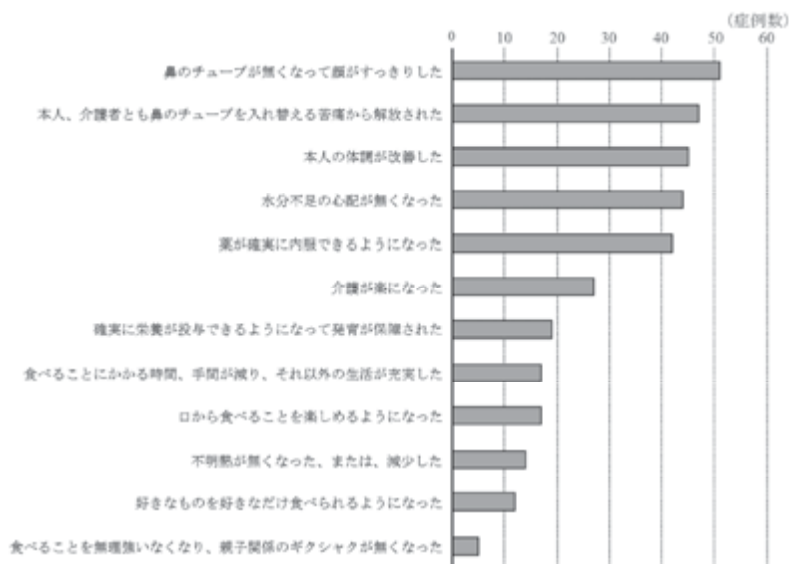


大阪発達総合療育センターを利用する重症児者へのアンケート調査結果 (n=76)
0-2歳での造設が最多だが、15歳以上で造設する例も多かった。

牛尾ら. 胃瘻造設症例に対するアンケート調査 - 胃瘻は重症心身障害児者のQOLを改善するか -
Medical Nutritionist of PEN Leaders 1(2): 115-123 2017

牛尾らの重症児者への調査では、胃瘻は0-2歳での増設が最多だが、15歳以上で造設する例も多かった。出生時より経口摂取不能な症例のみではなく、当初は経口で摂取可能であったが、徐々に必要なエネルギー全量を経口摂取することが困難になり、胃瘻造設を決断しなければならない時期が来る可能性があることが示されている。

14 胃瘻造設してよかったこと（複数回答）



牛尾ら. 胃瘻造設症例に対するアンケート調査 - 胃瘻は重症心身障害児者のQOLを改善するか -
Medical Nutritionist of PEN Leaders 1(2): 115-123 2017

牛尾らの重症児者80人への調査で、胃瘻造設してよかったことの回答を示す。胃瘻造設によって体調が改善し、食べる事を楽しめるようになり、生活が充実したというポジティブな回答が多かった。一方、デイサービスなどの施設で受け入れてもらえなくなることが胃瘻造設を躊躇する理由の一つである事も他の回答より判明した。胃瘻の利点や欠点を十分に説明し、養育者の葛藤に寄り添い、術後の具体的な生活をイメージできる説明が、我々医療者に求められている。

15 重症児の胃食道逆流症（Gastro Esophageal Reflux Disease : GERD）

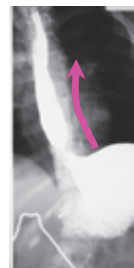
技術
1-2

原因

- ・痙攣や緊張の亢進
- ・体幹の変形（側弯など）
- ・上気道狭窄による胸腔内陰圧の増大
- ・食道裂孔ヘルニアの合併

症状

- ・胸やけ、
- ・咳・喘鳴
- ・誤嚥性肺炎
- ・消化管出血、貧血
- ・体重増加不良など



内科的治療:

- ・食事内容の工夫（とろみ、ゲル化など）
- ・姿勢・体位の工夫
- ・薬物療法：胃酸分泌抑制（PPI）、消化管蠕動促進（モサプリド、六君子湯など）

外科的治療：噴門形成手術（ニッセン手術）



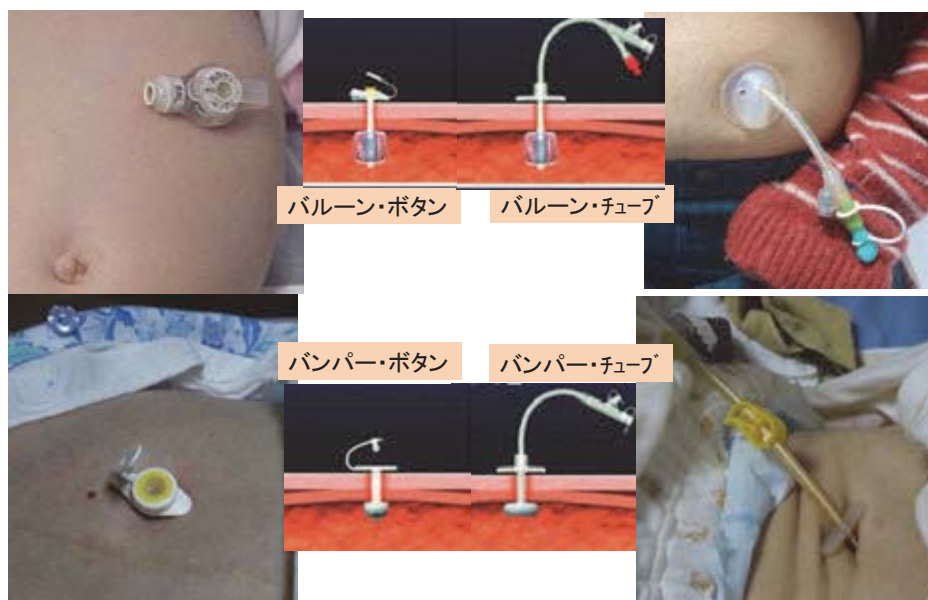
食道の周りに胃の上部を巻き付けて、逆流しにくい形を作る。食道裂孔ヘルニア修復術も併せて実施することが多い。

「日本小児連絡協議会小児在宅医療実技講習会マニュアル」より引用、一部改変

重症児の胃食道逆流症（GERD）について示す。

消化管出血、貧血や誤嚥性肺炎の原因となり、内科的治療で改善が得られなければ、外科的治療の噴門形成術が考慮される。

16 胃瘻カテーテルの種類



「日本小児連絡協議会小児在宅医療実技講習会マニュアル」より引用

胃瘻カテーテルの種類を示す。4つのタイプがある。

小児では交換の容易なバルーン型が多く使用され、1-2か月に1回の頻度で交換されることが多い。

17 胃瘻の合併症 (1)

1) 誤挿入: 最も怖い合併症

胃瘻の交換はやさしく垂直に挿入する。微妙ないつもどおりの抵抗を感じる。
ガイドワイヤーを使用するとより安心であるが、絶対ではないことに留意。
腹腔内に誤注入すると腹膜炎から重篤な転帰を招く可能性あり。

➤ 胃内に入ったかどうかの確認方法(①②が最も信頼性高い、④は最も低い)

- ①細径の内視鏡でチューブを通して胃内を確認
- ②レントゲン造影
- ③色素法(ピオクタニン、メチレンブルーなど)
- ④胃内容液がかえってくるかどうか



<PDNレクチャーより>

2) 皮膚トラブル: よくみられる

対策:ステロイド軟膏がよく用いられる。
肉芽は硝酸銀で焼灼するのも有効



瘻孔周囲炎



肉芽



こより法(ティッシュペーパー)

「日本小児連絡協議会小児在宅医療実技講習会マニュアル」より引用、一部改変

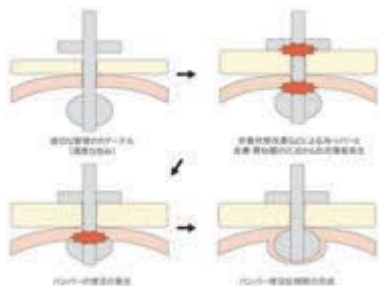
胃瘻の合併症を示す。誤挿入は最も避けなければならない合併症である。

胃内に入ったことの確認方法は内視鏡か、レントゲン造影が最も確実である。

皮膚トラブルは最もよくみられる合併症である。軽微な漏れに対しては、ティッシュペーパーで作ったこよりを巻く方法も有効である。安価で簡便であり、どこでも交換可能である。

18 胃瘻の合併症 (2)

3) バンパー埋没症候群



<PDNレクチャーより>

- ・きつく締め過ぎること胃粘膜・胃壁の虚血・障害が進行し発生する。
- ・液漏れ対策としてきつく締めつけることはしてはいけない。
- ・予防: 毎日1回以上くるくる回転させ、上下に1~1.5cm動くこと確認する。

4) ボールバルブ症候群



<PDNレクチャーより>

- ・先端バルーンが、十二指腸に嵌頓した状態。
- ・胃瘻の液漏れや嘔吐、胃破裂をひき起こす。
- ・予防: シャフト長(バルーンまでの長さ)を適切に選択・管理する。

「日本小児連絡協議会小児在宅医療実技講習会マニュアル」より引用、一部改変

胃瘻の合併症を示す。

胃瘻からの液漏れ対策としてきつく締めつけることはしてはいけない。

シャフト長が長すぎるとボールバルブ症候群をひき起こす可能性があるため、適切な長さのシャフト長を選択する。

19 経腸栄養について

- 通常は胃からの栄養が有利である。その理由は、
 - ・胃液による消化が行われる
 - ・胃酸による殺菌効果が期待できる
 - ・緩徐に消化吸収されるので急激な血糖上昇がない
- しかし胃からの経管栄養では管理困難な場合、十二指腸～小腸（空腸）への経腸栄養が行われる。経腸栄養の適応は、
 - ・胃運動が低下し、胃の貯蔵能や排泄能が低下している場合
 - ・胃食道逆流による誤嚥のリスクが高い場合
 - ・体幹の変形が強く、手技的に胃瘻造設が困難な場合などがある。
- 空腸へのアクセスは、経鼻、経胃瘻、腸瘻がある。
- 胃瘻に比べてチューブ径が細く詰まりやすいので、薬剤投与時は注意。
チューブ交換はレントゲン透視下で行うことになる。
- 血糖値の急激な上昇によるダンピング症候群を避けるため、注入ポンプを使用する。



腸瘻の一例

経腸栄養について示す。通常は胃からの栄養が有利であるが、胃からの経管栄養では管理困難な場合、十二指腸～小腸（空腸）への経腸栄養が行われる。

20 経静脈栄養について

- 大原則は、「腸が機能している場合は腸を使う」である。その理由は、経腸栄養は静脈栄養に比べて生理的であり、腸管免疫系の機能が維持され、感染性合併症発生頻度が低いからである。長期に消化管を使用しなければ小腸粘膜が萎縮し、それに伴って機械的・免疫学的バリア機能が低下し、細菌の侵入を招くこと（bacterial translocation）は多くの研究で証明されている。
- 小児で在宅経静脈栄養の適応となるのは、腸管大量切除後の短腸症候群（腸軸捻転症、先天性小腸閉鎖症、壊死性腸炎、ヒルシュスプルング病など）、難治性下痢、活動性の炎症性腸疾患（クローン病、潰瘍性大腸炎）、慢性偽性腸閉塞（CIPS: Chronic Intestinal Pseudo-obstruction Syndrome）などの消化管運動障害、および悪性腫瘍（化学療法施行）などがある。



慢性偽性腸閉塞（CIPS）の2例：寝たきり、呑気症、高度の側弯等が原因となりうる。機械的閉塞はないが、高度の腸管蠕動運動障害で経腸栄養不能になる例がある。

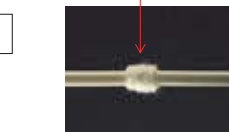
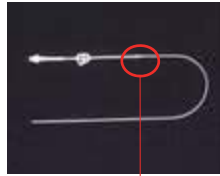
経静脈栄養について示す。

慢性偽性腸閉塞（CIPS）で経腸栄養が不能になった例で経静脈栄養を実施した場合、拡張して内圧が上昇した腸管からの bacterial translocation で敗血症を起こすことがしばしばある。

- 小児では、長期留置用に開発されたブロビアックカテーテル (Broviac® catheter) がよく用いられる。成人でよく用いられる完全皮下埋め込み式カテーテル (CVポート) は輸液をしていない時間は体外部分がないという利点があるが、小児では毎回の穿刺が耐え難いことも多く、破損や感染などの合併症も多い傾向にあるため使用頻度は低い。
- 在宅では清潔操作に最も注意する。



ブロビアックカテーテル



この部が皮下組織と癒着して、強固な固定と細菌侵入に対するバリアになる



皮下埋め込み式カテーテル (CVポート)

経静脈栄養のデバイスについて示す。小児では、長期留置用に開発されたブロビアックカテーテル (Broviac® catheter) がよく用いられる。

- 消化吸収機能を高める
 - ⇒ 生後1年の時期は腸管機能など人の体が最も成長する。腸内環境を維持するために
「食物残差がある栄養がよい」
「ビフィズス菌も多い」ため母乳を選択する。
 - ⇒ 離乳食を始める目安は生後5～6か月。
「食いたい」という欲求や「空腹感・満腹感」などを大切にする。
 - ⇒ 腸内環境を整えて栄養吸収を促進する。

前述したような方法で経腸栄養を行うときの留意点について述べる。

●栄養配分について

⇒炭水化物

グルコースの消費は主に脳と腎臓

総エネルギーの50～65%目安

⇒蛋白質

筋肉維持のために1.5～2.0g/kcal目安

総エネルギーの15%

NPC/N比・小児では200～250が適正とされている

・通常流動食(110～150)

・乳幼児調整乳250 アイソカルジュニア200

⇒脂質

脂肪酸は主に骨格筋と心筋で消費

総エネルギーの20%

最大3kg/kg/dayまで増量可能

炭水化物は脳で消費されることが多いので、脳障害のある小児は体重の増加に注意する。また、子どもの集団生活が始まるなど精神活動が活発になると体重減少する場合がある。

小児は排せつ機能が不十分なために、たんぱく質が多すぎるとNPC/P比が小さくなりそのために腎臓の窒素排泄能を超過して老廃物が貯留する。

特にラコールやエネーボなど成人用の流動食を使用する場合はBUNの上昇をモニターする。

横隔膜や肋間筋は骨格筋なので呼吸に問題がある場合には脂質の摂取量に注意する。

重症心身障害児に対する栄養配分の注意点を次のスライドに示す。

24 より生理的に栄養を取りこめるようにする (3)

●重症心身障害児のタイプによる栄養課題
(体脂肪量の検討からの推論)

麻痺のタイプ	アトニー型主体型	痙直主体型
筋肉量	非アトニー型に比較して多い	委縮して少ない傾向
エネルギー消費量	不随意運動や筋肉内の消費のために多い	運動量が少なく筋肉内の消費も少ないため少ない
エネルギーの予備	脂肪として蓄積されるエネルギーが少なく、栄養不良の場合ストレス時に急変する可能性がある	通常は脂肪として蓄積できると考える
動脈硬化等の成人病	脂肪が蓄積する血管性の成人病は発生しにくいであろう	体脂肪率の高い症例では、加齢とともに動脈硬化による成人病の発生もあり得る
微量元素	投与エネルギー量が多くなる傾向のため通常は不足しにくい	投与エネルギーが少なく体重維持が難しいため不足しがちである
たんぱく	投与エネルギー量が多くなる傾向のため通常は不足しにくい。筋肉にも貯蔵される	低たんぱくになりやすい。筋肉内にも予備が少なく、免疫として動員されるたんぱくが不足し易感染性を合併しやすい
栄養課題	投与エネルギー量を消費エネルギーが多いことを考慮し多めに設定し十分な脂肪やたんぱくを補給する	総エネルギー量を少なめに設定し脂肪の過剰蓄積を防ぐ一方で、たんぱくや微量元素は十分に補給しておく

静脈経腸栄養Vol.27 .No.5 2012 重症心身障害児の栄養管理 口分田政夫 永江彰子

R係数を示したように重症心身障害児は筋緊張や呼吸などにより栄養課題はその他の子ども達とは区別して考えなくてはならないことがある。

重症心身障害児も個別対応が必要で、アトニー型と痙直主体型に対する推論を示す。

適切に病態を評価して適切な栄養剤や多様な食品を摂取させることが必要。

●微量元素欠乏が疑われる症状

微量元素	欠乏症状
銅	骨粗鬆症、貧血、好中球減少、骨折
亜鉛	皮膚炎、毛髪以上、味覚障害、下痢、傷が治りにくい
鉄	貧血
セレン	爪異常(爪床部白色変化)、心不全、免疫力の低下、筋肉痛(下肢痛)
ビチオン	眼瞼 口唇、肛門周囲の皮膚炎、脱毛
ヨウ素	甲状腺機能異常、甲状腺肥大
カルニチン	心筋症 横紋筋融解症

経管栄養の場合は、栄養剤の選択により、たんぱく質、脂質、電解質、ビタミン、食物繊維、微量金属などが不足する恐れがあり欠乏症状について知っておく必要がある。

- 医療品タイプ流動食で微量元素に配慮すること
 - ⇒エンシュア・ラコール: セレン・カルニチンが入っていないのでブイクレスやテゾンなどのジュースやエルカルチンの併用が有効
 - ⇒エネーボ: セレン・カルニチンは入っているがヨウ素がないので注意
 - ⇒エレンタールだけでは必須脂肪酸欠乏になるので、エゴマ油、シソ油などの補充が有効
- 人工乳で微量元素などに配慮すること
 - ⇒フォローアップミルクは離乳食が前提なのでカルニチン、微量元素などが殆どない
 - ⇒アレルギー用ミルクは微量元素が欠乏しやすく、テゾンあるいはビタジクスなどで補充が必要

家族の協力が得られ、家族と同様の食事が注入可能であるなら、多様な食品から栄養を取り込めるほうが良い。

●栄養評価

＊ 慢性的な発育不良か急激な体重減少か？

⇒身体測定

身長・体重・上腕三頭筋皮下脂肪厚・上腕周囲長

⇒臨床症状

体重の変化・活動状況・食事摂取量の変化・
消化器症状(下痢、便秘、嘔吐、胃残など)・
スキントラブル・浮腫・易感染・骨折・褥瘡

⇒検査値

血算・血清総蛋白・プレアルブミン・トランスフェリン・
レチノール結合蛋白・アルブミン・脂質・BUN・微量元
素・骨密度・検尿

●1日必要水分量の目安(食事の水分量も含む)

年齢	水分量(1日当たり)
1歳	120-135ml/kg
2歳	115-125 ml/kg
4歳	100-110 ml/kg
6歳	90-100 ml/kg
10歳	70-85 ml/kg
14歳	50-60 ml/kg
18歳	40-50 ml/kg

体重	水分量(1日あたり)
0-10kg	100ml/kg
10-20kg	1000ml+50ml/kg
20kg以上	1500ml+20ml/kg

重症心身障害児は、唾液の持続吸引の使用や流延が多い、開口してるなどのことから、水分不足には注意したい。

●腸内環境を整える

⇒米：重湯は消化機能が弱ったときにも役立つ。米麴の甘酒や、米をだし汁や煮物、スープに入れて一緒に煮るとトロミが付く

⇒乳酸菌やビフィズス菌：ヤクルト、みそ、納豆、ヨーグルト、ぬか漬けなどに多く含まれる。

⇒オリゴ糖と食物繊維：乳酸菌やビフィズス菌の餌になる

- ・水溶性の食物繊維：吸着性(胆汁酸吸着して排出する)粘性(食物がゆっくり通過して糖化を防ぐ)
- ・不溶性の食物繊維：噛む力を育てる・満腹感・胃や腸が活発に動く必要があるので適量を見極める

多様な食物を摂取することが大切である。

●神奈川県立こども医療センター

<http://kcmc.kanagawa-pho.jp/departments/files/mixer1403.pdf>

●長野県こども病院

http://nagano-child.jp/overview/public_relations

●「食の支援」は本人と家族の成長発達の過程を支援することである。多職種連携で取り組む。

- ⇒「からだ・こころ・食」「感覚」を統合し、関連しあいつながら育っていく
- ⇒母子相互作用を促しアタッチメント形成のために「食の支援」は有効である
- ⇒子どもに最善の食事・栄養を提供できるか否かは地域社会の在り方に委ねられている。

技術 2

- 2 - 1. 小児在宅医療における
診療報酬
- 2 - 2. 制度

目 標

小児在宅医療における基本的な診療報酬の概要を理解する。

Keyword

- 在宅患者訪問診療料
- 在宅療養指導管理料
- 在宅療養指導管理材料加算
- 退院支援加算
- 在宅療養後方支援病院

内 容

《総論》在宅医療の診療報酬

1. 在宅医療における基本的な診療報酬
2. 在宅医療の主治医（大都市型と中都市型）

《各論》提供される医療からみた小児在宅医療

1. 大都市型の場合に算定できる診療報酬
2. 中都市型の場合に算定できる診療報酬
3. 成人と小児の在宅診療報酬算定の違い
4. トランジション

【引用情報】

- 1) 永井康德：たんぽぽ先生の在宅報酬算定マニュアル. 日経BP社、2015.
- 2) 社会保険研究所：診療報酬点数表. 社会保険研究所、2016.
- 3) 大阪小児科医会、小児在宅医療診療報酬の手引き―事例を中心に、主として診療所を対象として― 第3版、平成26年6月
- 4) 大山昇一 平成26年診療報酬改定と小児在宅医療 日本在宅医学会雑誌、16(2),254-264,2015

1 総論 在宅医療における基本的な診療報酬

【在宅患者診療・指導料】

- C001 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)
乳幼児加算
- C002 在宅時医学総合管理料
- C007 訪問看護指示料
- C007-2 介護職員等喀痰吸引等指示料
- C011 在宅患者緊急時等カンファレンス料
- C012 在宅患者共同指導料

【在宅療養指導管理料】

- 表1のうちいずれか一つ
- 重複しなければ従たる医療機関でも算定可能

【在宅療養指導管理材料加算】

- 要件を満たせば2以上を算定可能

【薬剤料】

- C200 薬剤料

【特定保険医療材料料】

- C300 特定保険医療材料

日本小児科学会社会保険委員会
2018年10月26日作成

在宅医療の診療報酬の算定はA基本診療料、B医学管理料、C在宅医療の項目で主に構成されています。そのうち在宅訪問についてはC在宅医療を主として使うことになります。

表に示したように、在宅患者診療・指導料、在宅療養指導管理料、在宅療養指導管理材料加算、薬剤料、特定保険医療材料の5項目の合算で請求することが基本です。在宅療養指導管理料および在宅療養指導管理材料加算については後述の表1および表2をご参照下さい。なお、3歳未満でB001-2小児科外来診療料を採用している施設でも、在宅医療を行う患者さんについては在宅医療の項目を出来高で算定することができます。

2 総論 在宅患者診療・指導料の類型

◆C000 往診料

◆C001 在宅患者訪問診療料

◆C002 在宅時医学総合管理料

◆C003 在宅がん医療総合診療料

◆C012 在宅患者共同指導料

(在宅がん医療総合診療料については講習の対象としない)

C000往診料およびC001在宅患者訪問診療料は、厳しい算定要件がなく一般の診療所で算定可能です。C002在宅時医学総合管理料は、在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院が算定するもので算定要件が厳しく、簡単に概要に触れる程度とします。C012在宅患者共同指導料は在宅療養後方支援病院が算定できるものです。また、C003在宅がん医療総合診療料はその内容から今回の講習の対象とはしません。

日本小児科学会社会保険委員会
2018年10月26日作成

● C100	退院前在宅療養指導管理料	1 2 0 点
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	4 0 0 0 点
C102-2	在宅血液透析指導管理料	8 0 0 0 点
● C103	在宅酸素療法指導管理料	
1	チアノーゼ型先天性心疾患の場合	5 2 0 点
2	その他の場合	2 4 0 0 点
● C104	在宅中心静脈栄養指導管理料	3 0 0 0 点
● C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	2 5 0 0 点
● C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	1 0 5 0 点
● C105-3	在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料	2 5 0 0 点
C106	在宅自己導尿指導管理料	1 8 0 0 点
● C107	在宅人工呼吸指導管理料	2 8 0 0 点
● C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 1	2 2 5 0 点
	2	2 5 0 点
C108	在宅悪性腫瘍患者指導管理料	1 5 0 0 点
C108-2	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料	1 5 0 0 点
● C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料	1 0 5 0 点
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料	1 3 0 0 点
● C112	在宅気管切開患者指導管理料	9 0 0 点
C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	1 0 0 0 点

表1には在宅療養指導管理料の一覧を示します。印は小児で算定することの多い管理料です。複数の管理料を算定できるような場合でも、算定できるのは主たる管理料を一つだけです。平成26年診療報酬改定で、主治医施設と副主治医施設の2箇所が在宅療養指導管理料をそれぞれ算定することが可能となりました。その場合には、互いに類似した管理料を算定することはできず、このあとの表3に重複して算定できない管理料の組み合わせを示しています。

日本小児科学会社会保険委員会
2018年10月26日作成

C154	紫外線殺菌器加算	3 6 0 点	● C164	人工呼吸器加算	
C155	自己腹膜灌流装置加算	2 5 0 0 点	1	陽圧式人工呼吸器	7 4 8 0 点
C156	透析液供給装置加算	1 0 0 0 0 点	2	人工呼吸器	6 4 8 0 点
● C157	酸素ボンベ加算		3	陰圧式人工呼吸器	7 4 8 0 点
1	携帯用酸素ボンベ	8 8 0 点	● C165	経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算	
2	1以外の酸素ボンベ	3 9 5 0 点	1	ASVを使用した場合	3 7 5 0 点
● C158	酸素濃縮装置加算	4 0 0 0 点	2	CPAPを使用した場合	1 0 0 0 点
● C159	液化酸素装置加算		C166	携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算	2 5 0 0 点
1	設置型液化酸素装置	3 9 7 0 点	C167	疼痛管理用送信機加算	6 0 0 点
2	携帯型液化酸素装置	8 8 0 点	C168	携帯型精密輸液ポンプ加算	1 0 0 0 0 点
● C159-2	呼吸同調式デマンドバルブ加算	3 0 0 点	● C169	気管切開患者用人工鼻加算	1 5 0 0 点
● C160	在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算	2 0 0 0 点	● C170	排痰補助装置加算	1 8 0 0 点
● C161	注入ポンプ加算	1 2 5 0 点	● C171	在宅酸素療法材料加算	
● C162	在宅経管栄養法用栄養管セット加算	2 0 0 0 点	1	チアノーゼ型先天性心疾患の場合	7 8 0 点
C163	特殊カテーテル加算	略	2	その他の場合	1 0 0 点
			● C171-2	在宅持続陽圧呼吸療法材料加算	1 0 0 点

注) 在宅療養指導管理材料加算は、要件を満たせば
2以上の指導管理について算定できる。

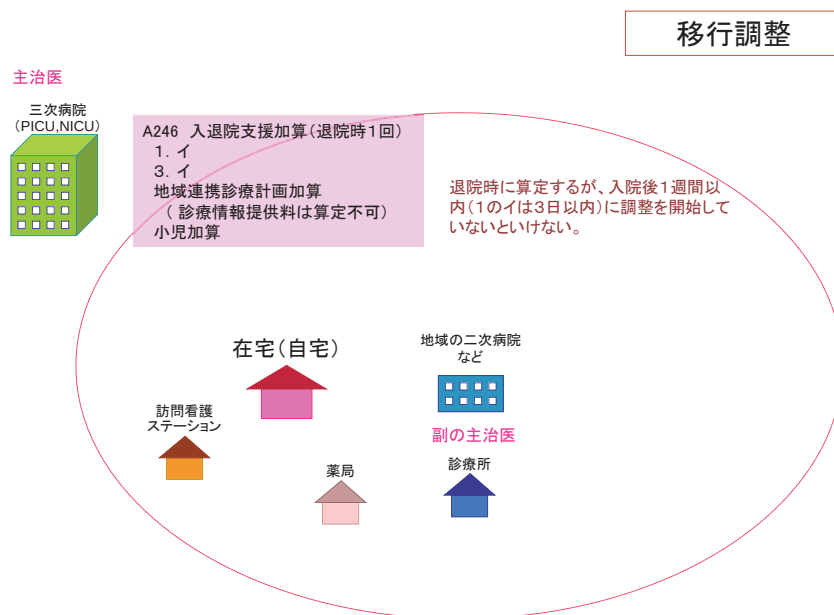
表1の管理料に対応する材料加算が算定可能です。表1に示した管理料は、複数該当するものがあっても主たるもの一つしか算定できませんが、表2に示した材料加算は該当する管理料に対応した材料加算は複数算定することが可能です。

日本小児科学会社会保険委員会
2018年10月26日作成

C102 在宅自己腹膜灌流指導管理料	C102-2 在宅血液透析指導管理料
C103 在宅酸素療法指導管理料	C107 在宅人工呼吸指導管理料 又は C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
C104 在宅中心静脈栄養法指導管理料	C105 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料 C105-2 在宅小児経管栄養法指導管理料
C105 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	C105-2 在宅小児経管栄養法指導管理料
C105-2 在宅小児経管栄養法指導管理料	C105-3 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料 C109 在宅寝たきり患者処置指導管理料
C105-3 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料	C109 在宅寝たきり患者処置指導管理料
C107 在宅人工呼吸指導管理料	C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料	C110 在宅自己疼痛管理指導管理料
C108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料	C110 在宅自己疼痛管理指導管理料
C109 在宅寝たきり患者処置指導管理料	C114 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料

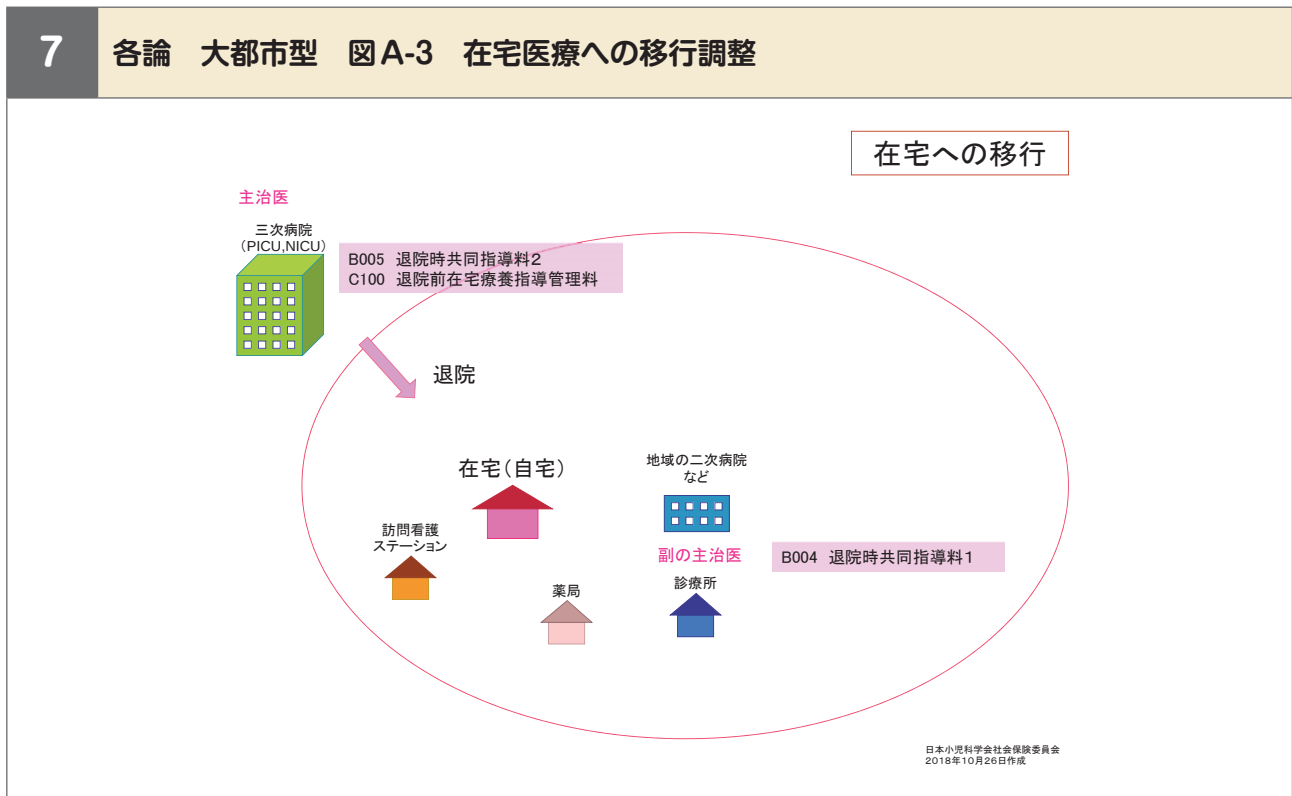
注)複数の施設が在宅医療にかかわる場合、表の左側の指導管理料と右側の指導管理料は同時に算定できない。

主治医と副主治医との間で重複して算定できない管理料の組み合わせを示します。
この表は、超重症児・準超重症児にかかわる診療報酬算定の際に用いられます。

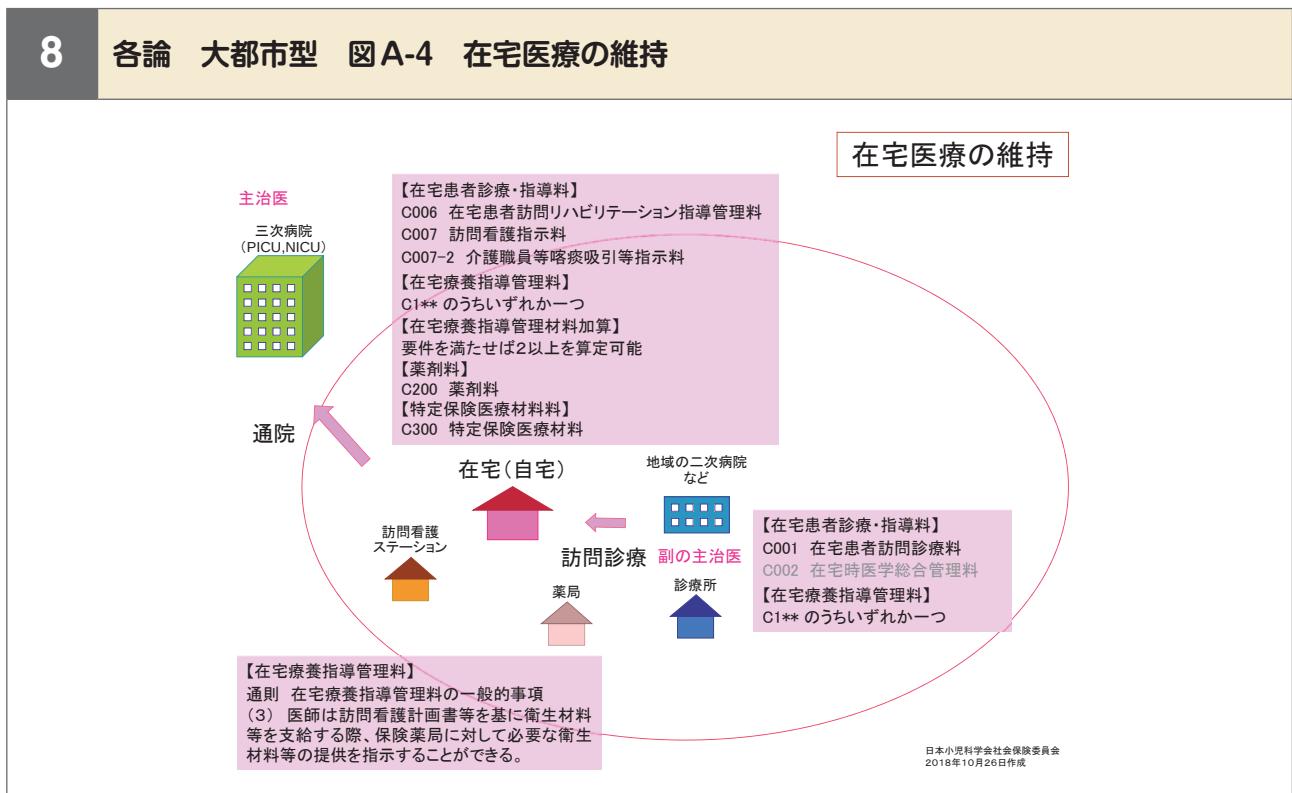


日本小児科学会社会保険委員会
2018年10月26日作成

図A-2 から図A-6 までで、三次病院が主治医のまま直接在宅医療に移行し、診療所が往診のみを担当する場合（大都市型）の診療報酬の算定方法について説明します。主治医は三次病院で、診療所は副主治医となります。
三次病院に、将来在宅医療が必要になる可能性のあるこどもが入院した場合、入院後1週間以内に在宅移行に向けた話し合いが開始され、実際に在宅移行に結びついた場合には退院支援加算を退院時に算定することができます。送り出し側の三次病院の他職種間での話し合いが必要です。いくつかの算定要件があり、成人も含めてすべての患者に使うことのできるのが退院支援加算1または2、NICUに入院していた新生児に用いられるのが退院支援加算3です。



一般に、在宅移行の調整がほぼ終わった段階で、1～2泊の試験外泊が行われます。試験外泊を実施した場合算定できるのが退院前在宅療養指導管理料です。一方、実際の在宅移行に際してはこどもの自宅周囲の医療資源や福祉資源の担当者と三次病院側のスタッフが一堂に会してカンファレンスを行い、在宅医療の継続に伴う様々な内容について情報交換が行われるのが一般的です。そのカンファレンスの結果、自宅への退院に結びついた場合に送り出し側の三次病院が算定するのが退院時共同指導料2、受け側の診療所が算定するのが退院時共同指導料1です。この退院前の多職種カンファレンスが最も重要で、その後の在宅医療の質を左右するといっても過言ではありません。別に定められた状態の場合（別表3の1の2）には合計2回の算定が認められています。なお、B005退院時共同指導料2は小児入院医療管理料の包括範囲になっており、小児入院医療管理料を算定する施設では算定できません。

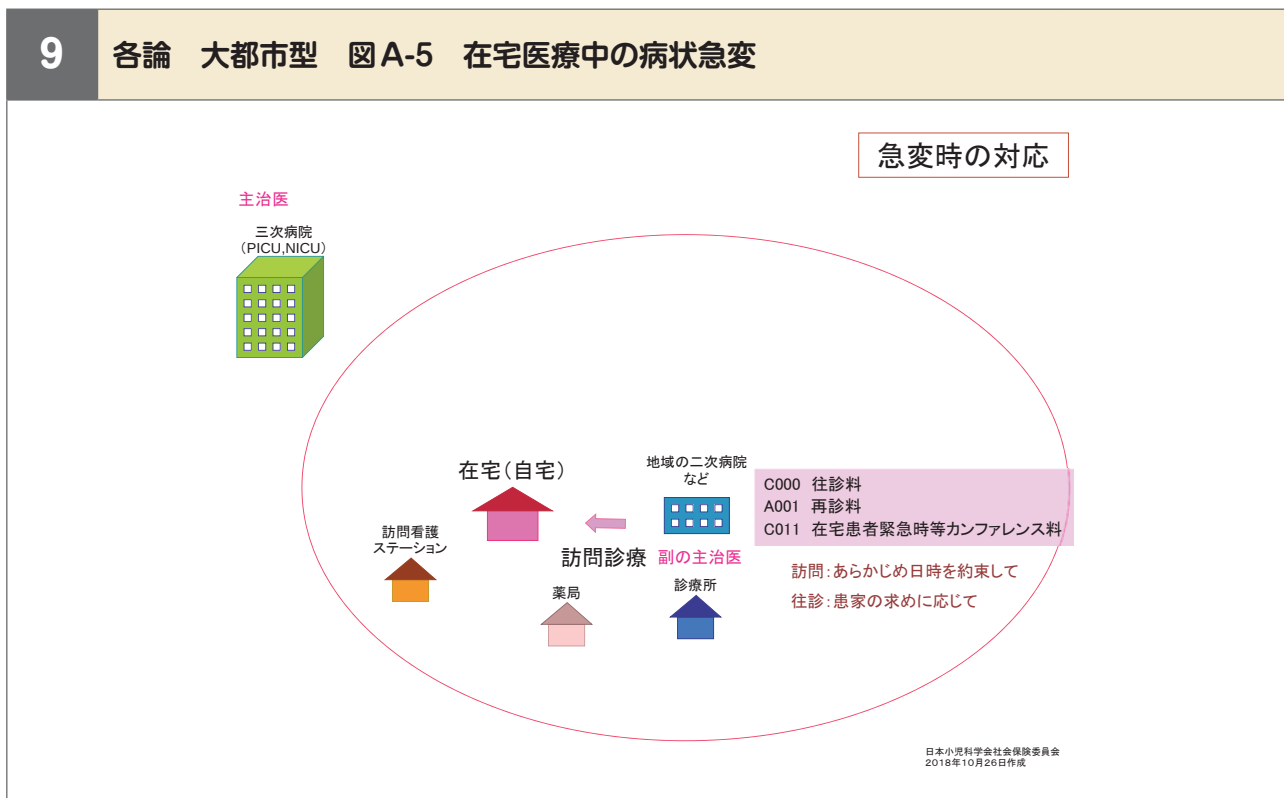


在宅医療が始まると、主治医である三次病院は総論で示した在宅医療の基本的診療報酬を毎月1度算定し、同時に在宅医療に必要な医療機器や器材、薬剤などをこどもに提供することになります。一般に三次病院が患児宅に訪問することはないため、こどもは毎月1回は主治医病院に通院することが必要です。

もし、地域の診療所が副主治医となっている場合には、定期的な訪問を行って在宅患者訪問診療料、在宅療養指導管理料のいずれかを算定することが可能です。小児科外来診療料を算定する施設でも、在宅医療に関する項目は算定することが可能です。

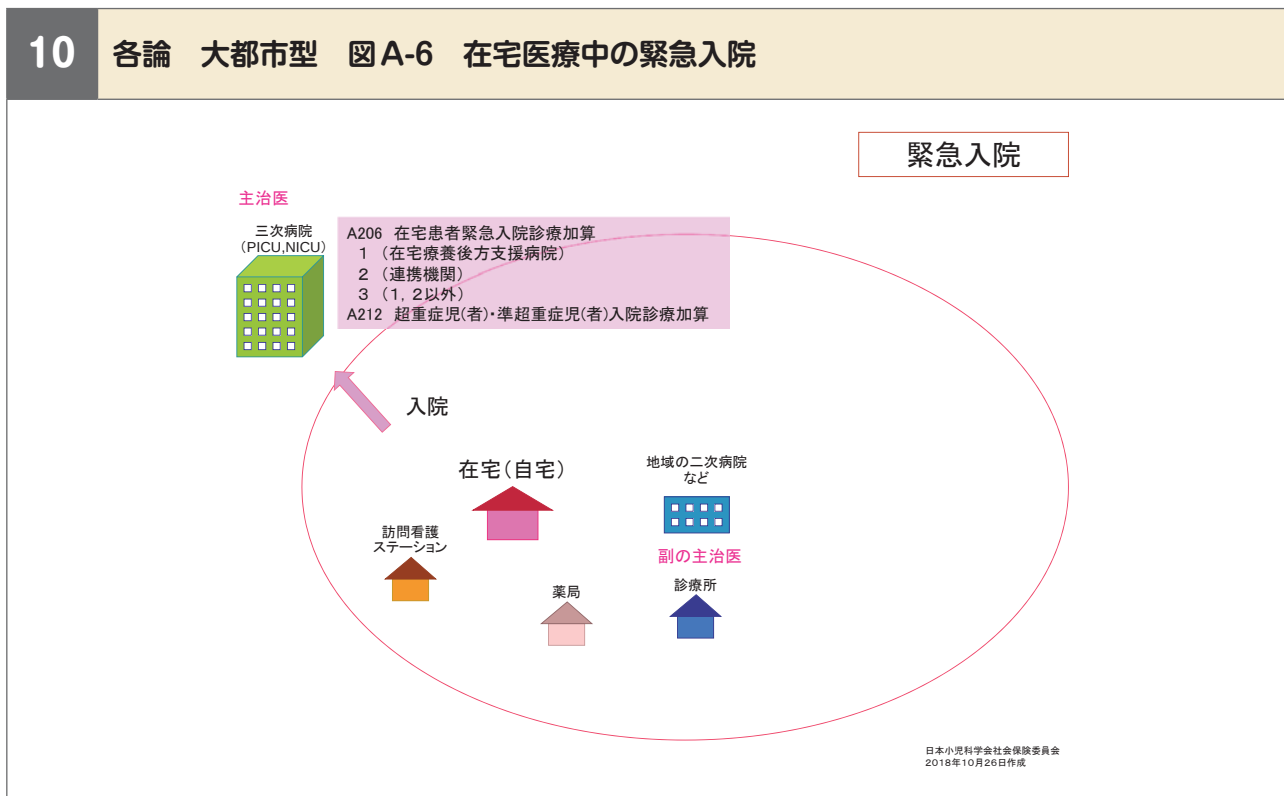
一方、在宅医療の継続に必要な衛生材料や薬剤は、重症児の場合には毎月相当の分量となります。これらについては、こどもの自宅近くの保険薬局に提供を指示することも可能となりました。

9 各論 大都市型 図A-5 在宅医療中の病状急変



在宅療養中にこどもの状態が変化することは珍しくありません。その際、副主治医である診療所の医師がこどもの自宅を往診した場合には往診料を算定することができます。また、在宅医療にかかわる医療機関や福祉機関のスタッフがこどもの自宅で一堂に会し、今後の治療方針等について話しあった場合には在宅患者緊急時等カンファレンス料が算定できます。訪問と往診はその内容が厳密に使い分けられていますので、状況に応じて使い分ける必要があります。

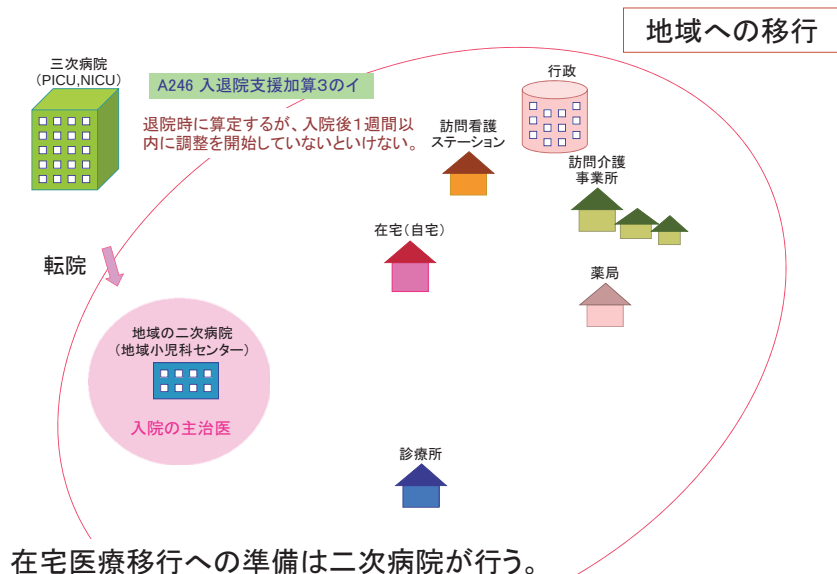
10 各論 大都市型 図A-6 在宅医療中の緊急入院



在宅医療を行うこどもが急変した場合には、主治医である三次病院に入院することとなります。その際、三次病院では通常の入院算定に加えて、在宅患者緊急入院診療加算、超重症児・準超重症児入院診療加算を算定することができます。なお、平成30年改定では在宅療養後方支援病院として算定できる病院は、500床以上から400床以上に見直された。

11 各論 中都市型 図B-2 初回入院・急性期治療

技術
2-1

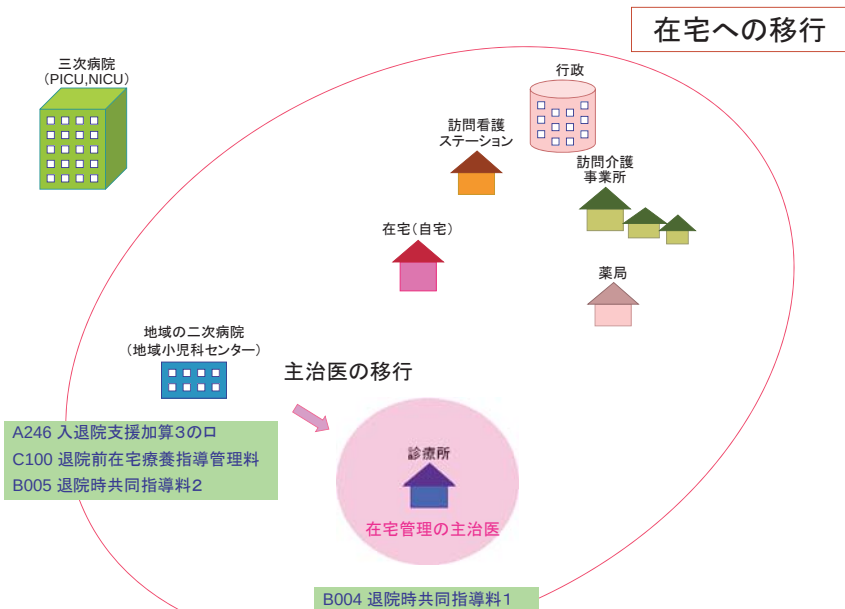


日本小児科学会社会保険委員会
2018年10月26日作成

図B-2から図B-6で、地域の二次病院（在宅療養後方支援病院となることもできる）を介した在宅への移行（中都市型）を示します。

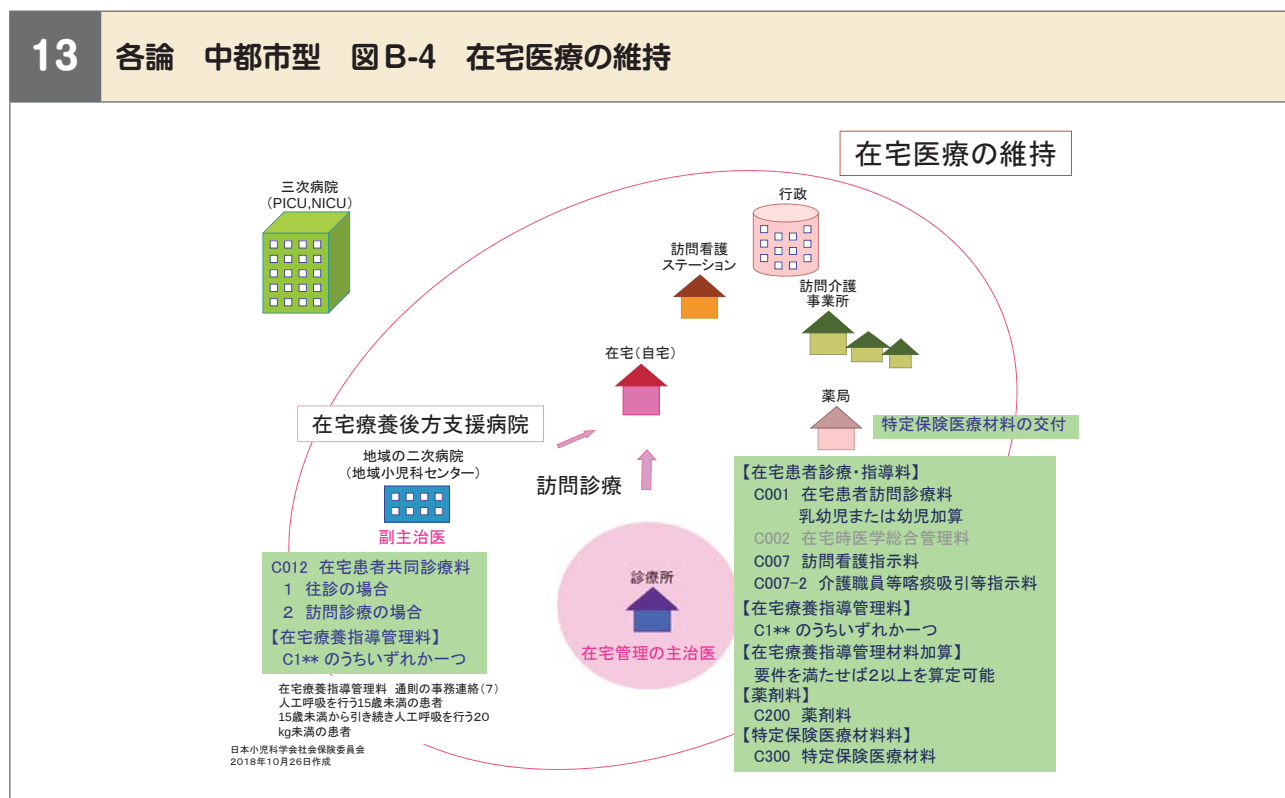
はじめに、三次病院から地域の二次病院にこどもが転院します。その際、NICUに入院していた新生児であれば、送り出し側の三次病院は大都市型の場合と同じように退院支援加算3を算定することができます。この場合は、自宅への退院ではないため退院時共同指導料2は算定できません。

12 各論 中都市型 図B-3 在宅医療への移行調整



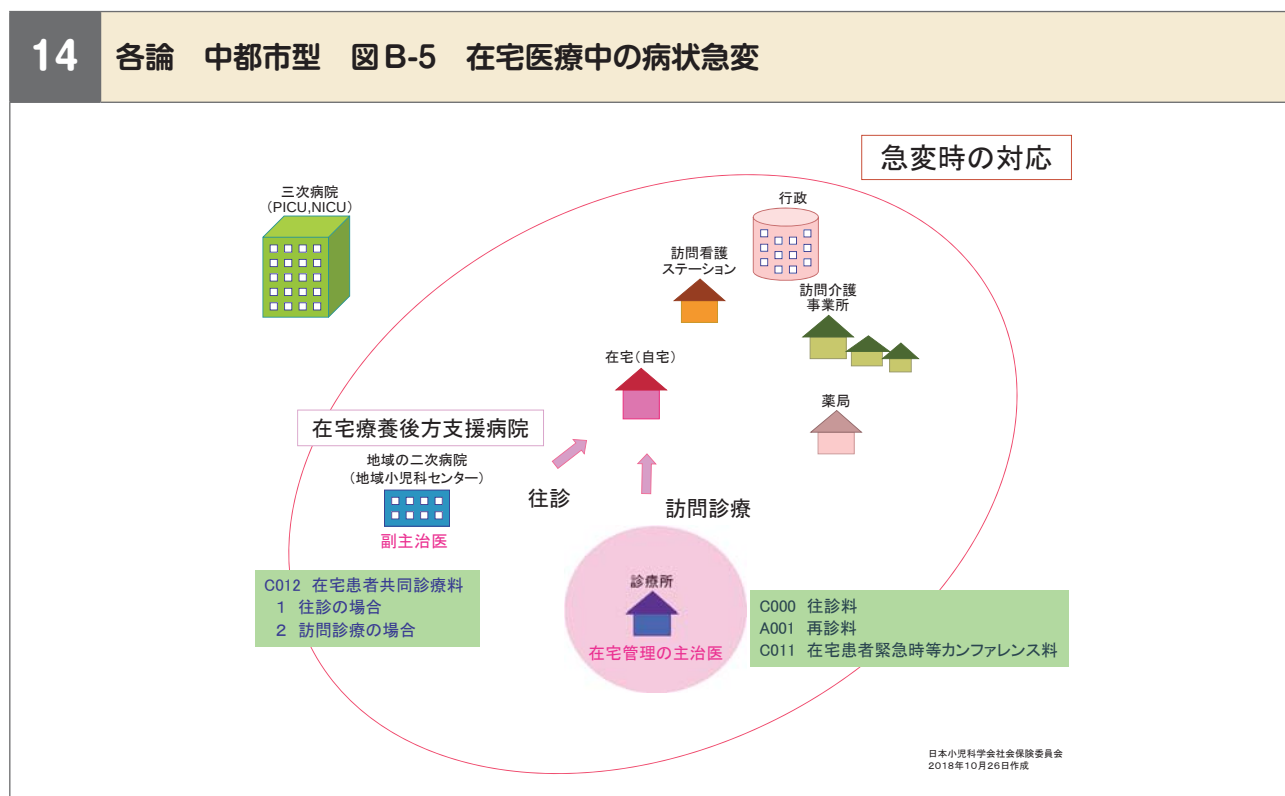
日本小児科学会社会保険委員会
2018年10月26日作成

地域の二次病院は在宅移行を調整します。三次病院でNICUに入院していた新生児であれば、退院支援加算3を算定することができます。また、それ以外のこどもでは退院支援加算1または2を算定することはできません。試験外泊に対しては退院前在宅療養指導管理料、在宅移行後の地域の医療ならびに福祉機関との調整には退院時共同指導料がそれぞれ算定できます。ただし、B005退院時共同指導料2は小児入院医療管理料の包括範囲になっており、小児入院医療管理料を算定する施設では算定できません。大都市型と同じく、退院前の多職種カンファレンスが最も重要で、その後の在宅医療の質を左右するといっても過言ではありません。別に定められた状態の場合（別表3の1の2）には合計2回の算定が認められています。



在宅医療の維持について示しました。図では診療所が主治医で在宅移行を調整した二次病院が副主治医として示してあります。いずれの医療機関が主治医となるか、在宅療養指導管理料や在宅療養指導管理材料加算などをどちらがどのように算定するかなどは、退院前のカンファレンスでよく話し合っておきます。

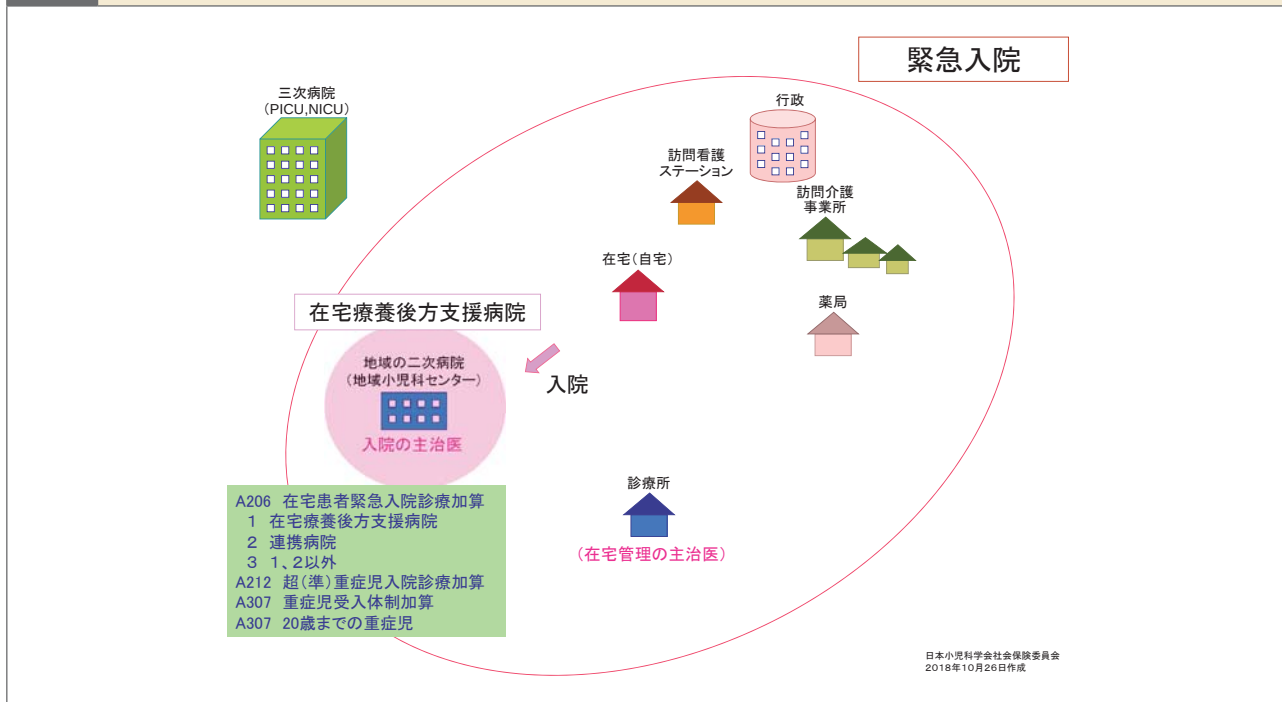
こどもの療養生活を安定して行うためには、地域の二次病院も訪問診療を行うことが強く望まれます。訪問診療を行うことのできる二次病院は、在宅療養後方支援病院として申請すれば初診から1年間は在宅患者共同診療料を算定することができます。



在宅医療中の病状の変化に際しては、主治医のみでなく在宅療養後方支援病院からもこどもの自宅を訪れることができます。さらに、それ以外の医療および福祉機関のスタッフもこどもの自宅に集まってカンファレンスを開催した場合には、在宅患者緊急時等カンファレンス料も算定できます。

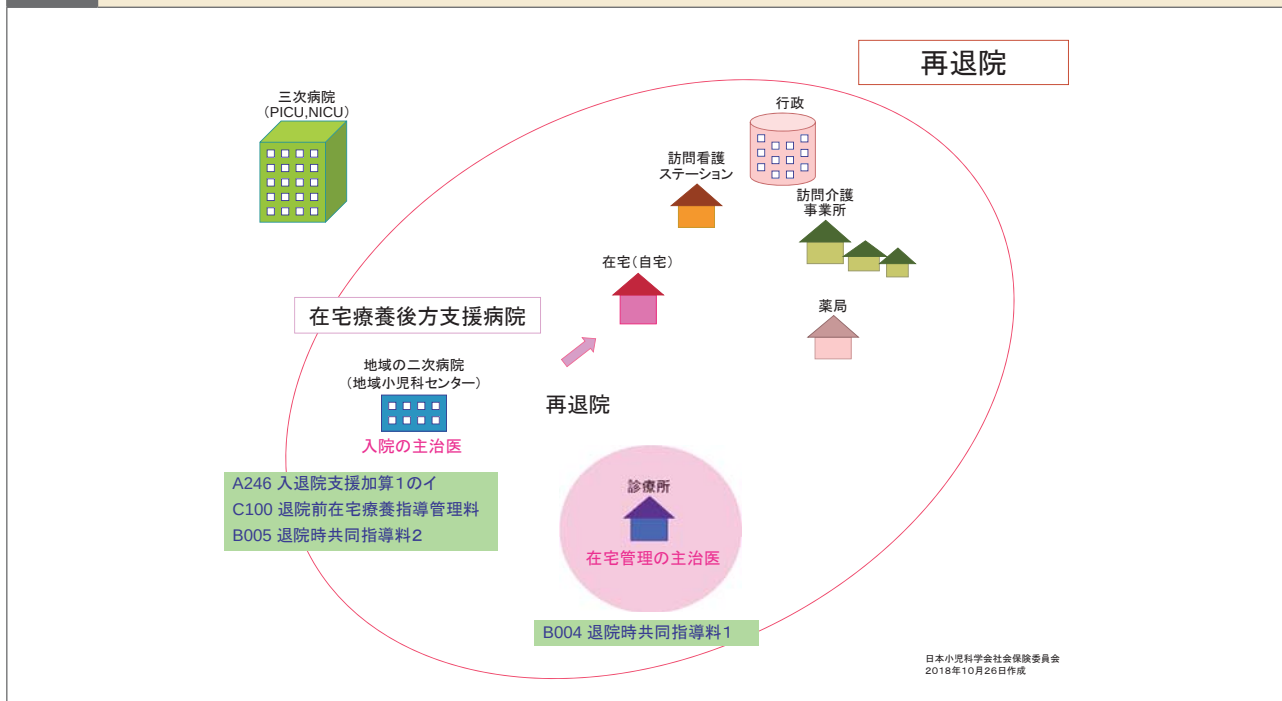
15 各論 中都市型 図B-6 在宅医療中の緊急入院

技術
2-1



こどもが入院の必要な状態であれば、はじめに在宅移行調整を行った二次病院（在宅療養後方支援病院）が入院を引き受けます。すでに在宅移行の際にこどもやその家族、病院の医師やスタッフともに顔なじみであり、地域の医療および福祉資源のスタッフとも慣れ親しんでいます。在宅医療を行うこどもは微妙な条件の違いなどで急変することもあり、そのような細かい情報も共有が容易です。これは入院するこどもにとっても、入院を引き受ける病院にとっても大きな利点となります。

16 各論 中都市型 図B-7 在宅医療中の緊急入院後の再退院



病状が安定して再退院し在宅医療を再開する際には、それまで行われていた医療の内容を変更しなければならない場合もあります。そのような際には、改めて退院調整を行う必要があるかもしれません。丁寧な情報交換が病診の間でおこなわれることが望まれます。

17 各論 成人と小児の在宅医療診療報酬算定の違い（その1）

医療保険でまかなわれる（介護保険ではない、3割負担、各種の公費医療費助成制度あり）

C001 在宅患者訪問診療料	833点
乳幼児加算(3歳未満)	400点
幼児加算(3歳以上6歳未満)	400点
・週3回を限度として算定可能	
・急性増悪等で一時的に必要な時は14日以内に1回追加	
C105 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	2500点
栄養維持のために主として栄養素の成分の明らかなもの	
C105-2 在宅小児経管栄養法指導管理料	1050点
(1)経口摂取が著しく困難な15歳未満の者	
(2)15歳以上の者であって経口摂取が著しく困難である状態が15歳未満から継続している者(体重が20Kg未満である場合に限る)	
C105-3 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料	2500点
(J120 鼻腔栄養は算定できない)	

日本小児科学会社会保険委員会
2018年10月26日作成

こどもの在宅医療の診療報酬は、成人のそれと同じように運用することを基本に作られています。その一方で、成人の在宅医療とのもっとも大きな違いは、40歳以上の成人では介護保険が用いられるのに対し、小児では全てが医療保険で賄われています。したがって、患者さんが支払う医療費の3割が自己負担となるため、負担軽減のため各種の公的医療費助成制度が用意されています。また、診療報酬の制度上でも成人にはないこども特有の条件に対して、医療者へも加算などの形で配慮されています。多くの診療料や指導管理料には年齢に応じた小児加算が設定されています。

在宅小児経管栄養法指導管理料もこども特有の条件に配慮されたものの一つで、成長や病態に応じて人工乳・経腸栄養剤・成分栄養剤・場合によってはミキサー食などを自由に使い分けられるよう工夫されています。平成30年度診療報酬改定で新設された在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料は小児でも活用できます。

18 各論 成人と小児の在宅医療診療報酬算定の違い（その2）

C1** 在宅療養指導管理材料加算	
小児では複数の加算が算定できることが多い	
特定保険医療材料を保険薬局から交付できる	
サイズや種類が多く、在庫管理が煩雑	
B001-2 小児科外来診療料	
在宅医療、シナジス接種は出来高算定	
(小児かかりつけ診療料を算定する施設は在宅医療支援診療所になることが推奨される)	
B009 診療情報提供料(I)	
C007 訪問看護指示料	300点
月1回の算定だが、小児では指示内容の変更が多い	
C008 在宅患者訪問薬剤管理指導料	650点
乳幼児加算	100点

日本小児科学会社会保険委員会
2018年10月26日作成

成人との違いの一つに、複数のデバイスを必要とする小児が多いことが挙げられます。気管切開、人工呼吸、在宅酸素、経管栄養、胃瘻などの併用です。在宅療養指導管理料は主たるもの一つしか算定できませんが、患者さんに提供している医療に必要な在宅療養指導管理材料加算は複数算定することが可能です。もう一つの特徴として、特定保険材料のサイズや種類が多いという問題があります。これらの材料の管理は管理が煩雑であり、在宅医療に関わる保険薬局との連携が重要です。重症の患者さんでは病状の変化が多く、在宅での管理方法をしばしば変更することが必要なことも稀ではありません。そのため、訪問看護指示書はこまめに作成することも大切です。さらに、別の医療機関を併診していることも多く、診療情報提供書によるこまめな情報交換も重要です。

19 各論 成人と小児の在宅医療診療報酬算定の違い（その3）

- B004 退院時共同指導料1:1500点(在支診)または900点
告示4別表3の1の2の患者 入院中2回
特別管理指導加算:200点
- C011 在宅患者緊急時等カンファレンス料:200点(月2回)
訪問と往診の使い分け
- C1** 在宅療養指導管理料(併算可能な場合)
人工呼吸器を装着する患者:在宅療養後方支援病院の算定
退院月:入院施設の算定
- C008 在宅患者訪問薬剤管理指導料:650点
強化型在宅支援診療所の算定要件
過去1年間の15歳未満の超重症児または準超重症児を2人

日本小児科学会社会保険委員会
2018年10月26日作成

技術
2-1

退院時や病状変化時のカンファレンスは重要で、安定した在宅医療を提供するために上手に使いこなすことが求められます。患者さんの病状によっては、複数回算定可能な場合もあり、情報収集の機会を上手に算定につなげることも大切です。また、病状変化時の算定では、訪問と往診で点数が大きく異なる場合もあります。

20 各論 成人と小児の在宅医療診療報酬算定の違い（その4）在宅療養後方支援病院

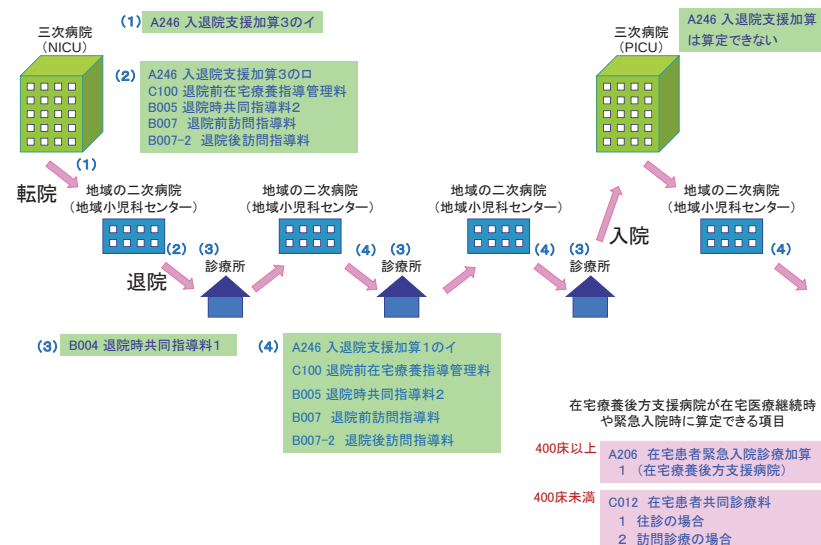
在宅療養後方支援病院の場合

- | | |
|-------------------------------------|------|
| C100 退院前在宅療養指導管理料 | 120点 |
| 乳幼児加算(6歳未満) | 200点 |
| C1** 在宅療養指導管理料(併算可能な場合) | |
| 人工呼吸器を装着する患者:在宅療養後方支援病院の算定 | |
| 退院月:入院施設の算定 | |
| A212 超重症児(者)・準超重症児(者)入院診療加算(1日につき) | |
| 1 超重症児(者)入院診療加算 | |
| イ 6歳未満の場合 | 800点 |
| ロ 6歳以上の場合 | 400点 |
| 2 準超重症児(者)入院診療加算 | |
| イ 6歳未満の場合 | 200点 |
| ロ 6歳以上の場合 | 100点 |
| 注3 救急・在宅重症児(者)受入加算(1日につき) | 200点 |
| NICU、PICU入院既往者、5日を限度 | |
| A307 重症児受入体制加算(小入管3~5)(1日につき) | 200点 |
| A247 入退院支援加算1のイまたは3、小児加算 | 200点 |
| B005 退院時共同指導料2(DPC算定施設で期間Ⅲ以内に退院の場合) | |
| C012 在宅患者共同診療料 | |
| A206 在宅患者緊急入院診療加算 | |

日本小児科学会社会保険委員会
2018年10月26日作成

在宅療養後方支援病院は、小児の在宅医療を提供する上で重要な地位を占めると考えられ、多くの施策が講じられています。小児の入院を扱う多くの病棟は小児入院医療管理料を算定していますが、スライドに示したほとんどの項目が算定可能です。地域の中心的な病院が小児在宅医療に深く関わることを期待されています。

なお、在宅療養後方支援病院が診療所と一人の患者さんを併診する場合、在宅療養指導管理料を両方で算定することが可能となるのは、15歳未満の人工呼吸を行う患者の場合と15歳未満から引き続き人工呼吸を行う体重15kg未満の患者の場合です：在宅療養指導管理料通則 事務連絡(7)。



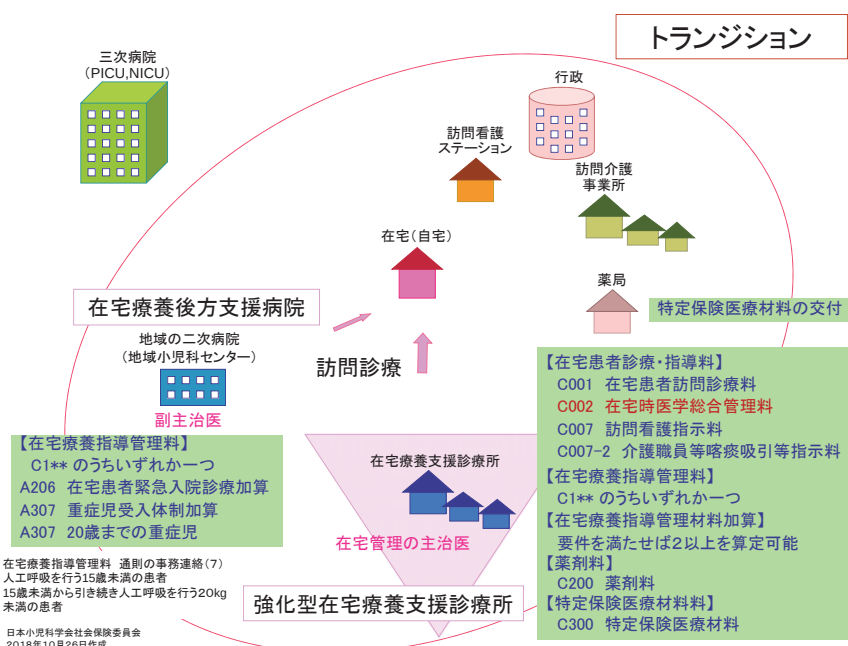
長い在宅医療の経過の中では、患者さんは地域の二次病院に入院しては、また在宅医療に戻るということを繰り返します。図には、それぞれの医療機関が患者さんの退院または転院時に算定できる項目を示しています。地域の二次病院は多数の項目を算定できるように見えますが、小児入院医療管理料などの特定入院料を算定している施設では医学管理料（B項目）は包括範囲のため算定できません。一方、これらの施設もDPCを算定している場合には、医学管理料（B項目）を算定することが可能です。つまり、DPC採用で小児入院医療管理料などの特定入院料を算定している施設では、DPCの期間Ⅲ（出来高算定になる前）以内であれば、医学管理料（B項目）を算定することが可能です。

また、A246 入退院支援加算 1 のイについては、PICU などの三次医療機関から二次医療機関を介した在宅移行は考慮されておらず、整合性に欠ける部分があります。また、A246 入退院支援加算の根本的な問題点として、退院させる施設の職員の参加は求められていますが、転院あるいは退院先の施設の職員の参加は求められていません。多施設・多職種連携という視点から極めて不備の多い加算であると言えます。その一方、B004 あるいは B005 退院時共同指導料は、多施設・多職種連携という視点から先進的な要件を求めているが、すでに示したように小児の在宅医療の中心となるべき三次、二次医療機関では算定することが難しい状況です。

図の右下に示しましたが、患者さんを在宅療養後方支援病院から訪問する場合、患者さんが緊急入院する際にもいくつかの項目が設定されています。ところが、A206 在宅患者緊急入院診療加算は400床以上の病院しか算定できず、C012 在宅患者共同診療料は400床未満の病院しか算定できないとされています。診療報酬上、在宅療養後方支援病院の役割が十分に押さえられていない結果であると思われます。

さらに、在宅療養後方支援病院が関わることのできる患者さんは別表13に示された患者さんだけです。その一方、在宅療養支援診療所（図では診療所とだけ記載）が関わることのできる患者さんは別表8の2に示された患者さんです。同じ患者さんを用いて診療する場合に、それぞれの基準となるべき施設が異なる算定要件で動いていることは、制度上の大きな問題点と考えられます。この部分を整理し、次に、次の図1に示すトランジションへの移行はなるべく行かぬと思われま

22 各論 図C-1 (強化型) 在宅療養支援診療所とトランジション



平成26年および28年診療報酬改定では、機能強化型在宅療養支援診療所が主たる在宅医療の担い手として位置付けられました。在宅医療を受ける人たちが24時間いつでも安心して生活できるためには、在宅療養支援診療所が無理なく運営できることが必要で、在宅医療を提供する医師が燃え尽きることがないよう医師の労働環境に配慮した結果です。機能強化型在宅療養支援診療所は算定要件が厳しいものの、在宅時医学総合管理料を算定することができ、小児を含めた在宅医療の受け皿として今後の発展が期待されます。超重症児や準超重症児への在宅医療の提供が算定要件に含まれたことから、小児を主として診療する診療所の在宅医療への参入が期待されます。小児科医が運営する在宅療養支援診療所と内科医が運営する在宅療養支援診療所が連携することで、将来的なこどものトランジションへの道筋がつけられたと言えます。

多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
ハンチントン病
進行性筋ジストロフィー症
パーキンソン病関連疾患
多系統萎縮症
プリオン病
亜急性硬化性全脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症
慢性炎症性脱髄性多発神経炎
後天性免疫不全症候群
頸髄損傷
15歳未満のものであって人工呼吸器を使用している状態のもの又は15歳以上のも
のであって人工呼吸器を使用している状態が15歳未満から継続しているもの(体重
が20kg未満である場合に限る)

日本小児科学会社会保険委員会
2017年10月14日作成

在宅療養後方支援病院の算定要件にある疾病等を示してあります。

一番下の「人工呼吸器を使用している状態のもの」が、小児での主な対象となります。

要件のうち、「15歳以上で体重20kg未満」との記載が実態に合わないとの指摘があります。

1. 次に掲げる疾患に罹患している患者
 - 末期の悪性腫瘍
 - スモン
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病
 - 後天性免疫不全症候群
 - 脊髄損傷
 - 真皮を越える褥瘡
2. 次に掲げる状態の患者
 - 在宅自己連続携帯式腹膜灌流を行っている状態
 - 在宅血液透析を行っている状態
 - 在宅酸素療法を行っている状態
 - 在宅中心静脈栄養法を行っている状態
 - 在宅成分栄養経管栄養法を行っている状態
 - 在宅自己導尿を行っている状態
 - 在宅人工呼吸を行っている状態
 - 植込型脳・脊髄刺激装置による疼痛管理を行っている状態
 - 肺高血圧症であって、プロスタグランジン₂製剤を投与されている状態
 - 気管切開を行っている状態
 - 気管カニューレを使用している状態
 - ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態
 - 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

日本小児科学会社会保険委員会
2017年10月14日作成

在宅時医学総合管理料の算定要件にある患者さんの状態を示します。在宅医療を受けるほとんどの小児が含まれると考えられます。

日本小児科学会社会保険委員会
2018年10月26日作成

入退院支援加算 1

イ 退院困難な要因を有する入院中の患者であって、在宅での療養を希望するものに対して退院支援を行った場合。

ロ 連携する他の保険医療機関において当該加算を算定した患者の転院を受け入れ、退院支援を行った場合。

入退院支援加算 2（特定入院料を算定するときは不可）

退院困難な要因を有する入院中の患者であって、在宅での療養を希望するものに対して退院支援を行った場合。

入退院支援加算 3

イ 当該保険医療機関に入院中の患者であってNICU管理料またはGCU管理料を算定したことがあるものに対して、退院支援計画を作成し、退院支援を行った場合。

ロ 他の保険医療機関において当該加算を算定した患者の転院を受け入れ、退院支援計画を作成し、退院支援を行った場合。

地域連携診療計画加算、小児加算（入退院支援加算 1、2）、入院時支援加算

退院困難な要因（入退院支援加算 1、2）

ア 悪性腫瘍、認知症又は脳血管性肺炎等の急性呼吸器感染症

イ 緊急入院であること

ウ 要介護認定が未申請（40歳以上）

エ 家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがある

オ 生活困窮者であること

カ 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活用様式の再編が必要

キ 排泄に介助を要する

ク 同居者の有無に関わらず、必要な介助を十分に提供する状況にない

ケ 退院後に医療処置が必要

コ 入退院を繰り返す

サ アからクに準ずる

退院困難な要因（入退院支援加算 3）

ア 先天奇形

イ 染色体異常

ウ 出生体重1500g未満

エ 新生児仮死（Ⅱ度以上に限る）

オ その他、生命に関わる重篤な状態

	退院支援および地域連携業務に関わる職員	退院困難な 要因の抽出	退院支援計画の 作成への着手	共同カンファレンスの開催
1	医療機関内に退院支援部門がある。 各病棟に配置。 十分な経験を有する専任の看護師または社会福祉士が1名以上。さらに、経験を有する専任の社会福祉士または看護師を配置。	3日以内	7日以内	病棟看護師、退院支援要員、退院支援部門の看護師および社会福祉士、等 相談支援専門員との連携必要
2	医療機関内の退院支援部門に経験を有する専任の看護師、准看護師または社会福祉士が1名以上。さらに、経験を有する専任の社会福祉士または看護師を配置。	7日以内	7日以内	同上（努力義務）
3	医療機関内に退院支援部門がある。 退院支援とNICU業務経験のある専任の看護師が1名以上、または退院支援とNICU業務経験のある専任の看護師と専任の社会福祉士が1名以上。 専任の看護師または社会福祉士は週30時間以上退院支援に関わる業務に関与。	7日以内	1か月以内	病棟および退院支援部門の看護師ならびに社会福祉士、等

入退院支援加算 1 は600点、2 は190点、3 は1,200点です。平成28年度診療報酬改定で、それまであった退院調整加算を整理し退院支援加算と名称が変更され、平成30年度診療報酬改定では、入退院支援加算と名称が変更されました。点数は変わりませんが、虐待や生活困窮が要因として追加されました。さらに、入退院支援加算 1 の要件に相談支援専門員との連携が追加されました。また、小児加算と入院時支援加算が新設されました。

NICUからの退院の際には入退院支援加算 3 のイを算定します。NICUから転院し退院困難な理由のために調整のうえ退院した場合には入退院支援加算 3 のロを算定します。NICU入院既往がなく退院困難な理由があった場合には入退院支援加算 1 のイを用いることになります。

小児の入院で特定入院料を算定する施設では、入退院支援加算 1 のイまたは入退院支援加算 3 しか算定できません。

目 標

医療的ケア児をとりまく各種の制度を理解し、臨床や多職種連携の活動の中で適切に活用することができる

Keyword

退院支援、訪問診療、訪問看護、障害福祉、計画相談、居宅、通所支援、入所支援、児童福祉法、障害者総合支援法

内 容

医療的ケア児や障害児を取り巻く医療、福祉などのさまざまな制度は、それぞれ法律に基づいている。医療については厚生労働省の省令・告示による診療報酬制度に基づいており、在宅療養患者の退院支援、訪問診療、訪問看護に関する診療報酬がいくつか設定されている。18歳未満の障害福祉サービスについては児童福祉法、18歳以上については障害者総合支援法に基づいており、障害児計画相談、居宅関連サービス、通所支援サービス、入所支援サービスが各種規定されている。

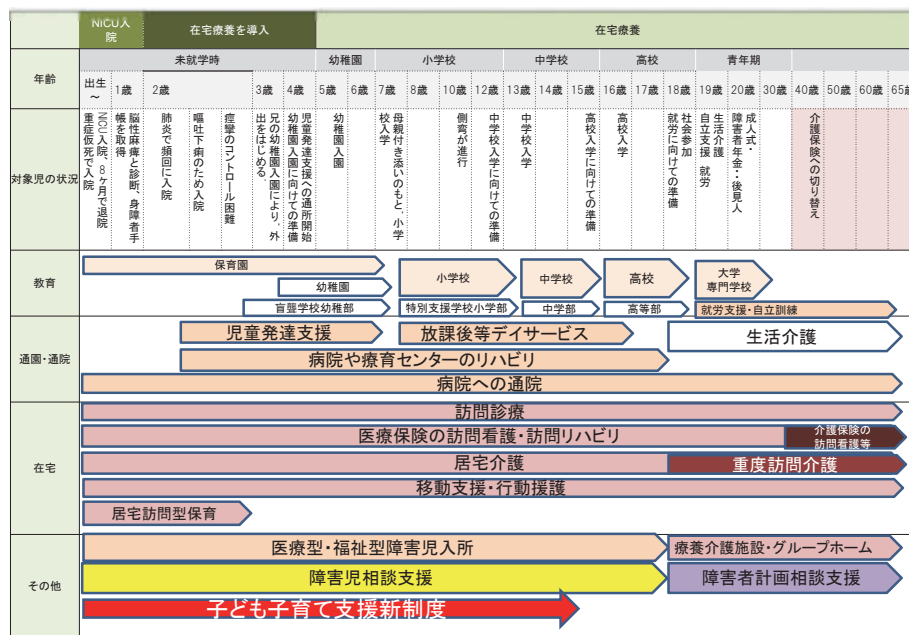
居宅関連サービスには居宅介護、重度訪問介護、移動支援、日常生活用具給付、居宅訪問型保育などがある。通所支援サービスには児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などがある。入所支援サービスには、医療型（特定）短期入所、日中一時支援などがある。地域生活支援事業に基づくサービスの内容や量については、市区町村間で差が見られる。保育所等訪問支援や医療型（特定）短期入所については、事業所の施設基準の幅が広く、一般の医療機関でも実施可能である。これらの制度を理解した上で、地域のニーズに合った医療的ケア児の支援の仕方を考えることが重要である。

【引用情報】

- 1) 医科診療報酬点数表2016年
- 2) 「平成28年度診療報酬改定の概要」厚生労働省保険局医療課資料
- 3) 平成29年度医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議
厚生労働省障害保健福祉部資料
- 4) 社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会資料
(平成29年11月20日)

1

医療的ケア児に関わる年齢別の各種制度



ここで、具体的な医療的ケア児の一例を例にとり、そこに入る医療、福祉、保育、教育等のさまざまな制度や支援を列記してみる。

教育においては、保育園・幼稚園、小学校、中学校、高校、あるいは特別支援学校がある。

通園・通院する場所としては、児童発達支援、放課後等デイサービス、療育センターや病院への定期通院、リハビリ通院、成人の障害者では生活介護がある。

在宅においては、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ、ホームヘルプ（居宅介護）、居宅訪問型保育がある。

入所するサービスとしては、重心・肢体不自由児施設への入所や短期入所（重心児のみ）があり、成人の障害者では療養介護施設、グループホームがある。

他に障害児の相談支援、障害者の計画相談支援において、計画に基づいた障害福祉サービスの給付を受ける。

子ども子育て支援新制度では、在宅も含めた子育て環境の整備が謳われている。

2

医療的ケア児を支援するための各種制度

- 医療**
 - ① 診療報酬・・・入院医療・外来医療・在宅医療
 - ② 医療保険・・・訪問看護
 - ② 公費負担医療・・・**自立支援医療**
- 障害福祉サービス**
 - ① 計画相談・・・適切な障害福祉サービスをケアマネしてくれる
 - ② 訪問系・・・居宅介護、行動援護
 - ③ 通所系・・・児童発達支援、放課後デイサービス
 - ④ 入所系・・・重心施設への契約入所、**医療型短期入所（重心児のみ）**
- 地域生活支援事業（障害児者のみ）**

例：日常生活用具給付、日中一時支援（市町村によりけり）
- 保育・教育**

喀痰吸引等研修を受けた教員・介護士は、主治医の指示書の下で医療的ケア可
訪問看護師が学校に対し、新入学児童に関する情報を文書で提供可
保育所や学校に看護師を配置（地方自治体の保育・教育の予算で）
- 地方自治体の単独事業**

（例）空床利用型短期入所に対する補助金上乗せ事業（大阪府、埼玉県）
医療的ケア児の通学に対する訪問看護師の付き添い補助事業（熊本市）

1. B001-5 **小児科療養指導料**の対象に「医療的ケア児」が記載された
2. C005在宅患者訪問看護・指導料及び訪問看護療養費における**乳幼児加算**が50点(500円) ➡ 150点(1,500円)にアップ！
3. **長時間訪問看護加算**が15歳未満の医療的ケア児に算定可
4. **訪問看護情報提供療養費2**が新設
訪問看護師が学校に医療的ケア児の情報を提供することに対し、報酬が設定された

① 退院時共同指導料1(在宅療養支援診療所1,500点)

入院中の患者に対して、在宅担当医が病院に赴いて、病院の医師と共同して退院後の在宅療養上必要な説明及び指導を行い、文書により情報提供した場合に、在宅担当医において算定する。

② 退院時共同指導料2(400点)

入院中の患者に対して、病院の医師が、在宅担当医と共同して退院後の在宅療養上必要な説明及び指導を行い、文書により情報提供した場合に、病院において算定する。

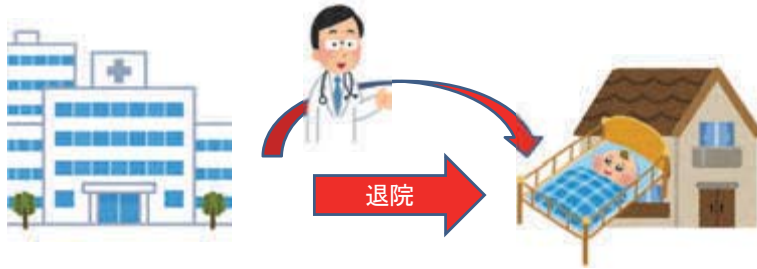


① 退院前訪問指導料

入院期間が1月を超えると見込まれる患者の円滑な退院のため、病院から患家を訪問し、家族等に対して退院後の在宅での療養上の指導を行った場合に、1回(入院早期に訪問した場合は2回)に限り算定する。580点。

② 退院後訪問指導料

病院が、別表第8の患者の地域における円滑な在宅療養への移行及び在宅療養の継続のため、患家等を訪問し、家族等に対して、在宅での療養上の指導を行った場合に、1月以内の期間（退院日を除く。）に限り、5回を限度として算定する。580点。



1ヶ月以上の入院が見込まれる患者の家に病院から訪問し、家族に対して在宅療養上の指導を行った場合に、退院前訪問指導料を算定できる。

別表 8（後述）の状態にある患者については、退院後 1 ヶ月以内に病院から患者の家を訪問し、家族に対して在宅療養上の指導を行った場合に、退院後訪問指導料を算定できる。

6

在宅療養後方支援病院

- ・在宅療養患者の緊急時に入院を受け入れる契約をした病院は、「在宅療養後方支援病院」として、①②を算定できる。
 - ・許可病床数200床以上の病院が施設基準
- ①在宅患者緊急入院加算・・・緊急時に入院を受け入れた場合に算定
- ②在宅患者共同診療料・・・病院医師が在宅医と共同で往診・訪問診療した場合に算定（別表第13※の患者に対して年12回まで）

※ 基本診療科の施設基準別表第十三「在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等」：
多発性硬化症 重症筋無力症 スモン 脊髄神経根痛症 脊髄小脳変性症 パンチン病 進行性筋失調症
パーキンソン病関連疾患（進行性上肢麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病の一部）閉塞性肺病 重症慢性化性全脳炎
ライム病 脳脊髄血管ジストロフィー 脊髄神経根痛症 慢性化性筋強直性多発神経炎 慢性免疫不全症候群 頭頸部癌
15歳未満の小児人工呼吸器を使用している先天性の慢性（体重が20kg未満である場合に限る）。

在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療③	在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療④																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
在宅医療における後方病床の評価① - 在宅医療を行うにあたり、緊急時における後方病床の確保が重要であることから、在宅医療後方支援病院を積極的に評価を行う。 (新) 在宅医療後方支援病院 ① 評価対象 1. 病床数100以上の病院であること 2. 当該病院に緊急時に対応する病院としてあらかじめ自衛隊病院に選定されていること(以下、大規模災害およびいつにいつに緊急時に対応する病院として選定し、必要に応じて入院を受け入れることとする) 3. 大規模災害に際して、在宅医療を担っている医師と連携し、2月1日までに、診療情報の交換を行っていること <table> <tr> <th>評価</th><th>点</th></tr> <tr> <td>在宅医療緊急入院診療加算(入院初期)</td><td>2,000点</td></tr> <tr> <td>1. 連携型在宅医療、在宅医療の確保</td><td>2,000点</td></tr> </table> ② 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ③ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ④ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ⑤ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ⑥ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ⑦ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ⑧ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ⑨ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ⑩ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ⑪ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ⑫ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ⑬ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ⑭ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ⑮ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ⑯ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ⑰ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ⑱ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ⑲ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点 ⑳ 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 在宅医療緊急入院診療加算(入院後期) - 連携型在宅医療、在宅医療の確保 - 支援病院の場合 5,000点 - その他 2,000点	評価	点	在宅医療緊急入院診療加算(入院初期)	2,000点	1. 連携型在宅医療、在宅医療の確保	2,000点	在宅医療を担う医療機関の評価② 在宅医療を担当する医師と在宅医療後方支援病院の医師が共同で訪問診療等を行った場合の評価を行う。 (新) 在宅医療共同診療料① 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ② 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ③ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ④ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑤ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑥ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑦ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑧ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑨ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑩ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑪ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑫ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑬ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑭ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑮ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑯ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑰ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑱ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑲ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑳ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ① 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ② 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ③ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ④ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑤ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑥ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑦ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑧ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑨ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑩ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑪ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑫ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑬ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑭ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑮ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑯ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑰ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑱ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑲ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ⑳ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㉑ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㉒ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㉓ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㉔ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㉕ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㉖ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㉗ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㉘ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㉙ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㉚ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㉛ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㉜ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㉝ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㉞ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㉟ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㊱ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㊲ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㊳ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㊴ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㊵ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㊶ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㊷ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㊸ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㊹ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㊺ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> <tr> <td>4. その他</td><td>1,200点</td></tr> </table> ㊻ 往診の場合 <table> <tr> <td>1. 訪問診療(同一地域居住者以外)</td><td>1,600点</td></tr> <tr> <td>2. 訪問診療(同一地域居住者)</td><td>1,000点</td></tr> <tr> <td>3. 特定高齢者等に入居する者</td><td>2,400点</td></tr> </table>	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点	4. その他	1,200点	1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点	2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点	3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点
評価	点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
在宅医療緊急入院診療加算(入院初期)	2,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 連携型在宅医療、在宅医療の確保	2,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. その他	1,200点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 訪問診療(同一地域居住者以外)	1,600点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 訪問診療(同一地域居住者)	1,000点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 特定高齢者等に入居する者	2,400点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

在宅療養患者の緊急入院先を保証するために、在宅療養後方支援病院の診療報酬が平成26年度に創設された。

在宅療養患者の緊急時に入院を受け入れるように契約した病院は、「在宅療養後方支援病院」として厚生局に届け出て、特掲診療料の①在宅患者緊急入院加算と②在宅患者共同診療料を算定することができる。

200～499床の病院に限られるが、人工呼吸器児（20kg未満）に限り500床以上の病院で算定することができる。

①在宅患者緊急入院診療加算は、登録した患者が緊急入院した場合に算定できる。ただし小児入院医療管理料を算定している場合は、そこに含まれているために算定できない。

②在宅患者共同診療料は、病院医が在宅担当医と共同で往診又は訪問診療に行った場合に算定できる。1年間に2回までだが、人工呼吸器(20kg未満)については12回まで算定できる。

訪問診療料

- ・ 訪問診療料には、6歳未満の場合「**乳幼児加算**」400点が加算できる
- ・ 在宅時医学管理料は高額だが、診療所でのみ算定できる

区分記号	診療報酬項目	点数
C000	往診料	720点
C001	在宅患者訪問診療料 1	833点
	乳幼児加算（6歳未満）	400点
C002	在宅時医学総合管理料	
	1 強化型在宅診療で重症な患者	5,000点
	強化型在宅診療で重症でない患者	4,100点
	強化型在宅診療で月1回の訪問診療	2,520点
	2 一般の在宅診療で重症な患者	4,600点
	一般の在宅診療で重症でない患者	3,700点
	一般の在宅診療で月1回の訪問診療	2,300点
	3 一般の診療所で重症患者	3,450点
	一般の診療所で重症でない患者	2,750点
	一般の診療所で月1回の訪問診療	1,760点

在宅療養指導管理料

在宅療養指導管理料を1ヶ月に1個のみ算定できる
物品に関する加算は複数でも算定できる
(酸素濃縮器、栄養管セット等)

区分记号	診療報酬項目	点数
C101-2	在宅小児低血糖症指導管理料	820点
C102	在宅自己脱離酸素法指導管理料	4,000点
C102-2	在宅血透透析指導管理料	8,000点
C103	在宅酸素療法指導管理料 チート型人工気管心疾患	520点
C103	在宅酸素療法指導管理料 その他	2,400点
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料	3,000点
C105	在宅成人経管栄養療法指導管理料	2,500点
C105-2	在宅小児経管栄養指導管理料	1,050点
C106	在宅自己導尿指導管理料	1,800点
C107	在宅人工呼吸指導管理料	2,800点
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 1	2,250点
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 2	250点
C108	在宅悪性腫瘍患者指導管理料	1,500点
C109	在宅緩和ケア患者処置指導管理料	1050点
C110	在宅自己管理指導管理料	1300点
C110-2	在宅振戦等刺激療法治療指導管理料	810点
C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	810点
C110-4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	810点
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料	1,500点
C112	在宅気管切開患者指導管理料	900点
C114	在宅認知性皮膚疾患処置指導管理料	1,000点
C116	在宅模型型補助人工心臓 (非自動型)指導管理料	45,000点

平成26年度診療報酬改定

医療機関相互の連携や医療・介護の連携の評価について③

その他の連携

介護職員等喀痰吸引等指示の評価の拡大

- 保険医が介護職員等喀痰吸引等指示書を交付できる厚生労働大臣の定める者に特別支援学校等の学校を加える。

介護職員等喀痰吸引等指示料 240点(3月に1回算定 有効期限6か月)

現行	改定後
【対象事業者】 厚生労働大臣の定める者 ①介護保険関係 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護を行う者 等 ②障害者自立支援法関係 指定居宅介護の事業、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、指定生活介護事業者 等	【対象事業者】 厚生労働大臣の定める者 ①介護保険関係 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護を行う者 等 ②障害者自立支援法関係 指定居宅介護の事業、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、指定生活介護事業者 等 ③学校教育法関係 学校教育法一条校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校）



平成30年度診療報酬改定 1-4. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保③

質の高い訪問看護の確保①

長時間の訪問看護における医療的ケア児への対応

➤ 在宅で療養しながら生活する小児への支援を充実するために、医療的ケアが必要な児における長時間訪問看護加算の算定回数を週1日から週3日まで拡大する。*在宅患者訪問看護・指導料（同一建物居住者訪問看護・指導料）の高額加算についても同様

改定前	改定後
長時間訪問看護加算（週1日まで） 【算定対象】 (1) 15歳未満の重症症児又は準重症症児 (2) 特掲診療料の施設基準等別表第6に掲げる疾病等の者 (3) 特別訪問看護指示書又は精1特1特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者 長時間訪問看護加算（週3日まで） 【算定対象】 上記の(1)	長時間訪問看護加算（週1日まで） 【算定対象】 (1) 15歳未満の重症症児又は準重症症児 (2) 特掲診療料の施設基準等別表第6に掲げる疾病等の者 (3) 特別訪問看護指示書又は精1特1特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者 長時間訪問看護加算（週3日まで） 【算定対象】 上記の(1)及び(2)（15歳未満の小児）

【特掲診療料の施設基準 別表6】

- 在宅療養支援診療所等指定管理医のいる在宅医療機関患者指導管理を受けている状態にある者又は家庭にコールシステムを使用している状態にある者
- 以下のいずれかを満たしている状態にある者
 - 在宅自己管理支援指導管理 在宅医療連携指導管理 在宅医療連携指導管理 在宅中心診療支援指導管理
 - 在宅自己管理支援指導管理 在宅医療連携指導管理 在宅自己管理支援指導管理 在宅人工呼吸指導管理 在宅特掲診療指導管理
- 人工呼吸又は人工栄養を必要としている状態にある者
- 高度な認知機能障害の状態にある者
- 在宅患者訪問の高度化指導指導料を算定している者

乳幼児への訪問看護の評価

➤ 乳幼児への訪問看護を推進するために、乳幼児加算の評価を充実する。

改定前	改定後
【訪問看護基本療養費】 乳幼児加算・幼児加算 500円 【在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料】 乳幼児加算・幼児加算 50点	【訪問看護基本療養費】 乳幼児加算 1,500円 【在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料】 乳幼児加算 150点

平成30年度診療報酬改定 1-4. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保③

質の高い訪問看護の確保③

自治体への情報提供の見直し

➤ 訪問看護ステーションから自治体への情報提供が効果的に実施されるよう、利用者の状態等に基づき、算定要件や対象の見直しを行う。

改定前	改定後
【訪問看護情報提供療養費】 【算定要件】 ・指定訪問看護の状況を示す文書添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に算定	【訪問看護情報提供療養費】 【算定要件】 ・市町村等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に算定 【算定対象】 (1) 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者 (2) 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者 (3) 精神障害を有する者又はその家族等

学校への情報提供に係る評価

➤ 医療的ケアが必要な小児が学校へ通学する際に、訪問看護ステーションから訪問看護についての情報を学校へ提供した場合の評価を新設する。

（新）訪問看護情報提供療養費2 1,500円

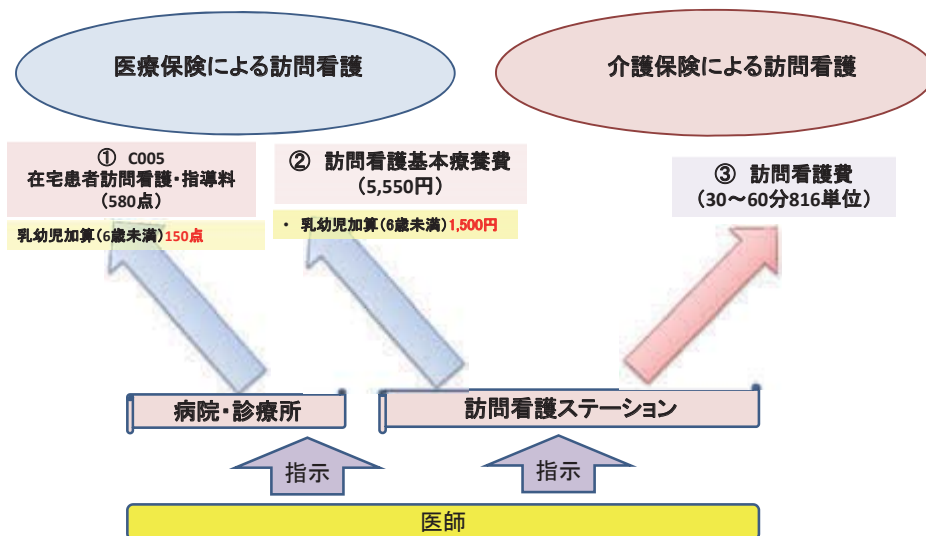
- 【算定要件】
小学校又は中学校等に入学や転学時等の当該学校に初めて在籍する利用者について、学校からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書添えて必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定。
- 【算定対象】
 (1) 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の15歳未満の小児
 (2) 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる15歳未満の小児
 (3) 15歳未満の重症症児又は準重症症児



11 訪問看護の費用

- ① 在宅患者訪問看護・指導料(診療報酬)
② 訪問看護基本療養費(医療保険)

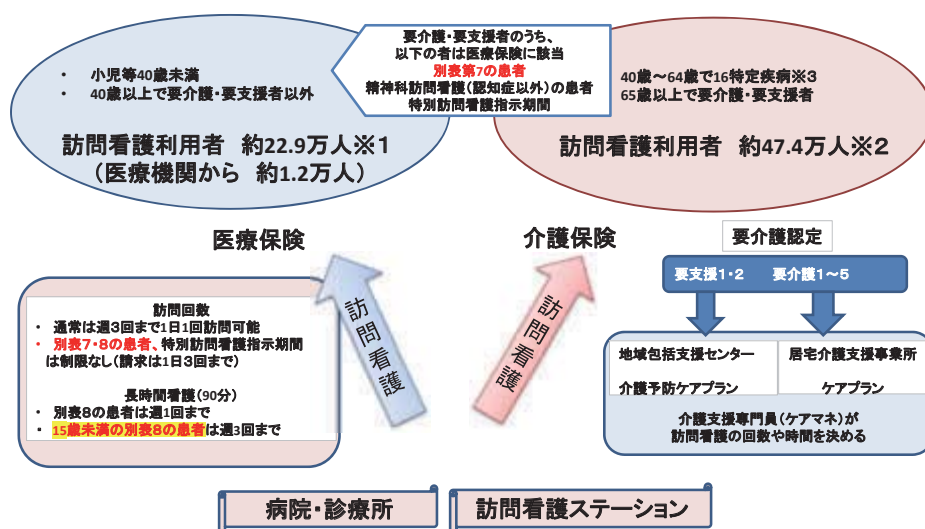
- ③ 訪問看護費(介護保険)



技術
2-2

訪問看護には、医療保険から給付される訪問看護療養費と介護保険から給付される訪問看護費の2種類があるが、小児はもっぱら医療保険からの訪問看護となる。

12 訪問看護の利用回数・利用時間



出典：
※1 保険局医療課調べ(平成29年6月審査分)
※2 介護給付費実態調査(平成29年6月審査分)

※3 16特定疾患
(1)末期の悪性腫瘍 (2)関節リウマチ (3)筋萎縮性側索硬化症
(4)後縦筋帯骨化症 (5)骨折を伴う骨粗鬆症 (6)初老期における認知症
(7)進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
(8)脊髄小脳変性症 (9)脊髄管狭窄症 (10)早老症 (11)多系統萎縮症
(12)糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
(13)脳血管疾患 (14)閉塞性動脈硬化症 (15)慢性閉塞性肺疾患
(16)両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険の訪問看護では、訪問の回数や時間をケアマネが決めるのに対し、医療保険の訪問看護では、病状に応じて訪問看護事業所が回数や時間を決めることができる。別表 7、8 に該当する患者は重症度の高い患者として、週 4 回以上最大 90 分間まで訪問看護に入ることができ、複数の訪問看護ステーションを利用することもできる。

13 特掲診療料の施設基準等

- ・訪問看護が訪問できる回数は原則週3日、1日1回まで
- ・しかし、別表7、別表8に該当する患者は、週4日以上訪問可能
- ・さらに、**15歳未満の準・超重症児及び別表8の患者**は、90分間の**長時間訪問看護加算**が可能となった(平成30年度改定)

厚生労働大臣が定める疾病等

別表第7

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症
- ③重症筋無力症 ④スモン
- ⑤筋萎縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症
- ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症
- ⑨パーキンソン病疾患(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)
- ⑩多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)
- ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎
- ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー
- ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症
- ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑱後天性免疫不全症候群 ⑲頭髄損傷
- ⑳人工呼吸器を使用している状態(夜間無呼吸のマスク換気は除く)

厚生労働大臣が定める状態等にある患者

別表第8

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- ④真皮を越える褥瘡の状態にある者
- ⑤在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定する者

厚労省は、在宅療養患者のうちでも重症度の高い患者として、平成20年厚生労働省告示第63号において「特掲診療料の施設基準等」別表7及び別表8を規定している。別表7は病名で、別表8は患者の状態像で表現されている。

別表7の患者に対しては、訪問診療、訪問看護が週4回以上入ることができる。

別表8の患者に対しては、退院後訪問指導料を算定でき、かつ訪問看護が週4回以上入ることができる。

別表8の2(本稿未収載)の患者に対しては、在宅時医学総合管理料の評価が上げられている。

別表第7 訪問診療、訪問看護で週4回以上訪問できる疾患

別表第8 退院時共同指導料1の注2に規定する特別な管理を要する状態等にある患者並びに退院後訪問指導料、訪問看護で週4回以上訪問できる患者

別表第三の一の二 退院時共同指導料1及び退院時共同指導料2を二回算定できる疾病等の患者並びに頻回訪問加算に規定する状態等にある患者

14 準・超重症児

判定スコア: 25点以上…**超重症児**
10点以上…**準超重症児**

重症児(者)判定スコア

番号	医療ケア	スコア
①	レスピレーター管理	10
②	気管内挿管・気管切開	8
③	鼻咽頭エアウェイ	5
④	O ₂ 吸入又はSpO ₂ 90%の状態が10%以上	5
⑤	6回/日以上の頻回の吸引	3
	1回/時間以上の頻回の吸引	加算5
⑥	ネブライザー6回/日以上または継続使用	3
⑦	IVH	10
⑧	経口摂取(全介助)	3
	経管(経鼻・胃瘻含む)	5
⑨	腸瘻・腸管栄養	8
	持続注入ポンプ使用(腸瘻・腸管栄養時)	3
⑩	手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	3
⑪	継続する透析(腹膜透析含む)	10
⑫	定期導尿(3回/日以上)	5
⑬	人工肛門	5
⑭	体位交換6回/日以上	3

平成30年3月5日保医発0305第2号
「基本診療料等の施設基準及びその届出の手続きに関する取扱いについて」

<必要条件>

- ・介助によらなければ座位が保持できない
- ・医療ケアが必要な状態が6ヶ月以上継続

動く医療的ケア児に適応されない!

A212 準・超重症児入院診療加算

準・超重症児を受け入れた場合、一般入院基本料に以下が加算される。ただし、小児入院医療管理料1～5には加算できない。

1. 超重症児(者)入院診療加算
 - イ 6歳未満…800点
 - ロ 6歳以上…400点
2. 準超重症児(者)入院診療加算
 - イ 6歳未満…200点
 - ロ 6歳以上…100点

一般の小児病棟で算定されるのが、準・超重症児入院診療加算です。

医療的ケアが重い肢体不自由児の入院医療に付く加算です。

入院料を入院基本料が小児入院医療管理料がどちらで算定した場合でも、この加算が付きます。

ただし条件があり、運動機能が「介助によらなければ座位を維持できない」状態にあること、医療ケアが必要な状態が6ヶ月以上持続すること、そして医療的ケアの判定スコアが10点以上ないとこの加算が付きません。6ヶ月の規定は、NICU出身者であれば6ヶ月未満であっても算定することができるみなしのような考え方ができます。

15 障害者総合支援法に基づく医療

・ 自立支援医療（障害者総合支援法第5条第22項）

障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療

- ① 育成医療： 18歳未満の障害児
- ② 更生医療： 18歳以上の身体障害者
- ③ 精神通院医療： 精神疾患の通院

- ・ 費用は市町村が支弁
- ・ うち50%を国が補助
- ・ 25%を都道府県が補助
- ・ 患者負担額は収入によって変わる

障害種	自立支援医療の内容
肢体不自由	手術、理学療法、補装具治療
視覚障害	手術
聴覚・平行機能障害	手術
音声・言語・そしゃく機能障害	手術、言語療法、歯科矯正
心臓機能障害	手術、心臓カテーテル検査
腎臓機能障害	腎移植術
その他の内臓障害	手術
免疫機能障害	HIVに関する治療
肝臓機能障害	肝移植術

・ 療養介護（同第5条第6項）⇒ 18歳以上！

医療を要する障害者（18歳以上）であって常時介護を要するもの（中略）につき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。

- ① 障害者が病院に入院した場合、付き添いしてくれる。
- ② 医療ケアが必要な障害者が施設に入所した場合、昼間は療養介護医療を受けられる。

技術
2-2

16 日常生活用具給付等事業（障害者総合支援法による）

1. 制度の概要

- 障害者等の日常生活が円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。
- ・ 実施主体 市町村
- ・ 対象者 日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等（※難病患者等については、政令に定める疾病に限る）として市町村が定める者
- ・ 申請方法 市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後、給付等を受ける。

2. 対象種目

- 以下の「用具の要件」をすべて満たすものであって、「用具の用途及び形状」のいずれかに該当するものについて市町村が定める種目。

【用具の要件】

- ・ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ・ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの
- ・ 用具の製作、改良又は開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

【用具の用途及び形状】

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等その他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

3. 利用者負担

- 市町村の判断による。

17 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

平成30年度予算額:44,176千円 → 平成31年度概算要求額:44,578千円

○ 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、特殊寝台等の日常生活用具を給付する事業。(平成17年度から実施)

事業の概要

- 実施主体 市町村（特別区含む）
- 補助率 1/2（負担割合：国1/2、市又は福祉事務所を設置している町村1/2、ただし、福祉事務所を設置していない町村は、国1/2、県1/4、町村1/4）
- 自己負担 保護者の収入に応じて自己負担額がある。

対象品目

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ器具（消化器系）、ストーマ器具（尿路系）、人工鼻

18 小児慢性特定疾病の医療費助成の概要

○ 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。

医療費助成の概要

- 対象者の要件
 - ・小児慢性特定疾病(※)にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度であること。
 - ※①慢性に経過する疾病であること ②生命を長期に脅かす疾病であること ③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること ④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること の全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるもの。
 - ・18歳未満の児童であること。(ただし、18歳到達時点において本制度の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。)
- 自己負担 申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある。
- 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
- 国庫負担率 1/2(都道府県・指定都市・中核市1/2)
- 根拠条文 児童福祉法第19条の2、第53条



対象疾患群

- | | | |
|-----------|-----------|----------------|
| ① 悪性新生物 | ⑦ 糖尿病 | ⑬ 染色体又は遺伝子 |
| ② 慢性腎疾患 | ⑧ 先天性代謝異常 | に変化を伴う症候群 |
| ③ 慢性呼吸器疾患 | ⑨ 血液疾患 | ⑭ 皮膚疾患 |
| ④ 慢性心疾患 | ⑩ 免疫疾患 | ⑮ 骨系統疾患 |
| ⑤ 内分泌疾患 | ⑪ 神経・筋疾患 | ⑯ 脈管系疾患 |
| ⑥ 膠原病 | ⑫ 慢性消化器疾患 | ※⑬⑯は平成30年度から追加 |

対象疾病

・対象疾病数：756疾病（16疾患群）

予算額

・平成30年度予算額 : 15,042,557千円
 ・平成31年度概算要求額 : 15,230,461千円 (187,904千円増)

19 小児慢性特定疾病児童自立支援事業

【事業の目的・内容】

幼少期から慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図る。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【国庫負担率】1／2（都道府県・指定都市・中核市1／2）

【根拠条文】児童福祉法第19条の22、第53条

【予算額】平成30年度予算額：922,784千円 → 平成31年度概算要求額：922,784千円（±0千円）



技術
2-2

20 障害福祉分野

障害福祉分野



1 概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

根拠：身体障害者福祉法第15条

2 交付対象者

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

別表に定める障害の種類(いずれも、一定以上で継続することが要件とされている)

- ① 視覚障害
- ② 聴覚又は平衡機能の障害
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ⑥ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ⑦ 小腸の機能の障害
- ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ⑨ 肝臓の機能の障害

3 障害の程度

法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

4 交付者数(平成28年度末現在)

515万人(1級:162万人、2級:77万人、3級:86万人、4級:125万人、5級:32万人、6級:32万人)

1 概要

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付する。

根拠：療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)

※ 本通知は、療育手帳制度に関する技術的助言(ガイドライン)であり、各都道府県知事等は、本通知に基づき療育手帳制度について、それぞれの判断に基づいて実施要綱を定めている。

2 交付対象者

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付する。

3 障害の程度及び判定基準

重度(A)とそれ以外(B)に区分

○重度(A)の基準

- ① 知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者
 - 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。
 - 異食、興奮などの問題行動を有する。
- ② 知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者

○それ以外(B)の基準

重度(A)のもの以外

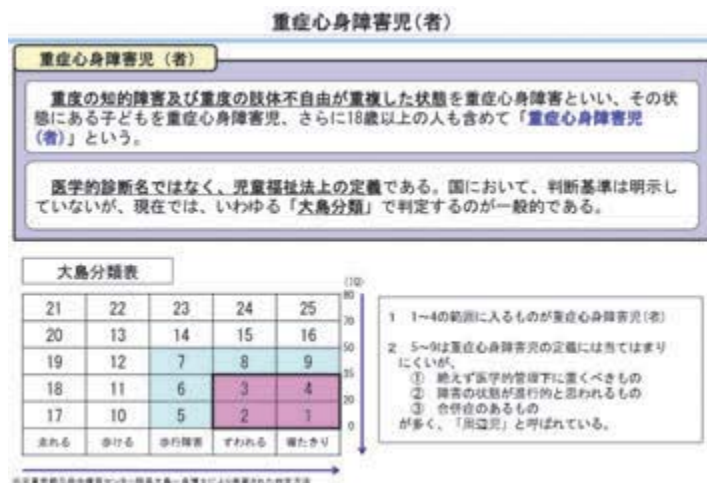
なお、交付自治体によっては、独自に重度(A)とそれ以外(B)を細分化している場合もある(別添)。

4 交付者数(平成28年度末現在)

1,044,573人(重度(A):400,891人、それ以外(B):643,682人)

23 重症心身障害児（者）

重症心身障害児：大島分類の1～4の範囲に入るもの
（運動機能は座位まで、知的機能はIQ35未満）
➡ 身体障害者手帳1・2級＋療育手帳Aに相当



技術
2-2

15歳未満の準・超重症児に訪問看護を提供する場合は、90分以上の訪問看護に対して長時間訪問看護加算を算定することができる。
また、準・超重症児が病院に入院する場合は、入院基本料に対して準・超重症児（者）入院診療加算を算定することができる。ただし、小児入院医療管理料を算定する場合は、この加算が含まれているため算定することはできない。
重症心身障害児とは、運動機能が座位までで知的機能がIQ35未満のものを言う。大島分類の1～4に相当する。
運動機能が座位までで（知的障害の有無は問わない）重症児スコアが10点～24点の医療的ケア児を準超重症児と呼び、重症児スコア25点以上の医療的ケア児を超重症児と呼ぶ。

24 障害福祉の制度

- 計画相談
- 訪問系サービス
- 通所系サービス
- 入所系サービス(短期)

根拠法

- ・ 18歳未満の障害児・・・児童福祉法（＋障害者総合支援法）
- ・ 18歳以上の障害者・・・障害者総合支援法

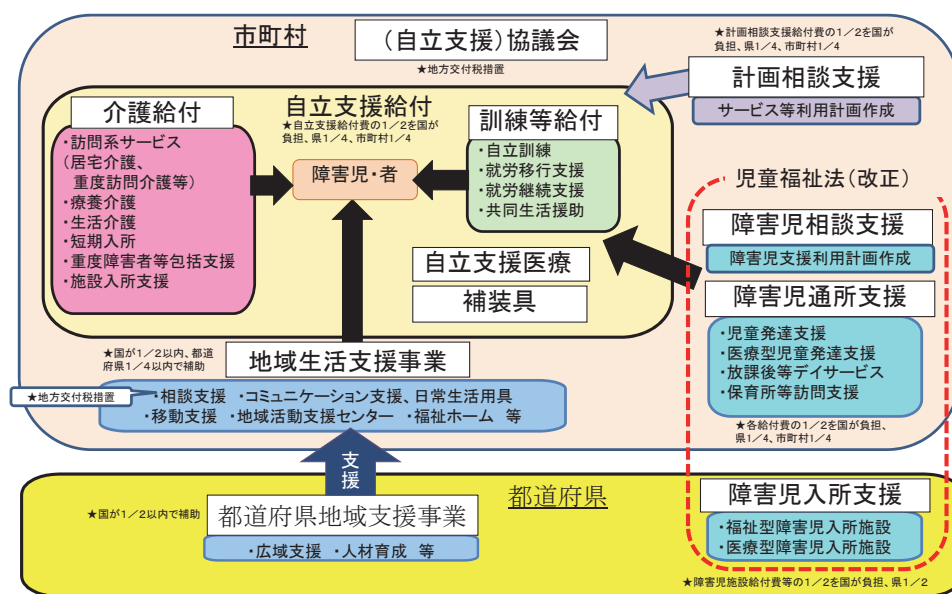
平成24年4月に児童福祉法が改正

【改正のポイント】

- ① 障害児の相談支援（障害児支援計画の作成）が位置づけられた
- ② 児童福祉法と障害者総合支援法とで整合性が取られた
- ③ 各種の通所サービスが、障害児通所支援にまとめられた
- ④ 各種の入所施設が、医療型／福祉型障害児入所施設にまとめられた

障害児支援の施策は児童福祉法に規定されており、障害者総合支援法に規定される成人の障害者支援の施策とはもともと別のものであった。しかし、平成24年度に児童福祉法が改正され、児童福祉法は障害者総合支援法と整合性を持つこととなった。特に、障害福祉サービスを利用するために計画を立てることが求められ、障害児は障害児支援利用計画を、障害者はサービス等利用計画を作成することとなっている。また、複雑だった通所サービスが児童発達支援と放課後デイサービスにまとめられ、入所支援サービスも名称が変更され、現在は「重心施設」と呼ばなくなった。

25 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの体系（平成24年4月～）



成人（18歳以上）を対象とした障害者総合支援法では、自立支援給付（介護給付、訓練給付、自立支援医療、補装具給付）に、地域生活支援事業が加わる形で構成されている。地域生活支援事業は、地域の事情に合わせて市区町村ごとの判断でサービスが提供されている。このため、地域支援事業のサービス内容に地域差が生じる理由にもなっている。

小児を対象とした児童福祉法では、通所支援、入所支援を規定しているが、小児は障害者総合支援法の障害福祉サービスの一部も利用することができる。

そして両者ともに計画作成が重要な位置を占めており、これによってバランスの取れた適切な障害福祉サービスを提供することができる。

26 障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
訪問系 介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	175,663	19,866
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	11,030	7,440
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	25,421	5,918
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	10,506	1,648
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	36	10
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	53,020	4,649
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	20,431	252
施設系 生活介護	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	281,550	10,149
施設系 施設入所支援	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	129,347	2,588
居住支援系 訓練等給付	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	25	6
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	116,356	7,866
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,292	178
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	12,296	1,158
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	34,356	3,330
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	69,223	3,753
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	244,765	11,722
訓練系・就労系	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	138	25

（注）1.表中の「居」は「障害者」、「自」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。2.利用者数及び施設・事業所数は、平成30年4月サービス提供分（国保連データ）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	84,306	5,609
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	2,018	97
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	193,948	12,278
訪問系	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	1	1
	保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	2,569	464
障害児入所系	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,533	184
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,906	185
相談支援系	計画相談支援	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の助奨	150,241	7,981
	障害児相談支援	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	66,717	4,554
	地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	603	322
	地域定着支援	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	3,084	515

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）1. 表中の「」は「障害児」、「」は「障害者」であり、利用できるサービスにマークを付している。2. 利用者数及び施設・事業所数は、平成30年4月サービス提供分（国保連データ）

	【障害児向けサービス】 ➢ 児童発達支援 ➢ 放課後等デイサービス ➢ 福祉型障害児入所施設 ➢ 居宅訪問型児童発達支援【新サービス】	➢ 看護職員加配加算の創設 一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。 ➢ 医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ） 医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。 ➢ 居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】 医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。 ➢ 送迎加算の拡充 送迎において喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。
	【夜間対応・レスパイト等】 ➢ 短期入所	➢ 福祉型強化短期入所サービス費の創設 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。
	【障害者向けサービス】 ➢ 生活介護	➢ 常勤看護職員等配置加算の拡充 医療的ケア児を受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。
	【支援の総合調整】 ➢ 計画相談支援 ➢ 障害児相談支援	➢ 要医療児者支援体制加算の創設 医療的ケアを必要とする児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有している場合を評価する。 ➢ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設 医療機関、保育機関等と必要な協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に、新たな加算として評価する。

29 医療的ケア児者に対する支援の充実①

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している中で、個々の障害児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を確保する。

看護職員加配加算（障害児通所施設）

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）

○ 看護職員加配加算の創設

- ・ 一定の基準※を満たす医療的ケア児を受け入れるための看護職員の加配を評価。

【※一定の基準】

- ① 看護職員を1名以上配置し、**判定スコア**のいずれかに該当する利用者の数が1名以上（利用定員10人以下の児童発達支援：200単位／日）
- ② 看護職員を2名以上配置し、**判定スコア**の合計が8点以上である利用者の数が5名以上（利用定員10人以下の児童発達支援：400単位／日）
- ③ 看護職員を3名以上配置し、**判定スコア**の合計が8点以上である利用者の数が9名以上（利用定員10人以下の児童発達支援：600単位／日）

常勤看護職員等配置加算（生活介護）

常勤看護職員等配置加算に、看護職員を複数配置し、**判定スコア**の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れている事業所を評価する新たな区分を創設。

- 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）（従来からの区分）
 - ※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合（1）利用定員が20人以下 28単位／日
- 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）（新区分）
 - ※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合（1）利用定員が20人以下 56単位／日



看護職員配置加算（福祉型障害児入所施設）

○ 看護職員配置加算の見直し

- ・ 一定の基準※を満たす医療的ケア児を受け入れるための看護職員の加配を評価。

【※一定の基準】

人員配置基準に加え、看護職員を1名以上配置し、**判定スコア**の合計が8点以上である利用者の数が5名以上

【例：入所定員が10人以下の知的障害児入所施設】

- 看護職員配置加算（Ⅰ）（現行のとおり）
 - ・ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合 141単位／日
- 看護職員等配置加算（Ⅱ）（新区分）
 - ・ 上記に加え、看護職員が常勤換算で1人以上配置され、一定の基準を見対す障害児が1人以上いる場合 145単位／日

- (1) レスビレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽喉エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回／時間以上の頻回の吸引 = 8
6回／日以上以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回／日以上または継続使用 = 3
- (7) I V H = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む） = 8
- (12) 定期導尿（3／日以上） = 5
- (13) 人工肛門 = 5

判定スコア



30 医療的ケア児者に対する支援の充実②

医療連携体制加算の拡充（短期入所、障害児通所支援）

- 医療機関との連携等により、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児者に対して看護を行った場合を評価する本加算について、長時間支援を評価する区分を設ける。

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	500単位／日（利用者1人）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	250単位／日（2人～8人）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日
新設 ホ	医療連携体制加算（Ⅴ）	1,000単位／日（利用者1人）
新設 ヘ	医療連携体制加算（Ⅵ）	500単位／日（2人～8人）

- ※（Ⅰ）、（Ⅱ）は4時間未満に適用し、（Ⅴ）、（Ⅵ）は4時間を超えた支援に適用



送迎加算の拡充（障害児通所支援）

- 送迎においても喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることから、手厚い人員配置体制で送迎を行うことを評価する。

イ	障害児（重症心身障害児以外）	片道54単位／回
ロ	重症心身障害児	片道37単位／回

- ※ 看護職員加配加算を算定する事業所で、医療的ケアを行うため、運転手に加え、職員を1名以上配置して送迎を行った場合に更に加算。



福祉型強化短期入所サービスの創設

- 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として創設。

【人員配置基準】

- ・ 併設型や空床型については、現行の取扱いと同様に、本体施設の配置基準に準じることとし、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合については、看護職員を常勤で1人以上配置。
- ・ 単独型については、現行の区分に加えて、看護職員を常勤で1人以上配置。

- 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）※
 - ・ 区分6 1,096単位
 - ※ 短期入所のみ利用する場合

- ※ このほか、**判定スコア**のいずれかの項目に該当する者を受け入れる場合などを評価。



計画相談支援・障害児相談支援

○ 要医療児者支援体制加算の創設

- ・ 医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するため、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算。（35単位／月）

○ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設

- ・ サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算。（100単位／月）



31 障害児相談支援

○ **対象者** (平成27年度からは障害児通所支援を利用するすべての障害児の保護者が対象となった。)

■ 障害児通所支援の申請・変更申請に係る障害児 (の保護者)

○ **サービス内容**

【障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の申請に係る通所給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成
- 通所給付決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成
- 【継続障害児支援利用援助】
- 障害児通所支援の利用状況等の検証 (モニタリング)
- 障害児通所支援の連絡調整、必要に応じて新たな通所給付決定等に係る申請の動機

○ **主な人員配置**

- 相談支援専門員
- ※ 35件に1人を標準

○ **報酬単価 (基本報酬) (平成30年4月～)**

障害児支援利用援助費 (Ⅰ) 1,620単位/月 (Ⅱ) 811単位/月
継続障害児支援利用援助費 (Ⅰ) 1,318単位/月 (Ⅱ) 659単位/月
注) (Ⅰ)については、利用者が40未満の部分について算定。(Ⅱ)については、40以上の部分について算定

○ **主な加算 (平成30年4月～)**

特定事業所加算((Ⅰ)500単位/月、(Ⅱ)400単位/月、(Ⅲ)300単位/月、(Ⅳ)150単位/月)
→ 手厚い人員体制や関係機関との連携等により質の高い計画相談支援が提供していることを評価

入院時情報連携加算((Ⅰ)200単位/月、(Ⅱ)100単位/月)、退院・退所加算(200単位/回)、医療・保育・教育機関等連携加算(100単位/月)
→ 利用者の入院時や退院・退所時等、サービスの利用環境が大きく変動する際に、関係機関との連携の下で支援を行うことを評価

初回加算(500単位/月)、サービス担当者会議実施加算(100単位/月)、サービス提供時モニタリング加算(100単位/月)
→ モニタリング時において、サービス提供場面を確認する等、利用者の状況確認や支援内容の調整等を手厚く実施したことを評価

行動障害支援体制加算(35単位/月)、要医療者支援体制加算(35単位/月)、精神障害者支援体制加算(35単位/月)
→ 医療的ケアを必要とする障害児者等、より高い専門性が求められる利用者支援する体制を有していることを評価

○ **請求事業所数** 4,554 (国保連平成30年4月実績)

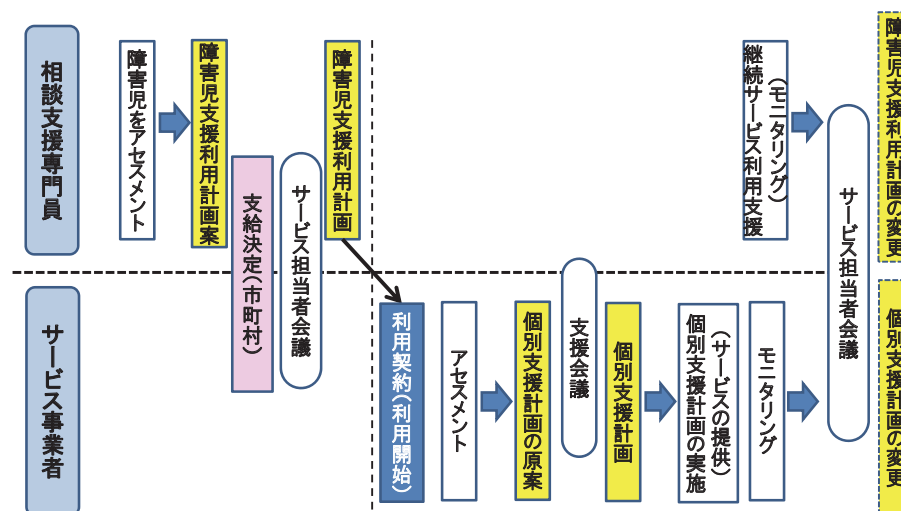
○ **利用者数** 66,717 (国保連平成30年4月実績)

技術
2-2

障害児通所支援を利用するためには、まず障害児支援利用計画を作成し、それに基づいた給付を受けて通所サービスを受けることになる。計画を作成する専門職を相談支援専門員と言い、介護保険制度におけるケアマネジャーに相当する。病院から地域へ医療的ケア児を退院させる際は、ぜひ地域の相談支援専門員に連絡を取って頂き、子どもが地域の障害福祉サービスを円滑に受けられるよう、配慮して頂きたい。

32 障害児相談支援

- 相談支援専門員は、障害児を評価して障害児支援利用計画案を作成
- サービス事業者は、障害児支援利用計画を踏まえて個別支援計画を作成



計画相談支援は、小児（児童福祉法）にも成人（障害者総合支援法）にもどちらも明記されている重要なサービスである。相談支援専門員は小児に対して障害児支援利用計画、成人に対してサービス等利用計画を作成し、市町村に申請する。市町村の支給決定が下りたら、その計画に基づいてサービス担当者会議が開かれ、サービス提供事業者がサービスの個別支援計画を作成する。実際にサービスを提供した結果をモニタリングしながら、サービス担当者会議の中で計画の変更について議論していく。

33 居宅介護

○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等

○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※ 通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
 - ・ 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

○ 報酬単価(平成30年4月～)

■ 基本報酬

身体介護中心、通院等介助(身体介護有り)	家事援助中心	通院等介助(身体介護なし)	通院等乗降介助
248単位(30分未満)～813単位(3時間未満) 3時間以降、30分を増す毎に81単位加算	102単位(30分未満)～ 267単位(1.5時間未満) 1.5時間以降、15分を増す毎に 34単位加算	102単位(30分未満)～ 267単位(1.5時間未満) 1.5時間以降、30分を増す毎に 68単位加算	1回98単位

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)	福祉専門職員等連携加算(90日間3回を限度として1回につき564単位加算)	喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	→ サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価	→ 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 19,866 (国保連平成30年4月実績) ○ 利用者数 175,663 (国保連平成30年4月実績)

居宅介護には、入浴・排泄・食事等の身体介護、及び通院等介助がある。

障害児に対して身体介護はあまり必要ないと思われるが、人工呼吸器児を安全に入浴させるためには多くの人手が必要であり、居宅介護は非常に大切である。

通院等介助は移動支援にあたるが、病院への通院に限るなど制約を課されることが多い。

34 児童発達支援

○ 対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童発達支援センター

- ・ 児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・ 児童指導員 1人以上
- ・ 保育士 1人以上
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

■ 児童発達支援センター以外

- ・ 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 10:2以上
- ※ うち半数以上は児童指導員又は保育士
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価(平成30年4月～)

■ 基本報酬

■ 児童発達支援センター(利用定員に応じた単位を設定)

- ・ 難聴児・重症心身障害児以外 774～1,081単位
- ・ 難聴児 970～1,377単位
- ・ 重症心身障害児 919～1,325単位

■ 児童発達支援センター以外(利用定員に応じた単位を設定)

- ・ 重症心身障害児以外(主に未就学児を受け入れる事業所) 433～827単位
- ・ 重症心身障害児以外(主に未就学児以外を受け入れる事業所) 360～703単位
- ・ 重症心身障害児 833～2,088単位

■ 主な加算

児童指導員等加配加算(Ⅰ、Ⅱ)

→ 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算

- (施設種別、利用定員、提供児童等に応じた単位を設定)
- ・ 理学療法士等 25～418単位
 - ・ 児童指導員等 18～309単位
 - ・ その他従業者(資格要件なし) 10～182単位

看護職員加配加算(Ⅰ～Ⅲ)

→ 医療的ケアを要する児童を一定以上受け入れている事業所が、基準人員に加え、看護職員を加配した場合に加算

- (利用定員、加配人数に応じた単位を設定)
- ・ 難聴児・重症心身障害児以外 24～201単位(センタ-)、80～600単位(センタ-以外)
 - ・ 難聴児 44～300単位(センタ-)
 - ・ 重症心身障害児 80～200単位(センタ-)、133～800単位(センタ-以外)

○ 事業所数 5,609 (国保連平成30年4月実績) ○ 利用者数 84,306 (国保連平成30年4月実績)

児童発達支援は障害児の発達を促進するための通所施設だが、同時に保育所訪問支援などを通して地域の障害児を支援する役割もある。ただ、医療的ケア児に対しては、小規模な児童発達支援事業所では対応できないことが多い。また、児童発達支援事業所の多くは自閉症などの発達障害児を対象としており、医療的ケア児を受け入れるところはまだ少ないのが現状である。

35 医療型児童発達支援

○対象者

- 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

○主な人員配置

- 児童指導員 1人以上
- 保育士 1人以上
- 看護師 1人以上
- 理学療法士又は作業療法士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

○報酬単価(平成30年4月～)

■ 基本報酬

■ 医療型児童発達支援センター

- ・ 肢体不自由児 386単位
- ・ 重症心身障害児 498単位

■ 指定発達支援医療機関

- ・ 肢体不自由児 335単位
- ・ 重症心身障害児 447単位

■ 主な加算

保育職員加配加算(50単位)

→ 児童指導員又は保育士を1名加配した場合に加算。定員21人以上の事業所において2名以上配置した場合は+22単位。

・ 延長支援加算障害児(重症心身障害児以外の場合)(61～123単位)

・ 重症心身障害児の場合(128～256単位)

→ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算

保育・教育等移行支援加算(500単位)

→ 障害児が地域において保育・教育を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等を通うことになった際に加算(1回を限度)

○事業所数 97(国保連平成30年4月実績)

○利用者数 2,018 (国保連平成30年4月実績)

36 放課後等デイサービス

○対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○主な人員配置

- 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 10:2以上
- ※ うち半数以上は児童指導員又は保育士
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○報酬単価(平成30年4月～)

■ 基本報酬

■ 授業終了後(利用定員及び受入児童の状況等に応じた単位を設定)

- ・ 区分1(主として指標該当児) 324～ 656単位
- ・ 区分2(主として指標該当児以外) 297～ 609単位
- ・ 重症心身障害児 681～1,744単位

■ 休業日(利用定員及び受入児童の状況等に応じた単位を設定)

- ・ 区分1(主として指標該当児) 410～ 787単位
- ・ 区分2(主として指標該当児) 374～ 726単位
- ・ 重症心身障害児 804～2,024単位

■ 主な加算

児童指導員等加配加算(Ⅰ、Ⅱ)

→ 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算

(施設報酬区分、利用定員、提供児童等に応じた単位を設定)

- ・ 理学療法士等 84～418単位
- ・ 児童指導員等 62～309単位
- ・ その他従業者(資格要件なし) 36～182単位

看護職員加配加算(Ⅰ～Ⅲ)

→ 医療的ケアを要する児童を一定以上受け入れている事業所が、基準人員に加え、看護職員を加配した場合に加算

(利用定員、加配人数に応じた単位を設定)

- ・ 重症心身障害児以外 80～600単位
- ・ 重症心身障害児 133～800単位

○事業所数 12,278 (国保連平成30年4月実績)

○利用者数 193,948 (国保連平成30年4月実績)

放課後デイサービスは、学童期の障害児が放課後や休日を過ごすための通所サービスであり、児童発達支援事業所と併設されているところが多い。やはり対象者は自閉症などの発達障害児が多く、医療的ケア児を受け入れてくれるところは少ない。

37 新 居宅訪問型児童発達支援

○対象者

- 重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

○サービス内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与とその他の必要な支援を行う。

○人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○報酬単価(平成30年4月～)

■ 基本報酬	
988単位	
■ 主な加算	
訪問支援員特別加算(679単位) → 作業療法士や理学療法士、保育士、看護職員等の専門性の高い職員を配置した場合に加算	通所施設移行支援加算(500単位) → 利用児童に対し、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に加算(1回を限度)

○事業所数 1 (国保連平成30年4月実績)

○利用者数 1 (国保連平成30年4月実績)

平成30年度の障害福祉サービス等報酬の改訂作業の中で、「居宅訪問型児童発達支援」が提案されている。重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に対し、発達支援を提供するサービス。手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動、絵カードや写真を利用した言葉の理解のため活動が支援内容の例としてあげられている。作業療法士、言語聴覚士などのリハビリが障害児を訪問するイメージであり、訪問リハビリとの違いが不明確。

38 保育所等訪問支援

○対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う。

○人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○報酬単価(平成30年4月～)

■ 基本報酬	
988単位	
■ 主な加算	
訪問支援員特別加算(679単位) → 作業療法士や理学療法士、保育士、看護職員等の専門性の高い職員を配置した場合に加算	初回加算(200単位) → 児童発達支援管理責任者が、初回訪問又は初回訪問の同月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に加算

○事業所数 464 (国保連平成30年4月実績)

○利用者数 2,569 (国保連平成30年4月実績)

基幹となる児童発達支援センターなどから専門知識のある児童指導員などが障害児のいる保育所等へ派遣され、障害児を支援するサービス。事業主体は児童発達センターに限定せず、訪問看護ステーションや診療所でも事業所になることができる。また、派遣先も保育所に限定せず、幼稚園、学校も認められている。

○対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

- 福祉型(障害者支援施設等において実施可能)
 - ・ 障害支援区分1以上である障害者又は障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児
- 福祉型強化(障害者支援施設等において実施可能)(※)
 - ※ 看護職員を常勤で1人以上配置
 - ・ 厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者及び障害児
- 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院において実施可能)(※)
 - ※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能
 - ・ 遅延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

○サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

○主な人員配置

- 併設型・空床型 本体施設の配置基準に準じる
- 単独型 当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

○報酬単価(平成30年4月～)

■ 基本報酬			
福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ) → 障害者(児)について、障害支援区分に応じた単位の設定 167単位～896単位	福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ) → 看護職員を配置し、厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者(児)に対し、支援を行う場合 367単位～1,096単位	医療型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ) (宿泊を伴う場合) → 区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合 1,679単位～2,889単位	医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ) (宿泊を伴わない場合)(Ⅳ)～(Ⅵ)(宿泊のみの場合) → 左記と同様の対象者に対し支援を行う場合 1,209単位～2,768単位
■ 主な加算			
単独型加算 (320単位) → 併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合	緊急短期入所受入加算 (福祉型180単位、医療型270単位) → 空床の確保や緊急時の受入れを行った場合 定員超過特別加算 (50単位) → 緊急時に定員を超えて受入を行った場合(10日限度で算定)	特別重度支援加算 (120単位/388単位) → 医療ニーズの高い障害児・者に対しサービスを提供した場合	

○事業所数 4,649 (うち福祉型:3,981 医療型:353)(国保連平成30年4月実績) ○利用者数 53,020 (国保連平成30年4月実績)

一般的な障害児の入所支援サービスは、福祉型／医療型障害児入所施設（いわゆる重心施設）が主に担っている。しかし短期入所については、その目的が障害児のためというよりも家族の休息であり、実施する事業所は重心施設に限定されない。

しかるべき手続きを踏めば、病院や介護老人保健施設（老健施設）でも短期入所事業は実施可能である。日中のみ、夜間のみという極めて短期の預かりであれば、医療型特定短期入所として診療所が実施することもできる。日中だけならば、地域生活支援事業の日中一時支援として、福祉系の施設でも実施することができる。

研修会の 企画・運営

1. 研修会の企画立案
2. 研修会のコンテンツ及び講師の選定
3. 研修会当日の運営及び事後フォローアップ

目 標

研修会の企画立案において、どのような点を考慮すべきかについて学ぶ。

Keyword

- 研修会そのものの目的と副次的な目的
- 事務局内での役割分担
- 他団体の動機づけ

内 容

- STEP 1 研修会の目的を確定する
- STEP 2 事務局の役割分担を行う
- STEP 3 講師を選定する
- STEP 4 日程・会場を確定する
- STEP 5 講師依頼を行うための「企画書」を作成する
- STEP 6 「案内チラシ」の原稿を作成する
- STEP 7 関係機関へ後援依頼を行う
- STEP 8 広報活動を開始する
- STEP 9 当日に向けた準備作業を進める
- 資金計画

研修会の企画立案

研修会をどのように企画・立案するかに関して、ステップごとに説明する。

STEP 1: 研修会の目的を確定する

・研修そのものの目的:

- ☐ 対象者・数、目的(知識の獲得／実技の習得)
- ☐ 形式(講義／実技／シンポジウム／ワークショップなど)

・副次的な目的

- ☐ 連携促進／多職種交流／共催団体への動機づけなど

最初に、研修会の目的を決める。知識の獲得を目的とするのであれば講義形式、実技の習得を目的とするのであれば講義＋実技形式、あるテーマに関して深く学ぶのであればシンポジウムやワークショップなどの形式となる。その他、副次的な目的として、研修会に集まることによりお互いのことを知ることができ、連携促進や多職種交流につながることも多い。また、主催団体が異なる地域から来る場合、その地域の医療・福祉機関などを共催団体とすることで、研修会の共催がその団体の動機づけとなり、その地域でのその後の展開につながることもある。

STEP 2: 事務局の役割分担を行う

- ☐ 講師調整、会場確保、広報活動、申し込み受付、当日スタッフなど

主催団体内の事務局の役割分担を行う。研修会の開催に必要な業務は多岐に渡るため、きちんと役割分担をしておかないと負担が大きくなる。当日については、体調不良などで参加できなくなることもあるため、余裕を持った配置としておく。

STEP 3: 講師を選定する

- ☐ STEP1の目的にかなう講師を選定する
- ☐ 講師へ打診し、日程調整を開始する

研修の目的が決まったら、講義や実技の講師を選定する。複数の講師に依頼する場合は、日程調整を早めに開始する必要がある。3カ月前くらいが望ましい。

STEP 4: 日程・会場を確定する

- ☐ 目的、人数に応じた会場の空き状況を確認する
- ☐ 講師の予定を確認する
- ☐ その他関係機関のイベント開催有無を確認する
(医師会、小児科医会、健保関連、県主催など)
- ☐ 日程を確定し、会場を予約する

講師の選定と同時に、会場を探す。講師の日程調整がついても、会場が確保できないことがあるので注意が必要である。日程の調整で重要なことは、医師会や小児科医会、在宅医療関係のイベントなど、同日に重なっていないかをある程度調べておくことが望ましい。

STEP 5: 講師依頼を行うための「企画書」を作成する

- ☐ 研修会名称、主催／共催(この時点で決まっているもののみ)、後援予定
- ☐ 開催曜日と時間、会場

講師に依頼する際、まずは電話で連絡するが、その後にその時点でわかっている研修会概要を記載した「企画書」を郵送する。

STEP 6: 「案内チラシ」の原稿を作成する

- ☐ 研修会名称、目的、日時と会場（アクセス、駐車場の有無など）
- ☐ 当日のプログラム概要（講師名、所要時間など）
- ☐ 参加対象者と定員
- ☐ 主催、共催、後援
- ☐ 申し込み先（FAX, Eメール、郵送、電話、ホームページ）
- ☐ 申し込み期限、問い合わせ先、当日の連絡先、担当者名
- ☐ 参加費

医師会や小児科医会からの「後援」を得るための「案内チラシ原稿」を作成する。これについては、この時点でわかっている情報のみを記載し、後援が確定した時点で最終版としてSTEP 8にあるように印刷をかける。

STEP 7: 関係機関へ後援依頼を行う

- ☐ 後援先の担当部署に依頼方法を確認
（所定書式の有無確認）
- ☐ 適宜、郵送等にて依頼する
- ☐ 医師会等、生涯教育講座認定の可否を確認する

医師会や小児科医会など、関係する団体の後援を得ると、募集をしやすい。団体ごとに後援依頼の方法が決まっており、所定の書式がある場合もあるので電話で確認する。医師会等の生涯教育講座認定をとれるかを確認する。講座認定については、講義時間などによって認定の可否が変わってくるので、事前に確認しておくとうい。

STEP 8: 広報活動を開始する

- ☐ 「後援承諾」の確認を待ってチラシ原稿を校了
- ☐ 必要枚数を印刷業者へ入稿(外注する場合)
- ☐ 広報の開始(遅くとも開催日1カ月前まで)
 - ☐ 配布先: 医師会誌、医療機関、MLなど
 - ☐ 配信先: ホームページ、SNSなど

支援が決まったら、チラシを印刷して広報を本格的に開始する。チラシは医師会に依頼して医師会誌にはさんでもらうと募集がしやすい。研修会の1カ月以上前の会報に載せてもらうのがよい。その他、関係する医療機関に直接郵送する、関係団体のメーリングリストでチラシのPDFと一緒に流してもらう、ホームページやSNSがある場合はそこでも広報する。

10 研修会チラシサンプル

[illegible]

北海道で行った研修会のチラシを例としてあげる。表面には研修会の概要とプログラム、問い合わせ先を掲載している。場所がわかりづらい場合もあるので、必ず研修会当日の連絡先を記載しておく。裏面は申し込み用紙になっており、記載してそのままFAXできるようにする。研修会に際して、あらかじめ聞きたい内容も確認しておく、講師が研修内容に関して調整できる。

STEP 9: 当日に向けた準備作業を進める

- ☐ 当日の必要人員
(主催者側／ボランティア等)
- ☐ 当日スタッフの役割分担表を作成
(受付、司会、講師対応など)
- ☐ 会場レイアウトの確定
(スクール形式、実技テーブル、コの字型、ロの字型)
- ☐ 参加申込者のリスト作成
- ☐ 当日必要備品の確認
 - ☐ 講師の配布資料、映写資料の受け取り確認
 - ☐ 必要備品の確認
(PC、プロジェクター、ケーブルの接続確認)
 - ☐ 式次第、アンケート用紙等の作成

当日の必要人員を確保し、タイムスケジュールに合わせた役割分担表を作成する。会場レイアウトを確定する。参加申込者のリストを作成し、当日受付で時間がかからないように工夫する。当日必要備品については、チェックリストを作成し、前日までに用意しておく。配布資料については、あまりに早すぎると講師の準備が大変なので、前日までにメール等で送ってもらい印刷する。PCとプロジェクターの接続については、当日うまくいかず時間を浪費することがある。事務局でPCを用意しておき、デスクトップに張り付けておいて、プロジェクターときちんと接続できることを確認しておくで安心である。

12 例) 小児在宅医療実技講習会

収入	支出
補助金: 364,100 円	会場費: 81,000 円
(会場費、講師謝金、旅費、備品代等)	講師謝金: 60,000 円
	(30,000 円×2人)
	講師旅費: 54,000 円
受講料: 0 円	(27,000 円×2人)
	物品代(シミュレーター人形)
	150,000円
	(内訳: 75,000 円×2体)
	資料印刷費: 3,600円
	(コピー9円/枚×資料20頁×20名)
	主催者側人件費: 12,500円
	(2,500円×5名)
	講師・座長昼食代 3,000円
	(1,000円×3名)
合計 364,100 円	合計 364,100 円

資金計画の例を示す。行政からの補助金が出たため、受講料を無しとしたケースである。気管カニューレと胃瘻チューブの交換を講義および実技で学ぶ研修を想定している。この研修のため、あらたに実技に必要な人形を2体購入する想定としている。

グループワーク 2 : 医療連携体制構築を意識した研修会の開催

STEP1 : 研修会の目的を確定する

- ☐ 研修そのものの目的
 - ・ 誰に対する (□対象者)、何のため (□知識の獲得、□実技の習得等) の研修会とするか
 - ・ どのような形式 (□講義形式、□実技講習、□シンポジウム、□ワークショップ等) とするか
- ☐ 副次的な目的 (□連携促進、□多職種交流、□共催団体への動機付け等)

STEP2 : 事務局の役割分担を行う

- ☐ 講師調整 : _____
- ☐ 会場確保 : _____
- ☐ 広報活動 : _____
- ☐ 申込受付 : _____
- ☐ 当日スタッフ : _____

STEP3 : 講師を選定する

- ☐ 上記目的に適切な講師を選定する
- ☐ 内々に講師へ打診し、日程のすり合わせを始める

STEP4 : 日程・会場を確定する

- ☐ 目的・人数に応じた会場の空き状況を確認する
- ☐ 講師の予定を確認する
- ☐ その他関係機関のイベント開催有無を確認する
 - 医師会、□郡市区医師会、□小児科医会、□小児科地方会、□在宅関連団体
 - 看護関連団体、□その他 _____
- ☐ 上記をふまえ日程を確定し、会場を予約する (前払いの場合は会場費の決済を行う)
 - ☐ 開催曜日と時間 _____ 曜日 _____ : _____ ~ _____ :
 - ☐ 会場 : _____

STEP5 : 講師依頼行うための「企画書」を作成する

- ☐ 研修会名称 : _____
- ☐ 都道府県名 : _____
- ☐ 主 催 者 : _____
(共 催 : _____) ※この時点で決まっていれば
- ☐ 後援予定 : _____)
- ☐ 開催曜日と時間 : _____ 曜日 _____ : _____ ~ _____ :
- ☐ 会場 : _____

STEP6 : 「案内チラシ」の原稿を作成する

☐ 掲載事項

- ① 研修会名称・目的
- ② 日時・会場（アクセス、駐車場の有無等）
- ③ 当日のプログラム概要（講師名、所要時間等）
- ④ 参加対象者・定員
- ⑤ 主催・共催・後援
- ⑥ 申込先（☐FAX、☐Eメール、☐郵送、☐電話、☐ホームページ等）
申込み期限、問合せ先、当日の連絡先、担当者名
- ⑦ 参加費

STEP7 : 関係機関へ後援依頼を行う

- ☐ 後援先の担当部署に依頼方法を確認（所定書式の有無の確認）
- ☐ 適宜、郵送等にて依頼する
- ☐ 医師会等、生涯教育講座単位認定の可否を確認する

STEP8 : 広報活動を開始する

- ☐ 「後援承諾」の確認を待ってチラシ原稿を校了とする。
- ☐ 必要枚数_____枚を印刷業者へ入稿（外注する場合）
- ☐ 広報の開始（遅くとも開催日1か月前まで）
 - ・配布先：☐医師会誌、☐医療機関、☐メーリングリスト、
☐その他_____）
 - ・配信先：ホームページ／SNS

STEP9 : 当日に向けた準備作業を進める

- ☐ 当日スタッフ：必要人員____名
 - ・主催者側：_____
 - ・ボランティア等協力者：_____
- ☐ 当日スタッフの役割分担表（タイムスケジュール）を作成
（☐受付、☐司会、☐講師対応、☐その他_____）
- ☐ 会場レイアウトの確定：
 - （☐スクール形式、☐実技テーブル、☐コの字型、☐ロの字型、☐その他_____）
- ☐ 参加申込者のリスト作成
- ☐ 当日必要備品の確認
 - ☐講師の配布資料、映写資料の受け取りの確認
 - ☐必要備品の確認・適宜手配
 - ☐式次第、アンケート用紙等の作成

※資金計画：

収入	支出
補助金①： 円	会場費： 円
()	講師謝金： 円
補助金②： 円	(円× 人)
()	講師旅費： 円
受講料： 円	(円× 人)
(円× 人)	物品代 (人形、カニユーレなど)
	円
	(内訳：)
	資料印刷費：
	主催者側人件費：
合計 円	合計 円

例) 小児在宅医療実技講習会

収入	支出
補助金①：361,100 円	会場費： 81,000 円
(会場費、講師謝金、旅費、備品代等)	講師謝金： 60,000 円
自己負担：3,000 円	(内訳： 30,000 円× 2 人)
(講師昼食代)	講師旅費： 54,000 円
受講料： 0 円	(内訳：27,000 円× 2 人)
	備品代 (シュミレーター人形) 150,000 円
	(内訳： 75,000 円× 2 台)
	資料印刷費： 3,600 円
	(内訳：コピー9 円/枚×資料 20 頁×20人)
	主催者側人件費： 12,500 円
	(内訳： 2,500 円×5 名)
	講師昼食代： 3,000 円
合計 364,100 円	合計 364,100 円

目 標

研修会を実施する目的を理解し、地域の事情に合った研修会を組み立てることができる。

Keyword

役割分担、実技講習会、同行訪問、講演会、多職種連携研修、ワークショップ

内 容

研修会を実施する目的は、小児在宅医療を理解できる医師を増やし、またそこに関わる医師を増やすことである。小児在宅医療においては、高次病院と、在宅医もしくは地域の病院や重心施設と、そして地域の小児科開業医とで役割分担が発生する。このため研修会の立ち上げ時には、小児在宅医療に関わる医師として、病院勤務医、研修医、地域の開業医、在宅医（在宅療養支援診療所医師）、療育センター医師などに幅広く呼び掛け、日本小児科学会がコンテンツを提供している小児在宅医療実技講習会を実施するのが良い。また、地域に熱心な在宅医がいれば、病院医師に対するBSTや在宅への同行訪問実習を行うことも効果的である。また、多職種を対象にした講習会（勉強会）を開くことで、関係者の質の向上及び連帯感を醸成することができる。さらに、ワークショップ形式による多職種連携研修を実施すれば、多職種の特性を深く知り協働の達成感を持つことができ、顔の見える地域連携の関係を構築しやすくなる。

【引用情報】

- 1) 公益社団法人日本小児科学会 小児在宅医療実技講習会
- 2) 平成27年度厚生労働省委託事業「小児在宅医療地域コア人材養成講習会」
- 3) 平成28年度厚生労働省委託事業「小児在宅医療に関する人材養成研修会」
- 4) 平成26～27年度東京都立小児総合医療センター療育チーム・東京療育ネットワーク
- 5) 平成27年度神奈川県立こども病院医療的ケア実技研修会
- 6) 平成22～28年度埼玉県小児在宅医療支援研究会
- 7) 平成28年度東京都小児等在宅移行研修事業多職種合同研修

小児在宅医療に関わる医師が少ない
(病院医師、開業医、在宅医ともに)

➡ **研修会・勉強会を開催して人材育成！**

【目的】

小児在宅医療を

- ・ 理解できる医師を増やす
- ・ 関わる医師を増やす

小児在宅医療に関わる医師が少ないため、ぜひそれぞれの地域で研修会を企画して頂きたい。研修会は、小児在宅医療を理解できる医師を増やすとともに、小児在宅医療に関わる医師を増やすことが目的である。
小児在宅医療においては、人材育成がカギとなる。

研修会には医療的ケア児に関わりの
ある医師に幅広く参加してもらう



医師会・小児科医会の協力があると強力！

- ・ 病院勤務医(小児科、小児外科など)
- ・ 地域の小児科開業医
- ・ 地域の在宅療養支援医(在宅医)
- ・ 療育センター医師
- ・ 臨床研修医

研修会には医療的ケア児に関わりのあるさまざまな医師に幅広く参加してもらうのが良い。

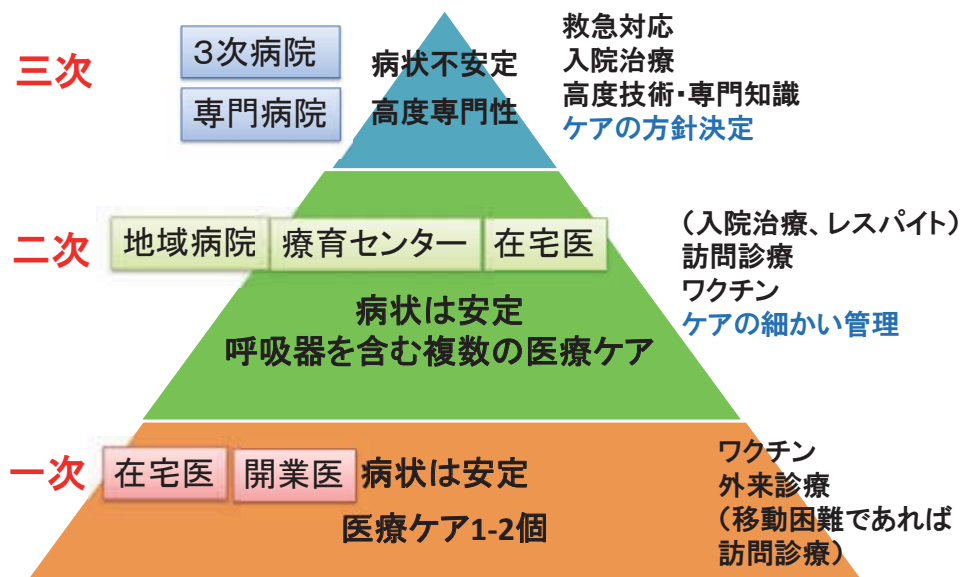
特に、医師会・小児科医会の協力があれば、参加者を多く集めることができる。

病院勤務医、地域の小児科開業医、地域の在宅療養支援医(在宅医)、療育センター医師、臨床研修医があげられる。

医師の役割分担

- 病院の主治医と地域の担当医とで役割分担
- 在宅療養指導管理料の分担を協議（人工呼吸器と経管栄養は分けることができる）
- 地域の担当医として、小児科開業医だけでなく、在宅療養支援診療所も視野に入れる

小児在宅医療においては、病院の主治医と地域の担当医とで、業務の役割を分担することが必要である。
特に、在宅療養指導管理料については人工呼吸器と経管栄養とで分けることができるため、病院と地域担当医とで業務分担を協議すべき。
地域の担当医としては、小児科開業医だけでなく、在宅療養支援診療所も視野に入れる。



小児在宅医療に関わる医師の業務の役割分担は、およそ3層構造に分けられる。
小児科開業医は部分的な関わりになることが多いが、発熱や予防接種などの一次診療を担って頂ける。
日常のケアの細かい管理は、地域の病院や重心施設の外来で行うことが多いが、在宅医もその役割を担うことができる。
高次の病院は、大きな治療方針の決定や緊急時の入院受け入れに関与する。

日本小児科学会、赤ちゃん成育ネットワークなどですでに実施されている研修会を参考に

代表的なコンテンツ

- 小児在宅医療の総論
- 医療ケア
(在宅酸素、人工呼吸器、胃瘻)
- 医療ケアの実技・実習
- 在宅医療関連の診療報酬
- 企画講演

研修のコンテンツは、日本小児科学会や赤ちゃん成育ネットワークなどですでに実施されている研修会を参考にすると良い。

小児在宅医療実技講習会

- 日本小児科学会が後援する「小児在宅医療実技講習会」は、毎年各地で開催されている。
- 日本小児科学会から研修のコンテンツを提供してもらえる。
- 小児科勤務医の参加が意外に多い。
- 参加者の満足度は高い。

日付	場所
2015年6月28日	北海道大学
2016年6月19日	倉敷中央病院
2017年6月18日	香川大学



公益社団法人 日本小児科学会

http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=155

日本小児科学会が後援する「小児在宅医療実技講習会」は、毎年各地で開催されている。
日本小児科学会から研修のコンテンツを提供してもらえる。
小児科勤務医の参加が意外に多い。
参加者の満足度は高い。

日本小児科学会 実技講習会用標準テキスト

小児科学会事務局にCD-ROMを依頼できる

A. 講義

在宅酸素療法
胃瘻
気管切開
在宅人工呼吸器
呼吸リハビリテーション
診療報酬請求
NICUからの在宅医療
当事者支援・レスパイト事業
在宅医療的ニーズ
病院レスパイト
小児在宅医療手技実際
小児科医のための「障害者総合支援法」入門
高齢者と小児の違い
福祉制度
防災対策
障害児を見るポイントとこつ

B. 実技指導マニュアル

実習総論
胃瘻ボタン交換
気管カニューレ交換
カフマシ
肺内パーカッションベンチレーター
呼吸リハビリテーション

C. 動画

呼吸リハビリテーション実習風景
排痰補助装置実習風景
経鼻移管挿入
防災対策

日本小児学会のみ
http://www.jpeds.or.jp/modules/members/index.php?content_id=64

日本小児科学会が提供する小児在宅医療実技講習会コンテンツCDの内容は以下のとおり。

小児に熱心な在宅医がいれば、小児の訪問 診療の楽しさを伝えられる

在宅療養支援医(在宅医)が

- ① 病院へ出向いて勤務医を教える
- ② 自宅へ同行訪問して教える
 - ・ 病院勤務医、臨床研修医
 - ・ 在宅医療に興味のある開業医

現場でのオンザジョブ実習は効果的！

小児に熱心な在宅医がいれば、小児の訪問診療の楽しさを伝えられる。
在宅医が病院へ出向いて勤務医を教える形と、自宅へ同行訪問して教える形がある。

同行訪問実習

在宅医の訪問診療に実習の 医師を同行させる

同行訪問のメリット

- * こどもの在宅生活を実感する
- * 病院の医療ケアとの違いを認識する
- * 生活を支える視点が重要と理解する
- * 在宅医の役割とは何かを考える

自宅への同行訪問の実習をさせられると、子どもの在宅生活を実感でき、病院の医療ケアと在宅のケアとの違いを認識し、生活を支える視点について理解することができる。これらにより在宅医の役割とは何かを深く考えることができる。病院勤務医や研修医だけでなく、小児在宅医療に興味のある小児科開業医や在宅医にとっても有益な実習である。

宮田章子先生(さいわいこどもクリニック) が都立小児総合医療センターに出向き 総合診療科レジデントに対し 入院した在宅療養児のBed Side Teaching

- * わからないこと、困っていることについてのアドバイスやレクチャー
- * 医療器械を扱いながら説明
- * 在宅療養児の背景・長期的な通しや見方について

病院のレジデントに対する
BSTケースカンファレンスの1コマ



東京都立川市のさいわいこどもクリニックの宮田章子先生は、自分の患者が都立小児総合医療センターへ入院すると、病院へ出向き、総合診療科の研修医を対象にベッドサイドティーチングして下さっている。在宅療養患児に関する質問を受け、医療機器の扱い方を説明し、在宅療養児の診察の仕方、在宅療養が始まってからの経過、普段の状況、家族や生活の背景、長期的な見通しについて積極的に指導して下さっている。

実技講習だけでなく、地域のニーズを踏まえて勉強会（講演会）を企画して下さい。参加職種は医師に限らず多職種にしたほうが良いです。

講師例

- ・ 専門医（療育、小児神経、小児外科など）
- ・ 在宅医
- ・ 訪問看護師
- ・ リハビリ療法士
- ・ 臨床工学士
- ・ 相談支援専門員
- ・ 患者家族

テーマ例

- ・ 呼吸管理
- ・ 呼吸理学療法
- ・ 筋緊張の緩和、ポジショニング
- ・ 栄養管理、摂食介助
- ・ 経年的な発達・変化
- ・ 家族のケア

実技講習だけでなく、地域のニーズを踏まえて勉強会（講演会）を企画して頂きたい。

参加職種は医師に限らず多職種にしたほうが良い。

医療的ケアに熱心な看護師や他職種の方と協議したほうが、よい人選、よいテーマ選択ができる。

例1： 東京都立小児総合医療センター 勉強会のテーマ

「重症児と家族の「地域生活」を支援する」～小児在宅医療支援の考え方について～
 平成26年度 多摩地区医療的ケアセミナー テーマ「重症心身障害児の呼吸」
 平成27年度 多摩地区医療的ケアセミナー テーマ「重症児のてんかんと緊張」
 相談支援専門員の重症児に対する仕事内容について
 嚥下障害のリハビリテーション
 療育と栄養を～患者にベストな経管栄養法を目指して～
 小児の中心静脈栄養療法・小児の中心静脈栄養療法
 新生児集中治療室（NICU）における療育支援と新生児緩和ケア
 訪問看護ステーションにおける小児の在宅支援
 多摩における小児在宅医療の地域連携の進め方～当院における在宅移行支援の実例から～
 気管切開の「導入」について徹底的に考える～症例を参考に様々な考え方～
 「障害児の親になるということ」～家族の心理危機と求められるサポート～
 慢性疾患を抱える児童等の実態調査（結果速報）
 医療的ケア児が20歳になったら～医療・福祉の現場の現状、今後について皆で考える

東京都立小児総合医療センターでは、2011年から院内で療育チーム勉強会をスタートさせ、2014年から院外参加者に公開するようになり、年8回開催している。参加は100名を超えて大変に盛り上がる。医師だけでなく多職種が参加することが、成功の素となっている。

勉強会のテーマは幅広い。

例2：神奈川県立こども病院

平成27年度医療ケア実技研修会

[「小児の在宅呼吸療法」人工呼吸器の特徴と観察のポイント](#) (PDF)

小児の在宅医療を支える看護師交流会

1) [疾患・障害のあるこどものきょうだい支援](#) (PDF)

平成27年度 第1回小児在宅医療研修会

1) [栄養アセスメントのしかた～在宅で栄養を評価する視点～](#) (PDF)

2) [口腔領域の成長・発育と摂食嚥下機能](#) (PDF)

3) [小児の栄養サポート 基本的な考え方](#) (PDF)

4) [摂食嚥下体験～普段みているこどもたちのごつくんを体験してみよう～](#) (PDF)

小児医療ケア実技研修会

1) [呼吸理学療法](#) (PDF)

2) [呼吸理学療法 実技資料](#) (PDF)

介護職員対象

1) [重症心身障がい児の骨折予防～易骨折の状態に合わせた日常ケアを考える～](#) (PDF)

神奈川県では、神奈川県立こども病院が各種研修会を適時行っている。
講義コンテンツをホームページで公開しているところがありがたい。

例3：埼玉県小児在宅医療支援研究会の講演テーマ

回	演題	講師(敬称略)
第1回	重症児の在宅支援	廣野日善
第2回	地域の一般小児科からみた小児在宅医療	大山昇一
第3回	「地域で暮らす」～新生児フォローアップと在宅重症療育支援システムを考える	奈須康子
第4回	小児在宅医療を身近に。一見で、感じてー	宮田章子
第5回	赤ちゃんの成長に寄り添う訪問看護	梶原厚子
第6回	MSWに何ができるか	平野朋美
第7回	災害時に備えた小児在宅医療支援活動	田中総一郎
第8回	過疎遠隔地域に居住する重症障害児者とその家族への支援	林 時仲
第9回	むそう：愛知における地域展開と東京における小児在宅介護の課題	戸枝陽基
第10回	ひよんな巡り合わせからふじみ野で小児在宅医療を始めて	中野和俊
第11回	ブレンドで変わる小児在宅ケア	緒方健一
第12回	子どもたちが地域で暮らすこと	島津智之
第13回	越谷市の在宅診療と多職種連携の現状について	岡野昌彦・瀬西本洋子
第14回	親子の育ちを支えるという視点について	鈴木郁子
第15回	小児在宅医療におけるNPPVと咳介助のケアシステム	石川悠加
第16回	相談支援専門員の活動と小児在宅医療の関わりについて	西村 幸
第17回	在宅医療を必要とする小児のポジショニング・呼吸ケア	木原秀樹
第18回	療育という名のものがたり	小沢 浩
第19回	在宅専門クリニックが行うキッズケア-地域包括ケアシステムの中で-	紅谷浩之
第20回	岐阜県における重症心身障がい児者の現状と在宅医療支援施策	山田育康
第21回	小児在宅医療の地域展開-大阪府および3次病院の役割	位田 忍
第22回	ミニシンポジウム 埼玉県の在宅医療患者に対する災害対策について	
	肢体不自由児校における防災教育の取り組みについて	齋藤朝子
第23回	小児在宅医療における訪問薬局の可能性と課題	串田一樹
第24回	ミニシンポジウム 埼玉県の在宅療養児の短期入所の現状と課題	
第25回	小児医療に役立つ摂食嚥下障害の支援	田角 勝
第26回	在宅小児に対して歯科分野はどのような支援が出来るのか？	望月 司
第27回	在宅医療児に必要な呼吸リハビリテーション	カルガモの家スタッフ

埼玉県では埼玉県小児在宅医療支援研究会を年4回行い、さまざまなテーマで講演やシンポジウムを行っている。参加者は多職種にわたり毎回80名が参加している。

当講習会の過去資料



2016年2月7日第1回講習会



2016年11月13日第2回講習会

皆様に参加されているこの小児在宅医療人材養成講習会の過去コンテンツも、大いに参考になる。

研修資料



クリエイツかもがわ(2012/4)
3,272円



三学出版 (2014/07)
3,456円



診断と治療社 (2014/12)
5.724円



南山堂 (2013/5)
5,832円

各種の優れた教科書が、小児在宅医療や医療的ケア児の管理について教えてくれる。

17 4. 勉強会（講演会）のコンテンツ⑦

研修資料



南山堂 (2016/5)
3,672円



日総研出版 (2015/09)
5,184円



勇美記念財団 (2015/10)



メディカ出版 (2016/12)
4,320円



メディカ出版 (2016/12)
2,592円

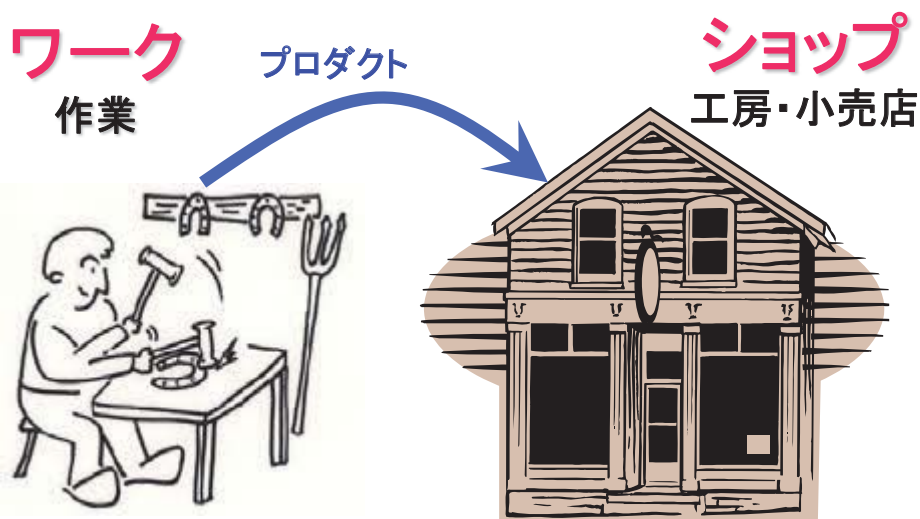
18 5. 多職種連携研修①

**医師だけでなく多職種が一堂に会して
連携を体験すると、驚くほど楽しい！**

- ① 参加者を複数の多職種チームに割り振る
- ② 仮想の患者像を提示し、チームで情報を共有
- ③ **ワークショップ**
 - (1) 課題が与えられ
 - ➡(2) チーム内で解決策について協議
 - ➡(3) 成果を発表
 - ➡(4) 他チームの発表を聞くのも勉強になる

ワークショップ形式による多職種連携研修は、多職種が職種の垣根を越えてお互いに理解を深めあい、効果的な協働関係を構築するために、効果的な方法である。まず①参加者を複数の多職種チームに割り振り、②仮想の患者像を提示してチームで情報を共有する。そして、(1) 全チームに同じ課題が与えられ、(2) チーム内で協議して課題に対する解決策をまとめ、(3) 最後に全体に向けて各チームが成果を発表する。(4) 他チームの発表を聞くことで、同じ課題に対して自チームとは異なるアプローチに気付かされることになる。協議が盛り上がることにより、充実感と親睦感が得られ、達成感を満喫することができる。

19 ワークショップとは？



側島久典先生スライド

20 5. 多職種連携研修②

グループセッション毎に3役を決める



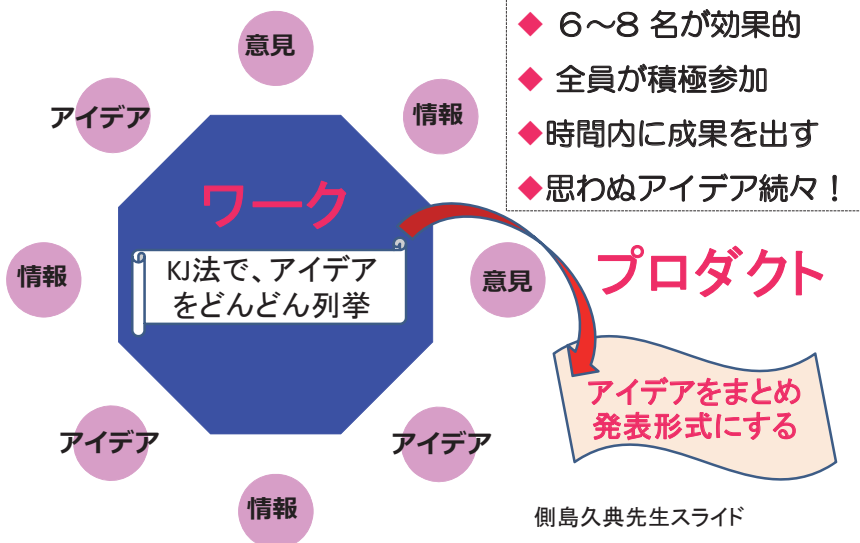
側島久典先生スライド

グループ協議を始める前に、まず司会進行係、記録係、発表係を決める。これらの役割は、新しい課題のもとで協議を始めるたびに交代していく。このようにして、全員が主体的に参加し、貢献する枠組みを作る。

よく問題になることとしては、独りでしゃべり続ける人、議論に参加しない人が出てくる点である。この点については司会進行係が積極的に議事をコントロールし、全てのメンバーが公平に意見を言えるよう配慮する。

議事のコントロールが難しくなった場合は、第3者であるファシリテータが介入し、議事の軌道修正を行うこともある。また、ファシリテータは時間どおりに議事が進んでまとめられるよう、助言する役割も担っている。

チームダイナミクス



側島久典先生スライド

1 チームあたり 6 ～ 8 人が参加するのが理想的である。課題に対し、最初はブレインストーミングとして KJ 法を用いるとアイデアが出やすい。

KJ 法（川喜田二郎）とは、各人が思いつくことをできるだけたくさんポストイットカードに書き集め、あとで協議しながらそれらを整理していく手法である。各人が持っている情報、アイデアを共有し、それらに対する意見を述べ合うことで、協議が重ねられていく（ワーク）。制限時間が設けられているため、その時間内に議論を収束させて発表できる成果物（製品）を作成しなければならない。高い集中力のもとで充実した協議ができると、質の高い製品を作り出せる。

ワークショップ



グループ協議によりまとめた成果物（製品）は、全体セッションの中でグループごとに発表係が発表する。発表係にとっては、簡潔にまとめて人前でプレゼンするスキルを養う場になる。発表後に参加者から質疑応答が出れば、さらに議論や知見の幅を広げることができる。

ワークショップ形式による 多職種連携研修のメリット

- ・ 職種の壁を超えて同じ課題に取り組む
- ・ 役割分担と協働を学ぶ
- ・ 他職種の特性を知る
- ・ 目標が、子どもと家族の生活支援になる
- ・ 多職種間で顔の見える関係を構築できる
- ・ 医師にとって学ぶことは非常に多い

ワークショップによる多職種連携研修を実施すると、職業の壁を越えて多職種が同じ課題に取り組むこととなり、お互いの役割分担と協働を学ぶことができる。このことによって他の職種の考え方や行動パターンを新たに知ることになる。協議の過程では、目標がおのずと子どもとその家族の生活を支援することに集約していき、大きな価値観を多職種で共有していることに気付かされる。多職種連携研修を通してお互いに顔の見える関係が構築され、今後の仕事にも良い影響が出てくる。ともすれば指示的で独善的になりやすい医師にとって、多職種連携研修に参加することで学ぶものは非常に多い。

- ・ 研修会の立ち上げ
まずは医師から周知・開拓
小児科学会実技講習会を参考に
医師会・小児科医会の協力を得ること！
- ・ 熱心な在宅医がいれば
病院でのBST, 在宅への同行訪問(on the job training!)
- ・ 勉強会(講演会)を企画
多職種参加型が成功のカギ！
講師を選定⇒ 面白そうな人を探してくること！
講演テーマを設定
- ・ 多職種連携研修
多職種の協議で顔の見える関係へ
- ・ 継続のための秘訣
熱心な看護師と一緒に企画を考える
多職種に広げて協働したほうが面白い

目 標

研修会当日の準備や運営において注意すべき点、及び事後フォローアップにおいて留意すべき点を知る。

Keyword

準備、受付、講師、会場、演壇、聴衆エリア、懇親会、ワークショップ、KJ法、アンケート

内 容

研修会当日の準備として、スタッフ間でスケジュール及び役割分担を確認する。そして受付を設営して講師及び参加者を迎える準備をするとともに、会場内を設営する。研修会が始まると責任者は全体の進捗と時間を管理し、その指示が他のスタッフに伝わるようにする。懇親会を開く場合は、懇親会責任者がその会計業務を事前に取り決める。KJ法を活用したワークショップを開く場合、さまざまな物品が必要になる。研修会終了後は、その場と数ヶ月後の2種類のアンケートを行い、研修の効果を分析したほうが良い。研修会の見直しはより良い企画につながり、特に看護師など他職種とともに企画するのが良い。

【引用情報】

- 1) 「在宅医療推進のための地域における多職種連携研修会 研修運営ガイド」
- 2) 東京大学高齢社会総合研究機構、国立長寿医療研究センター、日本医師会
(平成25年12月)

研修会当日の運営 及び事後フォローアップ

【最初の準備】

- スタッフに対しスケジュールと役割分担を確認
- 受付の設営（机、椅子、看板、文房具、金庫）

【講師に対する準備】

- 講師の発表用ファイルデータを事前に得ておく
- 講師を控室へ案内する係を決めておく
- 講師用の配布物（謝礼と領収証も）を準備

【参加者に対する準備】

- 事前登録ある場合…参加者名簿、氏名入りの名札、受講料支払いのチェック
- 事前登録ない場合…参加登録票、白紙の名札、なまえペン多数、受講料の徴収
- 配布物やお弁当を人数分用意（数の読みが重要！）

【雛壇の設営】

- 雛壇を設営し、机、椅子、垂れ幕を配置
- 演壇にパソコン、ケーブル、ポインタ、水を設置
- 会場正面にプロジェクタとスクリーンを設置しテスト射影
- 発表用ファイルデータをパソコンに入れる

【聴衆エリアの設営】

- 机、椅子を並べる
- お茶、お菓子、ゴミ箱等を設置
- 会の途中で物品や机などを移動させる必要がある場合
- 誰が、いつ、何をするのか、を事前に打ち合わせ

【本会の運営】

- 責任者が全体の進捗や時間を管理
- 柔軟に動けるスタッフを責任者の周囲に配置
- 各会場に時間管理係、パソコン係、マイク係、電灯係を配置
- ワークショップでは専用の運営が必要(後述)
- 受付係が講演などを聴けるよう、受付係の交代を配慮

【懇親会の運営】

- 懇親会を開く場合、懇親会責任者は懇親会の会計業務(会費徴収など)を事前に取り決める
- 研修会終了前に、懇親会責任者は懇親会会場で準備
- 懇親会の乾杯と閉会挨拶を偉い人に依頼
- 挨拶してもらう人の順序を考えて声をかけておく
- 終了時刻を明示

- ・【必要人員】
- ・ワークショップではグループ毎にファシリテータを配置
- ・ファシリテータは議事進行の修正や時間管理を担う

- ・【必要物品】
- ・チーム毎に記録用紙、各人にペン
- ・ポストイットカード、模造紙、多色のポスターカラーペン(KJ法)
- ＜模造紙で発表する場合＞
- ・記録用のデジカメが1台必要
- ＜パソコンで発表する場合＞
- ・チーム毎にパワポの入ったパソコンが必要

- ・①【会場での参加者アンケート】（当日）
- ＜訊くべきこと＞
- ・（氏名）、職種
- ・いま小児在宅医療に関わっているか（具体的に記載）
- ・各セッションごとの満足度や感想
- ・運営への意見、今後の要望
- ・②【郵送による参加者アンケート】（数ヶ月後）
- ＜訊くべきこと＞
- ・（氏名）、職種
- ・研修会が役に立ったか（具体的に）
- ・いま小児在宅医療に関わっているか（具体的に）
- ・将来関わりたいか（具体的に）
- ・運営への意見、今後の要望

- 研修会を見直しより良い企画に
- アンケート調査で研修の効果を分析
- 医師が熱心なら他の職種もついて来る
- 看護師など他職種とともに企画すれば、今後の展開は面白い

都道府県での 体制づくり

1. 医療・福祉等の地域資源の把握
2. 医療連携体制の構築

目 標

地域において医療的ケア児を支える医療・福祉等の資源を把握する方法を学ぶ

Keyword

医療機関、福祉施設、教育機関

内 容

医療的ケア児を支援する医療・福祉等の地域資源が現時点でどれだけあるかは、行政が主体となって調査しなければ分からない。既存の統計から出せる数字もあるが、医療的ケア児にどの程度対応できるのか把握するためには、個別の施設にアンケート調査を行う必要がある。特に規模の大きな自治体では、ゼロ回答や未返信の率をできるだけ減らして効率的なアンケート調査を行うためにも、アンケートの対象施設を絞り込む作業が必要であり、地域事情を勘案して議論したほうが良い。本講義はそのためのアイデアを提供するものである。ただしここに書かれた方法に縛られる必要はなく、その地域に合った方法を関係者で協議していくプロセスが必要である。

また、地域における医療的ケア児の実数と実態と分布を把握することは行政として必要になる。これを実施するには医療機関や保健所等を介したアンケート調査に依るしかない。医療的ケア児数のおよその目安をもとに、そのようなアンケート調査を実施する手法についてもアイデアを提供する。

これらをもとに、各都道府県毎に充実したグループディスカッションを行っていただきたい。

【引用情報】

- 1) 平成25年度、26年度厚生労働省小児等在宅医療連携拠点事業
- 2) 平成27年度東京都世田谷区「医療的ケアを要する障害児者等に関する実態調査」
- 3) 平成27年度埼玉県「在宅医療を必要とする小児及び家族の生活状況とニーズに関するアンケート調査」
- 4) 平成27年度岐阜県「在宅重症心身障がい児者等実態調査」
- 5) 平成28年度栃木県「慢性疾病を抱える児童等を対象とした在宅での医療的ケアに関する実態調査」等

- ・ 医療的ケア児に関わる地域資源の種類は非常に多い。
- ・ 以下の施設の中で対象を絞り込んだ上で、医療的ケア児を受け入れられるかどうかアンケート調査を実施し、実態を把握するのが良い。

医療機関

(病院、診療所、在宅診療、
訪問薬局、訪問看護、医療型(特定)短期入所事業所)

福祉施設

(指定障害児相談支援事業所、居宅介護事業所、
児童発達支援事業所・センター、医療型児童発達支援センター、
放課後デイ、日中一時支援、保育所、
医療的ケア児等コーディネータ)

教育機関

(特別支援学校、一般小中学校)

- ・ 医療的ケア児に関わる地域資源の種類は非常に多い。
- ・ 以下の施設の中で対象を絞り込んだ上で、医療的ケア児を受け入れられるかどうかアンケート調査を実施し、実態を把握するのが良い。
- ・ 行政で把握できるものとアンケート調査が必要なものとがある。

- ・ 病院・・・医療的ケア児等の入院を受け入れるか？ アンケート
 - ・ 小児科診療所・・・医療的ケア児等を診療できるか？
 - ・ 在宅療養支援診療所・・・小児在宅療養患者を診療できるか？
 - ・ 訪問薬局・・・小児の在宅患者訪問薬剤管理指導できるか？
 - ・ 訪問看護事業所・・・小児在宅療養患者を受け入れるか？
 - ・ 医療型短期入所事業所・・・重心児の医療型短期入所を実施する医療型障害児入所施設、介護老人保健施設、病院
 - ・ 医療型特定短期入所事業所・・・重心児の医療型特定短期入所を実施する診療所等。
- (※ 「特定」とは、ここでは日中だけの預かりを意味する)

- ・ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所に対しては、小児を受け入れるかどうか直接アンケート調査するしかない。
- ・ 医療型短期入所とは重心児を数日か預かること、医療型特定短期入所とは重心児を日中だけ預かることを意味する。

- ・ 病院⇒ 小児科の病床を有する病院にアンケート
- ・ 小児科診療所⇒ 小児科医会を通じてアンケート
- ・ 在宅療養支援診療所⇒ 医師会を通じてアンケート
- ・ 訪問薬局⇒ 薬剤師会を通じてアンケート
- ・ 訪問看護⇒ 訪問看護協会を通じてアンケート
- ・ 医療型(特定)短期入所事業所⇒ 都道府県の障害福祉部署が把握

医療資源アンケート調査の対象は最初にできるだけ絞っておかないと、調査票の配布の労が大きく益は少なくなってしまう。病院は小児科の病床を有する病院に限定したほうが良い。

診療所は小児科医会を通じて小児在宅医療に取り組んでくれそうなところを選別したほうが良い。

在宅療養支援診療所は医師会を通じて、訪問薬局は薬剤師会を通じて、訪問看護事業所は訪問看護協会を通じてそれぞれのリストを入手できる。

医療型短期入所・特定短期入所を行う事業所は、障害福祉部署が把握しているリストを情報共有すればよい。

- ・ 居宅介護事業所
 - …喀痰吸引等研修修了の登録をしている事業所
 - 医療的ケア児に対応できるか？ アンケート
- ・ 児童発達支援センター・事業所
- ・ 医療型児童発達支援センター
- ・ 放課後等デイサービス事業所
 - …重症心身障害児に対応している事業所は
 - 障害福祉部署が把握している
- ・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数
- ・ 医療的ケア児等支援者研修修了者数
 - …障害福祉部署が把握している

・ 居宅介護事業所のうち喀痰吸引等研修の終了認定を受けたところは、都道府県の障害福祉部署で把握できる。

・ 児童発達支援センター、児童発達支援事業所（センター以外）、医療型児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所は都道府県の障害福祉部署が認可するため、把握することができる。これらのうち重心児に対応している施設を抽出すればよい。

・ 都道府県の障害福祉部署は、医療的ケア児等コーディネーター養成研修及び医療的ケア児等支援者研修事業を行っているため、これらの研修修了者数は把握することができる。研修修了者の職場まで把握できれば、さらに有益な情報になる。

- 指定障害児相談支援事業所
 - ・・・医療的ケア児に対応できるか？
相談支援専門員協会に問い合わせる
もしくはアンケートが必要
- 日中一時支援事業所
- 保育所
 - ・・・医療的ケア児のために看護師を配置しているか？
配置されている看護師数は？
アンケート必要

- ・ 障害児のための障害児支援利用計画を作成する資格を認可するのは、市町村になる。市町村から指定を受けた障害児相談支援事業所のうち、医療的ケア児に対応できるかどうかは、直接アンケートするしかない。相談支援専門員協会に問い合わせると分かる可能性がある。
- ・ 日中一時支援事業は市町村の地域生活支援事業に含まれ、市町村でないと把握できない。看護師を配置するための特別な補助を出している市町村では把握しやすい。保育所に関しても同様に、市町村に問い合わせるしかない。

- 特別支援学校
 - ・・・医療的ケア児のために看護師を配置しているか？
配置されている看護師数は？
都道府県教育担当部署が把握
- 一般小中学校
 - ・・・医療的ケア児のために看護師を配置しているか？
配置されている看護師数は？
市町村教育担当部署が把握

- ・ 特別支援学校の多くは都道府県立であり、入学する医療的ケア児の人数や配置する看護師数は都道府県教育担当部署が把握している。
- ・ 一般の小中学校の多くは市町村立であり、医療的ケア児が入学することは極めてまれ。一般学校が医療的ケア児の入学を受け入れるためには、教育委員会の中で協議され、看護師の配置が検討される。そのような児童がいるかどうかを市町村教育担当部署にアンケートするのが良い。

地域の総数

(平成28年)

医療的ケア児数
=1.44／人口1万人

人工呼吸器児数
=0.27／人口1万人

医療的ケア児数 (0～19歳)	2015年5月	2016年5月
総数	17209	18272
20歳未満人口1万人あたり	7.74	8.33
人口1万人あたり	1.36	1.44

人工呼吸器児数 (0～19歳)	2015年5月	2016年5月
総数	3069	3483
20歳未満人口1万人あたり	1.38	1.59
人口1万人あたり	0.24	0.27

総務省統計局人口推計	2015年5月	2016年5月
総人口	126,904,000	126,925,000
20歳未満人口	22,238,000	21,924,000

- ・ 地域における医療的ケア児を正確に把握するためには、医療機関を通して患者に対するアンケート調査をするしかない。
- ・ 医療的ケア児数の目安として、地域の人口あるいは20歳未満人口が参考になる。
- ・ 年とともに医療的ケア児数は増加し人口は往々にして減少する傾向にあるため、推計式は年とともに変化せざるをえないが、数値の規模感は推し量ることができる。
- ・ 平成28年の統計では、医療的ケア児数は1.44人／人口1万人、人工呼吸器児数は0.27／人口1万人である。
- ・ つまり、200万人人口の都道府県では、医療的ケア児数はおよそ290人、人工呼吸器児数は50人くらいいることが見込まれる。
- ・ 実際には地域偏在もあるため、計算式どおりではない。

- ・ 地域資源を整理して表示
➡ 地域マップで「見える化」して公示する
- ・ 医療的ケア児の推計値をもとに、
医療機関を通じて患者にアンケート調査
➡ 医療的ケア児の実態を把握

- ・ 地域資源を整理し、地域マップで「見える化」してホームページに掲載して頂くと、調査の結果を広く活用することができます。
- ・ 医療的ケア児の推計値をもとに医療機関を通じて患者にアンケート調査を行えば、医療的ケア児の実態を把握することができます。

- 47都道府県、19政令指定市の2016年データを別添に示します。
- これらは、平成28年12月の医療的ケア児担当者合同会議で発表された各都道府県・政令指定市の「取組報告」データ(平成28年10月現在)を一覧表にしたものです。
- 各グループの地域データを見て、今日の講義を参考にしながら、以下について話し合ってください。

① 地域資源として何を調べれば良いか

② どのように調べれば良いか

③ 調べた後、どうするか

添付した資料は、平成28年度医療的ケア児担当者合同会議で発表された各都道府県・政令指定市の「取組報告」をもとに、作成しています。ご自身の地域データをご覧になられ、地域事情に合わせて今後どのような調査を組んでいくのが良いか話し合ってくださいと思います。課題は3つです。

① 地域資源として何を調べれば良いか

② どのように調べれば良いか

③ 調べた後、どうするか

今日の講義を参考に、地域毎に話し合ってください。

都道府県 2016年10月データ

都道府県 番号	都道府県	障害保健 福祉圏域 数	人口 (2016年)	コアデータ ネット研修 修了者	医療型短期 入所事業所	3号研修 修了者	医療機関数	小児の医療 機関	訪問看護 事業所数	小児の訪問	看護師配置 保育所	特別支援学 校ケア児数	公立学校 ケア児数	特別支援学 校看護師数	公立学校 看護師数
1	北海道	21	5,377,435	0	19	1,375	684		444		8.01%	282	46	45	17
2	青森県	6	1,293,619	0	4	128	100		119		43.80%	79		9	
3	岩手県	9	1,268,083	0	5	254	14		28			57		37	
4	宮城県	7	2,329,747	0	3	2,081	254		126		19.61%	94		77	
5	秋田県	8	1,009,691	0	2	180	222		65		18.14%	73	4	12	3
6	山形県	4	1,113,029	0	5	383	433		63		38.50%	66		14	
7	福島県	7	1,899,486	0	7	537	57		112		18.09%	177		26	
8	茨城県	9	2,907,109	0	9	568	1,608		1,757		45.80%	217		35	
9	栃木県	6	1,974,720	0	5	105	158		84		26.36%	141	10	29	7
10	群馬県	10	1,975,105	0	6	757	263		160		47.00%	160		25	
11	埼玉県	10	7,290,847	0	22	1,364	72		91		28.40%	177		35	
12	千葉県	16	6,222,666	0	6	5,589	355	39	242	81	44.38%	195	26	62	12
13	東京都	—	13,415,349	0	14	2,538	—		—		71.22%	788		218	
14	神奈川県	11	9,146,681	0	25	2,866	918	98	560	381	11.46%	340	17	42	5
15	新潟県	7	2,304,264	0	7	1,100	432	15	131	61	14.37%	136		36	
16	富山県	4	1,061,393	0	4	37	365	5	60	15	35.50%	72		18	
17	石川県	4	1,154,008	0	6	153	175		88	52	38.20%	78		8	
18	福井県	4	786,740	0	3	1,887	228	7	74	51	11.70%	47		13	
19	山梨県	4	829,770	0	4	323	121		53			56		10	
20	長野県	10	2,087,540	0	11	1,175	817	45	156	94	9.00%	201		25	
21	岐阜県	5	2,022,785	0	25	303	248	86	172	56	10.40%	102		36	
22	静岡県	8	3,695,364	0	4	1,514			116	81		179		48	
23	愛知県	12	7,504,117	0	10	1,888			509		17.30%	338		76	
24	三重県	9	1,807,573	0	6	269	20		41			92		32	
25	滋賀県	7	1,413,184	0	4	131	136	47	95	55	28.03%	148		40	
26	京都府	6	2,605,731	0	6	2,514	265	92	291		23.20%	136		29	
27	大阪府	8	8,839,868	108	16	9,029	1,962	1,788	887	160	90.00%	478	146	78	130
28	兵庫県	10	5,520,575	0	19	866	5,336	837	560	124	0.00%	241		129	
29	奈良県	5	1,357,642	0	4	735	167		121		33.00%	94		14	
30	和歌山県	8	953,000	0	5	90	185		99	35	12.32%	87		16	
31	鳥取県	3	569,579	0	5	88	133	8	50	21	20.63%	98		17	
32	島根県	7	689,817	0	7	141	578		70	37	36.70%	36		12	
33	岡山県	5	1,915,401	0	17	86	363		126	71	20.00%	99		41	
34	広島県	7	2,819,839	0	11	1,380	626		0		6.00%	173		27	
35	山口県	8	1,393,904	0	6	713	174	3	104	19	11.60%	86		33	
36	徳島県	3	750,540	0	2	318	179		76		19.40%	34		17	
37	香川県	5	972,156	0	6	117	784	98	76	16		69		13	
38	愛媛県	6	1,375,000	0	3	188	219	106	148	43		92		12	
39	高知県	5	721,092	0	4	188	178	47	59	13	28.97%	25	7	12	3
40	福岡県	13	5,111,697	76	32	82	108	36	455	112	41.70%	188	12	36	1
41	佐賀県	5	829,069	0	5	89	351	14	63	10	35.00%	82	6	19	0
42	長崎県	8	1,366,249	0	5	183	351		86	13	40.80%	94	13	13	2
43	熊本県	10	1,775,337	0	11	376	257		178		6.00%	139		39	
44	大分県	6	1,164,703	0	9	370	364		104		21.00%	98		19	
45	宮崎県	7	1,095,863	0	5	95	133	19	106	54	21.20%	51		24	
46	鹿児島県	7	1,637,847	0	3	830	282	101	154	62	20.10%	115	7	26	0
47	沖縄県		1,434,000									153		31	

政令指定市 2016年10月データ

都道府県番号	政令指定市	障害保健福祉圏数	人口 (2016年)	コ－データ ネット 研修修了者	医療型 短期入 所事業所	3号研修 修了者	医療機 関数	小児の 医療機 関	訪問看護 事業所 数	小児の 訪看	看護師 配置保 育所	特別支援 学校 ケア数	公立学 校 ケア数	特別支援 学校 看護師 数	公立学 校 看護 師数
1	札幌市		1,958,495	0	7	1,375	174		189		13.00%	42	6	6	0
4	仙台市	5	1,085,450	0	4	2,081	198		70		7.00%	31		26	
11	さいたま市	1	1,280,736	0	5	0	19		17		30.00%	29	5	9	0
12	千葉市	1	973,289	0	3	167	74		55		49.70%	6	6	4	
14	横浜市	3	3,732,768	0	10		356		223	76	43.00%	183	11	14	0
14	相模原市	1	721,686	0	4				36	27		1		0	
15	新潟市		800,413	0	3	545			51	33	35.00%	6		3	
22	静岡市	1	709,509	3	2	8	264		11		0.00%	2		0	
22	浜松市	1	797,980	0	3	0	159	5	38	14	15.00%	1		0	
23	名古屋市	1	2,306,415	0	4		871		229			16		12	
26	京都市	5	1,474,735	0	2	197						71		28	
27	大阪市		2,705,961	108	4						12.12%		76		31
27	堺市	1	837,658	0	1						52.00%	7		3	
28	神戸市	1	1,536,241	0	1		325		139		5.90%	77	23	12	5
33	岡山市	1	708,134	0	3		329		63		36.28%	10		11	
34	広島市		1,190,000		2		257		130		16.40%	44		19	
40	福岡市	1	1,553,607	0	8	7	201	16	115			45		11	
40	北九州市	1	967,149		4		230	29	82	24	7.40%	38		7	
43	熊本市	5	739,899		2				66		70.00%	13		11	

目 標

県単位での医療連携体制の構築について、どのような方法があるかを学ぶ

Keyword

- 「顔の見える連携」
- アウトリーチ
- 共同開催
- トランジション
- コーディネート

内 容

- 北海道における協議会の開催を通じた連携体制構築の取り組み例
- 在宅移行ガイドブック作成を通じた連携体制構築の取り組み例
- 拠点病院へのアウトリーチによる連携体制構築の取り組み例
- 研修会や意見交換会の共同開催を通じた医療連携体制構築の取り組み例
- 大阪市における、重症心身障害児者のトランジション（移行期医療）に関する連携体制構築の取り組み例

【引用情報】

- 1) 小児期発症疾患を有する患者の移行期医療に関する提言」日本小児科学会
移行期の患者に関するワーキンググループ
http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/ikouki2013_12.pdf
- 2) 重症心身障がい児者の医療コーディネート事業について（大阪市）
<http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000268945.html>
- 3) 在宅重度障害児者医療福祉コーディネート事業の実施について（神戸市）
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/press/2016/10/20161003131001.html>

都道府県での医療連携体制の構築

北海道の事例より

医療連携体制の構築に関して、北海道の事例をもとに、全県的な取り組みのアイデアを紹介する。



北海道では2015年度より、小児等在宅医療連携拠点事業を開始している。札幌市で小児および若年障害者の訪問診療を行う在宅療養支援診療所である「生涯医療クリニックさっぽろ」が補助事業者となり、医療的ケア児の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・保育の連携体制構築のための活動を行っている。



年2回、大学病院、小児病院、北海道各地の拠点病院（総合周産期母子センターのある病院）、神経筋疾患の拠点病院、重症心身障害児施設、医師会、看護協会、特別支援学校、北海道・札幌市の行政からの代表者を委員とする小児在宅医療推進協議会を開催している。

「北海道において小児在宅医療を推進するためにどのようなことを行うべきか」を話し合う中でそれぞれの機関・地域の状況や課題を知ることができ、それが医療連携体制の構築につながっている。



札幌市では2016年度に、大学病院、小児病院、総合病院小児病棟、訪問クリニック、相談室、重症心身障害児施設、行政関係者など市内の医療的ケア児支援者が集まり、複数回の協議を経て「支援者のための子どもの在宅医療ガイドブック 乳幼児編」を作成した。これは、NICUなどから在宅医療を必要とする子どもが初めて在宅移行する際に必要な知識や情報などをまとめたものである。どのタイミングでどのような介入を行うべきか、どの時期にどの機関に紹介すべきか、各種申請手続きはどの時期に行うべきか、痰の吸引など医行為についてはどのように指導するか、在宅での機器・物品などに関する情報など、関係者で協議することを通して患児・家族への支援方法について情報共有することができた。

5 アウトリーチによる医療連携体制の構築（1）

1. 往診／診療支援

- ・ 専門診療に関してコンサルトを受けたときに往診する
- ・ 特殊な検査機器を貸し出す
- ・ 特殊な治療について、共同で行う

アウトリーチ（病院から出て行く）により「顔の見える連携体制」が構築されることも多い。

当院では、慢性呼吸不全の患者に対する呼吸機能評価および人工呼吸器療法を専門に行っており、それに関するコンサルトが来た場合には、積極的にその機関に出向くようにしている。経皮CO2モニターなどの特殊検査機器を持参したり、NPPV導入を共同で行うこともある。

6 アウトリーチによる医療連携体制の構築（2）

2. 地域の関係機関への共同指導

- ・ 痰の吸引や経管栄養、カニューレ事故抜去時の対応などに関する指導
- ・ 地域のかかりつけ医と専門医療機関の担当医がその機関に出向く

学校、保育園、児童発達支援施設、デイサービスなどにおいて、痰の吸引などの医行為や、気管カニューレの事故抜去時の対応について指導することがあるが、その際に地域のかかりつけ医と専門医療機関の担当医が一緒に出向くことも有効である。

3. 視察

- ・ 在宅医療連携拠点事業などを用いて医療機関を視察する
- ・ 医療的ケア児支援の状況、地域で不足している専門診療などについて情報交換
- ・ 地域の複数の医療機関からの参加を得て懇親会を開催

診療絡みでなくても、在宅医療連携拠点事業などを用いて医療機関を視察し、地域での状況について情報交換したり、地域の複数の医療機関からの参加を得て懇親会を開催することも、地域での連携を促進することにつながる。

1. 小児在宅医療実技講習会

- ・ 気管カニューレと胃瘻について講義と実技で学ぶ
- ・ 地域で小児によく関わっている耳鼻科医と小児外科医に講師を依頼
 - ⇒ 日頃疑問に思っている内容について直接講師に聞くことができた
- ・ 大都市では成人の在宅医が多く参加
 - ⇒ 在宅医同士の連携体制強化につながった
- ・ 地方都市では訪問看護ステーションから参加
 - ⇒ 訪問看護師が日頃の疑問について専門医に直接聞くことのできる機会に

研修会や意見交換会の開催が、医療連携体制の構築につながることもある。

医師を対象とした実技講習会の開催は、小児在宅医療に関心のある医師の把握とともに、「顔の見える連携」体制の構築につながる。地方都市では医師のみを対象とすると定員がうまらないことが多い。訪問看護などにも参加してもらうことで、地域での連携強化につながる。

2. 呼吸介助勉強会

- ・ 徒手的排痰補助などの呼吸介助に関する勉強会
- ・ 在宅医療機関、児童発達支援施設、特別支援学校などのセラピストで共催
- ・ 毎回、実行委員会形式として関わってくれる人を徐々に増やす
- ・ 地方都市での開催にあたり、地域の拠点病院リハビリテーション部に協力を依頼

呼吸介助に対してセラピストが集まって勉強会を開催するなど、職種やテーマを絞った集まりをつくり、定期的な開催に移行すると地域での連携強化につながりやすい。

3. 意見交換会

- ・ 地域の関連機関が集まり、医療的ケア児支援について情報交換する
- ・ 地域の拠点病院と行政から協力要請があり、共同開催とした
- ・ 病院、在宅医、訪問看護など、地域の関係医療機関が集まる場となった

地域の拠点病院と行政との協働により意見交換会を開催することで、地域での連携体制に加え、県の中心部と地方都市の間の連携体制構築にもつながる。

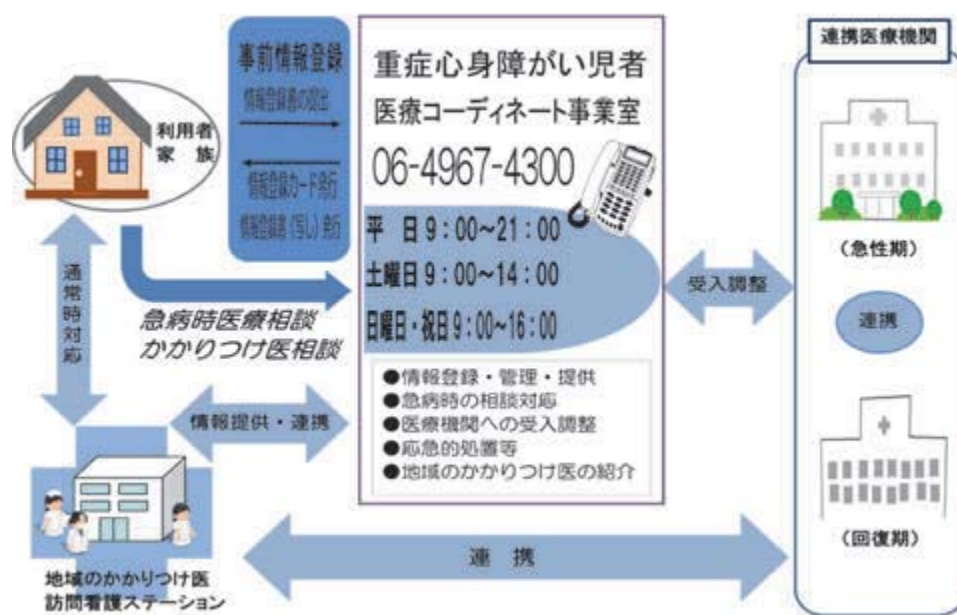
医療連携体制の構築

大阪市の事例より

次に、大阪市の事例から、重症心身障害児者の移行期医療に関する医療連携体制構築のアイデアを紹介する。

- ・基礎疾患・病歴等の「情報を持たない」医療機関において、重症心身障がい児者の受け入れが困難とされる場合がある。
- ・大阪市では、「受け入れ先が見つからない」「たらい回しにされた」といった患者の声を受けて、重症心身障がい児者への切れ目ない医療を目指して、大阪発達総合療育センターを委託先として、2014年10月より「重症心身障がい児者の医療コーディネート事業」を開始した。本事業は、大阪市内在住で在宅療養中の重症心身障がい児者（年齢を問わず身体障害者手帳1級または2級に加えて療育手帳A判定を保持）に対し、事前に医療情報を登録しておき、急病時には医療コーディネーターが相談を受け、必要に応じて自院で応急対応、または連携医療機関への受け入れ調整を行うものである。
- ・並行して、かかりつけ医を持たない患者に地域でのかかりつけ医紹介を行い、急病時に相談できる体制を予め作っておくことも行っている。

13



重症心身障害児者のご家族から何らかの医療相談がある場合、まずセンターに電話連絡頂き、相談に可能な限りお答えし、必要に応じ当センターを受診頂くか、或いは連携医療機関や高度専門病院に、医師から連絡の上、受診頂くというのが、事業の流れとなる。

準備段階での取り組みの一つとして、連携機関としての市内医療機関や消防局等約30の施設を訪問し、事業の説明と連携の依頼を行った。

14 患者情報登録書 表

[illegible]

まず、対象となる方々に、この「情報登録書」を送った。

A4サイズ2頁、裏表になっており、表には、氏名・生年月日等の基本情報、既往歴や定期内服薬、運動機能、コミュニケーションの可能な範囲等の記入欄がある。

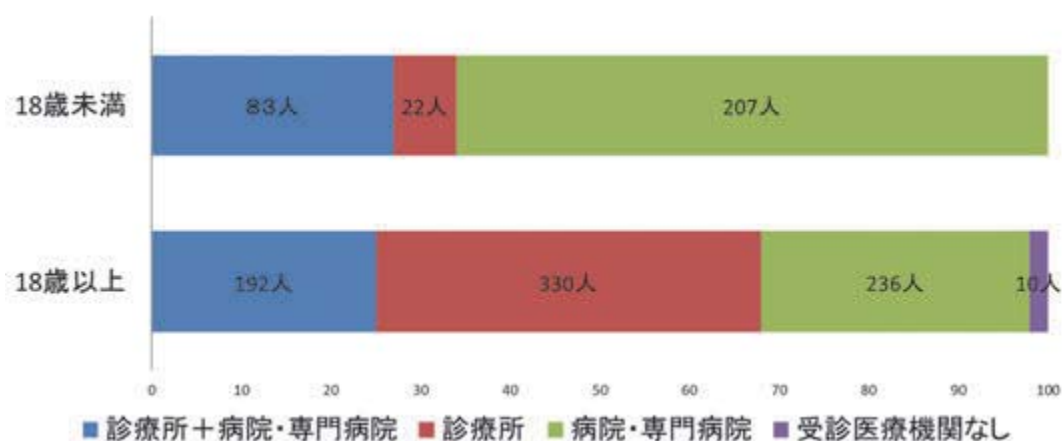
15 患者情報登録書 裏

The form includes sections for:

- 食事 (Food)
- 排泄 (Excretion)
- 医療的ケア (Medical Care)
- 緊急連絡先 (Emergency Contact)
- かかりつけ医 (Regular Doctor)
- 通所事業所 (Outpatient Facility)
- 個人情報同意 (Personal Information Consent)

裏には、食事、排泄、医療的ケアの内容、緊急連絡先、かかりつけ医、通所事業所などを記入する欄があり、最後に個人情報同意についても記入の上返信頂き、センターにてデータベース化している。

16 登録の状況



登録対象者2,020人中1,080人（53％）が登録済（2017年2月28日現在）。18歳以上が771人（71％）を占め、登録者の75％が医療的ケアが無かった。登録者のかかりつけ医は、地域診療所と病院の両方275名（25％）、地域診療所のみ352名（33％）、病院または高度専門病院のみ443名（41％）、なし10名（0.9％）であった。

17 事業の現況（2017.2.28.現在）

医療相談	
電話対応	651件
窓口対応	39件
救急対応件数	
2014年度(10－3月)	10件
2015年度	9件
2016年度	17件
相談後の対応	
当センター/地域診療所 受診	19件
病院/高度専門施設 へ紹介	19件
→うち 入院	5件
地域でのかかりつけ医紹介実績	13件

18 事業を実施しての考察

- ・かかりつけ医を全くもたない人は1%未満と低く、このうち医療的ケアが必要な例はなかった。
- ・登録者の70%超が18歳以上の障がい「者」であり、今後も増加するものと考えられた。
- ・かかりつけ医が「高度専門病院のみ」の例が多数あり、本事業でもトランジションへの対応が大きな課題と考えられた。
- ・急病時対応だけでなく、生活習慣病を含む成人疾患への対応をスムーズにするためにも「地域のかかりつけ医」を持つことの重要性が窺われた。
- ・眼科、耳鼻科 婦人科、整形外科、泌尿器科などの受診ニーズがあり、これら地域医療機関とも連携の必要性がある。
- ・今後も大阪市との協力のもと、重症心身障害児者の医療の拡張そのものを目指して、多職種を対象とした専門的研修開催等にも継続して取り組んでいく予定である。

【使用方法】

上記の DVD-ROM には、テキストのスライドをパワーポイント形式で入れております。

地元で開催する研修会などでお使いいただければと思います。

ただし、こちらのパワーポイント資料には、各項目毎のタイトルの記載がございません。

タイトルは、「ノート」に記載しておりますので、それを参考にして、ご自身で

ご自由に入力しご活用下さい。

地域の研修会等での使用の際には、出典元を消さないようお願い致します。

平成30年度 小児在宅医療に関する人材養成講習会テキスト

発 行：国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
(平成30年12月25日発行)